ご契約者の皆さまへ

普通保険約款・特約集

家庭用総合自動車保険

クルマの保険

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
MS&AD INSURANCE GROUP
本社　〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
TEL：03-5424-0101（大代表）
http://www.aioinissaydowa.co.jp/
N3

平成24年10月

▶ 自動車の保険について知りたいとき　Ⅰ　P.4
▶ 保険証券の見方について知りたいとき　Ⅱ　P.6
▶ 保険約款の見方について知りたいとき　Ⅲ　P.8
▶ 適用される条項・特約を見たいとき　Ⅳ　P.9
▶ 契約条件の概要を確認したいとき　Ⅴ　P.13
▶ 契約内容の変更があるとき　Ⅵ　P.15
▶ 保険料について確認したいとき　Ⅶ　P.19
▶ 補償内容の概要について知りたいとき　Ⅷ　P.28
▶ 事故にあわれたとき　Ⅸ　P.40
▶ 普通保険約款を見たいとき　Ⅹ　P.50
▶ 特約を見たいとき　Ⅺ　P.97

タフシン

はじめに

このたびは弊社の自動車保険をご契約いただき、

誠にありがとうございます。

心より厚く御礼申しあげます。

この冊子はご契約に伴う大切なことがらを

記載したものです。

必ずご一読いただき、保険証券とともに

大切に保管してください。

【Web約款のご案内】

弊社では、環境配慮（紙の使用量削減）を目的として、「Web上の専用ページ」にて普通保険約款・特約をご覧いただくことができるWeb約款をご用意しております。

Web約款のご利用には、ご契約者専用Webサービス「マイページ」の利用規約に同意いただくことが条件となります。詳細につきましては、代理店・扱者または弊社までお問合わせください。

【ご質問・ご要望などについて】

わかりにくい点、お気づきの点がございましたら、ご遠慮なく代理店・扱者または弊社までお問合わせください。

●保険証券の記載内容をご確認ください。

保険証券はお客さまからお申し出いただきました内容や、ご確認させていただきました事項に基づいて作成しております。

記載内容が事実と異なる場合は、ただちにご契約の代理店・扱者または弊社までご連絡ください。

• 保険証券の記載内容およびその見方：P.6をご覧ください。

●ご契約後にご留意いただきたい事項

自動車保険では、ご契約後にご連絡いただきたい事項があります。

ご契約内容に変更が発生した場合(※)や事故が起こった場合は、ご契約の代理店・扱者または弊社までご連絡ください。

(※)具体的には次のような場合をいいます。
- ◆ご契約のお車を入替された場合
- ◆ご契約のお車を運転される方の年齢条件や範囲が変更になった場合

等

• ご契約後にご留意いただきたい事項：P.15をご覧ください。
• 事故が起こったときの手続き：P.40をご覧ください。

タフシンプル·クルマの保険とは、家庭用総合自動車保険のペットネームです。

自動継続でご契約いただいたお客さまには、継続証を送付します。この冊子におきましては「保険証券」を「継続証」と読み替えていただきますようお願いいたします。

CONTENTS【もくじ】

Ⅰ 自動車の保険について 4

Ⅱ 保険証券の記載内容およびその見方 6

Ⅲ 普通保険約款・特約の用語について 8

Ⅳ 保険証券の記載と適用される普通保険約款の条項・特約 9

Ⅴ ご契約条件等をご確認ください 13

1 記名被保険者と記名被保険者の生年月日をご確認ください …… 13
2 車両所有者をご確認ください …… 13
3 運転者の範囲をご確認ください …… 13
4 運転者の年齢条件をご確認ください …… 14

Ⅵ ご契約後にご留意いただきたい事項 15

1 ご契約後に通知いただく事項(通知義務) …… 15
2 ご契約のお車を『譲渡』される場合 …… 15
3 ご契約のお車を『入替』される場合 …… 16
4 その他ご留意いただきたい主な事項 …… 16
5 ご契約内容の変更に伴う追加保険料のお取扱い …… 16
6 万一、お手続きをお忘れになった場合のサポート機能 …… 17
7 ご契約を解約される場合 …… 18
8 ご契約の「中断制度」について …… 18
9 重大事由による解除 …… 18
10 ご契約の無効、取消し …… 18

Ⅶ 保険料について 19

1 保険料の払込方法 …… 19
2 分割払のご注意点 …… 19
3 ノンフリート等級別割引・割増制度 …… 20
4 型式別料率クラス制度について〈自家用(普通・小型)乗用車のみ対象〉 …… 23
5 ご契約内容変更時・解約時等の保険料の計算方法例 …… 24

補償MAP 26

Ⅷ タフシンプル・クルマの保険の補償内容 28

1 普通保険約款と特約の概要 …… 28
- 1 事故により相手の方を死傷させた場合の補償 …… 28
- 2 事故により相手のものを壊した場合の補償 …… 29
- 3 事故によりご自身・ご家族・乗車中の方が死傷された場合の補償 …… 30
- 4 事故によりご契約のお車が壊れた場合の補償 …… 33
- 5 事故等に伴って支出された費用の補償 …… 34

2 主な特約の概要 …… 36

Ⅸ 事故が起こったときの手続き 40

1 万一、事故が起こったら・・・ …… 40
2 必ず弊社にご相談ください …… 42
3 交通事故証明書を忘れずに …… 42
4 相手の方には誠意をもって …… 42
5 事故の際の『過失相殺』について …… 42
6 保険金のご請求時にご提出いただく書類等について …… 42
7 自賠責保険との一括払 …… 44
8 保険金の内払い制度 …… 44
9 賠償事故の解決のために弊社が行う手続き・援助 …… 45
10 示談・訴訟の場合の費用のお取扱い …… 45
11 相手の方からの直接請求制度 …… 45
12 賠償責任保険における被害者の先取特権 …… 45
13 代理請求の制度 …… 45
14 自動車事故のご相談または苦情の受付 …… 46
15 中立の第三者機関による示談斡旋制度 …… 47

Ⅹ 普通保険約款 50

Ⅺ 特 約 97

Ⅰ 自動車の保険について

自動車に関する保険は、法律で加入が義務付けられた**強制保険**（自動車損害賠償責任保険、以下「自賠責保険」といいます。）と任意にご加入いただく**任意保険**の大きく2種類に分かれています。

〈 自動車の保険 〉

強制保険

法律で加入が義務付けられています。

任意保険

任意にご加入いただく保険です。

自賠責保険

自賠責保険は、自動車事故の被害者救済が目的であり、補償される範囲は対人事故の賠償損害のみになります。
支払限度額は、被害者１名につき、次のとおりとなります。

- 死亡による損害の場合は 最高で**3,000万円**
- 後遺障害による損害の場合は 最高で**4,000万円**
- 傷害による損害の場合は 最高で**120万円**

自動車保険

弊社の自動車保険は右表のとおり5種類あります。

〈あいおいニッセイ同和損保の自動車保険〉

【個人総合自動車保険】

【家庭用総合自動車保険】

タフシンプル･クルマの保険の保険約款は、普通保険約款と特約から構成されています。
普通保険約款は次のとおりの構成になっており、大きく分けて「第１章」から「第４章」の各補償条項と、これらの補償条項に共通して適用される「第５章（基本条項）」により構成されています。

普通保険約款

章	内容	ページ
第１章	事故により相手の方を死傷させた場合の補償	(P.52)
第２章	事故により相手のものを壊した場合の補償	(P.57)
第３章	事故によりご自身･ご家族･乗車中の方が死傷された場合の補償	(P.61)
第４章	事故によりご契約のお車が壊れた場合の補償	(P.68)
第５章	基本条項	(P.72)

【事業用総合自動車保険】

【実走行距離連動型自動車保険】

ドライバー保険

●ご契約の対象となる自動車について

タフシンプル・クルマの保険では、すべての用途・車種のお車についてご契約いただくことができます。

ただし、次の自動車を除きます。

- レンタカー
- 教習用自動車
- 販売用自動車
- 受託自動車

この冊子でいう自家用8車種とは、次の8車種をいいます。

- 自家用普通乗用車
- 自家用小型乗用車
- 自家用軽四輪乗用車
- 自家用小型貨物車
- 自家用軽四輪貨物車
- 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）
- 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）
- 特種用途自動車（キャンピング車）

総付保台数が10台以上のご契約者（「フリート契約者」といいます。）の場合、一部お取扱いが異なりますので、代理店･扱者または弊社までお問合わせください。

Ⅱ 保険証券の記載内容およびその見方

保険証券に記載された内容をご確認ください。

保険証券の見本は平成24年5月時点のものであり、予告なく変更させていただく場合がございます。

1 ご契約者のご住所・ご氏名をご確認ください。

2 補償の対象となる期間をご確認ください。

3 ご契約のお車をご確認ください。なお、通知事項には★が付されています。

4 ご契約の証券番号です。お問合わせ等の際にお知らせください。

5 記名被保険者をご確認ください。

補償の対象となる方の詳細な範囲については、「Ⅷ タフシンプル・クルマの保険の補償内容」(P.28)または普通保険約款(P.50)および特約(P.97)をご覧ください。

6 記名被保険者の方の生年月日をご確認ください。

運転者の年齢条件が「26歳以上補償」の場合、「記名被保険者年齢別料率区分」が表示されます。

7 運転者の年齢条件およびその他の条件をご確認ください。

8 限定運転者をご確認ください。

9 補償の対象となる運転者の方の範囲と適用される年齢条件を記載しています。(注)記載された方の実在の有無にかかわらず記載しています。

保険証券(見本)[表面]

自動車保険証券

ご契約者
郵便番号 150－0013
住所 東京都 渋谷区 恵比寿 1－28－1
氏名 渋谷 太郎 様

証券番号 1234567890

タフ シンプル TOUGH Simple クルマの保険

03-6201-N3 000213#

保険種類 タフシンプル・クルマの保険(家庭用総合自動車保険)
保険期間 平成24年10月 1日午後 4時から 平成25年10月 1日午後 4時まで 1年間

ご契約のお車
車名 エビスABC
登録番号★ 恵比寿500さ1234
車台番号★ ABCD－123456
型式 ABCD
用途・車種★ 自家用小型乗用車
初度登録年月 平成19年 4月
車両所有者 ご契約者様に同じ
料率クラス 車両：5 対人：4 対物：3 傷害：4

割増・割引等
ノンフリート契約
6S等級 事故有係数適用期間0年 (5%割引)

記名被保険者等
氏名 ご契約者様に同じ
住所 ご契約者様に同じ
生年月日 昭和60年 6月12日
年齢別料率区分 29歳以下

運転者の年齢条件等
運転者の年齢条件 26歳以上補償
その他の条件 運転者本人・配偶者限定
限定運転者 渋谷 太郎 様 および配偶者様

運転者年齢	20歳以下	21歳～25歳	26歳以上	―	―
本人	×	×	○	―	―
配偶者	×	×	○	―	―
子またはその配偶者	×	×	×	―	―
同居の親族	×	×	×	―	―
別居の未婚の子	×	×	×	―	―
上記以外の方	×	×	×	―	―

「○」補償されます 「×」補償されません
この保険契約では上記表に「○」印のある方が運転中の事故についてのみ補償されます。(事故故障付随費用など上記表にかかわらず補償される場合もあります。)

保険料払込方法
合計保険料 000,000円
払込方法 一時払

★印が付された項目は通知事項となります。内容に変更が生じた場合は、遅滞なく弊社までご連絡ください。故意または重大な過失によってご連絡が遅滞した場合や追加保険料の払込みがないまま、万一事故が発生した場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

N3 2P @5
証券作成日 平成24年10月 4日
証券作成地 東京都
印紙税申告納付につき渋谷税務署承認済
000107 K 2863

あいおいニッセイ同和損保 安心カード
・事故のご連絡
・サービスのご利用
0120－024024
・ご契約内容変更のご連絡
0120－101101(携帯・PHSもご利用いただけます)
受付時間：平日9時～19時、土日祝9時～17時
(年末年始を除きます)
※上記以外の時間帯は、コンピューターによる受付となります。
代理店・扱者 あいおいニッセイ同和損害保険事務所 TEL 03－0000－0000
あいおいニッセイ同和損保 恵比寿支店 営業第一課 TEL 03－0000－0000
ご契約いただき、ありがとうございました。

自動車保険のご契約内容(補償内容)
ご契約者 渋谷 太郎 様
証券番号 1234567890
保険期間 24年10月 1日～25年10月 1日 午後 4時まで
保険種類 タフシンプル・クルマの保険
登録番号 恵比寿500さ1234 車名 エビスABC
補償概要 無制限万円 無制限万円 0万円 人身傷害 3000万円 搭乗者傷害 万円 車両 一般補償 200万円 10－10万円 有
年齢条件 26歳以上補償
その他の条件 運転者本人・配偶者限定
※本カードではご契約内容の概要を記載しております。詳細は保険証券にてご確認ください。

10 保険料の払込方法を記載しています。

「契約時保険料払込票払(コンビニ等払)」「契約時保険料請求書払」と記載されている場合、「契約時保険料の払込取扱票・請求書払特約」がセットされています。

契約時保険料払込票払(コンビニ等払)	保険証券と別にお送りする「払込取扱票」で払込期日までに、コンビニエンスストアまたはゆうちょ銀行(郵便局)にて保険料をお払込みください。
契約時保険料請求書払	別途お渡しする「保険料お振込のご案内」に記載の払込期日までに、指定の振込口座に保険料をお振込みください。

11 ベルマーク運動に協賛しています。　(注)フリート契約は対象外となります。

12 安心カードは、ミシン目にそって切り取り、3つ折にして運転免許証と一緒に携帯してください。

保険証券(見本)**[裏面]**

補償内容と保険金額

証券番号 1234567890
保険種類 タフシンプル・クルマの保険
登録番号 恵比寿500さ1234
サービス ロードアシスタンスサービス

[○]…補償されます
[×]…補償されません

事故により相手の方を死傷させた場合の補償

○	対人賠償責任保険	1名につき	無制限
○	対人臨時費用		補償されます

事故により相手のものを壊した場合の補償

○	対物賠償責任保険	1事故につき	無制限
		自己負担額	0万円
○	対物差額修理費用補償特約		補償されます

事故によりご自身・ご家族・乗車中の方が死傷された場合の補償

○	人身傷害保険	1名につき	3,000万円
×	自損傷害特約		補償されません
	人身傷害保険で補償されます。お支払金額は、人身傷害条項損害額基準等により算出されます。		
○	無保険車傷害特約	1名につき	無制限
×	搭乗者傷害保険		補償されません

事故によりご契約のお車が壊れた場合の補償

○	車両保険 一般補償	保険金額	200万円
		自己負担額 1回目事故	10万円
		2回目以降事故	10万円
○	他車との衝突		補償されます
○	単独事故		補償されます
○	火災・爆発・盗難・台風		補償されます
○	全損時諸費用		補償されます

事故等に伴って支出された費用の補償

○	弁護士費用等補償特約	補償されます
○	事故・故障損害付随費用特約	補償されます

その他の特約等

その他のご契約に関する事項

CBC4L
000107
代理店・扱者 ABCD あいおいニッセイ同和損害保険事務所 TEL 03−0000−0000
営業所 社員 1234 恵比寿支店 営業第一課 TEL 03−0000−0000
整理№ KN3−000106 その他1 その他2
事故のご連絡・サービスのご利用 0120−024024

まさかの事故!
【いざというとき事故現場で行うこと】
現場で示談、約束はしないでください。
1.ケガ人の救護 救急車は119番
2.二次災害防止 お車を安全な場所へ
3.相手方の確認 連絡先も確認
4.警察に連絡 警察は110番
5.目撃者の確認
6.事故の状況を把握
7.弊社への事故の連絡

弊社にご連絡いただきたいこと
①証券番号(表面参照)
②登録番号(ナンバープレートの番号)
③ご契約者様のお名前
④ご連絡者のお名前とご連絡先
⑤事故について
■お車の状況
■いつ(事故日時)
■どこで
■誰と
■どうなった(事故状況)
■警察(届出警察)
■目撃者
■ケガ人

GPS-i 位置情報通知システム
GPS機能付きの携帯電話をお持ちの場合は、お客さま専用携帯サイト「ADナビ」より「GPS-i 位置情報通知システム」をご利用いただけます。
アクセスはこちらから!!

このサービスのご利用は、必ず事前に表面太枠内の番号にお電話いただき、提携会社((株)安心ダイヤル)が手配する業者をご利用いただくことが条件となります。
○サービスの概要 ロードアシスタンスサービス
レッカー現場急行サービス
●事故・故障で自力走行不能の場合に、現場から60km以内(または弊社が指定する最寄り)の修理工場へレッカー牽引・搬送
●落輪引き上げ・乗り上げ時の引き降ろし
クイック修理サービス
●故障・トラブル等により自力走行不能となった場合に、現場で行う30分以内に完了する応急作業が無料。ただし、バッテリーあがり・ガス欠は保険期間中それぞれ1回のみ無料(自宅駐車場でのガス欠時は、燃料代は有料)
※ご提供するサービスの詳細については、「自動車保険サービスガイド」をご覧ください。
(注)お客さまご自身でレッカーまたは修理業者を手配された場合は、このサービスの対象となりませんので、ご注意ください。

13 サービスの詳細な内容については、同封の**「自動車保険サービスガイド」**をご覧ください。

14 補償内容・保険金額・自己負担額をご確認ください。保険金額の記載がないものについては普通保険約款・特約をご覧ください。

15 ご契約のお車の補償(車両保険の有無・車両保険のご契約方式等)をご確認ください。

【ご注意いただきたい事項】

保険証券記載の内容が事実と異なる場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご契約の代理店・扱者または弊社までご連絡ください。

※補償内容の詳細につきましては、普通保険約款・特約をご覧ください。
※保険証券記載の保険金額は、支払限度額となっております。

Ⅲ 普通保険約款・特約の用語について

保険約款において共通で使用されている用語については、「ご契約に適用される保険約款と用語のご説明」の**〈この保険約款全般に共通する用語のご説明ー共通定義〉**(P.50)でご説明しております。【下記❶】

(P.50)

また、文中の**青字**の用語については、普通保険約款の各条項および各特約の冒頭で、**〈用語のご説明ー定義〉**としてご説明しております。【下記❷】
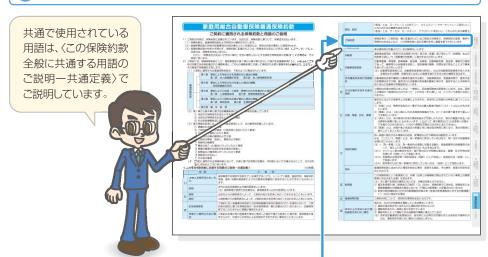
❶ 共通で使用されている用語

❷ 各条項・各特約で個別に使用されている用語
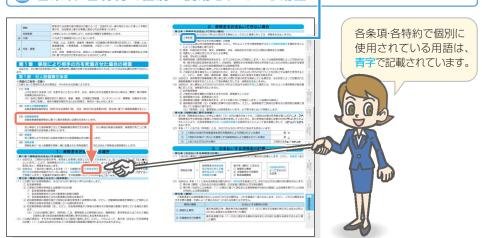
Ⅳ 保険証券の記載と適用される普通保険約款の条項・特約

ご契約に適用される普通保険約款の条項・特約の掲載ページにつきましては、下表をご覧ください。

【ご注意いただきたい事項】

保険証券に下表の「記載内容」のとおり記載されている場合には、その条項・特約が適用されます。
なお、「× 補償されません」と記載されている場合には、その条項・特約は適用されません。
また、「保険金額」・「新価価額」は、保険証券に「金額」(例:1億円)または「無制限」として記載されます。

「必ずセットされる特約」・「ご希望によりセットすることができる特約」の区分については後記 Ⅷ タフシンプル・クルマの保険の補償内容 2 主な特約の概要 (P.36)をご参照ください。

保険証券裏面(ご住所・ご氏名の記載がない面)に記載があるもの

1. 事故により相手の方を死傷させた場合の補償

記載欄	記載内容	適用される条項・特約名	ページ
「対人賠償責任保険」	「○」および「保険金額」	第1章第1節 対人賠償責任条項	52
「対人臨時費用」	「○ 補償されます」	第1章第2節 対人臨時費用条項	56

2. 事故により相手のものを壊した場合の補償

記載欄	記載内容	適用される条項・特約名	ページ
「対物賠償責任保険」	「○」および「保険金額」	第2章 対物賠償責任条項	57
「対物差額修理費用補償特約」	「○ 補償されます」	対物差額修理費用補償特約	97

3. 事故によりご自身・ご家族・乗車中の方が死傷された場合の補償

記載欄	記載内容	適用される条項・特約名	ページ
「人身傷害保険」	「○」および「保険金額」	第3章第1節 人身傷害条項	61
	「人身傷害「ご契約のお車搭乗中のみ」補償特約」	人身傷害「ご契約のお車搭乗中のみ」補償特約	98
	「○」および「1事故保険金額」	バスの人身傷害保険金支払に関する特約	98
「自損傷害特約」	「○」および「保険金額」	自損傷害特約	99
「無保険車傷害特約」	「○」および「保険金額」	無保険車傷害特約	102
「搭乗者傷害保険」	「○」および「保険金額」	第3章第2節 搭乗者傷害条項	66
	「○」および「1事故保険金額」	バスの搭乗者傷害保険金支払に関する特約	105

4. 事故によりご契約のお車が壊れた場合の補償

記載欄	記載内容	適用される条項・特約名	ページ
「車両保険」	「○」および「保険金額」	第4章第1節 車両条項	69
	「限定補償」	車両損害の補償範囲限定特約	107
	「新価価額(車両新価保険)」および「新価価額」	車両新価保険特約	107
「全損時諸費用」	「○ 補償されます」	第4章第2節 全損時諸費用条項	72

5. 事故等に伴って支出された費用の補償

記載欄	記載内容	適用される条項・特約名	ページ
「弁護士費用等補償特約」	「○ 補償されます」	弁護士費用等補償特約	111
「事故・故障損害付随費用特約」	「○ 補償されます」	事故・故障損害付随費用補償特約	114

6. その他の特約等

記載欄	記載内容	適用される条項・特約名	ページ
「その他の特約等」	「人身傷害の子ども育英費用補償」	人身傷害の子ども育英費用補償特約	117
	「むちうち追加給付」	搭乗者傷害医療保険金(一時金払)の頚部捻挫等追加給付特約	118
	「車両価額協定保険」	車両価額協定保険特約	119
	「車両超過修理費用補償特約」	車両超過修理費用補償特約	121
	「買替時諸費用補償特約」	買替時諸費用補償特約	123
	「地震・噴火・津波「車両全損時定額払」」	地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約	124
	「車対車事故自己負担額ゼロ特約」	車対車事故自己負担額ゼロ特約	127
	「リサイクル部品使用」	リサイクル部品使用特約	127
	「車両損害に関する代車提供」および「代車クラス・パターン」	車両損害に関する代車提供特約	128
	「車両損害に関するレンタカー費用補償」および「代車クラス・パターン」	車両損害に関するレンタカー費用補償特約	130
	「車内外身の回り品補償：30万円」	車内外身の回り品補償特約	131
	「個人賠償責任保険」および「保険金額」	個人賠償責任保険特約	136
	「ファミリーバイク・人身傷害」	ファミリーバイク特約	140
	「ファミリーバイク・自損傷害」		
	「日常生活弁護士費用等補償」	日常生活弁護士費用等補償特約	142
	「事業用積載動産補償」および「保険金額」	事業用積載動産補償特約	144
	「地震・噴火・津波車両損害」	地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約	148
	「リース車両費用補償」	リースカー車両費用補償特約	149
	「リース車両修理費優先支払」	リースカー車両費用保険の修理費優先支払特約	153
	「自動継続」	保険契約の自動継続に関する特約	153
	「通信販売に関する特約」	通信販売に関する特約	155
	「工作用自動車のブーム不担保」	工作用自動車のブーム不担保特約	157
	「危険物積載車特約」および「割増率」	危険物積載自動車に対する対物支払限度額不適用特約	157
	「レース・ラリー出場車等補償特約」および「内容」	レース・ラリー出場車等補償特約	157
	「長期契約保険料分割払の無事故返戻金特約」	長期契約保険料分割払の無事故返戻金特約	177

7. その他のご契約に関する事項

記載欄	記載内容	適用される条項・特約名	ページ
「その他のご契約に関する事項」	「共同保険(引受会社・引受割合)」	共同保険に関する特約	157

保険証券**表面**（ご住所・ご氏名の記載がある面）に**記載がある**もの

1. 割増・割引等

記載欄	記載内容	適用される条項・特約名	ページ
「割増・割引等」	「フリート契約（全車両一括）」	全車両一括付保特約	158

2. 運転者の年齢条件等

記載欄	記載内容	適用される条項・特約名	ページ
「運転者の年齢条件」	「21歳以上補償」 「26歳以上補償」	家族運転者等の年齢条件に関する特約	160
		家族内新規運転者に対する自動補償特約	160
「その他の条件」	「運転者家族限定」 「運転者本人・配偶者限定」	運転者限定に関する特約	161
		家族内新規運転者に対する自動補償特約	160
	「運転者家族限定（子どもワイド）」	運転者限定に関する特約	161
		家族限定の「別居の既婚の子」補償特約	162

3. 保険料払込方法

記載欄	記載内容	適用される条項・特約名	ページ
「払込方法」	「分割払契約　扱者払込」 「分割払契約　口座振替」	保険料分割払特約	162
	「大口分割払　扱者払込」 「大口分割払　口座振替」 ただし、「割増・割引等」欄に「フリート契約（全車両一括）」の記載がある場合は適用されません。	保険料分割払特約（大口）	165
	「大口分割払　扱者払込」 「大口分割払　口座振替」 ただし、「割増・割引等」欄に「フリート契約（全車両一括）」の記載がある場合に限り適用されます。	保険料分割払特約 （大口・全車両一括付保特約用）	167
	「長期分割月払契約　口座振替」 「長期分割年払契約　口座振替」	長期契約保険料分割払特約	170
	「無事故返戻金付長期平準（月払）」 「無事故返戻金付長期平準（年払）」	立替払保証付クレジットカードによる保険料払込に関する特約	172
		無事故返戻金付長期契約保険料平準分割払特約	174
	「クレジットカード払特約」	クレジットカードによる保険料払込に関する特約	177
	「契約時保険料口座振替」	契約時払込保険料の口座振替特約	178
	「契約時保険料払込票払（コンビニ等払）」	契約時保険料の払込取扱票・請求書払特約	179
	「契約時保険料請求書払」		

保険証券に記載されないもの

次の普通保険約款の条項・特約は保険証券に記載されませんが、ご契約条件により適用されます。
お客さまのご契約条件をご確認いただき、補償内容等の詳細については、適用される条項・特約をご参照ください。

ご契約条件（適用条件）	適用される条項・特約名	ページ
証券の「その他の特約等」欄に「ファミリーバイク・自損傷害」の記載がある場合（ファミリーバイク特約第6条［この特約の補償内容ー自損傷害］が適用になる場合に限ります。）	自損傷害特約	99
証券の「ご契約のお車」欄に記載の自動車の用途・車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車（0.5トン以下）、自家用普通貨物車（2トン以下）または特種用途自動車（キャンピングカー）のいずれかであり、かつ、記名被保険者が個人の場合	他車運転補償特約	180
証券の「ご契約のお車」欄に記載の自動車の用途・車種が自動二輪または原動機付自転車のいずれかであり、かつ、記名被保険者が個人の場合。ただし、自動二輪は自家用に限り適用されます。	他車運転補償特約（二輪・原付）	182
証券の「ご契約のお車」欄に記載の自動車の用途・車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車（0.5トン以下）、自家用普通貨物車（2トン以下）または特種用途自動車（キャンピングカー）のいずれかであり、かつ、「事故によりご契約のお車が壊れた場合の補償」欄の「車両保険」に「○」および「保険金額」の記載がある場合。ただし、「リースカー車両費用補償特約」がセットされたご契約の場合は適用されません。	車両価額協定保険特約	119
ご契約のお車が廃車・譲渡・返還された後その代替として新たに取得された入替自動車の用途・車種が同一（普通保険約款〈別表Ⅲ〉「車両入替可能用途・車種区分表」により同一とみなす場合を含みます。）の場合。ただし、車両所有者が法人であり、かつ、証券の「割増・割引等」欄に「フリート契約」または「フリート契約（全車両一括）」のいずれかの記載がある場合は適用されません。	第5章 基本条項 4.ご契約のお車の譲渡および入替 第9条 ［入替自動車に対する自動補償特則］	74
証券の「ご契約のお車」欄に記載の自動車が医療防疫車、検査測定車、電源車、放送中継車等の精密機械装置を装着した特種用途自動車で、付属機械装置の価額を車両保険の保険金額に含めている場合	機械装着車に関する「車両損害」特約	183
証券の「割増・割引等」欄に「ノンフリート契約」の記載があり、かつ、「その他の特約等」欄に「自動継続」の記載がない場合	継続契約の取扱いに関する特約	183
証券の「ご契約のお車」欄に記載の自動車が農耕作業用自動車、消防用自動車、タンク車・ふん尿車等、A種工作車（クレーン）、またはA種工作車（その他）であり、かつ、「事故によりご契約のお車が壊れた場合の補償」欄の「車両保険」に「○」および「保険金額」の記載がある場合	特殊車両の車両保険の適用範囲に関する特約	184
ご契約者と弊社の間に、「リースカーの自動車保険に関する特約」が締結されており、かつ、ご契約のお車が「リースカーの自動車保険に関する特約」第1条に定める自動車に該当する場合	リースカーに関する特約	184
初回保険料を口座振替で払い込んでいただくことを条件にご契約され、ご契約条件の訂正時に、追加保険料を口座振替で払い込んでいただく場合	訂正時追加保険料の口座振替特約	185
一時払の保険料を口座振替で払い込んでいただいた後、ご契約条件の変更時または現在の保険証券に新たな自動車を追加する時に、弊社所定の連絡先に変更内容を直接ご連絡いただくことにより、追加保険料を口座振替で払い込んでいただく場合	追加保険料の口座振替に関する特約（一時払用）	186
ご契約条件の変更時に弊社所定の連絡先に変更内容を直接ご連絡いただくことにより、追加保険料を30日以内に払い込んでいただく場合。ただし、証券の「その他の特約等」欄に「通信販売に関する特約」の記載がある場合は適用されません。	保険料の払込み猶予に関する特約（保険会社直接通知条件付）	188
ご契約条件の変更時に弊社所定の連絡先に変更内容を直接ご連絡いただく場合で、ご契約者または被保険者と弊社との間に、この特約に定める方法により承認請求等を行うことについて合意があるとき	契約内容変更の書面省略に関する特約	189

V ご契約条件等をご確認ください

本章において◆が付された項目は告知事項に該当します。詳しくはP.14をご参照ください。

チェック 1 記名被保険者と記名被保険者の生年月日をご確認ください ◆

(1) 記名被保険者は、「対人賠償責任保険」・「対物賠償責任保険」・「人身傷害保険」等の被保険者（補償の対象となる方）の範囲やノンフリート等級・事故有係数適用期間の継承範囲等を決めるための重要な事項となります。ご契約のお車を「主に使用される方」等から1名をお決めいただきます。

(2) 「記名被保険者」の生年月日が正しいかご確認ください。運転者の年齢条件を「26歳以上補償」でご契約された場合は、保険期間の初日時点での記名被保険者の年齢に応じた「記名被保険者年齢別料率区分」により保険料が異なります。詳細はP.23**(3)記名被保険者年齢別料率区分について**をご参照ください。

チェック 2 車両所有者をご確認ください ◆

車両所有者は車両保険金を受け取る方になります。自動車検査証等の所有者欄をご確認のうえ、ご契約のお車の所有権を有する方のお名前が保険証券のご契約のお車の「車両所有者」欄に正しく記載されているかご確認ください。なお、ご契約のお車が「所有権留保条項付売買契約」により売買されている場合や「リース契約」により貸借されている場合で、保険証券の「所有権留保・リース」欄に『有』と記載があり、ご契約者が車両買主・借主と異なる場合は、「買主」または「借主」の方のお名前が記載されているかご確認ください。

チェック 3 運転者の範囲をご確認ください

ご確認ください ▶ **運転者限定に関する特約** ……………………………特約 P.161
ご確認ください ▶ **家族限定の「別居の既婚の子」補償特約（ 3 のみ）** …………特約 P.162

ご契約のお車が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車または自家用軽四輪乗用車の場合（ノンフリート契約に限ります。）に、補償の対象となる運転者を次の 1 ～ 3 の範囲に限定することができます。ご契約時にお選びいただいた限定運転者が保険証券の「限定運転者」欄に正しく記載されているかご確認ください。なお、限定された運転者以外の方がご契約のお車を運転中の事故については、原則として保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

1 運転される方を「本人・配偶者」に限定する場合【本人・配偶者限定】

ご契約のお車の運転者を「記名被保険者本人」および「その配偶者」に限定するものです。
ご本人またはその配偶者以外の方が運転中に事故を起こされた場合には保険金をお支払いできません。

2 運転される方を「家族」に限定する場合【家族限定】

ご契約のお車の運転者を「記名被保険者本人」、「その配偶者」および「これらの方の同居の親族または別居の未婚の子」に限定するものです。これらのご家族以外の方が運転中に事故を起こされた場合には保険金をお支払いできません。

3 運転される方を「家族」に限定する場合【家族限定(子どもワイド)】

ご契約のお車の運転者を「記名被保険者本人」、「その配偶者」、「記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子」および「記名被保険者またはその配偶者の別居の既婚の子・別居の既婚の子の配偶者」に限定するものです。これらのご家族以外の方が運転中に事故を起こされた場合には保険金をお支払いできません。

[○補償されます/×補償されません]

運転者限定の区分 ＼ 運転される方	① 記名被保険者	② 記名被保険者の配偶者	③ ①または②の同居の親族・別居の未婚の子	④ ①または②の別居の既婚の子・別居の既婚の子の配偶者	⑤ ①～④以外の方
1 本人・配偶者限定	○	○	×	×	×
2 家族限定	○	○	○	×	×
3 家族限定(子どもワイド)	○	○	○	○	×

(注1)同居の親族とは、同一の家屋に居住する「6親等内の血族」、「配偶者」、「3親等内の姻族」をいいます。
(注2)未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
(注3)既婚とは、これまでに婚姻歴があることをいいます。

チェック

4 運転者の年齢条件をご確認ください

ご確認ください ▶ **家族運転者等の年齢条件に関する特約** ……特約 P.160

ご契約のお車が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、二輪自動車または原動機付自転車の場合(ノンフリート契約に限ります。)に、運転者の年齢条件を設定していただくことができます。(原動機付自転車の場合、下表の①または②のいずれかのみ設定していただくことができます。)ご契約時にお選びいただいた運転者の年齢条件が保険証券の「運転者の年齢条件等」欄に正しく記載されているかご確認ください。

[○補償されます/×補償されません]

年齢条件の区分 ＼ 運転される方の年齢	20歳以下	21歳～25歳	26歳以上
① 年齢を問わず補償	○	○	○
② 21歳以上補償	×	○	○
③ 26歳以上補償	×	×	○

(注)②～③のいずれかをお選びいただいた場合は、「家族運転者等の年齢条件に関する特約」がセットされます。

次の方が運転者の年齢条件を満たさない場合の事故については、原則として保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

(1)記名被保険者　(2)記名被保険者の配偶者　(3)記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
(4)前記(1)～(3)の方が営む事業の業務(家事を除きます。)に従事中の使用人
(注)前記(1)～(4)以外の方がご契約のお車を運転される場合は、運転者の年齢条件は適用されません。

告知義務(ご契約時にお申し出いただく義務)について

ご契約者または記名被保険者もしくは車両保険の被保険者になる方には、ご契約時に危険に関する重要な事項として弊社が告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。**故意または重大な過失によって、お申し出いただけなかった場合やお申し出いただいた事項が事実と異なる場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、今一度、お申し出内容をご確認ください。**
詳細につきましては、「重要事項説明書」・「申込書」・「普通保険約款」等をご覧ください。
(注1)本章において◆が付された項目は告知事項に該当します。
(注2)正しくお申し出いただけなかった事項と事故との間に因果関係がない場合は、保険金をお支払いいたします。

VI ご契約後にご留意いただきたい事項

本章では、この保険のご契約後に「ご留意いただきたい事項」についてまとめています。
よくお読みいただきますよう、お願い申し上げます。

ご契約内容に変更が発生した場合について

ご契約後、次のような事実が発生した場合には、ご契約の代理店・扱者または弊社までご連絡ください。
また、次の項目以外で保険証券に記載された事項に変更が発生した場合にも、ご契約の代理店・扱者または弊社までご連絡ください。

1 ご契約後に通知いただく事項(通知義務)

【普通保険約款　第5章 基本条項 第5条、第6条】…… P.73

(1)『通知義務』とは…

ご契約後に、告知事項に変更が発生した場合に、遅滞なくご契約の代理店・扱者または弊社までご連絡いただかなければならないお客さま(ご契約者・被保険者)の義務をいい、具体的には後記(2) 1 の内容が通知事項となります。なお、後記(2) 1 の①～③の場合、**危険増加があり、故意または重大な過失によってご連絡を遅滞されたとき等は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。**

(注)危険増加の原因となった事実と事故との間に因果関係がない場合は、保険金をお支払いいたします。

(2)通知義務の内容

1 次の内容が通知事項となります。

項　目	内　容
通知事項	①ご契約のお車の**用途・車種、登録番号(車両番号・標識番号)、車台番号を変更**する場合 ②ご契約のお車を**レンタカーに変更**する場合 ③ご契約のお車を**教習用自動車に変更**する場合 ④保険証券記載の**住所・通知先を変更**する場合

2 次の事項が発生し、危険増加が発生した場合は、タフシンプル・クルマの保険の引受範囲外となるため、弊社はご契約を解除し、危険増加があった時点以降に発生した事故について、保険金をお支払いできないことがあります。この場合において、弊社の取り扱う他の商品でお引き受けできるときは、このご契約を解約し、新たにご契約いただくことができますが、このご契約と補償内容が異なる場合があります。

前記 1 ②もしくは③に該当する変更が発生したとき

2 ご契約のお車を『譲渡』される場合

【普通保険約款　第5章 基本条項 第7条】…… P.74

項　目	内　容
ご契約のお車の譲渡	ご契約のお車を他人に譲渡されたときであっても、譲り受けた方にこの保険契約の権利・義務は移りません。この保険契約の権利・義務を、自動車を譲り受けた方に譲渡されたい場合には、ただちにご契約の代理店・扱者または弊社までご連絡のうえ、手続きを行ってください。 ●等級および事故有係数適用期間は原則として譲り受けた方には継承されません。ただし、記名被保険者が変更となっても等級および事故有係数適用期間が継承されることがあります。詳細は、P.23 ⚠【ご注意いただきたい事項】をご参照ください。

I 自動車の保険について
II 保険証券の見方
III 保険約款の見方
IV 適用される条項・特約
V 契約条件の概要
VI 契約内容の変更
VII 保険料
VIII 補償内容の概要
IX 事故の際の手続き
X 普通保険約款
XI 特約

3 ご契約のお車を『入替』される場合

【普通保険約款　第5章 基本条項 第8条】…… P.74

項　目	内　容
ご契約のお車の入替	次の3条件がすべて満たされる場合に限り、入替前のご契約の等級および事故有係数適用期間が入替後のご契約に継承されます。ただちにご契約の代理店・扱者または弊社までご連絡ください。 (1)入替後の自動車の所有者が次のいずれかに該当すること。 ① 車両入替前のご契約のお車の所有者　② 記名被保険者 ③ 記名被保険者の配偶者　④ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 (注)所有権留保条項付売買契約による自動車の買主およびリース契約により借り入れた自動車の借主は自動車の所有者とみなしてお取扱いします。 (2)ご契約のお車と入替後の自動車が同一の用途・車種(普通保険約款〈別表Ⅲ〉「車両入替可能用途・車種区分表」に定める自動車は、同一の用途・車種とみなしてお取扱いします。)に該当すること。 (3)入替後の自動車は、「新たに取得(※1)」、「1年以上を期間とする貸借契約により新たに借り入れた」自動車または上記(1)①～④のいずれかに該当する方が既に所有されている自動車であること(※2)。 (※1)所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。 (※2)入替前の自動車が廃車・譲渡・リース業者へ返還されていること等、一定の条件があります。 **【ご注意いただきたい事項】** ご契約のお車の「廃車」・「譲渡」・「リース業者への返還」に伴い、新たに自動車を取得された場合、万一、入替のお手続きをお忘れになったときであっても、新たに自動車を取得された日の翌日から「30日以内」に入替手続をお取りいただくことにより、取得された日から車両入替の承認をするまでの期間について、新たな自動車をご契約のお車とみなして補償いたします。(取得日以降の期間に対する該当保険料の払込みが条件です。) ▶ 普通保険約款 第5章 基本条項 第9条[入替自動車に対する自動補償特則](P.74)

4 その他ご留意いただきたい主な事項

1 次の事項が発生した場合は、ご契約内容の変更等が必要となりますので、ご契約の代理店・扱者または弊社までご連絡ください。

項　目	内　容
① 年齢条件の変更	次のア.～エ.のいずれかの方が、ご契約の年齢条件を満たさずに運転される場合、ただちにご契約の代理店・扱者または弊社までご連絡ください。年齢条件の変更のお手続きをお取りになるまでの間に発生した事故による損害または傷害については、原則として保険金をお支払いできません。 ア. 記名被保険者　イ.記名被保険者の配偶者　ウ.記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 エ. 上記ア.～ウ.の方が営む事業の業務(家事を除きます。)に従事中の使用人
② ご契約のお車の価額の変更	車両価額協定保険特約がセットされている場合、ご契約のお車の改造または付属品の装着等によってご契約のお車の価額が著しく増加したときは、遅滞なく、ご契約の代理店・扱者または弊社までご連絡ください。ご連絡いただいた後、弊社は追加保険料を請求させていただきますが、追加保険料を領収する前に発生した事故による損害に対しては、ご連絡がなかったものとして保険金をお支払いすることになりますので、お早めのご連絡をお願いいたします。また、ご契約のお車の改造または付属品の取り外し等によってご契約のお車の価額が著しく減少した場合には、ご契約の代理店・扱者または弊社に対するご通知をもって、減少後のご契約のお車の価額まで減額を請求することができます。 (注)車両新価保険特約がセットされている場合には、「ご契約のお車の価額」を「ご契約のお車の新価価額」とします。
③ 契約条件の変更	上記①・②のほか、特約の追加等、契約条件を変更する場合、ただちにご契約の代理店・扱者または弊社までご連絡ください。

2 ご契約者以外の被保険者が、所定の事情に該当する場合は、ご契約者に対し、補償内容の一部を解約することを求めることができます。詳細につきましては、ご契約の代理店・扱者または弊社までお問合わせください。

5 ご契約内容の変更に伴う追加保険料のお取扱い

(1) 保険期間の中途で前記 1 ～ 4 のご契約内容の変更に伴う追加保険料が必要な場合には、ご契約者が弊社カスタマーセンターに電話で直接ご連絡いただくことを条件に、追加保険料は、次の①または②のいずれかの方法により払い込んでいただくことが可能です。なお、後日、ご契約の代理店・扱者より、必要なお手続き等についてご連絡させていただきます。

① 変更内容が発生した日(※)からその日を含めて30日以内に弊社指定の方法で追加保険料を払い込んでいただきます。

② 保険料を口座振替で払い込んでいただいている場合、変更内容が発生した日(※)の属する月の翌月に(分割払の場合は、翌月以降分割して)口座振替により追加保険料を払い込んでいただきます。

(注)ご契約の解約・付け直しとなる場合の新契約の保険料は、払込猶予がございませんのでご注意ください。

(2) 前記(1)の①の手続きにより弊社が追加保険料を請求した場合には、その変更内容が発生した日(※)からその日を含めて30日以内に追加保険料を払い込んでいただきます。この期間内に払い込んでいただけない場合、追加保険料領収前に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金をお支払いできなくなったり、または手続きがなかったものとしてお取扱いすることがございますのでご注意ください。

(3) 前記(1)の②の手続きにより弊社が追加保険料を請求した場合には、その変更内容が発生した日(※)の属する月の翌月に(分割払の場合は、翌月以降分割して)口座振替により追加保険料を払い込んでいただきます。当該保険料について2か月連続して口座振替されなかった場合は、最初に口座振替されなかった月の翌々月末日(払い込まなかったことについてご契約者に故意および重大な過失がなかった場合に限ります。)までに追加保険料を払い込んでいただきます。払い込んでいただけない場合、追加保険料領収前に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金をお支払いできなくなったり、または手続きがなかったものとしてお取扱いすることがございます。なお、ご契約を解除させていただく場合もございますのでご注意ください。

(※)普通保険約款 第5章 基本条項 第17条(1)または(2)に定めるところに従い弊社が請求した追加保険料である場合は、「変更内容が発生した日」を「弊社が追加保険料を請求した日」とします。

【自動車保険ご契約内容変更のご連絡】

あいおいニッセイ同和損保カスタマーセンター

0120-101101

- 携帯電話･PHSからもご利用いただけます。
- おかけ間違いにご注意ください。
- 音声案内に従ってご用件の番号をプッシュしてください。

※ご契約内容変更のご連絡は契約者ご本人さまからお願いします。
※お見積り等一部のご用件は営業店等からのご対応となります。(下記のご注意いただきたい事項をご覧ください。)
※カスタマーセンターでは聞き間違い等によりお客さまにご迷惑をおかけしないよう内容確認のため、通話録音させていただきます。あらかじめご了承ください。

ご用件	受付時間	ご注意いただきたい事項
自動車保険ご契約内容変更のご連絡 365日・24時間受付	[平　　日]AM9:00～PM7:00 [土･日･祝日]AM9:00～PM5:00 (年末年始を除きます) ※上記以外の時間帯および年末年始はコンピューターによるご案内となります。	●保険証券、新しいお車の自動車検査証等(お車の入替の場合)をご用意願います。 ●以下のご用件につきましては、ご契約の代理店･扱者または弊社営業店でのお手続き･ご対応となります。 ･お見積り、ご契約、ご解約 ･フリート契約および一部の長期契約のご変更

6 万一、お手続きをお忘れになった場合のサポート機能

ご契約内容の変更手続や継続契約のお手続きをうっかりお忘れになった場合に備え、次のサポート機能をご用意しております。詳細につきましては、ご契約の代理店･扱者または弊社までお問合わせください。

(1)入替自動車に対する自動補償特則

【普通保険約款　第5章 基本条項 第9条 P.74】

新たに自動車を取得され、廃車･譲渡･リース業者へ返還されたご契約のお車と入替をされる場合であって、所定の条件を満たすときは、新たな自動車の取得日の翌日から起算して「30日以内」に入替手続きをお取りいただくことにより、取得日から車両入替の承認をするまでの期間について、新たな自動車をご契約のお車とみなして補償いたします。(取得日以降の期間に対する該当保険料の払込みが条件です。)

(2)家族内新規運転者に対する自動補償特約

【特約 P.160】

「記名被保険者のご家族が新たに免許を取得された場合」や「ご家族でない方が記名被保険者との婚姻等により新たにご家族に該当するようになった場合」等、年齢条件の変更や、運転される方の範囲を変更しなければならないときに、その手続きをお忘れになっても、その事実発生日の翌日から起算して「30日以内」に契約内容変更のお手続きをお取りいただくことにより、事実発生日にさかのぼって変更後の補償内容が適用されます。(追加保険料の払込みがない間は適用されません。)

契約内容変更のお手続きが、事実発生日の翌日から起算して31日目以後の場合には、お客さまのご契約に適用されている対人賠償責任保険･対人臨時費用保険･対物賠償責任保険の保険金のみのお支払いとなります(保険期間の末日の翌日から起算して30日を超えた場合は、保険金をお支払いいたしません。)。

(3)継続契約の取扱いに関する特約

【特約 P.183】

継続契約の手続きをお忘れになった場合でも、継続前の保険契約の満期日の翌日から起算して「30日以内」にお手続きをお取りいただき、所定の条件を満たすときは、継続前のご契約と同一の補償内容で継続されたものとみなしてお取扱いします。

7 ご契約を解約される場合

【普通保険約款　第5章 基本条項 第15条】…… P.75

ご契約を解約される場合は、ご契約の代理店･扱者または弊社までお申し出ください。解約時の条件によっては、弊社の定めるところにより保険料を返還またはご請求させていただくことがあります。また、返還される保険料があっても多くの場合は払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となりますので、ご契約はぜひ保険期間の満期までご継続いただくことをご検討ください。保険料の返還またはご請求方法については Ⅶ 保険料について 5 ご契約内容変更時･解約時等の保険料の計算方法例 (P.24)を参照ください。

8 ご契約の「中断制度」について

「ご契約のお車の廃車」、「記名被保険者の海外渡航」、「記名被保険者の妊娠」等に伴い一時的にご契約を中断された場合、中断後のご契約が弊社所定の条件を満たすときに、中断証明書に基づく等級および事故有係数適用期間が継承されます。なお、このお取扱いは、ご契約の満期日または解約日(以下「中断日」といいます。)の**翌日から起算して13か月以内**にご契約の代理店･扱者または弊社までお申し出いただく必要があります。

中断制度	中断証明書発行の条件		新契約の保険期間の初日
国内特則 ［無事故実績継承に関するノンフリート等級別料率の特則］	中断時点で再びご契約を締結された場合と同じ方法で算出した等級が7～20等級であること	●中断日までに「ご契約のお車が廃車、譲渡または貸主に返還されていること(※)」または「車検満了時に継続検査を受けず、中断日において自動車検査証が効力を失っていること」 (※)ご契約のお車が別の保険契約の入替後のお車として車両入替されている場合には、車両入替日に廃車･譲渡･返還が行われたものとみなします。	中断日の翌日から起算して10年以内
海外特則 ［海外からの帰国者等に対する適用等級に関する特則］		●中断日が記名被保険者の出国日から6か月さかのぼった日以降にあること ●記名被保険者の帰国日前に締結した最後の保険契約であること	出国日の翌日から起算して10年以内、かつ、帰国日から1年以内
妊娠特則 ［二輪自動車･原動機付自転車における女性運転者妊娠時の適用等級に関する特則］		●ご契約のお車の用途･車種が二輪自動車または原動機付自転車であること ●記名被保険者が妊娠され、中断日までに母子保健法に定める妊娠の届出を行っていること	中断日の翌日から起算して10年以内

9 重大事由による解除

【普通保険約款　第5章 基本条項 第14条】…… P.75

次のいずれかのことがあった場合は、ご契約を解除させていただくことがあります。この場合、そのことが生じた時以降に発生した事故に対しては、保険金をお支払いできません。

① ご契約者、被保険者、保険金を受け取るべき方が、保険金を不法に取得することを目的として、損害または傷害を発生させ、または発生させようとした場合

② 被保険者、保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合

③ 上記①および②のほか、ご契約者、被保険者、保険金を受け取るべき方が、上記①および②の事由がある場合と同程度に弊社の信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする重大な事由を発生させた場合

10 ご契約の無効、取消し

【普通保険約款　第5章 基本条項 第10条、第11条、第18条、第19条】…… P.75、76

ご契約の無効、取消しの取扱いは、次の①②のとおりとなります。
なお、既に払い込んでいただいた保険料は返還できません。

① ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもってご契約を締結した場合は、このご契約は無効となります。

② ご契約者または被保険者の詐欺または強迫によってご契約を締結した場合は、弊社はこのご契約を取り消すことができます。

Ⅶ 保険料について

保険料は、「ご契約のお車の種類」・「保険金額」・「ノンフリート等級・事故有係数適用期間」・「記名被保険者年齢別料率区分」等によって異なります。お客さまのご契約の保険料は保険証券でご確認ください。

1 保険料の払込方法

(1) 保険料は、別途特約をセットする場合等を除き、ご契約と同時に払い込んでいただきます。
(注)契約時払込保険料の口座振替特約等、保険期間が始まった後に保険料を払い込んでいただく特約がセットされているご契約を除きます。

(2) 保険料の払込方法は、「一時払」、口座振替で払い込む「分割払(※1)」、「契約時保険料払込票払(コンビニ等払)(※2)」、「契約時保険料請求書払(※2)」、「クレジットカード払(※2)」があります。なお、初回保険料を預貯金口座から自動的に引き落とす制度もございますのでご利用ください。
(※1)口座振替で払い込む分割払は、保険料が一時払に比べて5%増となります。ただし、保険料分割払特約(大口)の場合は、分割払による割増はありません。
(※2)代理店・扱者により、お取扱いできない場合がございます。

(3) ご契約者の勤務先や所属する団体等を通じて保険料を集金する「団体扱」や「集団扱」もあります。この払込方法の場合、ご契約者・記名被保険者・車両所有者が下表に該当することが条件となります。

	団体扱	集団扱
ご契約者	団体に勤務し、その団体から毎月給与の支払いを受けている方またはその団体を退職された方等	集団の所属員(次のいずれかの方) ①集団の構成員 ②集団に勤務する方(役員・従業員等) ③集団の構成員に勤務する方(役員・従業員等)
記名被保険者・車両所有者(※)	(1)ご契約者　(2)ご契約者の配偶者 (3)ご契約者またはその配偶者の同居の親族 (4)ご契約者またはその配偶者の別居の扶養親族	
用途・車種	自家用8車種、二輪自動車、原動機付自転車	すべての用途・車種

(※)所有権留保条項付売買契約による自動車の買主およびリース契約により借り入れた自動車の借主は自動車の所有者とみなしてお取扱いします。

なお、保険期間の中途で上表の条件を満たさなくなった場合等に、「残りの保険料を一括して払い込んでいただくこと」や「ご契約を解約して新たなご契約をしていただくこと」がありますので、あらかじめご了承ください。

2 分割払のご注意点

1 保険料のご入金をお忘れなく

保険料を口座振替により分割払で払い込んでいただく場合、2回目以降の分割保険料は、毎月の「払込期日」までに払い込んでいただきます。**「払込期日」は「金融機関所定の振替日(通常は毎月26日)」**となりますので、その前日までにお客さまご指定の預貯金口座に保険料相当分のご入金をお願いいたします。なお、「払込期日」が金融機関の休業日に該当する場合は、「払込期日」の「翌営業日」に口座振替させていただきます。

2 口座振替されなかった場合には

万一、口座振替がされなかった場合は、翌月、預貯金口座に再度ご請求させていただきます。
この場合、**「損害保険料振替不能兼再請求のお知らせ」**を、口座振替されなかった月の**翌月の上旬**にお客さまあてに送付いたしますので、ご確認をお願いいたします。また、口座振替されなかった月の翌月の「金融機関所定の振替日」には、前月分の保険料とあわせて**『2か月分の保険料』**をご請求させていただきますのでご注意ください。このご請求においても口座振替されなかった場合は、**最初に口座振替されなかった月の翌々月末日**(払い込まなかったことについてご契約者に故意および重大な過失がなかった場合に限ります。)までに、分割保険料を払い込んでいただきます。払い込んでいただけない場合は、事故が発生しても保険金をお支払いできず、ご契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。

【例】分割12回払（口座振替方式）にて、「最初に口座振替されなかった月の翌々月末日」までに分割保険料を払い込んでいただけないケース
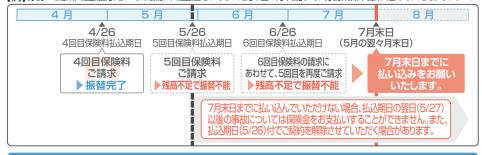
3 ノンフリート等級別割引・割増制度

ノンフリート契約では、1～20等級および「無事故」「事故有」の区分による保険料の割引・割増制度があります。この制度では、保険金をお支払いする事故の有無・事故区分・事故件数および事故有係数適用期間等により、等級および「無事故」「事故有」の区分が決定されます。（決定された等級および「無事故」「事故有」別の割増引率がご契約に適用されます。ご契約の事故有係数適用期間が「1～6年」の時は「事故有」の割増引率を適用します。）

（注）なお、本制度はご契約の保険期間の初日時点における内容であり、将来変更となる場合があります。

事故有係数適用期間とは、「事故有」の割増引率を適用する期間（保険期間の初日における残り年数）をいい、0年の場合は「無事故」の割増引率が適用されます。事故有係数適用期間は0年から6年の整数年となります。

（1）新たにご契約される場合の等級・事故有係数適用期間

- 初めてのご契約には**6等級（S）**が適用され、運転者の年齢条件等に応じ、**【表1】**の**a.**の割増引率が適用されます。また、事故有係数適用期間は0年となります。
- すでに自動車保険（他の保険会社または所定の共済とのご契約を含みます。）をご契約いただいており（以下、「1台目のご契約」といいます。）、2台目以降のお車について新たにご契約される場合（※1）で、次の条件をすべて満たしているときには**7等級（S）**が適用され、運転者の年齢条件等に応じ、**【表1】**の**b.**の割増引率が適用されます。また、事故有係数適用期間は0年となります。［複数所有新規契約者に対する特則］

＜ 複数所有新規契約者に対する特則の適用条件 ＞

- 1台目のご契約の等級が11等級以上のご契約であること（※2）
- 1台目のご契約のお車および2台目以降のご契約のお車が、いずれも自家用8車種またはいずれも自家用二輪自動車であること
- 2台目以降のご契約の記名被保険者が、1台目のご契約の記名被保険者、その配偶者またはそれらの方の同居の親族であり、かつ個人であること
- 2台目以降のご契約のお車の所有者が、1台目のご契約のお車の所有者または、1台目のご契約の記名被保険者、その配偶者またはそれらの方の同居の親族であり、かつ個人であること

保険証券の「割増・割引等」欄に「6S等級」と記載がある場合は**「6等級（S）」**が、「7S等級」と記載がある場合は**「7等級（S）」**が適用されます。

【表1】①保険期間の初日が平成24年10月1日～平成25年9月30日の場合

適用等級＼年齢条件	年齢を問わず補償	21歳以上補償	26歳以上補償	年齢条件対象外
a. 6等級（S）	25%割増	10%割増	5%割引	割増引なし
b. 7等級（S）	10%割引	15%割引	28%割引	

②保険期間の初日が平成25年10月1日以降の場合

適用等級＼年齢条件	年齢を問わず補償	21歳以上補償	26歳以上補償	年齢条件対象外
a. 6等級（S）	28%割増	3%割増	9%割引	4%割増
b. 7等級（S）	11%割増	11%割引	40%割引	39%割引

（※1）ご契約の保険期間の初日時点で1台目のご契約がある場合をいいます。
（※2）弊社のご契約で保険期間が1年を超えるご契約がある場合は、お取扱いが異なります。

（2）継続してご契約される場合の等級・事故有係数適用期間

❶ 今回のご契約（保険期間の初日が平成24年10月1日～平成25年9月30日のご契約）

今回のご契約の等級および事故有係数適用期間は次のとおり決定され、【表2】の割増引率が適用されます。

原則として、前契約の事故の有無にかかわらず、事故有係数適用期間は0年とし、平成24年9月30日時点でのノンフリート等級別割引・割増制度と同様の制度を適用します。

（注）保険期間が1年を超えるご契約の継続契約および1年未満のご契約の継続契約では、お取扱いが異なります。

前契約	継続契約	
事故の有無・事故区分	等　級（前契約等級に対して）	事故有係数適用期間
無事故・ノーカウント事故のみ	「1つ」上がります	事故の有無にかかわらず、0年となります
3等級ダウン事故	事故1件につき、「3つ」下がります	
等級すえおき事故	等級は変わりません	

【表2】

	割増			割引																
等　級	1	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割増引率(%)	52	26	10	1	10	17	23	28	33	37	40	44	47	50	52	55	57	59	61	63

【ご注意いただきたい事項】

ご契約の保険期間の初日が平成24年10月1日～平成25年9月30日のご契約であっても、次のいずれかに該当する場合は、お取扱いが異なります。

- 保険期間の初日が平成24年10月1日以降で、3等級ダウン事故または1等級ダウン事故があったご契約を解約または解除されて新たにご契約する場合(保険期間の初日が平成24年10月1日以降のご契約の保険期間が1年未満で、3等級ダウン事故または1等級ダウン事故があったご契約を前契約として継続される場合を含みます。)
  - ▶ 前契約の事故区分および事故件数に応じて等級・事故有係数適用期間を後記❷のように決定し、**【表3】**の「事故有」の割増引率を適用します。
- 保険期間が1年を超える前契約を解約または解除されて新たにご契約する場合で、次のすべての条件を満たす場合
  - •前契約の満期日が平成25年10月1日以降　•前契約の解約日または解除日が平成24年10月1日以降
  - •前契約に3等級ダウン事故が1件以上
  - ▶ 前契約の事故区分および事故件数に応じて等級・事故有係数適用期間を決定し、**【表3】**の「事故有」の割増引率を適用します。

❷ 翌年以降の継続契約(保険期間の初日が平成25年10月1日以降のご契約)

翌年以降の継続契約の等級および事故有係数適用期間は次のとおり決定され、**【表3】**の「等級」および「無事故」「事故有」区分別の割増引率が適用されます。

前契約		継続契約	
事故有係数適用期間	事故の有無・事故区分	等　級 (前契約等級に対して)	事故有係数適用期間 (前契約の事故有係数適用期間に対して)
0 年	無事故・ノーカウント事故のみ	「1つ」上がります	0年で変わりません
	3等級ダウン事故	事故1件につき、「3つ」下がります	事故1件につき、「3年」加えます
	1等級ダウン事故	事故1件につき、「1つ」下がります	事故1件につき、「1年」加えます
1～6年	無事故・ノーカウント事故のみ	「1つ」上がります	「1年」引きます
	3等級ダウン事故	事故1件につき、「3つ」下がります	「1年」引いた後に、事故1件につき、「3年」加えます
	1等級ダウン事故	事故1件につき、「1つ」下がります	「1年」引いた後に、事故1件につき、「1年」加えます

(注)保険期間が1年を超えるご契約の継続契約および1年未満のご契約の継続契約では、お取扱いが異なります。

【表3】「等級」および「無事故」「事故有」区分別の割増引率表

			割増			割引																
等　級			1	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割増引率(%)	無事故	保険期間の初日が平成25年10月 1日～平成26年 9月30日	64	28	12	2	13	19	28	40	41	43	46	47	48	49	50	52	55	57	59	63
		保険期間の初日が平成26年10月 1日～平成27年 9月30日	64	28	12	2	13	19	29	40	42	44	46	48	49	50	51	52	53	55	57	63
		保険期間の初日が平成27年10月 1日～	64	28	12	2	13	19	30	40	43	45	47	48	49	50	51	52	53	54	55	63
	事故有		64	28	12	2	13	19	20	21	22	23	25	27	29	31	33	36	38	40	42	44

(注1)ご契約の満期日もしくは解約日の翌日から7日以内に新たにご契約されない場合、またはご契約が解除された場合は、ノンフリート等級の7～20等級を引き継ぐことはできません。なお、ご契約の等級(ご契約の保険期間中に事故があった場合は、事故の区分および件数に応じて、下がった等級とします。)が1～5等級または6等級(F)の場合、ご契約の満期日または解約日の翌日から8日以後13か月以内の日、解除日またはその解除日の翌日から13か月以内の日を保険期間の初日とする次のご契約に対しては同一の等級を適用します。

(注2)事故有係数適用期間(ご契約の保険期間中に事故があった場合は、事故の区分および件数に応じた事故有係数適用期間とします。)が1～6年の場合、ご契約の満期日または解約日の翌日から8日以後13か月以内の日、解除日またはその解除日の翌日から13か月以内の日を保険期間の初日とする次のご契約に対しては、同一の事故有係数適用期間を適用します。

(注3)前契約が他の保険会社または共済のご契約の場合における事故有係数適用期間は、「無事故・事故有」別のノンフリート等級別割引・割増制度を導入している場合としていない場合で、お取扱いが異なります。

- **前契約が「無事故・事故有」別のノンフリート等級別割引・割増制度を導入している他の保険会社または共済のご契約の場合**
  - ▶ 前記❶および❷のとおり、お取扱いします。
- **前契約が「無事故・事故有」別のノンフリート等級別割引・割増制度を導入していない他の保険会社または共済のご契約の場合**
  - ▶ 原則として、前契約の事故有係数適用期間を「0年」とみなして、前記❶および❷のとおり、お取扱いします。ただし、以下の条件をすべて満たす前々契約以前のご契約がある場合は、その契約以降は「無事故・事故有」別のノンフリート等級別割引・割増制度を導入している保険会社の保険契約とみなしてお取扱いします。
    - •満期日または解約・解除日が今回ご契約いただく保険期間の初日の過去13か月以内にあること
    - •「無事故・事故有」別のノンフリート等級別割引・割増制度を導入している他の保険会社または共済のご契約であること
    - •保険期間の初日が平成24年10月1日以降であること

【ご注意いただきたい事項】

ご契約手続きをされた後に次の事由が発生した場合等は、お手続きされたご契約の等級・事故有係数適用期間を訂正させていただくことがあります。訂正の内容によっては保険料を返還またはご請求させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

•前契約に事故が発生した場合　•前契約に発生した事故について、保険金の請求を放棄された場合　•前契約が解除された場合　等

等級および事故有係数適用期間の適用方法の具体例
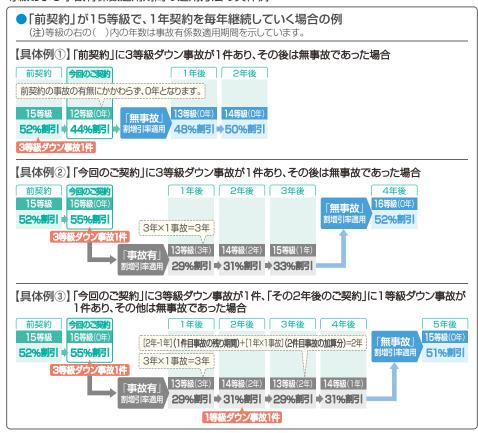
< ノンフリート等級別割引・割増制度における事故の取扱い >

ノンフリート等級別割引・割増制度において、保険金をお支払いする事故があった場合には、事故内容により次の[A]～[C]の区分となります。

[A] 3等級ダウン事故

下記の**[B] 1等級ダウン事故／等級すえおき事故**および**[C] ノーカウント事故**に該当しない事故をいいます。

[B] 1等級ダウン事故／等級すえおき事故(※1)

「車両保険」または「買替時諸費用補償特約」に係る事故のみで、車両事故の原因が次による事故をいいます。

火災・爆発(※2)、ご契約のお車の盗難、騒擾(じょう)(※3)または労働争議に伴う暴力行為または破壊行為、台風・竜巻・洪水または高潮、落書(※4)または窓ガラスの破損(※2)、いたずら(※5)、飛来中または落下中の他物との衝突、前記の他の偶然な事故(ご契約のお車と他物との衝突もしくは接触またはご契約のお車の転覆もしくは墜落によるものを除きます)

(※1) 1等級ダウン事故／等級すえおき事故の区分は次のとおり取扱います。

前契約の保険期間の初日	1等級ダウン事故／等級すえおき事故の取扱い
平成24年10月1日以降	「1等級ダウン事故」として取扱います。
平成24年9月30日以前	「等級すえおき事故」として取扱います。

(※2) 飛来中もしくは落下中の物以外の他物との衝突・接触、転覆または墜落によって生じた事故を除きます。なお、前契約の保険期間の初日が平成24年9月30日以前の場合、飛来中もしくは落下中の物以外の他物との衝突・接触、転覆または墜落によって生じた窓ガラスの破損については、等級すえおき事故としてお取扱いします。

(※3) 「騒擾(じょう)」とは、多数の群衆もしくは多数の者の集団行為またはこれに対する公権力の行使によって、数街区以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害されるかまたは被害を生じる状態をいいます。

(※4) 「落書」とは、ご契約のお車に、人為的に「書かれた」または「描かれた」文字、絵、線等で、損傷が鋼板まで達しない程度のものをいいます。一般的には鋼板部分のへこみを伴ういたずら傷は「落書」には該当しませんが、具体的な判定は事故ごとに行うこととなります。

(※5) 「ご契約のお車の運行によるもの」および「ご契約のお車と他の自動車(原動機付自転車を含みます)との衝突または接触によるもの」を除きます。

[C]ノーカウント事故

次のいずれかに該当する事故のみまたはこれらに該当する事故のみの組み合わせの場合の事故をいい、事故件数に含めません。

- 対人臨時費用保険
- 人身傷害保険
- 無保険車傷害特約
- 搭乗者傷害保険
- 弁護士費用等補償特約
- 事故・故障損害付随費用補償特約
- 人身傷害の子ども育英費用補償特約
- 搭乗者傷害医療保険金（一時金払）の頸部捻挫等追加給付特約
- 車両損害に関する代車提供特約
- 車両損害に関するレンタカー費用補償特約
- 地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約
- 車内外身の回り品補償特約
- 個人賠償責任保険特約
- ファミリーバイク特約
- 日常生活弁護士費用等補償特約
- 事業用積載動産補償特約

また上記の他、下記に該当する場合は、ノーカウント事故としてお取扱いします。

- 支払われる保険金が、普通保険約款車両条項第6条（費用）のみの場合、または上記のいずれかに該当する事故との組み合わせのみである場合（保険期間の初日が平成24年9月30日以前の場合は、車両事故の原因により3等級ダウン事故または等級すえおき事故としてお取扱いします。）

「3等級ダウン事故」と「ノーカウント事故」が同時に発生した事故の組み合わせの事故の場合は、「3等級ダウン事故」としてお取扱いします。「3等級ダウン事故」と「1等級ダウン事故／等級すえおき事故」の場合は「3等級ダウン事故」「1等級ダウン事故／等級すえおき事故」と「ノーカウント事故」の場合は「1等級ダウン事故／等級すえおき事故」としてお取扱いします。

【ご注意いただきたい事項】

記名被保険者の変更があった場合でも、その変更が次のいずれかに該当する場合等には等級および事故有係数適用期間が継承されることがあります。

（ア）記名被保険者の変更が配偶者間または同居の親族間（記名被保険者の配偶者の同居の親族を含みます）の変更である場合

（イ）個人事業主の方が法人を新設され、記名被保険者を個人事業主・法人間で変更される場合（※1）

（ウ）記名被保険者について上記(ア)(イ)以外の変更がある場合で、その変更がお車の譲渡（※2）以外の理由による場合（適用される等級が1～5等級または事故有係数適用期間が1年以上（※3）である場合に限ります。）

（※1）事業内容が同一である等所定の条件を満たす場合に限ります。
（※2）自動車検査証等で譲渡の事実が確認できる場合に限ります。
（※3）この場合、7等級以上の等級は継承せず、ご契約の等級は6等級（S）または1～5等級となりますが、事故有係数適用期間は継承されます。なお、6等級（S）で、事故有係数適用期間が1年以上の場合には、保険期間の初日にかかわらず、前記（1）の【表1】②の割増引率が適用されます。

（3）記名被保険者年齢別料率区分について

（注）記名被保険者年齢別料率区分は、保険料を算出するための区分であり、補償される運転者の範囲ではありません。

運転者の年齢条件を「26歳以上補償」でご契約の場合は、保険期間の初日時点での記名被保険者の年齢に応じて「29歳以下」「30～39歳」「40～49歳」「50～59歳」「60～69歳」「70歳以上」に区分した保険料が適用されます。

（注1）記名被保険者を変更する場合、変更後の記名被保険者の保険期間の初日時点での年齢に応じて記名被保険者年齢別料率区分の保険料を適用します。

（注2）保険期間が1年超のご契約の場合、保険年度ごとに、保険期間の初日の応当日時点での記名被保険者の年齢に応じて、記名被保険者年齢別料率区分を適用します。

4　型式別料率クラス制度について〈自家用（普通・小型）乗用車のみ対象〉

ご契約者の皆さまの保険料ご負担の公平化を図る観点から、自家用普通乗用車・自家用小型乗用車においては自動車の「型式」ごとの保険成績をもとに、「対人賠償」、「対物賠償」、「傷害」、「車両」の各々について「1」から「9」までの料率クラスに分けた「型式別料率クラス制度」を導入させていただいております。「型式別料率クラス」は、損害保険料率算出機構が各保険会社から集計した保険成績に基づいて決定しており、毎年1月1日に、型式ごとに集計した保険成績に基づき、現在適用されている型式ごとの料率クラスが適正であるかどうかの見直しを行っています。具体的には、その型式の保険成績が「基準保険成績（損害保険料率算出機構が決定します。）」よりも低い場合は、1つクラスが下がり（保険料が安くなります。）、逆に高い場合は、1つクラスが上がります（保険料が高くなります。）。そのため、ご契約のお車の型式によっては、前年度の保険契約で保険事故を起こしていないにもかかわらず、次年度の保険料が上がるケースもあります。

5 ご契約内容変更時・解約時等の保険料の計算方法例

保険期間の中途でご契約内容の変更や解約等があった場合、保険料を返還またはご請求させていただくことがあります。その場合、弊社は次の計算式に従い、保険料の返還または追加保険料の請求をいたします。

【ご注意いただきたい事項】

(1)保険期間が1年を超えるご契約および1年未満のご契約については、お取扱いが異なりますので、ご契約の代理店・扱者または弊社までお問合わせください。

(2)弊社がご契約を解除させていただく場合は、普通保険約款 第5章 基本条項 第21条[保険料の返還ー解除または解約の場合]の規定により、「年間適用保険料」に未経過期間に対応する「日割」を乗じた額を返還いたします。ただし、保険料を分割して払い込むご契約(※)については、領収した保険料から既経過期間に対して「月割」をもって計算した保険料を差し引いたその残額を返還いたします。
詳細につきましては、ご契約の代理店・扱者または弊社までお問合わせください。

(※)長期契約保険料分割払特約(年払方式の場合)がセットされているご契約の場合、契約解除日の属する保険年度については、「年間適用保険料」に未経過期間に対応する「日割」を乗じた額を返還し、その後の保険年度については、その全額を返還いたします。

ご契約内容の変更による返還・追加保険料の計算方法

(1)保険料を返還する場合

(「変更後条件による年間適用保険料」<「変更前条件による年間適用保険料」となる場合)

[変更前条件による年間適用保険料 − 変更後条件による年間適用保険料] × [1 − 既経過期間に対応する月割係数(※)] ＝ 返還保険料

(2)追加保険料を請求する場合

(「変更後条件による年間適用保険料」>「変更前条件による年間適用保険料」となる場合)

[変更後条件による年間適用保険料 − 変更前条件による年間適用保険料] × 未経過期間に対応する月割係数(※) ＝ 追加保険料

(※)「月割係数」は、既経過・未経過期間に応じて下表の係数を適用します。

既経過・未経過期間	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで
月割係数	1/12	2/12	3/12	4/12	5/12	6/12
既経過・未経過期間	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	12か月まで
月割係数	7/12	8/12	9/12	10/12	11/12	12/12

解約保険料の計算方法

ご契約を解約される場合は、次の計算式に従い計算した保険料を返還いたします。
なお、未領収の保険料がある場合は、返還保険料との差額を精算させていただきます。

年間適用保険料 × [1 − 既経過期間に対応する係数(※)] ＝ 返還保険料

(※)「係数」は、次の【1】または【2】のいずれかを適用します。

【1】ご契約者のお申し出によりご契約を解約される場合(後記【具体事例】①)
前記計算式における係数には、既経過期間に応じた下表の「短期料率」(＊)を適用します。

既経過期間	7日まで	15日まで	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで
短期料率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%
既経過期間	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	12か月まで
短期料率	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%

(＊) 保険料分割払特約(「保険料分割払特約(大口)」・「保険料分割払特約(大口・全車両一括付保特約用)」を除きます。)、団体扱特約、集団扱特約をセットしているご契約は、前記 ご契約内容の変更による返還・追加保険料の計算方法 の「月割係数」を適用します。

【2】前記【1】以外の場合
前記計算式における係数には、既経過期間に応じた前記 ご契約内容の変更による返還・追加保険料の計算方法 の「月割係数」を適用します。(後記【具体事例】②)なお、弊社所定の条件を満たすときは、前記計算式にかかわらず、「年間適用保険料」に未経過期間に対応する「日割」を乗じた額を前記 返還保険料 といたします。(後記【具体事例】③④)

【具体事例】ご契約を解約される際の返還保険料の計算方法において、適用される係数の具体事例は下表のとおりです。

ケース	適用される係数
①ご契約者のお申し出によりご契約を解約される場合（例：保険期間1年の一時払契約の場合）	短期料率
②中途更改処理(※1)によりご契約を解約される場合	月 割(※2)
③所有されている複数のお車のご契約の保険期間を統一するため、ご契約を解約される場合	日 割
④ノンフリート多数割引、全車両一括付保特約等が適用されているご契約における減車（1つの保険証券で複数のお車をご契約いただいている場合において、個々のお車のご契約を解約されることをいいます。）の場合。ただし、すべてのお車のご契約を1度に解約される場合は上記①の係数が適用されます。	日 割

(※1)中途更改処理とは、ご契約者が弊社所定のご契約内容の変更を行う場合に、弊社とご契約いただいているご契約を解約され、現在のご契約と同一のご契約者・記名被保険者・ご契約のお車による新たなご契約をその解約された日を保険期間の初日として弊社とご契約いただくことをいいます。

(※2)弊社が別に定める「ノンフリート保険期間通算特則」を適用するために、ご契約を解約される場合には、「年間適用保険料」に未経過期間に対応する「日割」を乗じた額を **返還保険料** といたします。

既経過期間・未経過期間について

●保険料を返還させていただく場合は、「既経過期間」に基づき計算します。

(例)平成24年10月1日から1年間のご契約で、平成25年5月20日にご契約内容の変更を行った場合

平成24年10月1日から平成25年5月20日までを**「既経過期間」**といい、1か月に満たない場合は「1か月」として計算します。そのため、平成25年5月1日から5月20日までを「1か月」とみなし、既経過期間は「8か月」となります。
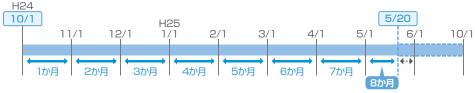
●保険料をご請求させていただく場合は、「未経過期間」に基づき計算します。

(例)平成24年10月1日から1年間のご契約で、平成25年5月20日にご契約内容の変更を行った場合

平成25年5月20日から平成25年10月1日までを**「未経過期間」**といい、1か月に満たない場合は「1か月」として計算します。そのため、平成25年9月20日から10月1日までを「1か月」とみなし、未経過期間は「5か月」となります。
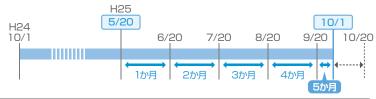
解約による保険料計算の例は次のとおりです。なお、ご契約内容等により異なる場合もございます。

●**保険期間が1年の例**（保険契約が団体扱等の例については、ご契約の代理店・扱者または弊社までお問合わせください。）

【一時払の例】（年間保険料100,000円、保険期間の初日から解約日までの期間3か月）

❶返還保険料の計算　年間保険料100,000円×(1−「対応する短期料率」45%)=55,000円

❷未領収の保険料と返還保険料の差額計算　全額領収済みのため、55,000円を返還させていただきます。

【分割12回払の例】（年間保険料120,000円、払込済保険料20,000円、保険期間の初日から解約日までの期間3か月）

❶返還保険料の計算　年間保険料120,000円×(1−「対応する月割係数」3／12(※))=90,000円

(※)大口分割払の場合は、「短期料率45%」となります。

❷未領収の保険料と返還保険料の差額計算

未領収保険料が100,000円(120,000円−20,000円)であるため、計算式は、「返還保険料90,000円−未領収保険料100,000円=−10,000円」となり、差額の10,000円をご請求させていただきます。

補償MAP

この『補償MAP』は、タフシンプル・クルマの保険
詳細につきましては、P.50以降をご覧ください。

	普通保険約款	ご契約条件により自動でセットされる特約
事故により相手の方を死傷させた場合の補償	●対人賠償責任保険(P.52) ●対人臨時費用保険(P.56)	
事故により相手のものを壊した場合の補償	●対物賠償責任保険(P.57)	
事故によりご自身・ご家族・乗車中の方が死傷された場合の補償	●人身傷害保険(P.61) ●搭乗者傷害保険(P.66)	●自損傷害特約(P.99) ●無保険車傷害特約(P.102) ●バスの人身傷害保険金支払に関する特約(P.98) ●バスの搭乗者傷害保険金支払に関する特約(P.105)
事故によりご契約のお車が壊れた場合の補償	●車両保険(P.69) ●全損時諸費用保険(P.72)	●車両価額協定保険特約(P.119) ●機械装着車に関する「車両損害」特約(P.183) ●特殊車両の車両保険の適用範囲に関する特約(P.184)
事故等に伴って支出された費用の補償		
運転される方の範囲に関する特約		●家族内新規運転者に対する自動補償特約(P.160)
上記以外のその他の特約等	●入替自動車に対する自動補償特則(P.74)	●他車運転補償特約(P.180) ●他車運転補償特約(二輪・原付)(P.182) ●継続契約の取扱いに関する特約(P.183) ●訂正時追加保険料の口座振替特約(P.185) ●追加保険料の口座振替に関する特約(一時払用)(P.186) ●保険料の払込み猶予に関する特約(保険会社直接通知条件付)(P.188) ●契約内容変更の書面省略に関する特約(P.189)

お客さまのご希望によりお選びいただく特約

- 対物差額修理費用補償特約(P.97)
- 危険物積載自動車に対する対物支払限度額不適用特約(P.157)

- 人身傷害「ご契約のお車搭乗中のみ」補償特約(P.98)
- 人身傷害の子ども育英費用補償特約(P.117)
- 搭乗者傷害医療保険金(一時金払)の頸部捻挫等追加給付特約(P.118)

- 車両損害の補償範囲限定特約(P.107)
- 車両新価保険特約(P.107)
- 車両超過修理費用補償特約(P.121)
- 買替時諸費用補償特約(P.123)
- 車対車事故自己負担額ゼロ特約(P.127)
- リサイクル部品使用特約(P.127)
- 車両損害に関する代車提供特約(P.128)
- 車両損害に関するレンタカー費用補償特約(P.130)
- 地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約(P.148)
- 地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約(P.124)
- リースカー車両費用補償特約(P.149)
- リースカー車両費用保険の修理費優先支払特約(P.153)
- 工作用自動車のブーム不担保特約(P.157)

- 弁護士費用等補償特約(P.111)
- 事故・故障損害付随費用補償特約(P.114)

- 家族運転者等の年齢条件に関する特約(P.160)
- 運転者限定に関する特約(P.161)
- 家族限定の「別居の既婚の子」補償特約(P.162)

- 保険料分割払特約(P.162)
- 保険料分割払特約(大口)(P.165)
- 保険料分割払特約(大口・全車両一括付保特約用)(P.167)
- 長期契約保険料分割払特約(P.170)
- 長期契約保険料分割払の無事故返戻金特約(P.177)
- 立替払保証付クレジットカードによる保険料払込に関する特約(P.172)
- 無事故返戻金付長期契約保険料平準分割払特約(P.174)
- クレジットカードによる保険料払込に関する特約(P.177)
- 契約時払込保険料の口座振替特約(P.178)
- 契約時保険料の払込取扱票・請求書払特約(P.179)

- 車内外身の回り品補償特約(P.131)
- 個人賠償責任保険特約(P.136)
- ファミリーバイク特約(P.140)
- 日常生活弁護士費用等補償特約(P.142)
- 事業用積載動産補償特約(P.144)
- レース・ラリー出場車等補償特約(P.157)

- 保険契約の自動継続に関する特約(P.153)
- 通信販売に関する特約(P.155)
- 共同保険に関する特約(P.157)
- 全車両一括付保特約(P.158)
- リースカーに関する特約(P.184)

Ⅷ タフシンプル・クルマの保険の補償内容

本章では、タフシンプル・クルマの保険の補償内容に関する概要をまとめています。
詳細につきましては、家庭用総合自動車保険 普通保険約款および特約をご覧ください。

1 普通保険約款と特約の概要

1 事故により相手の方を死傷させた場合の補償

●対人賠償責任保険 ………………………… 普通保険約款 P.52

●対人臨時費用保険 ………………………… 普通保険約款 P.56

(1)補償の概要

名　称		補償の概要
	対人賠償責任保険	ご契約のお車の自動車事故により、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、自賠責保険等で支払われるべき額を超える部分に対して、保険金をお支払いいたします。
	対人臨時費用保険	ご契約のお車の自動車事故により、他人を死亡させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、弔問・葬儀参列の際の弔慰金等の臨時費用の支出に備えて被害者1名につき**20万円**をお支払いいたします。

(2)補償の対象となる方(被保険者)

名　称		被保険者
	対人賠償責任保険	① 記名被保険者 ② ご契約のお車を使用または管理中の次の方 ア.記名被保険者の配偶者 イ.記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ウ.記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子 ③ 記名被保険者の承諾を得てご契約のお車を使用または管理中の方 ただし、自動車取扱業者が業務として受託したご契約のお車を使用または管理している間を除きます。 ④ 記名被保険者の使用者 ただし、記名被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限ります。
	対人臨時費用保険	

(3)保険金をお支払いできない主な場合

対人賠償責任保険・対人臨時費用保険

❶ ご契約者、記名被保険者または被保険者の故意によって生じた損害
❷ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
❸ 台風、洪水または高潮によって生じた損害
❹ 次のいずれかの方が死傷された場合の損害

ア.記名被保険者
イ.ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくは子
ウ.被保険者の父母、配偶者または子
エ.被保険者の業務(家事を除きます。以下この❹において同様とします。)に従事中の使用人
オ.被保険者の使用者の業務に従事中の他の使用人。ただし、被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限ります。なお、ご契約のお車の所有者が個人の場合で、記名被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用しているときに、同じ使用者の業務に従事中の他の使用人を死傷させたことにより、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金をお支払いいたします。

❺ ご契約のお車を競技もしくは曲技(これらのための練習を含みます。)のために使用すること、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害
等

2 事故により相手のものを壊した場合の補償

●対物賠償責任保険 ……………………… 普通保険約款 P.57

●対物差額修理費用補償特約 ……………………… 特約 P.97

（1）補償の概要

名称		補償の概要
	対物賠償責任保険	ご契約のお車の自動車事故により、他人の財物を損壊させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、保険金をお支払いいたします。 なお、保険証券記載の保険金額が1億円を超える場合であっても、次の①および②の条件をいずれも満たす場合は、別に定める特約をセットした場合を除き、保険金のお支払額は1億円が限度となりますので、ご注意ください。 ① ご契約のお車が「自家用8車種、二輪自動車、原動機付自転車」以外であること ② 次のア.またはイ.のいずれかの事由に起因した事故であること ア.ご契約のお車に危険物(※)を業務（家事を除きます。以下この②において同様とします。）として積載すること イ.ご契約のお車が危険物(※)を業務として積載した自動車を牽引すること （※）「道路運送車両の保安基準」第1条に定める高圧ガス・火薬類・危険物、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」第2条に定める可燃物、「毒物及び劇物取締法」第2条に定める毒物・劇物をいいます。
	対物差額修理費用補償特約	ご契約のお車の対物事故による相手自動車の実際の修理費が、相手自動車の時価額を上回った場合に、修理費と時価額の差額に過失割合を乗じた額をお支払いいたします**（50万円限度）**。 （注1）実際に相手自動車に損害が発生した日の翌日から6か月以内に修理されることが保険金の支払条件になります。 （注2）相手自動車の車両保険（共済契約を含みます。）から支払われた保険金（共済金）が相手自動車の時価額を超える場合、その超過額についてはお支払いの対象となりません。

（2）補償の対象となる方（被保険者）

名称		被保険者
	対物賠償責任保険 対物差額修理費用補償特約	① 記名被保険者 ② ご契約のお車を使用または管理中の次の方 ア.記名被保険者の配偶者 イ.記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ウ.記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子 ③ 記名被保険者の承諾を得てご契約のお車を使用または管理中の方 ただし、自動車取扱業者が業務として受託したご契約のお車を使用または管理している間を除きます。 ④ 記名被保険者の使用者 ただし、記名被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限ります。

（3）保険金をお支払いできない主な場合

❶ ご契約者、記名被保険者または被保険者の故意によって生じた損害
❷ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
❸ 台風、洪水または高潮によって生じた損害
❹ 次のいずれかの方の所有、使用または管理する財物が損壊した場合の損害

ア.記名被保険者
イ.ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくは子
ウ.被保険者またはその父母、配偶者もしくは子

❺ ご契約のお車を競技もしくは曲技（これらのための練習を含みます。）のために使用すること、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害

等

3 事故によりご自身・ご家族・乗車中の方が死傷された場合の補償

- ●人身傷害保険 ……普通保険約款 P.61
- ●自損傷害特約 ……特約 P.99
- ●無保険車傷害特約 ……特約 P.102
- ●搭乗者傷害保険 ……普通保険約款 P.66

人身傷害保険

(1)補償の概要

名　称		補償の概要
	人身傷害保険	自動車事故により、ご契約のお車に乗車中の方が死傷した場合に、保険金額の範囲内で普通保険約款に定める損害額基準および支払保険金の計算方法に基づいて保険金をお支払いいたします。なお、労働者災害補償制度から給付がある場合は、その給付額を差し引いてお支払いいたします。 (注)賠償義務者から損害賠償金が支払われた後に、保険金請求権者が保険金を請求した場合、賠償義務者との間で判決または裁判上の和解において損害の額が確定し、その基準が社会通念上妥当であると認められるときは、弊社はその基準により算出された額を損害の額とみなして、保険金をお支払いいたします。ただし、これにより算出される額は、普通保険約款に定める損害額基準に基づき算定された損害の額を限度とします。

(注)次の①～③の方は歩行中の自動車事故やご契約のお車以外の普通保険約款の条件を満たす自動車に乗車中の自動車事故も補償対象となります。この場合、複数のご契約があるときは、他のご契約によって補償することも可能なため、**重複部分の保険料が無駄となることがあります**のでご注意ください。また、ご家族が所有する他のお車については、ご契約のお車乗車中に限定して補償する人身傷害「ご契約のお車搭乗中のみ」補償特約をセットすることにより重複部分をなくすことができます。

①記名被保険者
②記名被保険者の配偶者
③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子

なお、複数あるご契約のうち、この補償が1つのご契約のみにセットされている場合は、そのご契約が解約となったときや、ご家族の状況変化（同居から別居への変化等）があったときに、補償が消滅することがありますのでご注意ください。

(2)補償の対象となる方(被保険者)

被保険者
①記名被保険者 ②記名被保険者の配偶者 ③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ④記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤上記①から④以外の方で、ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に乗車中の方 ⑥上記①から⑤以外の方で、①から④の方が自ら運転者として運転中の他の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に乗車中の方 ただし、①から④の方の使用者の業務（家事を除きます。）のために運転中の、その使用者の所有自動車に乗車中の方を除きます。 ⑦上記①から⑥以外の方で、ご契約のお車の保有者（自動車損害賠償保障法第2条第3項に定める保有者をいいます。） ⑧上記①から⑦以外の方で、ご契約のお車の運転者（自動車損害賠償保障法第2条第4項に定める運転者をいいます。） (注)上記⑦および⑧の被保険者については、ご契約のお車の運行に起因する事故により身体に傷害を被り、かつ、それによって自動車損害賠償保障法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に限り、被保険者に含みます。 **【ご注意いただきたい事項】** 次の方は補償対象外となります。 ・極めて異常かつ危険な方法で自動車に乗車中の方 ・業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業者

(3)保険金をお支払いできない主な場合

❶ 被保険者の故意または重大な過失によって、その本人に生じた損害
❷ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
❸ 被保険者が、無免許運転・**酒気帯び運転**・麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転している場合に、その本人に生じた損害
❹ 被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ないで自動車に乗車中に生じた損害
❺ 被保険者の闘争行為・自殺行為・犯罪行為によって、その本人に生じた損害
❻ ご契約のお車を競技もしくは曲技(これらのための練習を含みます。)のために使用すること、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害

等

自損傷害特約

(注)対人賠償責任保険をご契約され、人身傷害保険をご契約されない場合は必ずセットされます。

(1)補償の概要

名　称	補償の概要
自損傷害特約	ご契約のお車の自動車事故により、ご契約のお車に乗車中の方またはご契約のお車の保有者・運転者が死傷した場合で、自動車損害賠償保障法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に、保険金をお支払いいたします。

(2)補償の対象となる方(被保険者)

被保険者

① ご契約のお車の保有者(自動車損害賠償保障法第2条第3項に定める保有者をいいます。)
② ご契約のお車の運転者(自動車損害賠償保障法第2条第4項に定める運転者をいいます。)
③ 上記①および②以外の方で、ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に乗車中の方

【ご注意いただきたい事項】

次の方は補償対象外となります。
- 極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に乗車中の方
- 業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業者

(3)保険金をお支払いできない主な場合

❶ 被保険者の故意または重大な過失によって、その本人に生じた傷害
❷ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた傷害
❸ 被保険者が、無免許運転・**酒気帯び運転**・麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転している場合に、その本人に生じた傷害
❹ 被保険者が、ご契約のお車の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ないでご契約のお車に乗車中に生じた傷害
❺ 被保険者の闘争行為・自殺行為・犯罪行為によって、その本人に生じた傷害
❻ ご契約のお車を競技もしくは曲技(これらのための練習を含みます。)のために使用すること、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた傷害

等

無保険車傷害特約

(1)補償の概要

名　称	補償の概要
無保険車傷害特約	賠償資力が十分でない無保険車との事故により、ご契約のお車に乗車中の方(※)が死亡または後遺障害を被った場合に、保険金をお支払いいたします。

(※)次の①～③の方は歩行中の無保険車との自動車事故やご契約のお車以外の自動車に乗車中の無保険車との自動車事故も補償対象となります。

①記名被保険者　②記名被保険者の配偶者　③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子

(2)補償の対象となる方(被保険者)

被保険者
①記名被保険者 ②記名被保険者の配偶者 ③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ④記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤上記①から④以外の方で、ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に乗車中の方

【ご注意いただきたい事項】

次の方は補償対象外となります。
•極めて異常かつ危険な方法で自動車に乗車中の方　•業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業者

(3)保険金をお支払いできない主な場合

❶被保険者の故意または重大な過失によって、その本人に生じた損害
❷地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
❸台風、洪水または高潮によって生じた損害
❹被保険者が、無免許運転·**酒気帯び運転**·麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転している場合に、その本人に生じた損害
❺被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ないで自動車に乗車中に生じた損害
❻被保険者の闘争行為·自殺行為·犯罪行為によって、その本人に生じた損害
❼ご契約のお車を競技もしくは曲技(これらのための練習を含みます。)のために使用すること、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害
等

搭乗者傷害保険

(1)補償の概要

名　称	補償の概要
搭乗者傷害保険	ご契約のお車の自動車事故により、ご契約のお車に乗車中の方が死傷した場合に、ご契約時に取り決めた条件(※)に基づいて保険金をお支払いいたします。

(※)搭乗者傷害保険の医療保険金は、次の①または②のいずれかをお選びいただきます。

<table>
<tr><td>①一時金払</td><td>治療日数(*)や傷害の部位·症状に応じて、次の一時金をお支払いいたします。
●治療日数(*)が4日以内の場合…1万円
●治療日数(*)が5日以上の場合…下表のとおり
なお、同一事故により被った傷害が下表の複数の項目にあたる場合は、それぞれ支払われる保険金のうち、最も高い金額をお支払いいたします。
<table>
<tr><th>被保険者が被った傷害</th><th>保険金支払額</th></tr>
<tr><td>①打撲、挫傷、擦過傷、捻挫等下記②~④以外のもの</td><td>10万円</td></tr>
<tr><td>②骨折、脱臼、神経損傷(脳·眼·頸髄·脊髄以外の部位)、上肢·下肢の筋·腱または靱帯の断裂</td><td>30万円</td></tr>
<tr><td>③上肢·下肢の切断、眼球の内出血または血腫、眼の神経損傷、眼球の破裂</td><td>50万円</td></tr>
<tr><td>④脳挫傷等の脳損傷、頭蓋内出血または頭蓋内血腫、頸髄損傷、脊髄損傷、胸部·腹部の臓器損傷</td><td>100万円</td></tr>
</table>
(注)保険金支払額を「2倍」にするプランもございます。</td></tr>
<tr><td>②日　数　払</td><td>医師の治療が必要と認められない程度に治った日までの治療日数(*)に応じて保険金をお支払いいたします。(事故の発生の日からその日を含めて180日以内の治療日数(*)を対象とし、通院日数については保険金のお支払限度を90日とします。)</td></tr>
</table>

(*)「治療日数」とは、医師による治療のために病院もしくは診療所に入院·通院した実治療日数をいいます。

(2)補償の対象となる方(被保険者)

被保険者
ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に乗車中の方

【ご注意いただきたい事項】

次の方は補償対象外となります。
•極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に乗車中の方　•業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業者

(3)保険金をお支払いできない主な場合

前記 自損傷害特約 (3)保険金をお支払いできない主な場合と同様です。

4 事故によりご契約のお車が壊れた場合の補償

●車両保険 ……………………………… 普通保険約款 P.69

●全損時諸費用保険 ………………… 普通保険約款 P.72

(注)ノンフリート契約の場合、車両保険は対人賠償責任保険または対物賠償責任保険のいずれかとセットでご契約いただきます。

ご契約方式

車両保険のご契約方式には、補償範囲が広い「一般補償」と補償範囲を一部限定した「限定補償(*1)」の2通りがあります。

[○補償されます/×補償されません]

契約方式 \ 損害の原因	電柱・建物等 自動車以外の他物との衝突・接触	あて逃げ	転覆・墜落	車対車の衝突・接触	火災・爆発	盗難(*3)	台風・洪水・高潮	窓ガラス破損・いたずら	物の飛来・落下	地震・噴火・津波
一般補償	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×(*5)
限定補償	×	×	×	○(*2)	○	○	○	○(*4)	○	×

(*1)限定補償とは、「車両損害の補償範囲限定特約」がセットされたご契約方式をいいます。
(*2)「相手自動車」と「その運転者または所有者」が確認できる場合に限り補償されます。
(*3)ご契約のお車が二輪自動車および原動機付自転車の場合は、盗難による損害は補償されません。
(*4)「いたずらの損害」には、「ご契約のお車の運行によって生じた損害」および「ご契約のお車と他の自動車(原動機付自転車を含みます。)との衝突または接触によって生じた損害」を含みません。
(*5)地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約をセットいただくことで地震等保険金をお支払いいたします。この特約により、ご契約のお車が地震・噴火・津波により「全損」(特約で定める基準によります)となった場合に、定額で50万円(車両保険金額が50万円未満の場合は車両保険金額とします)をお支払いいたします。

(1)補償の概要

名 称	補償の概要
車両保険	ご契約のお車が衝突、接触等の事故によって損害を被った場合に、保険金をお支払いいたします。ただし、保険金額が限度となります。
全損時諸費用保険	ご契約のお車が車両事故により全損となった場合や、盗難され、ご契約のお車が発見されなかった場合で、車両保険の保険金が支払われるときに、**保険金額の10%(20万円限度)**をお支払いいたします。

【ご注意いただきたい事項】

(1)車両価額協定保険特約がセットされた場合

事故が発生し、弊社がご契約のお車の損害の調査を行った結果、協定保険価額が実際の保険価額を著しく超える場合には、協定保険価額にかかわらず、その保険価額によって損害の額を算定します。

▶車両価額協定保険特約　第7条[協定保険価額が保険価額を著しく超える場合]

(2)車両価額協定保険特約がセットされていない場合

この保険契約をご契約いただいた時点で、保険金額が保険価額を上回っていることについて、ご契約者・被保険者が「善意」かつ「重大な過失がない」場合には、ご契約者はその超過する部分について、保険契約締結時にさかのぼって取り消すことができます。

▶普通保険約款　第5章　基本条項　第12条[保険金額の調整]

(2)補償の対象となる方(被保険者)

名 称	被保険者
車両保険	ご契約のお車の所有者
全損時諸費用保険	ご契約のお車の所有者

（3）保険金をお支払いできない主な場合

❶ ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害
❷ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
❸ 無免許運転・**酒気帯び運転**・麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転している場合に生じた損害
❹ ご契約のお車に存在する欠陥・摩滅・腐しょく・さび・その他自然の消耗による損害
❺ 故障による損害
❻ タイヤのみの損害（火災・盗難による損害を除きます。）
❼ ご契約のお車を競技もしくは曲技（これらのための練習を含みます。）のために使用すること、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害
等

5 事故等に伴って支出された費用の補償

●**弁護士費用等補償特約** ……………………………特約 P.111
●**事故・故障損害付随費用補償特約** ………………特約 P.114

弁護士費用等補償特約

（1）補償の概要

	名　称	補償の概要
	弁護士費用等補償特約	被保険者が自動車事故によって、身体や財物に被害を被り、相手の方に損害賠償請求を行う場合または自動車事故によって、被保険者に法律上の賠償責任がないにもかかわらず、損害賠償請求された場合における次の費用について、保険金をお支払いいたします。 •**弁護士費用等（300万円限度）**　•**法律相談費用（10万円限度）**

（2）補償の対象となる方（被保険者）

被保険者

① 記名被保険者
② 記名被保険者の配偶者
③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
⑤ 上記①から④以外の方で、ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に乗車中の方
⑥ 上記①から⑤以外の方で、①から④の方が自ら運転者として運転中の他の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に乗車中の方
ただし、①から④の方の使用者の業務（家事を除きます。）のために運転中の、その使用者の所有自動車に乗車中の方を除きます。
⑦ 上記①から⑥以外の方で、ご契約のお車の所有者

【ご注意いただきたい事項】
次の方は補償対象外となります。
• 極めて異常かつ危険な方法で自動車に乗車中の方
• 業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業者

（注）上記①～④の方は歩行中の自動車事故やご契約のお車以外の自動車に乗車中の自動車事故も補償対象となります。この場合、複数のご契約があるときは、他のご契約によって補償することも可能なため、**重複部分の保険料が無駄となることがあります**のでご注意ください。

なお、複数あるご契約のうち、この特約が1つのご契約のみにセットされている場合は、そのご契約が解約となったときや、ご家族の状況変化（同居から別居への変化等）があったときに、補償が消滅することがありますのでご注意ください。

（3）保険金をお支払いできない主な場合

❶ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた自動車事故
❷ 台風、洪水または高潮によって生じた自動車事故
❸ 無免許運転・**酒気帯び運転**・麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転している場合に生じた自動車事故
❹ 被保険者の故意または重大な過失によって生じた自動車事故
❺ 賠償義務者または損害賠償請求を行う方が被保険者の父母・配偶者または子に該当する場合
❻ ご契約のお車を競技もしくは曲技（これらのための練習を含みます。）のために使用すること、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた自動車事故
等

事故・故障損害付随費用補償特約

（1）補償の概要

名称	補償の概要
事故・故障損害付随費用補償特約	ご契約のお車が自動車事故や故障により自力走行できなくなった場合に、下表の保険金をお支払いいたします。

保険金の種類	支払内容	特にご注意いただきたい事項
① 臨時宿泊費用保険金	臨時に宿泊した1泊分の宿泊費用 **（1事故・故障、1名につき15,000円限度）**	飲食等に要した費用を含みません。
② 臨時帰宅・移動費用保険金	事故・故障現場からの帰宅または当面の目的地への移動にかかった費用から、自己負担額1,000円を控除した額 **（1事故・故障、1名につき20,000円限度）**	交通機関の利用に際しては次の（1）から（3）の条件があり、これらの条件に該当しない費用に対しては、保険金をお支払いできません。 （1）事故発生時または故障による自力走行不能の発生時以後**24時間以内**に利用が開始されたものに限ります。 （2）鉄道・バス以外の交通機関による移動は、深夜・遠隔地等の理由により鉄道・バスの利用が困難な場合に限ります。なお、**あんしん24受付センター（0120-024024）**にご連絡いただき、弊社の事前確認を得ていただく必要があります。 （3）タクシー・レンタカーによる移動は、被保険者の人数が乗車定員（タクシーの場合は、タクシーの運転手を除いた人数を乗車定員とみなします。）を超える等の理由により弊社の事前承認を得ていただかない限り、1台分の利用といたします。 なお、ハイヤー、グリーン車、ビジネスクラス、ファーストクラス等をご利用されたことにより、通常の交通費を超過した金額は対象外となります。
③ 搬送・引取費用保険金	ご契約のお車の修理完了後、ご自宅またはご自宅の最寄りの弊社が指定する場所までの搬送費用 **（1事故・故障につき100,000円限度）**	修理工場が修理の一環としてサービスで行っている納車（いわゆる「納車サービス」）は対象となりません。

（注1）事故・故障の際は、ただちに**あんしん24受付センター（0120-024024）**へご連絡ください。なお、故障の際は、故障発生の日時、場所、故障の概要をお知らせいただき、弊社の事前確認を得ていただくことが、保険金をお支払いする条件となりますのでご注意ください。
（注2）保険金をお支払いする際には、各費用をご負担された時の領収書等が必要になる場合があります。

（2）補償の対象となる方（被保険者）

被保険者	
① 臨時宿泊費用保険金	ご契約のお車に乗車中の方
② 臨時帰宅・移動費用保険金	ご契約のお車に乗車中の方
③ 搬送・引取費用保険金	次のア.～ウ.のいずれかに該当する方 ア.記名被保険者　イ.ご契約のお車の所有者　ウ.ご契約のお車に乗車中の方

【ご注意いただきたい事項】

次の方は補償対象外となります。
- 極めて異常かつ危険な方法で自動車に乗車中の方
- 業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業者
- 正当な権利によりご契約のお車を使用または管理していた方の承諾を得ないで、ご契約のお車に乗車していた方

（3）保険金をお支払いできない主な場合

❶ ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害
❷ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
❸ 無免許運転・**酒気帯び運転**・麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転している場合に生じた損害
❹ タイヤのみの損害（火災・盗難による損害を除きます。）
❺ ご契約のお車を競技もしくは曲技（これらのための練習を含みます。）のために使用すること、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害

等

2 主な特約の概要

後表にてタフシンプル·クルマの保険にセットできる主な特約の概要を説明しています。
特約には「自動 必ずセットされる特約」と「任意 ご希望によりセットすることができる特約」があります。特約の詳細な内容につきましては、特約本文をご覧ください。

(1)事故によりご自身・ご家族・乗車中の方が死傷された場合

[自動 必ずセットされる特約／任意 ご希望によりセットすることができる特約]

	特約名称	特約の概要	補償の対象となる方（被保険者）	ページ	区分
①	人身傷害「ご契約のお車搭乗中のみ」補償特約	ご契約のお車に乗車中に限定して、人身傷害保険の保険金をお支払いいたします。	ご契約のお車に乗車中の方(※)	98	任意
②	人身傷害の子ども育英費用補償特約	人身傷害事故により、満18歳未満のお子さまを扶養されている方が死亡または重度後遺障害を被った場合に、1回の事故につき被保険者1名ごとに500万円をお支払いいたします。 (注)事故時点の年齢が満18歳未満のお子さまが補償の対象となります。	人身傷害事故の発生時点で扶養者に扶養されている満18歳未満の子	117	任意
③	搭乗者傷害医療保険金(一時金払)の頸部捻挫等追加給付特約	自動車事故により、むちうち(傷害の部位が頸(けい)部でその症状が打撲·捻挫·挫傷)と診断され、その傷害に対する治療日数が5日以上(＊1)である場合(＊2)、頸(けい)部捻挫等追加給付金として5万円をお支払いいたします。 (＊1)その傷害に対する5日目の治療を受けた日が、事故発生の日からその日を含めて180日以内の場合に限ります。むちうち以外の傷害を同時に負い、治療日数の合計が5日以上となる場合があっても、むちうちでの入院·通院日数が4日以内の場合は、保険金をお支払いできません。 (＊2)医師の診断書等により確認できる場合に限ります。	搭乗者傷害保険の被保険者に同じ	118	任意

(※)ご契約のお車の保有者·運転者についても、ご契約のお車の自動車事故により死傷し、かつ、自動車損害賠償保障法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合には、被保険者に含まれます。

(2)事故によりご契約のお車が壊れた場合

[自動 必ずセットされる特約／任意 ご希望によりセットすることができる特約]

	特約名称	特約の概要	補償の対象となる方（被保険者）	ページ	区分
①	車両損害の補償範囲限定特約	ご契約のお車と相手自動車の衝突·接触事故(相手自動車の確認が条件となります。)や、火災·爆発·盗難(＊)·台風·洪水等による損害についてのみ、車両保険金をお支払いいたします。 (＊)ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車の場合を除きます。	—	107	任意
②	車両新価保険特約	車両事故によりご契約のお車に次の①または②の損害が発生した場合で、かつ、事故の日の翌日から90日以内にお車を買い替えられた場合に、「代替自動車の購入費用(新価価額を限度)」および「登録諸費用保険金(＊)」をお支払いいたします。また、お車を修理される場合には、事故の日の翌日から90日以内に修理が完了したときは、その修理費について新価価額を限度にお支払いいたします。 ①お車が修理できない場合、または修理費の額が「協定保険価額(保険金額)」以上となる場合 ②修理費が新価価額の50%(内外装·外板部品のみの損傷の場合を除きます)以上となる場合 (＊)新価価額の10%(下限10万円、上限30万円)となります。	ご契約のお車の所有者	107	任意
③	車両価額協定保険特約	ご契約時における「ご契約のお車の市場販売価格相当額(＊)」を価額として協定し、車両保険金額を定めることで、保険期間中の経年減価にかかわらず、協定した価額を限度に保険金をお支払いいたします。 (＊)ご契約のお車と同一の用途·車種·車名·型式·仕様·年式で同等の損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。	ご契約のお車の所有者	119	(※)自動

(※)ご契約のお車の用途·車種が自家用8車種(レンタカーを除きます。)で、車両保険をご契約された場合は必ずセットされます。なお、ご契約のお車の用途·車種が自家用8車種以外の場合には、別に定める保険料を払い込んでいただくことにより、セットすることもできます(レンタカーを除きます。)。

［自動 必ずセットされる特約／任意 ご希望によりセットすることができる特約］

	特約名称	特約の概要	補償の対象となる方（被保険者）	ページ	区分
④	車両超過修理費用補償特約	車両事故により、ご契約のお車に車両保険金額を上回る修理費が発生した場合で、かつ、事故の日の翌日から6か月以内に、ご契約のお車を修理されたときに、車両保険金額に30万円を加えた金額を限度に実際の修理費を車両保険金としてお支払いいたします。 （注）本特約の適用により車両保険金額を上回る車両保険金が支払われる場合、全損時諸費用保険金はお支払いいたしません。	—	121	任意（※）
⑤	買替時諸費用補償特約	車両事故によりご契約のお車に次のア.からウ.のいずれかに該当する損害が発生した場合で、かつ、事故発生時の翌日から90日以内に代替自動車を取得されたときに、買替時諸費用保険金（＊）をお支払いいたします。 ア. 全損の場合 イ. 全損以外で、ご契約のお車の損害額が50万円以上となる場合 ウ. 車両新価保険特約がセットされており、修理費の額が新価価額の50%以上となる場合。ただし、内外装・外板部品のみの損傷のときを除きます。 （＊）車両保険金額の15%（下限10万円、上限40万円）となります。なお、車両新価保険特約がセットされている場合には、「車両保険金額」を「新価価額」と読み替えて適用します。 （注）買替時諸費用保険金が支払われる場合、全損時諸費用保険金および車両新価保険特約の登録諸費用保険金はお支払いいたしません。	㋐ ご契約のお車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合 買主 ㋑ ご契約のお車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合 借主 ㋒ 上記㋐および㋑以外の場合 ご契約のお車の所有者	123	任意
⑥	地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約	ご契約のお車が地震・噴火・津波により、「全損」（特約で定める基準によります。）となった場合に、定額で50万円（車両保険金額が50万円未満の場合は車両保険金額とします。）を地震等保険金としてお支払いいたします。 （注）保険証券の「その他の特約等」欄に特約名が記載されている場合に本特約がセットされます。記載がない場合は本特約がセットされませんのでご留意ください。	記名被保険者	124	任意
⑦	車対車事故自己負担額ゼロ特約	ご契約のお車と相手自動車の衝突・接触事故（相手自動車の確認が条件となります。）で、車両保険に適用される自己負担額が3万円または5万円の場合に、自己負担額がないものとして車両保険金をお支払いいたします。	—	127	任意
⑧	リサイクル部品使用特約	ご契約のお車の修理にあたって部分品の交換の必要が生じた場合に、リサイクル部品の使用を前提とした修理費に基づいて車両保険金をお支払いいたします。	—	127	任意
⑨	車両損害に関する代車提供特約	車両事故に伴い、ご契約のお車の修理や買替えのために代車を借りる必要が生じた場合に、その期間中の代車（レンタカー）を30日を限度に提供いたします。	㋐ ご契約のお車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合 買主 ㋑ ご契約のお車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合 借主 ㋒ 上記㋐および㋑以外の場合 ご契約のお車の所有者	128	任意
⑩	車両損害に関するレンタカー費用補償特約	車両事故に伴い、ご契約のお車が修理等で使用できなくなった場合に発生するレンタカー費用について、被保険者が実際に負担された「1日あたりのレンタカー費用（保険証券記載の支払限度日額を限度とします。）」にレンタカー使用日数（30日を限度とします。）を乗じた額をお支払いいたします。		130	任意

（※）ご契約のお車の用途・車種が自家用8車種（レンタカーおよび構内専用車を除きます。）で、車両保険をご契約された場合にセットすることができます。

(3)その他

[自動 必ずセットされる特約／ 任意 ご希望によりセットすることができる特約]

	特約名称	特約の概要	補償の対象となる方(被保険者)	ページ	区分
①	車内外身の回り品補償特約	ご契約のお車の室内・トランク・正規の荷台・パニアケース等に積載された、日常生活で使用する個人所有の身の回り品(外出中(*)に車外で携行された場合または一時的に持ち出された場合の身の回り品を含みます。また、ご契約のお車に乗車中の方が携行している場合は、車室内に積載された状態とみなします。)に発生した次のア.またはイ.の事故による損害に対して、保険金をお支払いいたします。ただし、1回の事故につき30万円が限度となります。 ア.ご契約のお車で外出中に身の回り品に発生した偶然な事故 イ.上記ア.以外で身の回り品に発生した偶然な事故(ただし、ご契約のお車と同時に損害が発生している場合に限ります。) (*)ご契約のお車を日常保管している車庫から出発してその保管場所に戻ってくるまでの間(その間の一時駐車を含みます。)をいいます。ただし、その行程中にご契約のお車を駐車して、他の交通機関に乗り換えた場合には、その時点からご契約のお車に再度戻るまでの間は補償の対象となりません。 〈留意点〉•紛失・置き忘れやキャリア等に固定された物の盗難は対象となりませんのでご注意ください。 •身の回り品に含まれない物の詳細については、特約をご覧ください。	身の回り品の所有者とします。 ただし、次の方は除きます。 •業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業者 •ご契約のお車の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ないで、ご契約のお車に乗車している方	131	任意
②	個人賠償責任保険特約	日本国内外における記名被保険者の居住の用に供される住宅(*1)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故や、被保険者の日常生活(*2)に起因する偶然な事故により、他人を死傷させたり他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担した場合に、ご契約の保険金額(*3)を限度に保険金をお支払いいたします。 (*1)別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。 (*2)記名被保険者の居住の用に供される住宅以外の不動産や自動車(ゴルフ場におけるゴルフカートを除きます。)および原動機付自転車の所有、使用または管理による事故はお支払いの対象となりません。 (*3)日本国外での事故に対しては、保険証券記載の保険金額か1億円のいずれか低い方が支払限度額となります。 (注)日本国外での事故については示談交渉は行いません。 〈留意点〉 この特約は、1つのご契約のみにセットされていれば、補償の対象となる方がこの特約の支払対象事故にあわれた場合も補償されます。この場合、複数のご契約があるときは、他のご契約によって補償することも可能なため、**重複部分の保険料が無駄となることがあります**のでご注意ください。 なお、複数あるご契約のうち、この特約が1つのご契約のみにセットされている場合は、そのご契約が解約となったときや、ご家族の状況変化(同居から別居への変化等)があったときに、補償が消滅することがありますのでご注意ください。	㋐記名被保険者 ㋑記名被保険者の配偶者 ㋒㋐または㋑の同居の親族 ㋓㋐または㋑の別居の未婚の子	136	任意
③	ファミリーバイク特約	被保険者が、特約に定める原動機付自転車で起こした事故について、保険金をお支払いいたします。ご契約に際しては、「人身傷害タイプ」または「自損傷害タイプ」のいずれかをご選択いただきます。 〈留意点〉 この特約は、1つのご契約のみにセットされていれば、補償の対象となる方がこの特約の支払対象事故にあわれた場合も補償されます。この場合、複数のご契約があるときは、他のご契約によって補償することも可能なため、**重複部分の保険料が無駄となることがあります**のでご注意ください。 なお、複数あるご契約のうち、この特約が1つのご契約のみにセットされている場合は、そのご契約が解約となったときや、ご家族の状況変化(同居から別居への変化等)があったときに、補償が消滅することがありますのでご注意ください。	㋐記名被保険者 ㋑記名被保険者の配偶者 ㋒㋐または㋑の同居の親族 ㋓㋐または㋑の別居の未婚の子	140	任意
④	日常生活弁護士費用等補償特約	日本国内で発生した偶然な事故(*)によって、身体や住宅・日常生活用動産に被害を被り、相手の方に損害賠償請求を行う場合や法律相談を行う場合における次の費用について、保険金をお支払いいたします。 •弁護士費用等(300万円限度) •法律相談費用(10万円限度) (*)自動車の所有・使用・管理に起因する事故を除きます。 〈留意点〉 この特約は、1つのご契約のみにセットされていれば、補償の対象となる方がこの特約の支払対象事故にあわれた場合も補償されます。この場合、複数のご契約があるときは、他のご契約によって補償することも可能なため、**重複部分の保険料が無駄となることがあります**のでご注意ください。 なお、複数あるご契約のうち、この特約が1つのご契約のみにセットされている場合は、そのご契約が解約となったときや、ご家族の状況変化(同居から別居への変化等)があったときに、補償が消滅することがありますのでご注意ください。	㋐記名被保険者 ㋑記名被保険者の配偶者 ㋒㋐または㋑の同居の親族 ㋓㋐または㋑の別居の未婚の子	142	任意

［ 自動 必ずセットされる特約／ 任意 ご希望によりセットすることができる特約］

	特約名称	特約の概要	補償の対象となる方（被保険者）	ページ	区分
⑤	事業用積載動産補償特約	ご契約のお車の室内・トランク・正規の荷台等に積載された、商品や什器・備品等（事業用積載動産といいます。）に発生した次のア.からウ.の事故による損害に対して、保険金をお支払いいたします。 ア. 衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、風雹（ひょう）雪災その他の偶然な事故によって、ご契約のお車と同時に事業用積載動産に損害が生じた事故 イ. 窃盗または強盗 ウ. 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災 〈留意点〉 • 紛失は対象となりませんのでご注意ください。 • 事業用積載動産に含まれない物の詳細については、特約をご覧ください。	事業用積載動産の所有者	144	任意
⑥	家族内新規運転者に対する自動補償特約	「記名被保険者のご家族（※1）が新たに免許を取得された場合」や「ご家族でない方が記名被保険者との婚姻等により新たに家族に該当するようになった場合」等、年齢条件の変更や、運転される方の範囲を変更しなければならないときに、その手続きを漏らしても、その事実発生日の翌日から起算して「30日以内」に契約内容変更のお手続きをお取りいただくことにより、事実発生日にさかのぼってご契約の補償内容が適用されます（追加保険料の払込みがない間は適用されません。）。なお、契約内容変更のお手続きが、事実発生日の翌日から起算して31日目以後（＊）の場合には、お客さまのご契約に適用されている対人賠償責任保険・対人臨時費用保険・対物賠償責任保険の保険金のみお支払いいたします。 （＊）保険期間の末日の翌日から起算して30日を超えた場合は、保険金をお支払いいたしません。	—	160	（※2）自動
⑦	他車運転補償特約	記名被保険者またはそのご家族（※1）が、他人の自動車（自家用8車種に限ります。）を臨時に借用して運転しているときに起こした事故（対人・対物・傷害・車両）について、他人の自動車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の契約条件に従い保険金をお支払いいたします。 〈留意点〉 • 他人の自動車の損害（貸主に対する賠償責任）については、ご契約のお車と他人の自動車のいずれかの車両保険で保険金支払対象となる事故であることを条件に、対物賠償責任保険で保険金をお支払いいたします。この場合、対物賠償責任保険の保険金額および自己負担額を適用します。 • 人身傷害保険がセットされている場合、他人の自動車に乗車中の傷害事故については、人身傷害保険により保険金をお支払いいたします。「人身傷害「ご契約のお車搭乗中のみ」補償特約」をセットした場合は、他人の自動車に乗車中の傷害事故については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。また、人身傷害保険がセットされていない場合は、自損傷害事故について自損傷害特約により保険金をお支払いいたします。	㋐ 記名被保険者 ㋑ 記名被保険者の配偶者 ㋒ ㋐または㋑の同居の親族 ㋓ ㋐または㋑の別居の未婚の子	180	（※3）自動
⑧	継続契約の取扱いに関する特約	継続契約の手続きをお忘れになった場合でも、継続前の保険契約の満期日の翌日から起算して「30日以内」にお手続きをお取りいただき、所定の条件を満たすときは、継続前のご契約と同一の補償内容で継続されたものとみなしてお取扱いいたします。	—	183	（※4）自動

（※1）「ご家族」とは、記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子をいいます。なお、「家族内新規運転者に対する自動補償特約」第2条（1）の②に定める「配偶者」には内縁を含みません。
（※2）家族運転者等の年齢条件に関する特約に規定する年齢条件または運転者限定に関する特約に規定する「本人・配偶者限定」が適用されている場合で、かつ、ご契約者が書面をもってこの特約の適用の承認の請求を行い、弊社がこれを承認したときに適用されます。
（※3）ご契約のお車の用途・車種が自家用8車種の場合に必ずセットされます。
（※4）ノンフリートのご契約で、保険契約の自動継続に関する特約がセットされない場合に必ずセットされます。

Ⅸ 事故が起こったときの手続き

1 万一、事故が起こったら…

事故発生

1 負傷者の救護措置を行ってください。

2 警察署への届出を行ってください。

3 相手の方を確認してください。

万一事故が起こり、負傷者がいらっしゃる場合には、**負傷者の救護措置**を行ってください。

2

警察署への届出を行ってください。
なお、人身事故の場合には、警察署への届出にあたり、**人身事故である旨**を正しく届出をしていただくようお願いいたします。

3

相手の方がいる場合には、
その方の『住所』・『氏名』・『電話番号』等の連絡先をご確認ください。

住所
氏名
TEL

事故の目撃者がいらっしゃる場合には、
その方の『住所』・『氏名』・『電話番号』等の連絡先をご確認ください。

7 あいおいニッセイ同和損保の「事故解決サポート」

●4つの安心コール

事故受付時、初期対応後、中間での進捗状況、解決時の節目ごとに電話で報告を行います。

●365日お客さま訪問サービス

入院事故を中心に、お客さまのご要望に応じ3日以内にお客さまを直接訪問し、精神的不安を解消します。
- 対人事故（入院）あるいは人身傷害事故の際には、対面により事故解決に向けた的確なアドバイスを行わせていただきます。

万一事故が起こってしまったら、「あわてず」、「落ち着いた」対応が必要です。
下表は『事故発生時の対応フローチャート』となります。「いざ」というときに冷静な対応を取るためにも、ぜひご一読ください。
なお、次ページ以降では、「事故が起こった場合」にご注意いただきたい事項について記載しておりますので、あわせてご覧ください。

4 目撃者についてご確認ください。

5 その場での示談はしないでください。

6 あんしん24受付センターにご連絡ください。

7 解決まできめ細かくサポートします。

5

相手の方から損害賠償の請求を受け、その全部または一部を承認する場合は、必ず事前に弊社にご相談ください。

6

①事故が発生した場合には、
ただちに次の事項をご契約の代理店・扱者または
『あんしん24受付センター』までご連絡ください。
(1)事故発生の日時 (2)事故発生の場所 (3)事故の概要

【あんしん24受付センター】

0120-024024 (24時間 24時間)

※受付時間[365日24時間受付]
※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
※おかけ間違いにご注意ください。

②あんしん24受付センターにご連絡いただいた後、次の(1)～(4)に該当する事項が判明した場合には、ご契約の代理店・扱者または弊社までご連絡ください。

(1)事故の状況
(2)相手の方の住所および氏名
(3)目撃者がいらっしゃる場合は、その方の住所および氏名
(4)損害賠償の請求を受けた場合は、その内容

(注)ご連絡がない場合、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますのでご注意ください。

●示談交渉サービス

自動車事故に関する示談交渉を専門スタッフが行います。

●事故経過情報のご提供 ※マイページ登録(無料)をしていただいたお客さまだけのサービスです。

パソコン・携帯電話で事故対応状況の経過についてご確認いただけます。万一の事故の場合、現在の状況と事故解決までの流れをご覧いただけます。 携帯サイトイメージ画像▶

【事故経過情報】

●特約・費用保険金のご案内

事故受付後のお客さまへの通知でお支払対象となる特約・費用について お知らせいたします。

2 必ず弊社にご相談ください

次の場合は事前に弊社にご相談ください。

1 事故にあったお車を修理される場合

修理に着手される前に必ず弊社の承認を得てください。
弊社が承認する前に修理に着手された場合、または部品(バンパー等)の損傷等で補修可能な場合に部品交換による修理をされた場合には、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いいたします。

2 相手の方と示談される場合

相手の方から損害賠償の請求を受け、その全部または一部を承認する場合は、必ず弊社の承認を得てください。**弊社が承認する前にご契約者(被保険者)ご自身で相手の方と示談をされた場合には、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金をお支払いいたします。**

3 損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合、または提起された場合

必ず弊社にご通知のうえご相談ください。ご通知がない場合は、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いいたします。

3 交通事故証明書を忘れずに

自動車事故による保険金の請求にあたっては、原則として自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書(人身事故の場合は必ず人身事故扱いの交通事故証明書)を提出いただくことが必要になります。あらかじめご了承ください。
この交通事故証明書は事故発生時に警察署への届出がないと発行されませんので、事故が起こった場合には必ず警察署への届出を行ってください。

4 相手の方には誠意をもって

「対人賠償事故」または「対物賠償事故」が発生した場合には、相手の方に対するお見舞、お詫び、死亡事故の場合の葬儀参列等、できる限り相手の方に対して誠意をつくすことが、円満な解決のためには何よりも必要です。

5 事故の際の『過失相殺』について

事故の損害を相手の方と公平に分担するために、損害賠償額を算出する場合に、相手の方にも過失があれば、その過失割合に応じて損害賠償額を減額することを『過失相殺』といいます。
事故発生の状況等に応じて過去の判例等を参考に『過失相殺』が適用されます。
当事者間でこれと異なるお支払いの約束をされた場合でも、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金をお支払いいたしますので、ご注意ください。

6 保険金のご請求時にご提出いただく書類等について

(1) 被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行うときは、右表の書類等のうち弊社が求めるものをご提出いただく必要があります。詳細につきましては、ご契約の代理店·扱者または弊社までお問合わせください。

（注1）ご提出いただく書類には○を付しています。— が付されている場合は、ご提出いただく必要はありません。
（注2）特約に基づいて下表の補償項目以外の補償に関する保険金の請求を行うときは、下表の書類のほか、各特約に定める書類をご提出いただきます。
（注3）損害賠償請求権者が弊社に損害賠償額を直接請求する場合は、下表の「対人賠償責任保険」または「対物賠償責任保険」に○を付した書類のうち弊社が求めるものをご提出いただきます。
（注4）事故の内容、損害額、傷害の程度等に応じて、下表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

補償項目 保険金請求に必要な書類	対人賠償責任保険	対物賠償責任保険	人身傷害保険（※）	無保険車傷害特約	車両保険
保険金請求書	○	○	○	○	○
公の機関が発行する交通事故証明書またはこれに代わるべき書類	○	○	○	○	○
所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類（ご契約のお車が盗難された場合）	—	—	—	—	○
死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額その他の死亡による損害の額を示す書類および戸籍謄本（死亡に関して支払われる保険金を請求する場合）	○	—	○	○	—
後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額その他の後遺障害による損害の額を示す書類（後遺障害に関して支払われる保険金を請求する場合）	○	—	○	○	—
診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額その他の傷害による損害の額を示す書類（傷害に関して支払われる保険金を請求する場合）	○	—	○	○	—
示談書･判決書等、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す書類および損害賠償金の支払いまたは損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類	○	○	—	—	—
被害物の価額を確認できる書類、被害物の修理等に要する費用の見積書または領収書、被害物の写真･画像データ	—	○	—	—	○
上記のほか、損害賠償請求権者が被った損害の額および損害賠償請求権者またはその代理人であることを示す書類	○	○	—	—	—
被保険者が負担した費用の額を示す書類	○	○	○	○	○
自動車検査証等、自動車その他の物の所有者･使用者を示す書類	○	○	○	○	○
レントゲンフィルム等検査料その他の後遺障害の内容･程度を示す書類	○	—	○	○	—
お支払いする保険金の額に関する被保険者と弊社との協議内容を示す書類	—	—	—	○	—
自動車損害賠償責任保険証明書等、自賠責保険等への加入を示す書類	○	—	—	—	—
自動車の使用にあたって、正当な権利を有する方の承諾があったことを示す書類	○	○	○	○	○
住民票、戸籍謄本等、同居等の事実または親族等の関係を示す書類	○	○	○	○	○
雇用契約、請負契約、委任契約等、ご契約者等と他者との間の契約内容を示す書類	○	○	○	○	○
保険金請求等に関する委任状、印鑑証明書、代表者事項証明書	○	○	○	○	○
事故発生の日時、場所および状況等を弊社にご通知いただく書類	○	○	○	○	○
弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認にかかわる同意書	○	○	○	○	○
被保険者が被った損害に対して支払われることが決定し、または既に支払われた保険金、給付金、損害賠償金等がある場合は、その額を示す書類	○	○	○	○	○
賠償義務者に対して行った損害賠償請求の内容を示す書類等、無保険車傷害保険金のご請求にあたって、特約に定める内容を弊社へご通知いただく書類	—	—	—	○	—

（※）自損傷害特約および搭乗者傷害保険で必要な書類は、一部を除き人身傷害保険と同じです。

(2) 弊社は、保険金請求に必要な書類(※1)をご提出いただいてからその日を含めて**30日以内**に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(※2)を終えて保険金をお支払いいたします。

ただし、必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに照会または調査等を終え、保険金をお支払いいたします。
この場合、弊社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者、保険金を受け取るべき方または損害賠償請求権者に通知します。

(※1)保険金請求に必要な書類は、前表をご覧ください。代理請求の制度をご利用の場合は、被保険者等が保険金等を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
(※2)保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他弊社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(3) 保険金請求権については**時効(3年)**がありますのでご注意ください。
保険金請求権の発生時期等の詳細につきましては、普通保険約款・特約でご確認ください。

(4) 保険金のお支払いが何回あっても、保険金額は減額されません。
ご契約は保険金のお支払いがあっても保険期間の末日まで有効です。

7 自賠責保険との一括払

対人賠償事故および人身傷害事故の保険金をお支払いできる場合で、被保険者からこの保険の保険金と自賠責保険金(既に支払われた保険金を除きます。)とを同時に請求された場合には、弊社は一括してお支払いいたします。
この場合、自賠責保険が他の保険会社に契約されているときでも、弊社はその自賠責保険金を立替えて一括払を行います。

8 保険金の内払い制度

対人賠償事故で保険金をお支払いすることができる場合には、示談成立前でも被保険者が負担すべき相手の方の治療費等(自賠責保険で支払済みの額を除きます。)について、内払金をお支払いいたします。
なお、事故時の保険金の請求方法に関する詳細につきましては、ご契約の代理店・扱者または弊社までお問合わせください。

9 賠償事故の解決のために弊社が行う手続き・援助

賠償事故の場合、被保険者のお申し出があり、かつ、相手の方の同意が得られれば、弊社は、原則として被保険者のために示談交渉を行います。
この場合、弊社の選任した弁護士が相手の方との交渉にあたることがあります。
（対物賠償事故の場合には、一般社団法人 日本損害保険協会に登録されている物損事故調査員が弁護士を補助し、その指示に従って事故処理にあたることがあります。）
ただし、被保険者に法律上の損害賠償責任がない場合・ご契約のお車に自賠責保険が締結されていない場合・損害賠償額が明らかに自賠責保険の支払金額内でおさまる場合・損害賠償額が明らかに保険金額を超える場合等には、弊社による示談交渉はできません。

10 示談・訴訟の場合の費用のお取扱い

次の費用に関しては、保険金とは別に弊社の承認した金額をお支払いいたします。

① 対人・対物賠償事故の場合の被保険者ご自身が相手の方と示談交渉を行うために要した費用（交通費等）
② 対人・対物賠償事故を問わず、示談交渉がまとまらず調停に付されたり、裁判となった場合の訴訟費用

11 相手の方からの直接請求制度

対人・対物賠償事故で保険金が支払われる場合、相手の方が保険金相当の損害賠償額を弊社へ直接請求することもできます。

12 賠償責任保険における被害者の先取特権

賠償責任保険に係る事故が発生した後に、被保険者（加害者）に破産手続開始の決定があった等の場合、相手の方（被害者）には賠償責任保険金から他の債権者に優先して弁済を受けることができる権利（先取特権）があります。

なお、保険金請求権について、損害賠償請求権者以外の第三者に譲り渡すこと・質権の目的とすること・差し押さえることは、原則としてできません。

13 代理請求の制度

重度の後遺障害が生じ意思能力を喪失した等、被保険者等に保険金等を請求できない事情がある場合は、一定の条件を満たす方が代理人として、保険金等を請求できることがあります。
詳細につきましては、ご契約の代理店・扱者または弊社までお問合わせください。

14 自動車事故のご相談または苦情の受付

自動車保険および自賠責保険の保険金のご請求について、ご不審な点またはご不満な点がある場合には、弊社の全国営業・サービス網のほか、次の各種の機関が設置されており、無料でご相談等に応じておりますので、あわせてご利用ください。

そんぽADRセンター（損害保険紛争解決サポートセンター）

一般社団法人 日本損害保険協会が次の11か所に設置しており、自動車保険および自賠責保険の内容、保険金請求手続き等について、ご説明、ご相談を行っています。
また、弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【そんぽADRセンター】

（平成24年5月18日現在）

名 称	電話番号	受付時間
一般社団法人 日本損害保険協会 「そんぽADRセンター」 ※詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 http://www.sonpo.or.jp/	【ナビダイヤル】0570-022808 ※通話料はお客さまのご負担となります。 ※携帯電話からもご利用いただけます。 ※おかけ間違いにご注意ください。	平 日 AM9:15～PM5:00 ［土日祝日および年末年始を除きます］

●IP電話・PHSからは、以下の直通電話へおかけください。

（平成24年5月18日現在）

センター名	所在地	電話番号
そんぽADRセンター北海道	札幌市中央区北一条西7-1 三井住友海上札幌ビル7階	011-351-1031
そんぽADRセンター東 北	仙台市青葉区一番町2-8-15 太陽生命仙台ビル9階	022-745-1171
そんぽADRセンター東 京	千代田区神田淡路町2-9 損保会館	03-4332-5241
そんぽADRセンター静 岡	静岡市葵区呉服町1-1-2 静岡呉服町スクエア8階	054-333-5051
そんぽADRセンター北 陸	金沢市南町5-16 金沢共栄火災ビル4階	076-203-8581
そんぽADRセンター中 部	名古屋市中区栄4-5-3 KDX名古屋栄ビル4階	052-308-3081
そんぽADRセンター近 畿	大阪市中央区北浜2-6-26 大阪グリーンビル9階	06-7634-2321
そんぽADRセンター中 国	広島市中区紙屋町1-2-29 損保ジャパン東京建物広島ビル6階	082-553-5201
そんぽADRセンター四 国	高松市塩屋町10-1 共栄火災ビル6階	087-883-1031
そんぽADRセンター九 州	福岡市中央区大名2-4-30 西鉄赤坂ビル9階	092-235-1761
そんぽADRセンター沖 縄	那覇市久米2-2-20 大同火災久米ビル9階	098-993-5951

（注）公益財団法人日弁連交通事故相談センター協力のもと、交通事故に関しては、無料弁護士相談を予約制で実施しています。詳細につきましては、各センターへお問合わせください。

15 中立の第三者機関による示談斡旋制度

弊社がお支払いする賠償保険金または損害賠償額について、万一ご不満が生じたときには、中立でしかも独立した次の機関をご利用いただくことができます。

1 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

日弁連交通事故相談センターの相談所が下表の場所を含め全国（各弁護士会内等）に設置されており、専門の弁護士が交通事故に関するご相談を行っています。
なお、下表に記載の相談所では、示談の斡旋を無料で行っています。

【公益財団法人 日弁連交通事故相談センター（示談の斡旋をしている相談所）】（平成24年5月18日現在）

名 称	所 在 地	電話番号
本 部	千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館14階	03-3581-4724
札 幌	札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館2階	011-251-7730
岩 手	盛岡市大通1-2-1 サンビル2階 岩手弁護士会館内	019-623-5005
仙 台	仙台市青葉区一番町2-9-18 仙台弁護士会館内	022-223-2383
山 形	山形市七日町2-7-10 NANA-BEANS 8階	023-635-3648
水 戸	水戸市大町2-2-75 茨城県弁護士会館内	029-221-3501
栃 木	宇都宮市小幡2-7-13 栃木県弁護士会館内	028-622-2008
前 橋	前橋市大手町3-6-6 群馬弁護士会館内	027-234-9321
埼 玉	さいたま市浦和区高砂4-2-1浦和高砂パークハウス1階 埼玉弁護士会法律相談センター内	048-710-5666
千 葉	千葉市中央区中央4-13-12 千葉県弁護士会館内	043-227-8530
東 京	千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館3階	03-3581-1782
横 浜	横浜市中区日本大通9 横浜弁護士会館内	045-211-7700
山 梨	甲府市中央1-8-7 山梨県弁護士会館内	055-235-7202
新 潟	新潟市中央区学校町通一番町1 新潟県弁護士会館内	025-222-5533
岐 阜	岐阜市端詰町22 岐阜県弁護士会館内	058-265-0020
静 岡	静岡市葵区追手町10-80 静岡県弁護士会館内	054-252-0008
沼 津	沼津市御幸町21-1 静岡県弁護士会沼津支部内	055-931-1848
浜 松	浜松市中区中央1-9-1 静岡県弁護士会浜松支部内	053-455-3009
名古屋	名古屋市中区栄4-1-1 中日ビル3階 名古屋法律相談センター内	052-252-0044
富 山	富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会館内	076-421-4811
福 井	福井市宝永4-3-1 三井生命ビル7階 福井弁護士会館内	0776-23-5255
滋 賀	大津市梅林1-3-3 滋賀弁護士会館内	077-522-2013
京 都	京都市中京区富小路通丸太町下ル 京都弁護士会館内	075-231-2378
大 阪	大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館内	06-6364-8289
神 戸	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー13階 兵庫県弁護士会分館内	078-341-1717
奈 良	奈良市中筋町22-1 奈良弁護士会館内	0742-26-3532
三 重	津市中央3-23 三重弁護士会館内	059-228-2232
岡 山	岡山市北区南方1-8-29 岡山弁護士会館内	086-234-5888
広 島	広島市中区基町6-27 広島そごう新館6階 紙屋町法律相談センター内	082-225-1600
山 口	山口市黄金町2-15 山口県弁護士会館内	0570-064-490
高 松	高松市丸の内2-22 香川県弁護士会館内	087-822-3693
愛 媛	松山市三番町4-8-8 愛媛弁護士会館内	089-941-6279
高 知	高知市越前町1-5-7 高知弁護士会館内	088-822-4867
福 岡	福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル2階 天神弁護士センター内	092-741-3208
北九州	北九州市小倉北区金田1-4-2 北九州法律相談センター内	093-561-0360
佐 賀	佐賀市中の小路7-19 佐賀県弁護士会館内	0952-24-3411
熊 本	熊本市水道町1-23 加地ビル3階 熊本法律相談センター内	096-325-0009
鹿児島	鹿児島市易居町2-3 鹿児島県弁護士会館内	099-226-3765
那 覇	那覇市松尾2-2-26-6 沖縄弁護士会館内	098-865-3737

2 公益財団法人 交通事故紛争処理センター

この紛争処理センターでは、学識経験者および弁護士からなる審査員が無料で、被害者の正当な利益を守るため、公正な立場から和解の斡旋を行っています。

【公益財団法人 交通事故紛争処理センター】（平成24年5月18日現在）

名 称	所 在 地	電話番号
東 京 本 部	新宿区西新宿2-3-1 新宿モノリスビル25階	03-3346-1756
札 幌 支 部	札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館4階	011-281-3241
仙 台 支 部	仙台市青葉区中央2-2-1 仙台三菱ビル4階	022-263-7231
名 古 屋 支 部	名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル24階	052-581-9491
大 阪 支 部	大阪市中央区北浜2-5-23 小寺プラザビル4階南側	06-6227-0277
広 島 支 部	広島市中区立町1-20 NREG広島立町ビル5階	082-249-5421
高 松 支 部	高松市丸の内2-22 香川県弁護士会館3階	087-822-5005
福 岡 支 部	福岡市中央区天神1-9-17 福岡天神フコク生命ビル10階	092-721-0881
さいたま相談室	さいたま市大宮区吉敷町1-75-1 太陽生命大宮吉敷町ビル2階	048-650-5271
金 沢 相 談 室	金沢市本町2-11-7 金沢フコク生命駅前ビル12階	076-234-6650

Ⅹ 普通保険約款

Ⅺ 特約

◆家庭用総合自動車保険普通保険約款（50ページ以降）

名　　称	ページ
ご契約に適用される保険約款と用語のご説明	50
第１章　事故により相手の方を死傷させた場合の補償	52
第２章　事故により相手のものを壊した場合の補償	57
第３章　事故によりご自身・ご家族・乗車中の方が死傷された場合の補償	61
第４章　事故によりご契約のお車が壊れた場合の補償	68
第５章　基本条項	72

◆家庭用総合自動車保険にセットされる特約（97ページ以降）

家庭用総合自動車保険普通保険約款

ご契約に適用される保険約款と用語のご説明

1）ご契約の内容は、保険約款に記載されています。当会社は、保険約款に基づいて、保険金を支払います。
（1）保険約款は、普通保険約款および特約から構成されています。
（2）普通保険約款と特約の記載事項の内容が重なっている場合には、特約の内容が優先して適用されます。
（3）普通保険約款か特約かを問わず、保険約款に記載されている「保険金をお支払いできない場合」に該当するときには、当会社は、保険金を支払いません。
　ただし、「保険金をお支払いできない場合」を特に適用しないとする規定が保険約款に記載されている場合は、その規定に従います。

2）ご契約には、普通保険約款として、事故態様別に第１章から第４章に区分して掲げる各補償条項のうち、保険証券にご契約の対象である旨記載された補償条項と、これらの補償条項に共通して適用される第５章基本条項が適用され、当会社は、その限度で保険責任を有します。
（1）ご契約に適用される普通保険約款は、下表のように構成されています。

普通保険約款
第１章　事故により相手の方を死傷させた場合の補償
第１節　対人賠償責任条項　　第２節　対人臨時費用条項
第２章　事故により相手のものを壊した場合の補償
・対物賠償責任条項
第３章　事故によりご自身・ご家族・乗車中の方が死傷された場合の補償
第１節　人身傷害条項　　第２節　搭乗者傷害条項
第４章　事故によりご契約のお車が壊れた場合の補償
第１節　車両条項　　第２節　全損時諸費用条項
第５章　基　本　条　項
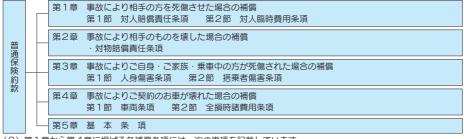
（2）第１章から第４章に掲げる各補償条項には、次の事項を記載しています。
① 当会社が保険金をお支払いする場合
② 当会社が保険金をお支払いできない場合
③ その他各補償条項に固有な事項

（3）第５章基本条項には、ご契約の基本事項として、次の事項を記載しています。
① 補償される期間と地域
② ご契約時の手続き事項（ご契約時に告知いただく事項）
③ ご契約後に通知いただく事項
④ ご契約のお車の譲渡および入替
⑤ ご契約の無効、取消し、解除および解約
⑥ 保険料の精算等
⑦ 事故が起こった場合に行っていただく事項
⑧ 補償が重複する契約がある場合の取扱い
⑨ 保険金のご請求時に行っていただく事項
⑩ 保険金のお支払い
⑪ その他の事項

（4）ご契約に適用される保険約款において、次表に掲げる用語の定義は、本約款において共通のものとして、それぞれ同表に定めるところに従います。

＜この保険約款全般に共通する用語のご説明－共通定義＞　　（50音順）

	用　語	ご　説　明
い	医学的他覚所見のないもの	被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科･耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
	医師	法令に定める医師および歯科医師をいいます。 （注）被保険者が医師である場合は、被保険者本人以外の医師をいいます。
か	解除	当会社からの意思表示によって、ご契約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。
	解約	ご契約者からの意思表示によって、ご契約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。
き	記名被保険者	ご契約者の指定に基づき保険証券の「記名被保険者」欄に記載されている方をいい、自動車保険ではこの方を中心に補償が適用されます。
	急激かつ偶然な外来の事故	ご契約のお車が他の自動車や電柱に衝突した場合や崖から転落した場合等、被保険者の身体からみて、外部からの作用による突発的で予知できない事故のことをいいます。

	競技、曲技	「競技」とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレース等をいい、これらのための練習も含まれます。 「曲技」とは、サーカス、カースタント・アクロバット等をいい、これらのための練習も含まれます。
こ	ご契約者	保険証券の「ご契約者」欄に記載されているご契約の当事者で、保険契約の変更・解約や保険料のお支払いなど、この保険約款に定める権利を有し義務を負う方をいいます。
	ご契約のお車	ご契約者の指定に基づき保険証券の「ご契約のお車」欄に登録番号、車両番号、標識番号、車台番号等が記載されている自動車をいいます。
し	自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第２条（定義）第２項にいう「自動車」および同条第３項にいう「原動機付自転車」に該当するものをいいます。
	自動車取扱業者	自動車整備・修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等であって、顧客等から自動車を受託し、受託業務の報酬・対価を受け取ることにより事業を営んでいる方をいいます。 （注）自動車取扱業者には、自動車取扱業者の使用人、および自動車取扱業者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
	所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
せ	正当な権利を有する者の承諾	ご契約のお車の使用に対しては、一般的に、記名被保険者の承諾をいいます。なお、承諾とは事前かつ直接的なものであって、いわゆる「また貸し」は、ここでいう承諾にはあたりません。
た	台風、竜巻、洪水、高潮	基本的には以下の気象学上の定義によりますが、具体的には気象庁の発表に基づくこととします。 ①「台風」とは、熱帯性低気圧の一種で中心の最大風速が毎秒17.2メートル以上のものをいいます。 ②「竜巻」とは、つむじ風といわれる局部的旋風のうち、ロート状の垂下雲を伴う激しいうず巻をいいます。 ③「洪水」とは、河川湖沼の本来の領域を超えて氾濫したもので、浸水の範囲がある一定の異常な規模に達したものをいいます。したがって、集中豪雨などによる窪地への溜水、下水溝よりの水のあふれ、小川の小規模な氾濫などは洪水にあたりません。 ④「高潮」とは、台風や強い低気圧の来襲に伴い海水面が異常に高くなり、海水が陸地に侵入してくることをいいます。
と	同居の親族	同一家屋に居住する６親等内の血族、配偶者および３親等内の姻族をいいます。 なお、ここにいう「同居」とは、同一家屋内に居住していれば足り、同一生計や扶養関係は問わないものとします。 （注ⅰ）「同一家屋」には、同一敷地内の家屋に付属する離れ・勉強部屋等の別棟建物であって、独立した生活用設備を持たないものを含みます。 （注ⅱ）マンション等の集合住宅で、各戸室の区分が明確な場合は、賃貸・区分所有の別を問わず「別居」として取扱います。 （注ⅲ）短期間の出稼ぎ等一時的別居は「同居」として取扱い、単身赴任は「別居」として取扱います。 （注ⅳ）就学等のために同一家屋内に居住していない子は、「別居」として取扱います。
	特約	普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する場合、その補充・変更の内容を定めたものです。
は	配偶者	この保険約款にいう配偶者には、内縁（法律上の婚姻届が提出されていない事実上の婚姻関係にある夫または妻）を含みます。 （注）次に掲げる規定の適用においては、内縁は対象となりません。 ① 基本条項第24条［保険金のご請求］（３）のほか、保険約款中に定める、保険金または損害賠償額の代理請求の規定において「戸籍上の配偶者」と記載されているもの ② 家族内新規運転者に対する自動補償特約第２条［家族内新規運転者に対する自動補償］（１）の②に規定する事由
ふ	普通保険約款	ご契約内容について、原則的な事項を定めたものです。
ほ	法令により定められた運転資格を持たない場合	例えば、次の方が自動車を運転している状態をいいます。 ① 道路交通法等法令に定められた運転免許を持たない方 ② 運転免許効力の一時停止処分を受けている方 ③ 運転免許によって運転できる自動車の種類に違反している方 （注）免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請中または免許証不携帯中の方は、運転免許を持たない場合には該当しません。

	暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
	保険期間	ご契約いただいた保険により、当会社が補償する期間をいいます。
み	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
よ	用途・車種	「用途」とは、自家用、営業用（事業用）の自動車の使用形態の区別をいい、「車種」とは、普通乗用車、小型乗用車、小型貨物車、小型ダンプカー、バス等の自動車の種類の区別をいいます。 なお、用途・車種の区分は、原則として登録番号標または車両番号標の分類番号および塗色に基づき当会社が定める区分によるものとします。

第１章　事故により相手の方を死傷させた場合の補償

当会社は、次に掲げる各条項のうち、保険証券に補償の対象である旨記載されたものについてのみ支払責任を負うものとします。

第１節　対人賠償責任条項

＜用語のご説明－定義＞
この節において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

（１）死傷
人の生命または身体（注）を害することをいいます。なお、身体に対する侵害を伴わない単なる「驚愕」等の精神的侵害は含みません。
（注）身体と同時に被害を受けた場合の、義歯、義眼、近視矯正用眼鏡・コンタクトレンズ、補聴器、松葉杖その他身体に密着し、身体の機能を補完するための用具は、身体の一部とみなします。

（２）法律上の損害賠償責任
自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）、民法（明治29年法律第89号）等法律に基づく損害賠償責任をいいます。

（３）自賠責保険等
自動車損害賠償保障法に基づく責任保険または責任共済をいいます。

（４）損害賠償請求権者
対人事故により被保険者に対して損害賠償を請求できる者をいい、対人事故の直接の被害者、被害者が死亡した場合の被害者の法定相続人等をいいます。

（５）被害者
対人事故により生命または身体を害された被保険者以外の者をいいます。

（６）保険金額
保険証券の「対人賠償責任保険」欄に記載された保険金額で、当会社が支払う保険金の限度額をいいます。

１．保険金をお支払いする場合

第１条［保険金をお支払いする場合］
（１）当会社は、ご契約のお車の所有、使用または管理に起因して他人を死傷させたこと（以下この章において「対人事故」といいます。）により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この節および基本条項に従い、保険金を支払います。
（２）当会社は、１回の対人事故による本条（１）の損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額（ご契約のお車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額。以下この節において同様とします。）を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

第２条［補償の対象となる方－被保険者］
（１）この節における被保険者は、次の①から④に掲げるいずれかの者とします。
① 記名被保険者
② ご契約のお車を使用または管理中の次の者
ア．記名被保険者の配偶者
イ．記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
ウ．記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
③ 記名被保険者の承諾を得てご契約のお車を使用または管理中の者。ただし、自動車取扱業者が業務として受託したご契約のお車を使用または管理している間を除きます。
④ 記名被保険者の使用者（注）。ただし、記名被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限ります。
（注）この④の適用に限り、「使用者」には、雇用契約上の使用者のほか、請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。
（２）この節の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、第５条［お支払いする保険金の計算］（１）に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

2. 保険金をお支払いできない場合

第3条［保険金をお支払いできない場合］

（1）当会社は、次の①から⑨のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
① ご契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人（ご契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意
② 記名被保険者以外の被保険者の故意。ただし、それによってその被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に限ります。
③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
⑤ 台風、洪水または高潮
⑥ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この⑥において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
⑦ 上記⑥に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
⑧ 上記③から⑦の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑨ ご契約のお車を競技もしくは曲技のために、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所で使用すること。ただし、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用する場合を除きます。

（2）当会社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特別の約定を締結している場合は、その約定によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

（3）当会社は、対人事故により次の①から⑤のいずれかに該当する者が死傷した場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。
① 記名被保険者
② ご契約のお車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
③ 被保険者の父母、配偶者または子
④ 被保険者の業務（家事を除きます。以下この節において同様とします。）に従事中の使用人
⑤ 被保険者の使用者（注）の業務に従事中の他の使用人。ただし、被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限ります。
（注）「使用者」とは、雇用契約上の使用者をいいます。以下第4条において同様とします。

第4条［同僚災害に関する特則］

（1）第3条［保険金をお支払いできない場合］（3）の⑤の場合であっても、ご契約のお車の所有者が個人の場合には、記名被保険者がその使用者の業務にご契約のお車を使用しているときに、同じ使用者の業務に従事中の他の使用人を死傷させたことにより、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、当会社は保険金を支払います。

（2）本条（1）における「所有者」とは、次の①から③のいずれかに該当する者をいいます。

①	ご契約のお車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合	買　主
②	ご契約のお車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合	借　主
③	上記①および②以外の場合	ご契約のお車を所有する者

3. お支払いする保険金の計算

第5条［お支払いする保険金の計算］

（1）1回の対人事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、被害者1名につき、それぞれ保険金額を限度とします。

保険金の額 ＝ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 ＋ 第6条［費用］に定める ① 損害防止費用 ② 求償権保全行使費用 ③ 緊急措置費用 － 自賠責保険等によって支払われる金額

（2）当会社は、本条（1）に定める保険金の額のほかに、保険金額を超過しても、次の①および②の額の合計額を支払います。
① 第6条［費用］に定める④示談交渉費用、⑤示談協力費用および⑥争訟費用
② 第8条［当会社による解決］（1）の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第6条［費用］

ご契約者または被保険者が支出した次の①から⑥の費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、これらの費用を支出する際の措置・手続によって得られなかった収入は対象となりません。

費用の種類	お支払いする費用の内容
① 損害防止費用	基本条項第22条［事故発生時の義務等］（1）の①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 求償権保全行使費用	基本条項第22条（1）の⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

③ 緊急措置費用	対人事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の同意を得て支出した費用
④ 示談交渉費用	対人事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用
⑤ 示談協力費用	第８条［当会社による解決］（２）の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用
⑥ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

４．当会社による協力・援助および解決

第７条［当会社による協力または援助］

被保険者が対人事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

第８条［当会社による解決］

（１）次の①または②のいずれかに該当する場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（弁護士の選任を含みます。）を行います。
　① 被保険者が対人事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合
　② 当会社が損害賠償請求権者から第９条［損害賠償請求権者の直接請求権］の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合
（２）本条（１）の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
（３）当会社は、次の①から④のいずれかに該当する場合は、本条（１）の規定は適用しません。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、保険金額および自賠責保険等によって支払われる金額の合計額を明らかに超える場合
② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
③ ご契約のお車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合
④ 正当な理由がなく被保険者が本条（２）に規定する協力を拒んだ場合

５．損害賠償請求権者の直接請求権

第９条［損害賠償請求権者の直接請求権］

（１）対人事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して本条（３）に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
（２）当会社は、次の①から⑤のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して本条（３）に定める損害賠償額を支払います。ただし、当会社がこの節および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額）を限度とします。
　① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
　② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
　③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
　④ 本条（３）に定める損害賠償額が保険金額（同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額）を超えることが明らかになった場合
　⑤ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
　　ア．被保険者（被保険者が死亡した場合は、その法定相続人）の破産または生死不明
　　イ．被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
（３）第８条［当会社による解決］および本条の損害賠償額とは、次の算式により算出される額をいいます。

損害賠償額	＝	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	－	自賠責保険等によって支払われる金額	－	被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額

（４）損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
（５）対人事故により、本条（２）の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において、その被保険者の被る損害に対して、当会社が被保険者に保険金を支払ったものとみなします。

第10条［損害賠償額の請求および支払］

（1）損害賠償請求権者が第９条［損害賠償請求権者の直接請求権］の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。ただし、当会社が相当の理由があるものと認めた場合は、下記②の交通事故証明書について、その提出を省略できます。
　① 損害賠償額の請求書
　② 公の機関が発行する交通事故証明書（人の死傷を伴う事故またはご契約のお車と他の自動車との衝突もしくは接触による物の損壊を伴う事故の場合に限ります。）
　③ 死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
　④ 後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
　⑤ 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
　⑥ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
　⑦ その他当会社が本条（6）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（2）損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。
　① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする戸籍上の配偶者（注ｉ）
　② 上記①に規定する者がいない場合または上記①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする３親等内の親族
　③ 上記①および②に規定する者がいない場合または上記①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、上記①以外の戸籍上の配偶者（注ｉ）または上記②以外の３親等内の親族
　（注ｉ）この（2）の規定の適用においては、内縁は対象となりません。

（3）本条（2）の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当会社が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

（4）当会社は、事故の内容、損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、本条（1）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（5）損害賠償請求権者が、正当な理由がなく本条（4）の規定に違反した場合または本条（1）、（2）もしくは（4）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

（6）当会社は、第９条（2）の①から⑤のいずれかに該当する場合には、損害賠償請求権者が本条（1）および（2）の規定による手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）から起算して30日以内に、当会社が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。
　① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
　② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
　③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
　④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
　⑤ 上記①から④のほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項

（7）本条（6）の確認をするため、次表の①から⑤に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条（6）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて同表に定める日数（注ⅱ）を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	日数
① 本条（6）の①から④の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注ⅲ）	180日
② 本条（6）の①から④の事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ 本条（6）の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における本条（6）の①から⑤の事項の確認のための調査	60日
⑤ 本条（6）の①から⑤の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

（注ⅱ）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
（注ⅲ）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（8）本条（6）および（7）に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注ⅳ）には、これにより確認が遅延した期間については、本条（6）または（7）の期間に算入しないものとします。
（注ⅳ）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第11条［損害賠償額請求権の行使期限］

第9条［損害賠償請求権者の直接請求権］の規定による請求権は、次の①または②のいずれかに該当する場合には、これを行使することはできません。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

6．仮払金および供託金の貸付け等

第12条［仮払金および供託金の貸付け等］

（1）第7条［当会社による協力または援助］または第8条［当会社による解決］（1）の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、被害者1名につき、保険金額（同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第9条［損害賠償請求権者の直接請求権］の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額）の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。
（2）本条（1）により当会社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当会社のために供託金（利息を含みます。以下この条において同様とします。）の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
（3）本条（1）の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、第5条［お支払いする保険金の計算］（1）ただし書および第9条（2）ただし書の規定は、その貸付金または供託金を既に支払った保険金とみなして適用します。
（4）本条（1）の供託金が第三者に還付された場合には、その還付された供託金の限度で、本条（1）の当会社の名による供託金または貸付金（利息を含みます。）が保険金として支払われたものとみなします。
（5）基本条項第24条［保険金のご請求］の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、本条（1）の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

7．その他

第13条［先取特権］

（1）損害賠償請求権者は、被保険者がこの対人賠償責任条項に基づき保険金を請求する権利（第6条［費用］の費用に対する保険金の請求を除きます。以下この条において同様とします。）について先取特権を有します。
（2）当会社は、次の①から④のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が本条（1）の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
（3）この対人賠償責任条項に基づき保険金を請求する権利は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲り渡し、質権の目的とし、または本条（2）の③の場合を除いて差し押さえることができません。ただし、本条（2）の①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

第14条［損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整］

保険金額が、第13条［先取特権］（2）の②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第6条［費用］の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第2節　対人臨時費用条項

第1条［保険金をお支払いする場合－対人臨時費用保険金］

当会社は、被保険者が対人事故により法律上の損害賠償責任を負担する場合に、被保険者が必要とする葬儀参列の際の弔慰金等の臨時費用の支出に備えて、この節および基本条項に従い、対人臨時費用保険金を支払います。

ただし、対人賠償責任条項第3条［保険金をお支払いできない場合］の規定により、対人賠償責任条項の保険金が支払われない場合を除きます。

第2条［補償の対象となる方－被保険者］

（1）この節における被保険者は、対人賠償責任条項第2条［補償の対象となる方－被保険者］（1）に定める被保険者とします。
（2）この節の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、第3条［対人臨時費用保険金の額］に定める対人臨時費用保険金の額が増額されるものではありません。

第3条［対人臨時費用保険金の額］

当会社は、対人事故の直接の結果として、被害者（注）が、次の表の支払事由に該当する場合に、1回の対人事故で被害者1名につき、同表の額を対人臨時費用保険金として支払います。

支払事由	保険金の額
死亡した場合	20万円

（注）「被害者」とは、対人賠償責任条項<用語のご説明－定義>（５）に定める被害者をいいます。

第４条［保険金請求の手続］

対人臨時費用保険金の請求は、記名被保険者を経由して行うものとします。

第２章　事故により相手のものを壊した場合の補償

当会社は、次に掲げる条項について、保険証券に補償の対象である旨記載された場合にのみ支払責任を負うものとします。

対物賠償責任条項

<用語のご説明－定義>

この章において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

（１）損壊	滅失、破損または汚損をいいます。滅失とは、財物がその物理的存在を失うことをいいます。破損とは、財物が壊れることをいいます。汚損とは、財物が汚れいたむことによりその客観的な経済的価値を減じられることをいいます。
（２）法律上の損害賠償責任	民法（明治29年法律第89号）等法律に基づく損害賠償責任をいいます。
（３）損害賠償請求権者	対物事故により被保険者に対して損害賠償を請求できる者をいい、対物事故の被害財物の所有者等をいいます。
（４）保険金額	保険証券の「対物賠償責任保険」欄に記載された保険金額で、当会社が支払う保険金の限度額をいいます。
（５）自己負担額	保険契約締結の時において、ご契約者または被保険者が自己負担するものとして設定した金額で、保険証券の「対物賠償責任保険」欄に記載された自己負担額をいいます。

１．保険金をお支払いする場合

第１条［保険金をお支払いする場合］

当会社は、ご契約のお車の所有、使用または管理に起因して他人の財物を損壊させたこと（以下この章において「対物事故」といいます。）により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この章および基本条項に従い、保険金を支払います。

第２条［補償の対象となる方－被保険者］

（１）この章における被保険者は、次の①から④に掲げるいずれかの者とします。

① 記名被保険者

② ご契約のお車を使用または管理中の次の者

ア．記名被保険者の配偶者

イ．記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

ウ．記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

③ 記名被保険者の承諾を得てご契約のお車を使用または管理中の者。ただし、自動車取扱業者が業務として受託したご契約のお車を使用または管理している間を除きます。

④ 記名被保険者の使用者（注）。ただし、記名被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限ります。

（注）ここでいう「使用者」には、雇用契約上の使用者のほか、請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。

（２）この章の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、第４条［お支払いする保険金の計算］（１）および（３）に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

２．保険金をお支払いできない場合

第３条［保険金をお支払いできない場合］

（１）当会社は、次の①から⑨のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① ご契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人（ご契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意

② 記名被保険者以外の被保険者の故意。ただし、それによってその被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に限ります。

③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑤ 台風、洪水または高潮

⑥ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この⑥において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

⑦ 上記⑥に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑧ 上記③から⑦の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑨ ご契約のお車を競技もしくは曲技のために、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所で使用するこ

と。ただし、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用する場合を除きます。
（2）当会社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特別の約定を締結している場合は、その約定によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
（3）当会社は、対物事故により次の①から③のいずれかに該当する者の所有、使用または管理する財物が損壊した場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。
① 記名被保険者
② ご契約のお車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
③ 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子

3．お支払いする保険金の計算

第４条［お支払いする保険金の計算］

（1）１回の対物事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険金額を限度とします。

保険金の額	＝	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	＋	第５条［費用］に定める ① 損害防止費用 ② 求償権保全行使費用 ③ 緊急措置費用 ④ 落下物取り片づけ費用	－	被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額	－	自己負担額

（2）当会社は、本条（1）に定める保険金の額のほかに、保険金額を超過しても、次の①および②の額の合計額を支払います。
① 第５条［費用］に定める⑤示談交渉費用、⑥示談協力費用および⑦争訟費用
② 第７条［当会社による解決］（1）の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金
（3）本条（1）ただし書の規定にかかわらず、保険金額が１億円を超える場合であっても、次の①および②をいずれも満たすときは、当会社の支払う保険金の額は１億円を限度とします。
① ご契約のお車の用途および車種が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）、特種用途自動車（キャンピング車）、二輪自動車または原動機付自転車以外であること。
② ご契約のお車に危険物を業務（家事を除きます。以下この②において同様とします。）として積載すること、またはご契約のお車が危険物を業務として積載した被牽(けん)引自動車を牽(けん)引することに起因した対物事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合であること。（注）
（注）危険物の範囲は、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第１条（用語の定義）に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第２条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第２条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。
（4）本条（3）の規定を適用する対物事故に対しては、当会社は、１億円を保険金額とみなして、第７条［当会社による解決］（4）の①、第８条［損害賠償請求権者の直接請求権］（6）、第11条［仮払金および供託金の貸付け等］（1）および第13条［損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整］の規定を適用します。

第５条［費用］

ご契約者または被保険者が支出した次の①から⑦の費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、これらの費用を支出する際の措置・手続によって得られなかった収入は対象となりません。

費用の種類	お支払いする費用の内容
① 損害防止費用	基本条項第22条［事故発生時の義務等］（1）の①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 求償権保全行使費用	基本条項第22条（1）の⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
③ 緊急措置費用	対物事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の同意を得て支出した費用
④ 落下物取り片づけ費用	偶然な事故によってご契約のお車に積載していた動産（法令等で積載が禁止されている動産または法令等で禁止されている方法で積載されていた動産を除きます。）が落下したことに起因して、落下物を取り片づけるために被保険者が負担した費用のうち、あらかじめ当会社の同意を得て支出した取り片づけ費用
⑤ 示談交渉費用	対物事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用
⑥ 示談協力費用	第７条［当会社による解決］（3）の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用
⑦ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

4．当会社による協力・援助および解決

第６条［当会社による協力または援助］

被保険者が対物事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

第７条［当会社による解決］

（1）次の①または②のいずれかに該当する場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（弁護士の選任を含みます。以下この条において同様とします。）を行います。
① 被保険者が対物事故にかかわる損害賠償の請求を受け、かつ、被保険者が当会社と解決条件に合意している場合
② 当会社が損害賠償請求権者から第８条［損害賠償請求権者の直接請求権］の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合

（2）本条（1）の「折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続」には、ご契約のお車の所有者または被保険者から相手方への、ご契約のお車に生じた損害の請求に関するものは含みません。

（3）本条（1）の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

（4）当会社は、次の①から④のいずれかに該当する場合は、本条（1）の規定は適用しません。

① １回の対物事故につき、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の総額が、保険金額を明らかに超える場合
② １回の対物事故につき、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の総額が、自己負担額を明らかに下回る場合
③ 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
④ 正当な理由がなく被保険者が本条（3）に規定する協力を拒んだ場合

5．損害賠償請求権者の直接請求権

第８条［損害賠償請求権者の直接請求権］

（1）対物事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して本条（3）に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

（2）当会社は、次の①から④のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して本条（3）に定める損害賠償額を支払います。ただし、１回の対物事故につき当会社がこの章および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額）を限度とします。
① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
ア．被保険者（被保険者が死亡した場合は、その法定相続人）の破産または生死不明
イ．被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

（3）第７条［当会社による解決］および本条の損害賠償額とは、次の算式により算出される額をいいます。

損害賠償額	＝	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	－	次の①または②のうち、いずれか高い額 ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額 ② 自己負担額

（4）損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

（5）本条（2）または（7）の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において、その被保険者の被る損害に対して、当会社が被保険者に保険金を支払ったものとみなします。

（6）１回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。）が保険金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は、本条（1）の規定による請求権を行使することはできず、また当会社は、本条（2）の規定にかかわらず、損害賠償額を支払いません。

（7）次の①から③のいずれかに該当する場合には、本条（6）の規定は適用しません。
① 本条（2）の④に規定する事実があった場合
② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、対物事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者（被保険者が死亡した場合は、その法定相続人）とも折衝することができないと認められる場合
③ 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合

（8）本条（7）の②または③に該当する場合は、本条（2）の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、１回の対物事故につき当会社がこの章および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額）を限度とします。

第９条［損害賠償額の請求および支払］

（１）損害賠償請求権者が第８条［損害賠償請求権者の直接請求権］の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。ただし、当会社が相当の理由があるものと認めた場合は、下記②の交通事故証明書について、その提出を省略できます。
① 損害賠償額の請求書
② 公の機関が発行する交通事故証明書（人の死傷を伴う事故またはご契約のお車と他の自動車との衝突もしくは接触による物の損壊を伴う事故の場合に限ります。）
③ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
④ 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注ⅰ）および被害が生じた物の写真（注ⅱ）
⑤ その他当会社が本条（６）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
（注ⅰ）既に支払がなされた場合はその領収書とします。
（注ⅱ）画像データを含みます。

（２）損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。
① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする戸籍上の配偶者（注ⅲ）
② 上記①に規定する者がいない場合または上記①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする３親等内の親族
③ 上記①および②に規定する者がいない場合または上記①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、上記①以外の戸籍上の配偶者（注ⅲ）または上記②以外の３親等内の親族
（注ⅲ）この（２）の規定の適用においては、内縁は対象となりません。

（３）本条（２）の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当会社が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

（４）当会社は、事故の内容、損害の程度等に応じ、損害賠償請求権者に対して、本条（１）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（５）損害賠償請求権者が、正当な理由がなく本条（４）の規定に違反した場合または本条（１）、（２）もしくは（４）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

（６）当会社は、第８条（２）の①から④または同条（７）の①から③のいずれかに該当する場合には、損害賠償請求権者が本条（１）および（２）の規定による手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）から起算して30日以内に、当会社が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。
① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤ 上記①から④のほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項

（７）本条（６）の確認をするため、次表の①から④に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条（６）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて同表に定める日数（注ⅳ）を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	日数
① 本条（６）の①から④の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注ⅴ）	180日
② 本条（６）の①から④の事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における本条（６）の①から⑤の事項の確認のための調査	60日
④ 本条（６）の①から⑤の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

（注ⅳ）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
（注ⅴ）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（８）本条（６）および（７）に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注ⅵ）には、これにより確認が遅延した期間については、本条（６）または（７）の期間に算入しないものとします。
（注ⅵ）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第10条［損害賠償額請求権の行使期限］

第８条［損害賠償請求権者の直接請求権］の規定による請求権は、次の①または②のいずれかに該当する場合には、これ

を行使することはできません。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して３年を経過した場合

② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

６．仮払金および供託金の貸付け等

第11条［仮払金および供託金の貸付け等］

（1）第６条［当会社による協力または援助］または第７条［当会社による解決］（1）の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、１回の対物事故につき、保険金額（同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第８条［損害賠償請求権者の直接請求権］の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額）の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。

（2）本条（1）により当会社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当会社のために供託金（利息を含みます。以下この条において同様とします。）の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

（3）本条（1）の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、第４条［お支払いする保険金の計算］（1）ただし書、同条（3）、第８条（2）ただし書および同条（8）ただし書の規定は、その貸付金または供託金を既に支払った保険金とみなして適用します。

（4）本条（1）の供託金が第三者に還付された場合には、その還付された供託金の限度で、本条（1）の当会社の名による供託金または貸付金（利息を含みます。）が保険金として支払われたものとみなします。

（5）基本条項第24条［保険金のご請求］の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、本条（1）の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

７．その他

第12条［先取特権］

（1）損害賠償請求権者は、被保険者がこの対物賠償責任条項に基づき保険金を請求する権利（第５条［費用］の費用に対する保険金の請求を除きます。以下この条において同様とします。）について先取特権を有します。

（2）当会社は、次の①から④のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が本条（1）の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

（3）この対物賠償責任条項に基づき保険金を請求する権利は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲り渡し、質権の目的とし、または本条（2）の③の場合を除いて差し押さえることができません。ただし、本条（2）の①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

第13条［損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整］

保険金額が、第12条［先取特権］（2）の②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第５条［費用］の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第３章　事故によりご自身･ご家族･乗車中の方が死傷された場合の補償

当会社は、次に掲げる各条項のうち、保険証券に補償の対象である旨記載されたものについてのみ支払責任を負うものとします。

第１節　人身傷害条項

<用語のご説明－定義>

この節において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
（1）正規の乗車装置	乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく、安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定める乗車装置をいい、具体的には運転者席、助手席、後部座席および補助席等をいいます。
（2）他の自動車	ご契約のお車以外の自動車をいいます。

（3）保険金額
保険証券の「人身傷害保険」欄に記載された保険金額で、当会社が支払う保険金の限度額をいいます。
（注）ご契約のお車がバスの場合には、被保険者１名あたりに加え、「バスの人身傷害保険金支払に関する特約」に基づき、１事故あたりの限度額が適用されます。

（4）賠償義務者
自動車の所有、使用または管理に起因して被保険者を死傷させたことにより、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。

（5）自賠責保険等
自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。

（6）対人賠償保険等
自動車の所有、使用または管理に起因して他人を死傷させたことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。

（7）保険金請求権者
人身傷害事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。
① 被保険者（被保険者が死亡した場合は、その法定相続人）
② 被保険者の父母、配偶者または子。ただし、これらの者が賠償義務者に対し法律上の損害賠償請求権を有する場合に限ります。

（8）労働者災害補償制度
労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等法令によって定められた業務上の災害を補償する災害補償制度をいいます。

1．保険金をお支払いする場合

第１条［保険金をお支払いする場合］

（1）当会社は、日本国内において、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により、身体に傷害を被ること（以下この節において「人身傷害事故」といいます。）によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害（この損害の額は第５条［損害の額の決定］に定める損害の額をいいます。以下この節において同様とします。）に対して、この節および基本条項に従い、保険金を支払います。
① 自動車の運行に起因する事故
② 自動車の運行中の次の事故
ア．飛来中または落下中の他物との衝突
イ．火災または爆発
ウ．自動車の落下
（2）本条（1）の「傷害」には、ガス中毒を含み、日射、熱射または精神的衝動による障害および被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。

第２条［補償の対象となる方－被保険者］

（1）この節における被保険者は、次の①から⑧に掲げるいずれかの者とします。
① 記名被保険者
② 記名被保険者の配偶者
③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
⑤ 上記①から④以外の者で、ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。以下この条において同様とします。）に搭乗中の者
⑥ 上記①から⑤以外の者で、①から④の者が自ら運転者として運転中（駐車または停車中を除きます。）の他の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の者。
　ただし、①から④の者の使用者の業務（家事を除きます。）のために運転中の、その使用者の所有する自動車（注）に搭乗中の者を除きます。
⑦ 上記①から⑥以外の者で、ご契約のお車の保有者（自動車損害賠償保障法第２条（定義）第３項に定める保有者をいいます。）
⑧ 上記①から⑦以外の者で、ご契約のお車の運転者（自動車損害賠償保障法第２条第４項に定める運転者をいいます。）
（注）所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および１年以上を期間とする貸借契約により借入れた自動車を含みます。
（2）本条（1）の規定にかかわらず、⑦の保有者または⑧の運転者（以下この（2）において「保有者等」といいます。）は、保有者等がご契約のお車の運行に起因する事故により身体に傷害を被り、かつ、それによって保有者等に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法第３条（自動車損害賠償責任）に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に限り、被保険者に含みます。
（3）本条（1）および（2）の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。
① 極めて異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の者
② 業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業者
（4）この節の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

2．保険金をお支払いできない場合

第３条［保険金をお支払いできない場合］

（1）当会社は、次の①から⑥のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この③において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
④ 上記③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
⑤ 上記①から④の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑥ ご契約のお車を競技もしくは曲技のために、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所で使用すること。ただし、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用する場合を除きます。

（2）当会社は、次の①から⑥のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害
② 被保険者が、法令により定められた運転資格を持たないで自動車を運転している場合に生じた損害
③ 被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している場合に生じた損害
④ 被保険者が、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態で自動車を運転している場合に生じた損害
⑤ 被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた損害。ただし、第２条［補償の対象となる方－被保険者］（１）の①から④に定める被保険者がご契約のお車に搭乗中に生じた損害を除きます。
⑥ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害

（3）当会社は、損害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

（4）当会社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等）による損害に対しては、保険金を支払いません。

（5）当会社は、被保険者の使用者の所有する他の自動車（注ｉ）に、その使用者の業務（家事を除きます。）のために、被保険者が搭乗している場合に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
（注ｉ）所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および１年以上を期間とする貸借契約により借入れた自動車を含みます。

（6）当会社は、被保険者が、他の自動車であって、次の①から③のいずれかに該当する自動車に搭乗中に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
① 次のア．からウ．のいずれかに該当する者が所有（注ⅱ）または常時使用する自動車
ア．記名被保険者
イ．記名被保険者の配偶者
ウ．記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
② 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子が所有（注ⅱ）または常時使用する自動車を自ら運転者として運転中（駐車または停車中を除きます。）の場合は、その自動車
③ 競技もしくは曲技のために、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所で使用されている自動車。ただし、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために搭乗している場合を除きます。
（注ⅱ）所有権留保条項付売買契約による購入および１年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。

3．お支払いする保険金の計算

第４条［お支払いする保険金の計算］

（1）１回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、被保険者１名につき、次の表に定める区分に従い、同表に定める計算式により算出される額とし、その額は保険金額を限度とします。
　ただし、別表Ⅰの１もしくは別表Ⅰの２の第１級、第２級または別表Ⅰの２の第３級③もしくは④に掲げる後遺障害が生じ、かつ、介護が必要と認められる場合で保険金額が無制限以外のときは、保険金額の２倍の金額を限度とします。

賠償義務者の有無	保険金の請求方法による区分	適用する計算式
賠償義務者がない場合	――――――――――	本条（2）の計算式
賠償義務者がある場合	保険金請求権者が、賠償義務者との間で裁判や示談等により損害賠償額が確定する前に、第５条［損害の額の決定］（１）の規定により、損害の額の全額を請求したとき。	本条（2）の計算式
	保険金請求権者が、賠償義務者との間で裁判や示談等により損害賠償額が確定する前に、第５条（２）の規定により、損害の額から賠償義務者が保険金請求権者に対して法律上の損害賠償責任を負担すると認められる部分を除いた金額のみを請求したとき。	本条（3）の計算式
	保険金請求権者が、賠償義務者との間で裁判や示談等により損害賠償額が確定した後に、保険金の請求をしたとき。	本条（2）の計算式 または 本条（3）の計算式 のいずれか高い方

（2）本条（１）の表中にある「本条（２）の計算式」とは、以下に定める計算式をいいます。

保険金の額	＝	第５条（１）の規定により決定される損害の額	＋	第６条［費用］に定める ① 損害防止費用 ② 求償権保全行使費用	－	次の①から⑥の合計額

① 自賠責保険等または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業によって既に給付が決定しまたは支払われた金額
② 第１条［保険金をお支払いする場合］（１）の損害について賠償義務者がある場合は、賠償義務者が損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、対人賠償保険等によって既に給付が決定しまたは支払われた保険金もしくは共済金の額
③ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額
④ 労働者災害補償制度によって既に給付が決定しまたは支払われた額（社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。以下この条において同様とします。）
⑤ 第５条（１）の規定により決定される損害の額ならびに第６条に定める①および②の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担する額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額
⑥ 上記①から⑤のほか、第１条（１）の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額（保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険の保険金を含みません。以下この条において同様とします。）

（３）本条（１）の表中にある「本条（３）の計算式」とは、以下に定める計算式をいいます。

保険金の額	＝	第５条（２）の規定により決定される損害の額	＋	第６条に定める ① 損害防止費用 ② 求償権保全行使費用	－	次の①から③の合計額

① 労働者災害補償制度によって既に給付が決定しまたは支払われた額
② 第５条（２）の規定により決定される損害の額ならびに第６条に定める①および②の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担する額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額
③ 上記①および②のほか、第１条（１）の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額

第５条［損害の額の決定］

（１）当会社が保険金を支払う損害の額は、被保険者が人身傷害事故の直接の結果として、次の①から③のいずれかに該当した場合に、その区分ごとに、それぞれ別紙に定める人身傷害条項損害額基準により算定された金額の合計額とします。
　ただし、賠償義務者がある場合において、次の①から③の区分ごとに算定された額が自賠責保険等によって支払われる金額（自賠責保険等がない場合、または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。以下この（１）において同様とします。）を下回る場合には、自賠責保険等によって支払われる金額とします。
① 傷害
医師の治療が必要と認められる場合
② 後遺障害
医師による治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損を生じた場合。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。
③ 死亡
死亡した場合

（２）賠償義務者がある場合には、保険金請求権者は、本条（１）によるほか、次の算式によって算出される金額のみを、当会社が保険金を支払うべき損害の額として、請求することができます。

損害の額	＝	本条（１）の各区分ごとに算定された金額の合計額	－	賠償義務者が保険金請求権者に対して法律上の損害賠償責任を負担するものと認められる部分

（３）本条（２）の「賠償義務者が保険金請求権者に対して法律上の損害賠償責任を負担するものと認められる部分」とは、本条（１）の各区分ごとに算定された金額に対し、次の手続に基づいて決定した賠償義務者の過失割合を乗じた額（この額が自賠責保険等によって支払われる金額を下回る場合には、自賠責保険等によって支払われる金額とします。）の合計額をいいます。
① 当会社と保険金請求権者との間の協議
② 上記①が成立しない場合は、当会社と保険金請求権者との間における訴訟、裁判上の和解または調停

（４）本条（２）の場合には、当会社が保険金を支払った場合であっても、第10条［代位］の規定にかかわらず、当会社は、保険金請求権者が賠償義務者に対して有する権利については、これを取得しません。

（５）賠償義務者からの損害賠償金の支払を先行した後に、保険金請求権者が保険金を請求した場合であって、賠償義務者との間で判決または裁判上の和解において損害の額が確定し、その基準が社会通念上妥当であると認められるときは、当会社は、その基準により算出された額（注ｉ）を本条（１）の損害の額とみなして、第４条［お支払いする保険金の計算］（２）に規定する計算式を適用します。ただし、これにより算出される額（注ii）は、本条（１）の人身傷害条項損害額基準に基づき算定された損害の額を限度とします。
（注ｉ）訴訟費用、弁護士報酬、その他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用および遅延損害金は含みません。
（注ii）第６条［費用］の費用に対する保険金の額を除きます。

第６条［費用］

ご契約者または被保険者が支出した次の①および②の費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、これらの費用を支出する際の措置・手続によって得られなかった収入は対象となりません。

費用の種類	お支払いする費用の内容
① 損害防止費用	基本条項第22条［事故発生時の義務等］（１）の①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 求償権保全行使費用	基本条項第22条（１）の⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

第７条［既に存在していた身体の障害または疾病の影響等］

被保険者が被った第１条［保険金をお支払いする場合］の傷害が次の①から③のいずれかに該当する影響により重大となった場合には、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

① 被保険者が傷害を被った時、既に存在していた身体の障害または疾病の影響
② 被保険者が傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響
③ 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったこと、またはご契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことによる影響

４．ご契約者、被保険者または保険金請求権者の義務等

第８条［ご契約者、被保険者または保険金請求権者の義務等］

（１）被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第１条［保険金をお支払いする場合］（１）の損害を被った場合、賠償義務者があるときは、保険金請求権者は、賠償義務者に対して遅滞なく損害賠償請求の意思を表示し、かつ、次の①から⑤の事項を当会社に通知しなければなりません。
　① 賠償義務者の住所、氏名（名称）および被保険者との関係
　② 賠償義務者が被る損害に対して保険金または共済金を支払う対人賠償保険等の有無およびその内容
　③ 賠償義務者に対して損害賠償請求を行った場合はその内容
　④ 保険金請求権者が第１条（１）の損害に対して、賠償義務者、自賠責保険等もしくは対人賠償保険等の保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者から既に取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額
　⑤ 人身傷害事故の原因となった他の自動車がある場合、その自動車の所有者の住所、氏名（名称）および被保険者との関係

（２）保険金請求権者は、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害または傷害の調査に協力しなければなりません。

（３）当会社は、保険金請求権者が、正当な理由がなく本条（１）もしくは（２）の義務に違反した場合または本条（２）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（４）ご契約者または被保険者は、人身傷害事故による傷害の治療を受ける際は、健康保険等の公的制度の利用により費用の軽減に努めなければなりません。

（５）当会社は、賠償義務者または第１条（１）の損害に対して保険金、共済金その他の給付を行う者がある場合、必要と認めたときは、これらの者に対し、保険金、共済金その他の給付の有無および額について照会を行い、または当会社の支払保険金について通知をすることがあります。

５．保険金のご請求手続およびお支払い

第９条［保険金請求の手続］

保険金の請求は、保険金請求権者全員から委任を受けた代表者を経由して行うものとします。

第10条［代位］

（１）当会社が保険金を支払った場合、当会社は、次の①または②のうちいずれか少ない額を限度として、人身傷害事故が生じたことにより保険金請求権者が取得する債権（以下この条において「被保険者債権」といいます。）を取得します。
　① 当会社が支払った保険金の額
　② 被保険者債権の額。ただし、上記①に掲げる額がこの保険契約によりてん補すべき損害の額（人身傷害条項損害額基準に基づき算定された損害の額をいいます。以下この条において「てん補損害額」といいます。）に不足する場合は、被保険者債権の額からその不足額を控除した残額とします。

（２）本条（１）の②の「被保険者債権の額」とは、次の①または②のうちいずれか少ない方をいいます。
　① てん補損害額を限度として、賠償義務者が負担すべき法律上の損害賠償責任の額
　② 第５条［損害の額の決定］（１）の各区分ごとに算定された金額に対し、賠償義務者が責任を負うべき過失割合を乗じた額（この額が自賠責保険等によって支払われる金額を下回る場合には、自賠責保険等によって支払われる金額とします。）の合計額

（３）本条（１）の場合において、①に掲げる額がてん補損害額に不足するときは、保険金請求権者は、被保険者債権のうち当会社が本条（１）の規定により取得した部分を除いた部分について、当会社が取得した債権に先立って弁済を受ける権利を有します。

（４）判決または裁判上の和解において、賠償義務者が負担すべき損害賠償額が、別紙に定める人身傷害条項損害額基準と異なる基準により算出された場合であって、その基準が社会通念上妥当であると認められるときは、当会社は、その基準により算出された額（注）をてん補損害額とみなして、本条（１）および（３）の規定を適用します。なお、この場合における被保険者債権の額は、本条（２）の規定にかかわらず、賠償義務者が負担すべき法律上の損害賠償責任の額とします。
　（注）訴訟費用、弁護士報酬、その他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用および遅延損害金は含みません。

第11条［保険金のお支払いによる請求権の移転］

（1）当会社が保険金を支払った対象となる損害について、保険金請求権者が、その補償にあてるべき保険金、共済金その他の金銭の請求権を有していた場合は、その請求権は、保険金の支払時に当会社に移転するものとします。
（2）保険金請求権者は、本条（1）により移転した請求権を当会社が行使するにあたって、当会社が必要とする書類の提出等を求めた場合には、これに協力しなければなりません。

第12条［当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求］

（1）当会社は、基本条項第22条［事故発生時の義務等］（1）の表中の②もしくは③の規定による通知または第24条［保険金のご請求］の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、ご契約者または保険金請求権者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
（2）本条（1）の診断または死体の検案（注）のために要した費用は、当会社が負担します。ただし、診断または死体の検案を受けることによって得られなかった収入は対象となりません。
（注）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

第２節　搭乗者傷害条項

＜用語のご説明－定義＞

この節において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

（1）正規の乗車装置 乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく、安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定める乗車装置をいい、具体的には運転者席、助手席、後部座席および補助席等をいいます。
（2）保険金額 保険証券の「搭乗者傷害保険」欄に記載された保険金額で、被保険者１名ごとに、当会社が支払う死亡保険金および後遺障害保険金の限度額をいいます。 （注ｉ）医療保険金につき「日数払」を選択した場合には、保険証券の「搭乗者傷害保険」欄に入院日額と通院日額が別に表示されます。 （注ⅱ）ご契約のお車がバスの場合には、被保険者１名あたりに加え、「バスの搭乗者傷害保険金支払に関する特約」に基づき、１事故あたりの限度額が適用されます。
（3）後遺障害 医師による治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。
（4）治療日数 医師の治療のために病院もしくは診療所に入院（注ｉ）し、または通院（注ⅱ）した実治療日数をいいます。（注ⅲ） （注ｉ）医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 （注ⅱ）医師による治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、医師の治療を受けることをいいます。 （注ⅲ）被保険者が通院しない場合であっても、骨折の傷害を被った部位を固定するために医師の治療により次に該当するギプスを常時装着した期間については、その日数は通院した実治療日数とみなします。 ① 長管骨（上腕骨・橈骨・尺骨・大腿骨・脛骨および腓骨をいいます。）の骨折および脊柱の骨折によるギプス ② 長管骨に接続する三大関節（上肢の肩関節、肘関節および手関節並びに下肢の股関節、膝関節および足関節をいいます。）部分の骨折で長管骨部分を含めたギプス ③ 肋骨または胸骨の骨折による体幹部のギプス

１．保険金をお支払いする場合

第１条［保険金をお支払いする場合］

（1）当会社は、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被った場合は、その傷害に対して、この節および基本条項に従い、保険金（死亡保険金、後遺障害保険金または医療保険金をいいます。以下この節において同様とします。）を支払います。
① ご契約のお車の運行に起因する事故
② ご契約のお車の運行中の次の事故
ア．飛来中または落下中の他物との衝突
イ．火災または爆発
ウ．ご契約のお車の落下
（2）本条（1）の「傷害」には、ガス中毒を含み、日射、熱射または精神的衝動による障害および被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。

第２条［補償の対象となる方－被保険者］

（1）この節における被保険者は、ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。）に搭乗中の者とします。
（2）本条（1）の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。
① 極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗中の者

② 業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業者

（3）この節の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

2．保険金をお支払いできない場合

第３条［保険金をお支払いできない場合］

（1）当会社は、次の①から⑥のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
　① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
　② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
　③ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この③において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
　④ 上記③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
　⑤ 上記①から④の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
　⑥ ご契約のお車を競技もしくは曲技のために、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所で使用すること。ただし、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用する場合を除きます。

（2）当会社は、次の①から⑥のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。
　① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害
　② 被保険者が、法令により定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転している場合に生じた傷害
　③ 被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合に生じた傷害
　④ 被保険者が、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態でご契約のお車を運転している場合に生じた傷害
　⑤ 被保険者が、ご契約のお車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗中に生じた傷害
　⑥ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害

（3）当会社は、傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

（4）当会社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（丹毒（たんどく）、淋巴腺炎（りんぱせんえん）、敗血症（はいけつしょう）、破傷風（はしょうふう）等）に対しては、保険金を支払いません。

3．お支払いする保険金の計算

第４条［お支払いする保険金の計算］

（1）当会社は、被保険者が第１条［保険金をお支払いする場合］の傷害を被り、その直接の結果として、次の表の支払事由に該当する場合に、同表のとおり保険金を支払います。なお、医療保険金については、次の①または②のいずれかの規定によります。
　① 保険証券に「医療保険金 日数払」と記載されている場合（以下この支払方式を「医療保険金（日数払）」といいます。）は、同表の支払事由における日数払の区分に従うものとし、この区分により医療保険金を支払います。
　② 保険証券に「医療保険金　一時金払」と記載されている場合（以下この支払方式を「医療保険金（一時金払）」といいます。）は、同表の支払事由における一時金払の区分に従うものとし、この区分により医療保険金を支払います。

保険金の区分	支払事由	保険金の額	保険金請求権者
死亡保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	保険金額の全額。 ただし、１回の事故につき、被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った後遺障害保険金の額を控除した残額とします。	被保険者の法定相続人
後遺障害保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合	保険金額に別表Ⅰの各等級の後遺障害に対する保険金支払割合を乗じた額	被保険者
医療保険金	「日数払」 事故の発生の日からその日を含めて180日までの間に医師の治療を要した場合	医師の治療が必要と認められない程度になおった日までの治療日数に対し、次の①および②の額。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の治療日数に限ります。 ① 入院した治療日数に対しては、その入院日数１日につき保険証券記載の入院日額 ② 通院した治療日数（上記①に該当する日数を除きます。）に対しては、90日を限度として、その通院日数１日につき保険証券記載の通院日額	被保険者

	「一時金払」 事故の発生の日からその日を含めて180日までの間に医師の治療を要した場合	次の①または②に定めるいずれかの額。ただし、保険証券に倍数が記載されている場合には、下記の金額にその倍数を乗じた額とします。 ① 治療日数が５日未満の場合には、一律10,000円 ② 治療日数が５日以上となった場合には、傷害を被った部位およびその症状に応じて、別表Ⅱ「医療保険金（一時金払）支払額表」（以下この条において「支払額表」といいます。）に定めた額。ただし、５日目の治療を受けた日が事故の発生の日からその日を含めて180日以内の場合に限ります。	被保険者

（２）当会社が死亡保険金を保険金請求権者に支払う場合であって、被保険者の法定相続人が２名以上いるときは、その受取割合は、法定相続分の割合によります。
（３）被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、後遺障害が生じた時の医師の診断に基づき、後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金を支払います。ただし、被保険者からの請求がある場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金を支払います。
（４）医療保険金における治療日数には、臓器の移植に関する法律（平成９年法律第104号）第６条（臓器の摘出）の規定によって、同条第４項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。
（注）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
（５）医療保険金（日数払）において、被保険者が医療保険金の支払を受けられる期間中にさらに医療保険金の支払を受けられる傷害を被った場合であっても、当会社は、重複しては医療保険金を支払いません。
（６）医療保険金（一時金払）において、支払額表の各症状に該当しない傷害であっても、各症状に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれの相当する症状に該当したものとみなします。
（７）医療保険金（一時金払）において、同一事故により被った傷害の部位および症状が、支払額表の複数の項目に該当する場合は、それぞれの項目により支払われるべき保険金のうち、最も高い金額を医療保険金として支払います。
ただし、既に低い金額で医療保険金を支払っていた場合においては、支払われるべき高い金額の医療保険金の額から、既に支払った医療保険金の額を差し引いた残額を支払います。

第５条［既に存在していた身体の障害または疾病の影響等］

被保険者が被った第１条［保険金をお支払いする場合］の傷害が次の①から③のいずれかの影響により重大となった場合には、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
① 被保険者が傷害を被った時、既に存在していた身体の障害または疾病の影響
② 被保険者が傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響
③ 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったこと、またはご契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことによる影響

第６条［当会社の責任限度額等］

（１）１回の事故につき、当会社が支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、第４条［お支払いする保険金の計算］および第５条［既に存在していた身体の障害または疾病の影響等］の規定によって算出された額とし、かつ、保険金額を限度とします。
（２）当会社は、本条（１）に定める保険金のほかに、保険金額を超過しても、１回の事故につき、第４条［お支払いする保険金の計算］および第５条［既に存在していた身体の障害または疾病の影響等］の規定による医療保険金を支払います。

４．その他

第７条［代位］

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第８条［当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求］

（１）当会社は、基本条項第22条［事故発生時の義務等］（１）の表中の②もしくは③の規定による通知または第24条［保険金のご請求］の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、ご契約者または保険金請求権者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
（２）本条（１）の診断または死体の検案（注）のために要した費用は、当会社が負担します。ただし、診断または死体の検案を受けることによって得られなかった収入は対象となりません。
（注）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

第４章　事故によりご契約のお車が壊れた場合の補償

当会社は、次に掲げる各条項のうち、保険証券に補償の対象である旨記載されたものについてのみ支払責任を負うものとします。

第１節　車両条項

<用語のご説明－定義>

この節において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

（１）**付属品**

ご契約のお車に定着（注ⅰ）または装備（注ⅱ）されている物、および法令等（注ⅲ）に従いご契約のお車に備え付けられている物をいいます。（注ⅳ）

○付属品として取扱う物の例示

・定着されているカーステレオ、カーエアコン、カーナビゲーションシステム 等
・装備されているスペアタイヤ１本（正規の格納装置に格納されている場合は、その本数）、標準工具 等
・法令等により備え付けられている消火器、座席ベルト 等
・オイル類のうち、潤滑油、バッテリーの電解液 等

（注ⅰ）「定着」とは、ボルト、ナット、ねじ等で自動車本体に固定されており、工具等を使用しなければ容易に取り外せない状態をいいます。
なお、車室内でのみ使用することを目的として、ご契約のお車に固定されているカーナビゲーションシステム等は、メーカー所定の取付方法により固定されている場合に限り、固定の方法がボルト等以外であっても付属品として取扱います。

（注ⅱ）「装備」とは、自動車の機能を十分に発揮させるために、その自動車に備品として備え付けられている状態をいいます。

（注ⅲ）「法令等」とは、法律、命令、規則、条例等をいいます。

（注ⅳ）ご契約のお車に定着または装備されている物であっても、以下に規定する物は付属品とはなりません。
① ガソリン、軽油、LPG等の燃料
② ボディーカバー、洗車用品、レーダー探知機
③ 法令等により、自動車に定着または装備することを禁止されている物
エアースポイラー（法令に違反する物）、オーバーフェンダー（標準装備の物および運輸支局の許可を得た物を除きます。）等
④ 通常装飾品とみなされる物
マスコット類、クッション、花ビン、膝掛 等
⑤ 付属機械装置（医療防疫車、検査測定車、電源車、放送中継車等自動車検査証記載の用途が特種用途である自動車に定着または装備されている精密機械装置をいいます。）

（２）**保険価額**

損害が生じた時および場所における、ご契約のお車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様・年式で同等の損耗度の自動車を自動車販売店等が顧客に販売する店頭渡現金販売価格相当額（注）をいいます。

（注）税金、保険料、リサイクル料金、登録等に伴う費用は含みません。ただし、消費税は保険価額に含まれます。
また、骨董（とう）価値や希少価値は含めることはできません。

（３）**保険金額**

保険証券の「車両保険」欄に記載された保険金額で、当会社が支払う保険金の限度額をいいます。

（４）**自己負担額**

保険契約締結の時において、ご契約者または被保険者が自己負担するものとして設定した金額で、保険証券の「車両保険」欄に記載された自己負担額をいいます。

（５）**修理費**

損害が生じた時および場所において、ご契約のお車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費（注）をいいます。この場合において、ご契約のお車の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、補修による修理費とします。

（注）事故発生時点における一般的な修理技法により、外観上、機能上、社会通念に照らし原状回復したと認められる程度に復旧するために必要な修理費用とし、これ以外の格落ち等による損害は含みません。

（６）**全損**

ご契約のお車を修理することができない場合（ご契約のお車が盗難され発見されなかった場合を含みます。）、または修理費の額が保険価額以上となるときをいいます。

（７）**分損**

修理費の額が保険価額未満となるときをいいます。

（８）**回収金**

第三者が負担すべき金額で、被保険者のために既に回収されたものをいいます。

１．保険金をお支払いする場合

第１条［保険金をお支払いする場合］

（１）当会社は、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によってご契約のお車に生じた損害およびご契約のお車の盗難による損害（以下この節において、これらの損害を総称して「損害」といいます。）に対して、この節および基本条項に従い、被保険者に保険金（損害保険金または費用をいいます。以下この節において同様とします。）を支払います。ただし、ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車の場合は、ご契約のお車の盗難によって生じた損害（発見されるまでの間に生じた損害を含みます。）を除きます。

（2）本条（1）の「ご契約のお車」には、付属品を含みます。

第２条［補償の対象となる方－被保険者］

この節における被保険者は、ご契約のお車の所有者とします。

第３条［保険金額］

当会社とご契約者または被保険者は、保険契約締結の時において、ご契約のお車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様・年式で同等の損耗度の自動車の市場販売価格相当額（付属品の価額を含みます。）を、保険金額として定めるものとします。

2．保険金をお支払いできない場合

第４条［保険金をお支払いできない場合］

（1）当会社は、次の①から⑨のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 次のア.からオ.のいずれかに該当する者の故意または重大な過失

ア．ご契約者または被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）

イ．所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または１年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）

ウ．上記ア.およびイ.に定める者の法定代理人

エ．上記ア.およびイ.に定める者の業務に従事中の使用人

オ．上記ア.およびイ.に定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

④ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この④において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

⑤ 上記④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑥ 上記②から⑤の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。

⑧ 詐欺または横領

⑨ ご契約のお車を競技もしくは曲技のために、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所で使用すること。ただし、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用する場合を除きます。

（2）当会社は、次の①から⑥のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

① ご契約のお車に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さびその他自然の消耗

② 故障損害（偶然な外来の事故に直接起因しないご契約のお車の電気的または機械的損害をいいます。）

③ ご契約のお車から取り外されて車上にない自動車の部分品または付属品に生じた損害

④ 付属品のうちご契約のお車に定着されていない物に生じた損害。ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。

⑤ タイヤ（チューブを含みます。）に生じた損害。ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。

⑥ 法令等により禁止されている改造を行った自動車の部分品および付属品に生じた損害

（3）当会社は、次表に掲げるア.からオ.のいずれかに該当する者が、次の①から③のいずれかに該当する場合に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 法令により定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転している場合

② 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合

③ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態でご契約のお車を運転している場合

ア．ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）
イ．所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または１年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）
ウ．上記ア．およびイ．に定める者の法定代理人
エ．上記ア．およびイ．に定める者の業務に従事中の使用人
オ．上記ア．およびイ．に定める者の父母、配偶者または子

3．お支払いする保険金の計算

第５条［損害の額の決定］

当会社が保険金を支払うべき損害の額は、次のとおりとします。

① 全損の場合は、保険価額

② 分損の場合は、次の算式によって算出される額

損害の額	＝	修理費の額	－	修理に際し部分品を交換したために、ご契約のお車全体として価額の増加を生じた場合は、その増加額	－	修理に伴って生じた残存物があるときは、その残存物の価額

第６条［お支払いする保険金の計算］

（1）１回の事故につき当会社の支払う損害保険金の額は、次のとおりとします。

区　分	損害保険金の額	
	保険金額が保険価額以上の場合	保険金額が保険価額に達しない場合
① 全損	保険価額	保険金額
② 分損	第５条［損害の額の決定］②の損害の額 － 自己負担額（注） （保険価額を限度とします。）	（第５条②の損害の額 － 自己負担額（注））× 保険金額／保険価額 （保険金額を限度とします。）

（注）当会社が支払責任を負う事故が複数回発生している場合は、事故の発生の順番に従って適用します。

（２）本条（１）の損害保険金のほか、ご契約者または被保険者が次の費用を支出した場合は、当会社は、次の①から⑤に掲げる費用の合計額を被保険者に支払います。ただし、これらの費用を支出する際の措置･手続によって得られなかった収入は対象となりません。

費用の種類	お支払いする費用の内容
① 損害防止費用	基本条項第22条［事故発生時の義務等］（１）の①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 求償権保全行使費用	基本条項第22条（１）の⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
③ 車両運搬費用	当会社が保険金を支払うべき損害によりご契約のお車が自力走行できない場合に、ご契約のお車を事故現場から最寄りの修理工場もしくは当会社の指定する場所まで運搬する費用、および、これらの場所まで運転するために必要な仮修理の費用の合計額。ただし、１回の事故につき、10万円または保険金額の10％のいずれか高い方を限度とします。
④ 盗難車引取費用	盗難にあったご契約のお車を引き取るための費用のうち、上記③以外の費用。ただし、１回の事故につき、10万円または保険金額の10％のいずれか高い方を限度とします。
⑤ 共同海損分担額	船舶によって輸送されている間に生じた共同海損に対するご契約のお車の分担額

（３）当会社は、次の①または②のいずれかに該当する場合であっても、本条（２）の費用を支払います。
　① 本条（２）の規定によって支払うべき費用のみを負担した場合
　② 本条（２）の規定によって支払うべき費用と本条（１）の損害保険金の合計額が保険金額を超える場合

（４）第５条［損害の額の決定］に定める損害の額および本条（２）の費用のうち回収金がある場合において、回収金の額が被保険者の負担額（注）を超過するときは、当会社は、本条（１）の損害保険金と本条（２）の費用の合計額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。
（注）ここでいう「被保険者の負担額」とは、損害の額および本条（２）に掲げる費用のうち実際に発生した額の合計額から、本条（１）に定める損害保険金の額および本条（２）に定める費用の額の合計額を差し引いた額をいいます。

第７条［現物によるお支払い］

当会社は、ご契約のお車の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

４．その他

第８条［被害物についての当会社の権利］

（１）当会社が全損として損害保険金を支払った場合は、ご契約のお車について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、支払った保険金の額が保険価額に達しない場合には、次の算式によって算出される割合によりその権利を取得します。

$$\text{当会社が被害物の権利を取得する割合} = \frac{\text{支払った保険金の額}}{\text{保険価額}}$$

（２）ご契約のお車の部分品または付属品が盗難にあった場合に、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、当会社は、次の算式によって算出される割合により、その盗難にあった物について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。

$$\text{当会社が盗難にあった物の権利を取得する割合} = \frac{\text{支払った保険金の額}}{\text{損害の額}}$$

（３）本条（１）および（２）の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払ったときは、ご契約のお車またはその部分品もしくは付属品について被保険者が有する所有権その他の物権は当会社に移転しません。

第９条［盗難自動車の返還］

当会社がご契約のお車の盗難によって生じた損害に対して保険金を支払った日の翌日から起算して60日以内にご契約のお車が発見された場合は、被保険者は、既に受け取った保険金（注）を当会社に払い戻して、その返還を受けることができます。

この場合、被保険者は、盗難後発見されるまでの間にご契約のお車に生じた損害に対して保険金を請求することができます。
（注）全損時諸費用条項の規定により支払われた保険金を含みます。

第２節　全損時諸費用条項

第１条［保険金をお支払いする場合－全損時諸費用保険金］

当会社は、ご契約のお車が全損（注）となった場合で、車両条項による保険金を支払うときは、被保険者に臨時に生じる費用として、この節および基本条項に従い、全損時諸費用保険金を被保険者に支払います。

（注）「全損」とは、車両条項<用語のご説明－定義>（６）に定める全損をいいます。ただし、この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されている場合は、同特約<用語のご説明－定義>（７）に定める全損をいいます。

第２条［補償の対象となる方－被保険者］

この節における被保険者は、ご契約のお車の所有者とします。

第３条［お支払いする全損時諸費用保険金の額］

（１）１回の事故につき、当会社が支払う全損時諸費用保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、20万円を限度とします。

全損時諸費用保険金の額	＝	車両条項の保険金額	×	10%

（２）次の①または②のいずれかに該当する場合には、本条（１）の規定中「車両条項の保険金額」とあるのを「保険価額」（注ｉ）と読み替えて、本条（１）の規定を適用します。（注ⅱ）

① この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されていない場合または同特約第８条［価額の評価のための告知］（４）ただし書の規定の適用がある場合であって、車両条項の保険金額が保険価額を超えるとき。

② この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されている場合であって、同特約第７条［協定保険価額が保険価額を著しく超える場合］の適用があるとき。

（注ｉ）「保険価額」とは、車両条項<用語のご説明－定義>（２）に定める保険価額をいいます。

（注ⅱ）この（２）の規定を適用しないで既に全損時諸費用保険金を支払っていたときは、当会社は、この（２）の規定を適用して算出した全損時諸費用保険金との差額の返還を請求することができます。

（３）当会社は、本条（１）および（２）の規定によって支払うべき全損時諸費用保険金と車両条項第６条［お支払いする保険金の計算］（１）または車両価額協定保険特約第６条［お支払いする保険金の計算］に定める損害保険金の合計額が車両条項の保険金額を超える場合であっても、全損時諸費用保険金を支払います。

第５章　基本条項

<用語のご説明－定義>

この章において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
（１）告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の自動車保険契約等に関する事項を含みます。
（２）危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
（３）他の自動車保険契約等	この保険契約の対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害条項または車両条項と全部または一部に対して支払責任が同じである他の自動車保険契約または自動車共済契約をいいます。
（４）危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
（５）保険契約上の権利および義務	保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務をいいます。
（６）既経過期間、未経過期間	「既経過期間」とは、保険期間の初日から既に経過した期間をいい、「未経過期間」とは、保険期間の末日までの残存期間をいいます。
（７）他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいい、自動車保険または自動車共済に限りません。

１．補償される期間と地域

第１条［補償される期間－保険期間］

（１）この保険契約で補償される期間は、保険証券に記載された保険期間の初日の午後４時（注）に始まり、末日の午後４時に終わります。

（注）保険証券に午後４時以外の時刻が記載されている場合はその時刻とします。

（２）本条（１）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

（３）当会社は、保険期間が始まった後でも、保険料を領収する前に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第２条［保険責任のおよぶ地域］

当会社は、ご契約のお車が日本国内（注）にある間に生じた事故による損害または傷害に対してのみ保険金を支払います。

（注）「日本国内」には、日本国外における日本船舶内を含みます。

2．ご契約時の手続き事項（ご契約時に告知いただく事項）

第３条［ご契約時に告知いただく事項－告知義務］

ご契約者または記名被保険者（注）になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
（注）車両条項においては、被保険者とします。

第４条［当社に正しく告知いただけなかった場合］

（１）当社は、保険契約締結の際、ご契約者または記名被保険者（注ｉ）が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
（注ｉ）車両条項においては、被保険者とします。以下この条において同様とします。
（２）本条（１）の規定に基づく当社の解除権は、次の①から④のいずれかに該当する場合には行使しません。

① 本条（１）に規定する事実がなくなった場合
② 当社が、保険契約締結の際、本条（１）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注ⅱ） （注ⅱ）当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
③ ご契約者または記名被保険者が、当社が保険金を支払うべき事故の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がその訂正を承認した場合。 なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、当社はその訂正を承認するものとします。
④ 当社が、本条（１）の規定による解除の原因があることを知った時から１か月を経過した場合または保険契約締結時から５年を経過した場合

（３）本条（１）の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第16条［保険契約の解除または解約の効力］の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社はその返還を請求することができます。
（４）本条（３）の規定は、本条（１）に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害または傷害については適用しません。

3．ご契約後に通知いただく事項

第５条［ご契約後に通知いただく事項－通知義務その１］

（１）保険契約締結の後、次表の①または②のいずれかに該当する事実が発生した場合には、ご契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社への通知は必要ありません。

① ご契約のお車の用途・車種または登録番号、車両番号もしくは標識番号を変更したこと。
② 上記①のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注ｉ）が発生したこと。 （注ｉ）告知事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

（２）本条（１）の事実の発生によって危険増加が発生した場合において、ご契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく本条（１）の規定による通知をしなかったときは、当社は、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
（３）本条（２）の規定に基づく当社の解除権は、次の①または②のいずれかに該当する場合には行使しません。
① 当社が本条（２）の規定による解除の原因があることを知った時から１か月を経過した場合
② 危険増加が発生した時から５年を経過した場合
（４）本条（２）の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第16条［保険契約の解除または解約の効力］の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が発生した時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または傷害に対しては、当社は、保険金を支払いません。
この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
（５）本条（４）の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した事故による損害または傷害については適用しません。
（６）本条（２）の規定にかかわらず、本条（１）の事実の発生によって危険増加が発生し、この保険契約の引受範囲（注ⅱ）を超えることとなった場合には、当社は、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
（注ⅱ）保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。
（７）本条（６）の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第16条の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が発生した時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または傷害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第６条［ご契約後にご契約者が住所を変更した場合－通知義務その２］

保険契約締結の後、ご契約者が保険証券に記載された住所または通知先を変更した場合は、ご契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

4．ご契約のお車の譲渡および入替

第７条［ご契約のお車の譲渡］

（１）ご契約のお車が譲渡された場合であっても、この保険契約上の権利および義務は、ご契約のお車を譲り受ける者（以下この条において「譲受人」といいます。）に移転しません。ただし、ご契約者が、この保険契約上の権利および義務についても譲渡する旨を書面で当会社に通知し、当会社が承認したときは、譲受人に移転させることができます。

（２）本条（１）の「譲渡」には、所有権留保条項付売買契約によって売買されたご契約のお車の売主への返還および貸借契約によって貸借されたご契約のお車の貸主への返還を含み、「譲受人」には、所有権留保条項付売買契約に基づく売主および貸借契約に基づく貸主を含みます。（以下この条において同様とします。）

（３）当会社は、ご契約のお車が譲渡された後に、ご契約のお車について生じた事故による損害または傷害に対しては、本条（１）ただし書の書面を受領した後を除き、保険金を支払いません。

第８条［ご契約のお車の入替］

（１）次の①または②のいずれかに該当する場合に、ご契約者が書面をもってその旨を当会社に通知し、ご契約のお車と用途および車種を同一（注ⅰ）とする自動車（以下この章において「入替自動車」といいます。）をご契約のお車に変更（以下この章において「車両入替」といいます。）する旨の承認の請求を行い、当会社がこれを承認したときは、入替自動車にこの保険契約を引き継ぐことができます。

①	次のア．からエ．のいずれかに該当する者が、入替自動車を新たに取得（所有権留保条項付売買契約による購入を含みます。）し、または１年以上を期間とする貸借契約により借入れた場合 ア．車両入替前のご契約のお車の所有者（注ⅱ） イ．記名被保険者 ウ．記名被保険者の配偶者 エ．記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
②	ご契約のお車が廃車、譲渡または返還された場合。ただし、上記①のア．からエ．のいずれかに該当する者が既に所有（所有権留保条項付売買契約による購入および１年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。）する入替自動車がある場合に限ります。

（注ⅰ）別表Ⅲ「車両入替可能用途･車種区分表」に定めた自動車は、同一の用途および車種とみなします。
（注ⅱ）「所有者」とは、次の①から③のいずれかに該当する者をいいます。（以下第９条［入替自動車に対する自動補償特則］（１）の①において同様とします。）

①	ご契約のお車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合	買　主
②	ご契約のお車が貸借契約により貸借されている場合	借　主
③	上記①および②以外の場合	ご契約のお車を所有する者

（２）当会社は、車両入替の承認をする前に、入替自動車に生じた事故による損害または傷害に対しては、本条（１）の書面を受領した後を除き、保険金を支払いません。

第９条［入替自動車に対する自動補償特則］

（１）本条の規定は、次の①または②のいずれかに該当する場合で、かつ、第８条［ご契約のお車の入替］（１）の①の規定に基づき、ご契約のお車が廃車、譲渡または返還された後、その代替として新たに取得した入替自動車（以下この条において、その自動車を「新規取得自動車」といいます。）に対して、車両入替の手続を行うときに限り適用されます。（注ⅰ）

①	車両入替前のご契約のお車の所有者が個人である場合
②	保険証券にノンフリート契約である旨記載されている場合

（注ⅰ）第８条（１）の②に定める「既に所有する自動車」との入替については対象となりません。

（２）当会社は、第８条（２）の規定にかかわらず、ご契約のお車が廃車、譲渡または返還された場合であって、新規取得自動車の取得日の翌日から起算して30日以内に、ご契約者が書面により車両入替の承認の請求を行い、当会社がこれを受領したとき（取得日以降の期間に対する該当保険料の払込みを条件とします。）は、取得日以降、当会社が車両入替の承認をするまでの期間は、新規取得自動車をご契約のお車とみなして、この保険契約を適用します。
　ただし、この場合において、廃車、譲渡または返還されたご契約のお車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

（３）本条（２）の「取得日」とは、実際に新規取得自動車が第８条（１）の①に定める者に引き渡された日であって、ご契約者または新規取得自動車の所有者（注ⅱ）が、当会社に対して売買契約書等の客観的な資料を提出し、妥当な取得日であることが証明された場合のその取得日とします。
　ただし、客観的な資料でその取得日が確認できない場合は、新規取得自動車の自動車検査証に第８条（１）の①に定める者の氏名が記載された日とします。
（注ⅱ）「所有者」とは、次の①から③のいずれかに該当する者をいいます。

①	新規取得自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合	買　主
②	新規取得自動車が貸借契約により貸借されている場合	借　主
③	上記①および②以外の場合	新規取得自動車を所有する者

（４）ご契約のお車に車両条項が適用されている場合には、当会社は、取得日以降の車両条項および車両価額協定保険特約の適用については、本条（２）および（３）の規定にかかわらず、新規取得自動車の取得日における新規取得自動車の価額（注ⅲ）を、協定保険価額および保険金額とみなしてその損害にかかる保険金を支払います。（注ⅳ）
（注ⅲ）同一の用途・車種・車名・型式・仕様・年式で同等の損耗度の自動車の市場販売価格相当額とします。
（注ⅳ）次のア．またはイ．のいずれかに該当する場合には、新規取得自動車に対し、車両価額協定保険特約の適用があ

るものとして取扱います。この場合、同特約第３条［協定保険価額の変更］（６）の規定は適用しません。
ア．車両価額協定保険特約第１条［この特約の適用条件］①の規定により、新規取得自動車に対し、同特約が自動的に適用される場合
イ．上記ア．以外であって、車両入替前のご契約のお車に車両価額協定保険特約が適用されている場合

５．ご契約の無効、取消し、解除および解約

第10条［保険契約の無効］

ご契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第11条［保険契約の取消し］

ご契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第12条［保険金額の調整］

（１）保険契約締結の際、車両条項の保険金額がご契約のお車の価額を超えていたことにつき、ご契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、ご契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
（２）保険契約締結の後、ご契約のお車の価額が著しく減少した場合には、ご契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、車両条項の保険金額について、減少後のご契約のお車の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第13条［当会社からの保険契約の解除］

（１）当会社は、第７条［ご契約のお車の譲渡］（１）、第８条［ご契約のお車の入替］（１）または第９条［入替自動車に対する自動補償特則］（２）の規定により承認の請求があった場合において、これを承認しなかったときは、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
　ただし、ご契約のお車が廃車、譲渡または返還された場合に限ります。
（２）当会社は、ご契約者が第17条［保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の場合］（１）または（２）の追加保険料を払い込まなかった場合（注）は、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
（注）当会社が、ご契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。
（３）本条（１）の規定に基づく当会社の解除権は、その通知を受けた日からその日を含めて30日以内に行使しなければ消滅します。

第14条［当会社からの保険契約の解除－重大事由による解除］

（１）当会社は、次の①から③のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
① ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を発生させ、または発生させようとしたこと。
② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③ 上記①および②に掲げるもののほか、ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、上記①および②の事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。
（２）本条（１）の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第16条［保険契約の解除または解約の効力］の規定にかかわらず、本条（１）の事由が発生した時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第15条［ご契約者からの保険契約の解約］

ご契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます。

第16条［保険契約の解除または解約の効力］

保険契約の解除または解約は、将来に向かってのみその効力を生じます。

６．保険料の精算等

第17条［保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の場合］

（１）第３条［ご契約時に告知いただく事項－告知義務］により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。
（２）危険増加が発生した場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注ｉ）に対する保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。
（注ｉ）ご契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。
（３）本条（１）または（２）の規定により追加保険料を請求する場合において、第13条［当会社からの保険契約の解除］（２）の規定により、この保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません（注ⅱ）。
　ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。
（注ⅱ）既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
（４）第７条［ご契約のお車の譲渡］（１）、第８条［ご契約のお車の入替］（１）または第９条［入替自動車に対する自動補償特則］（２）の規定による承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した未経過期間に対する保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。

（5）本条（4）の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、ご契約者が追加保険料を払い込まなかったときは、当会社は、追加保険料を領収する前に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
（6）本条（1）、（2）および（4）のほか、保険契約締結の後、ご契約者が書面をもって保険契約条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した未経過期間に対する保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。
（7）本条（6）の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、ご契約者が追加保険料を払い込まなかったときは、当会社は、追加保険料を領収する前に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第18条［保険料の返還－無効または失効の場合］

（1）第10条［保険契約の無効］の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。
（2）保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を、ご契約者に返還します。
（3）保険期間が1年を超える保険契約の失効の場合には、保険契約が失効した日の属する保険年度に対応する保険料については、本条（2）の規定によることとし、その後の保険年度に対応する保険料については、当会社は、その全額を返還します。

第19条［保険料の返還－取消しの場合］

第11条［保険契約の取消し］の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第20条［保険料の返還－保険金額の調整の場合］

（1）第12条［保険金額の調整］（1）の規定により、ご契約者が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険契約締結時にさかのぼって、取り消された部分に対応する保険料を返還します。
（2）第12条（2）の規定により、ご契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、減額前の保険金額に対応する保険料と減額後の保険金額に対応する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。

第21条［保険料の返還－解除または解約の場合］

（1）第4条［当会社に正しく告知いただけなかった場合］（1）、第5条［ご契約後に通知いただく事項－通知義務その1］（2）もしくは（6）、第13条［当会社からの保険契約の解除］（1）もしくは（2）、第14条［当会社からの保険契約の解除－重大事由による解除］（1）またはこの保険契約に適用される特約の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対して日割をもって計算した保険料をご契約者に返還します。
　ただし、この保険契約に適用される特約の規定により、ご契約者が保険料を分割して払い込む場合（注）は、領収した保険料から既経過期間に対して月割をもって計算した保険料を差し引いたその残額をご契約者に返還します。
（注）長期契約保険料分割払特約において保険料の払込方法が年払方式である場合を除きます。
（2）第15条［ご契約者からの保険契約の解約］の規定により、ご契約者が保険契約を解約した場合には、当会社は、領収した保険料から既経過期間に対して別表Ⅳに掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いたその残額をご契約者に返還します。
　ただし、当会社が別に定めるところによる場合は、領収した保険料から既経過期間に対して月割をもって計算した保険料を差し引いたその残額または未経過期間に対して日割をもって計算した保険料をご契約者に返還します。
（3）保険期間が1年を超える保険契約の場合には、保険契約が解除された日または解約された日の属する保険年度については、本条（1）または（2）の規定によることとし、その後の保険年度に対応する保険料については、当会社は、その全額を返還します。

7．事故が起こった場合に行っていただく事項

第22条［事故発生時の義務等］

（1）ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合には、次表に掲げる①から⑩の義務を履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止	損害の発生および拡大の防止に努め、または運転者その他の者に対しても損害の発生および拡大の防止に努めさせること。
② 事故発生の通知	事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
③ 事故内容の通知	次に掲げるア．からウ．の事項を遅滞なく、書面により当会社に通知すること。 ア．事故の状況、被害者の氏名（名称）および住所 イ．事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の氏名（名称）および住所 ウ．損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
④ 盗難の届出	ご契約のお車が盗難にあった場合には、遅滞なく警察官に届け出ること。
⑤ 修理着工の事前承認	ご契約のお車の修理に着工する場合には、必要な応急の仮手当を行う場合を除き、あらかじめ当会社の承認を得ること。
⑥ 求償権の保全等	他人に損害賠償の請求（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。以下この条において同様とします。）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑦ 責任の無断承認の禁止	損害賠償の請求を受けた場合には、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を講じるときを除き、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。
⑧ 訴訟の通知	損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
⑨ 他の保険契約等の通知	他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。）について遅滞なく当会社に通知すること。

⑩ 書類の提出等	上記①から⑨のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害または傷害の調査に協力すること。

（2）ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条（1）の表に掲げる①から⑩の義務に違反した場合は、当会社は、次の①から④の金額を差し引いて保険金を支払います。
① ①損害の発生および拡大の防止の義務に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② ②事故発生の通知、③事故内容の通知、④盗難の届出、⑤修理着工の事前承認、⑧訴訟の通知、⑨他の保険契約等の通知または⑩書類の提出等の義務に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
③ ⑥求償権の保全等の義務に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額
④ ⑦責任の無断承認の禁止の義務に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
（3）ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条（1）の表中の③事故内容の通知、④盗難の届出もしくは⑩書類の提出等の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

8．補償が重複する契約がある場合の取扱い

第23条［補償が重複する契約がある場合の取扱い］

（1）他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
（2）本条（1）の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、次の①から③に掲げる額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。
① 対人賠償責任条項および対物賠償責任条項に関しては、損害の額
② 人身傷害条項および車両条項に関しては、損害の額（注）
③ 対人臨時費用条項および全損時諸費用条項に関しては、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額
（注）それぞれの保険契約または共済契約において、損害の額が異なる場合はそのうち最も高い額をいいます。
（3）本条（2）の①および②の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に自己負担額の適用がある場合には、そのうち最も低い自己負担額を差し引いた額とします。

9．保険金のご請求時に行っていただく事項

第24条［保険金のご請求］

（1）当会社に対する保険金請求権は、次表の①から④に掲げる時から、それぞれに発生し、これを行使することができるものとします。

① 対人賠償責任条項、対人臨時費用条項および対物賠償責任条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
② 人身傷害条項に係る保険金の請求に関しては、次の時 ア．被保険者が死亡した場合には、その死亡の時 イ．被保険者に後遺障害が生じた場合には、その後遺障害が生じた時 ウ．被保険者が傷害を被った場合には、人身傷害条項第5条［損害の額の決定］（1）の①に規定する治療を要しなくなった時
③ 搭乗者傷害条項に係る保険金の請求に関しては、次の時 ア．死亡保険金については、被保険者が死亡した時 イ．後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時 ウ．医療保険金（日数払）については、被保険者が医師の治療が必要と認められない程度になおった時、通院による治療日数が90日を超えた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時 エ．医療保険金（一時金払）については、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の治療日数が5日となった時または治療が終了した時のいずれか早い時
④ 車両条項および全損時諸費用条項に係る保険金の請求に関しては、損害発生の時

（2）被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
ただし、当会社が相当の理由があるものと認めた場合は、下記②の交通事故証明書について、その提出を省略できます。
① 保険金の請求書
② 公の機関が発行する交通事故証明書（注ｉ）
③ ご契約のお車の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
④ 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
⑤ 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
⑥ 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
⑦ 対人賠償責任条項および対物賠償責任条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して

負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類

⑧ 対物賠償責任条項または車両条項に係る保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注ⅱ）および被害が生じた物の写真（注ⅲ）

⑨ その他当会社が第25条［保険金のお支払い］（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（注ⅰ）人の死傷を伴う事故またはご契約のお車と他の自動車との衝突もしくは接触による物の損壊を伴う事故の場合に限ります。

（注ⅱ）既に支払がなされた場合はその領収書とします。

（注ⅲ）画像データを含みます。

（３）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次の①から③に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする戸籍上の配偶者

② 上記①に規定する者がいない場合または上記①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする３親等内の親族

③ 上記①および②に規定する者がいない場合または上記①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の戸籍上の配偶者または上記②以外の３親等内の親族

（４）本条（３）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

（５）当会社は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、本条（２）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（６）ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条（５）の規定に違反した場合または本条（２）、（３）もしくは（５）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（７）本条（１）に定める保険金請求権発生の時の翌日から起算して３年を経過した場合は、保険金請求権は、時効によって消滅します。

10．保険金のお支払い

第25条［保険金のお支払い］

（１）当会社は、請求完了日（注ⅰ）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次表の①から⑤の事項の確認を終え、保険金を支払います。

確認する内容	確認に必要な事項
① 保険金の支払事由発生の有無	ア．事故の原因 イ．事故発生の状況 ウ．損害または傷害発生の有無 エ．被保険者に該当する事実
② 保険金が支払われない事由の有無	この保険契約において保険金が支払われない事由としている事由に該当する事実の有無
③ 保険金の算出	ア．損害の額（注ⅱ）または傷害の程度 イ．事故と損害または傷害との関係 ウ．治療の経過および内容
④ 保険契約の効力の有無	この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤ 当会社が支払うべき保険金の額の確定	ア．他の保険契約等の有無および内容 イ．損害について被保険者（注ⅲ）が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等

（注ⅰ）被保険者または保険金を受け取るべき者が第24条［保険金のご請求］（２）および（３）の規定による手続を完了した日をいいます。以下この条において同様とします。

（注ⅱ）車両条項<用語のご説明―定義>（２）に規定する保険価額を含みます。

（注ⅲ）人身傷害条項においては、保険金請求権者とします。

（２）本条（１）の確認をするため、次表の①から⑤に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条（１）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて同表に定める日数（注ⅳ）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	日数
① 本条（１）の①から④の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注ⅴ）	180日
② 本条（１）の①から④の事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日

③ 本条（１）の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における本条（１）の①から⑤の事項の確認のための調査	60日
⑤ 本条（１）の①から⑤の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

（注ⅳ）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
（注ⅴ）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
（３）本条（１）および（２）に掲げる必要な事項の確認に際し、ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げた場合、またはその確認に応じなかった場合（注ⅵ）には、これらにより確認が遅延した期間については、本条（１）または（２）の期間に算入しないものとします。
（注ⅵ）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第26条［代位］

（１）損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
② 上記①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
（２）本条（１）の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
（３）被保険者が取得した債権が車両損害に関するものである場合は、当会社は、正当な権利によりご契約のお車を使用または管理していた者（以下この（３）において「正当な権利者」といいます。）に対しては、本条（１）の規定により当会社が取得した権利を行使しません。ただし、次の①から⑤のいずれかに該当する場合に対しては、当会社はその権利を行使することができます。
① 正当な権利者の故意または重大な過失によって生じた事故により車両損害が生じた場合
② 正当な権利者が法令により定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転している間に車両損害が生じた場合
③ 正当な権利者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している間に車両損害が生じた場合
④ 正当な権利者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態でご契約のお車を運転している間に車両損害が生じた場合
⑤ 自動車取扱業者が業務として受託したご契約のお車を使用または管理している間に車両損害が生じた場合

11．その他の事項

第27条［ご契約者の変更］

（１）保険契約締結の後、ご契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約上の権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、ご契約のお車を譲り受ける者（注）に移転させる場合は、第７条［ご契約のお車の譲渡］（１）の規定によるものとします。
（注）所有権留保条項付売買契約に基づく売主および貸借契約に基づく貸主を含みます。
（２）本条（１）の規定による移転を行う場合には、ご契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
（３）保険契約締結の後、ご契約者が死亡した場合は、その死亡したご契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約上の権利および義務が移転するものとします。

第28条［ご契約者または保険金を受け取るべき者が複数の場合の取扱い］

（１）この保険契約のご契約者または保険金を受け取るべき者が２名以上である場合は、当会社は、代表者１名を定めることを求めることができます。この場合において、その代表者は、代表者以外のご契約者または保険金を受け取るべき者を代理するものとします。
（２）本条（１）の代表者が定まらない場合またはその代表者の所在が明らかでない場合には、ご契約者または保険金を受け取るべき者の中の１名に対して行う当会社の行為は、他のご契約者または保険金を受け取るべき者に対しても効力を有するものとします。
（３）ご契約者が２名以上である場合には、それぞれのご契約者は連帯してこの保険契約上の義務を負うものとします。

第29条［訴訟の提起］

この保険契約に関する訴訟は、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第30条［準拠法］

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

〈別表Ⅰ〉

後遺障害等級表

この表は、人身傷害条項および搭乗者傷害条項に共通のものとして使用します。

なお、人身傷害条項に定める後遺障害については、本表に掲げる保険金支払割合は適用せず、人身傷害条項第４条［お支払いする保険金の計算］の規定により計算した額を保険金として支払います。

１．介護を要する後遺障害

等　級	介護を要する後遺障害	搭乗者傷害条項 保険金支払割合
第１級	① 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ② 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	100%
第２級	① 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ② 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	89%

２．１．以外の後遺障害

等　級	後　遺　障　害	搭乗者傷害条項 保険金支払割合
第１級	① 両眼が失明したもの ② 咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの ③ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ④ 両上肢の用を全廃したもの ⑤ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥ 両下肢の用を全廃したもの	100%
第２級	① １眼が失明し、他眼の矯正視力が0.02以下になったもの ② 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの ③ 両上肢を手関節以上で失ったもの ④ 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第３級	① １眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの ② 咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ⑤ 両手の手指の全部を失ったもの	78%
第４級	① 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの ② 咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの ③ 両耳の聴力を全く失ったもの ④ １上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑤ １下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥ 両手の手指の全部の用を廃したもの ⑦ 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%
第５級	① １眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの ② 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ③ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ④ １上肢を手関節以上で失ったもの ⑤ １下肢を足関節以上で失ったもの ⑥ １上肢の用を全廃したもの ⑦ １下肢の用を全廃したもの ⑧ 両足の足指の全部を失ったもの	59%
第６級	① 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの ② 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの ③ 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ④ １耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑤ 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの ⑥ １上肢の３大関節中の２関節の用を廃したもの ⑦ １下肢の３大関節中の２関節の用を廃したもの ⑧ １手の５の手指またはおや指を含み４の手指を失ったもの	50%
第７級	① １眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの ② 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	42%

	③ １耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が１メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ④ 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑤ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑥ １手のおや指を含み３の手指を失ったものまたはおや指以外の４の手指を失ったもの ⑦ １手の５の手指またはおや指を含み４の手指の用を廃したもの ⑧ １足をリスフラン関節以上で失ったもの ⑨ １上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑩ １下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑪ 両足の足指の全部の用を廃したもの ⑫ 外貌に著しい醜状を残すもの ⑬ 両側の睾丸を失ったもの	
第８級	① １眼が失明し、または１眼の矯正視力が0.02以下になったもの ② 脊柱に運動障害を残すもの ③ １手のおや指を含み２の手指を失ったものまたはおや指以外の３の手指を失ったもの ④ １手のおや指を含み３の手指の用を廃したものまたはおや指以外の４の手指の用を廃したもの ⑤ １下肢を５センチメートル以上短縮したもの ⑥ １上肢の３大関節中の１関節の用を廃したもの ⑦ １下肢の３大関節中の１関節の用を廃したもの ⑧ １上肢に偽関節を残すもの ⑨ １下肢に偽関節を残すもの ⑩ １足の足指の全部を失ったもの	34%
第９級	① 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの ② １眼の矯正視力が0.06以下になったもの ③ 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④ 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ⑤ 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの ⑥ 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの ⑦ 両耳の聴力が１メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑧ １耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が１メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの ⑨ １耳の聴力を全く失ったもの ⑩ 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑫ １手のおや指またはおや指以外の２の手指を失ったもの ⑬ １手のおや指を含み２の手指の用を廃したものまたはおや指以外の３の手指の用を廃したもの ⑭ １足の第１の足指を含み２以上の足指を失ったもの ⑮ １足の足指の全部の用を廃したもの ⑯ 外貌に相当程度の醜状を残すもの ⑰ 生殖器に著しい障害を残すもの	26%
第10級	① １眼の矯正視力が0.1以下になったもの ② 正面を見た場合に複視の症状を残すもの ③ 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの ④ 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤ 両耳の聴力が１メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの ⑥ １耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ⑦ １手のおや指またはおや指以外の２の手指の用を廃したもの ⑧ １下肢を３センチメートル以上短縮したもの ⑨ １足の第１の足指または他の４の足指を失ったもの ⑩ １上肢の３大関節中の１関節の機能に著しい障害を残すもの ⑪ １下肢の３大関節中の１関節の機能に著しい障害を残すもの	20%
第11級	① 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ② 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③ １眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ④ 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤ 両耳の聴力が１メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの	15%

	⑥ １耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑦ 脊柱に変形を残すもの ⑧ １手のひとさし指、なか指またはくすり指を失ったもの ⑨ １足の第１の足指を含み２以上の足指の用を廃したもの ⑩ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	
第12級	① １眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ② １眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③ ７歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ④ １耳の耳殻の大部分を欠損したもの ⑤ 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの ⑥ １上肢の３大関節中の１関節の機能に障害を残すもの ⑦ １下肢の３大関節中の１関節の機能に障害を残すもの ⑧ 長管骨に変形を残すもの ⑨ １手のこ指を失ったもの ⑩ １手のひとさし指、なか指またはくすり指の用を廃したもの ⑪ １足の第２の足指を失ったもの、第２の足指を含み２の足指を失ったものまたは第３の足指以下の３の足指を失ったもの ⑫ １足の第１の足指または他の４の足指の用を廃したもの ⑬ 局部に頑固な神経症状を残すもの ⑭ 外貌に醜状を残すもの	10%
第13級	① １眼の矯正視力が0.6以下になったもの ② 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの ③ １眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④ 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの ⑤ ５歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑥ １手のこ指の用を廃したもの ⑦ １手のおや指の指骨の一部を失ったもの ⑧ １下肢を１センチメートル以上短縮したもの ⑨ １足の第３の足指以下の１または２の足指を失ったもの ⑩ １足の第２の足指の用を廃したもの、第２の足指を含み２の足指の用を廃したものまたは第３の足指以下の３の足指の用を廃したもの ⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの	７%
第14級	① １眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの ② ３歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ③ １耳の聴力が１メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ④ 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑤ 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑥ １手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの ⑦ １手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの ⑧ １足の第３の足指以下の１または２の足指の用を廃したもの ⑨ 局部に神経症状を残すもの	４%

適用上の注意事項

１．各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であっても、当会社が身体の障害の程度に応じ、各等級の後遺障害に相当すると認めたものについては、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

２．同一事故によって２種以上の後遺障害が生じたときの人身傷害条項の損害の額は、重い方の後遺障害の該当する等級により算定します。ただし、下記に該当する場合（別表Ⅰの１に掲げる後遺障害を同時に被った場合を除きます。）においては、等級を次のとおり繰上げます。

（1）別表Ⅰの２の第１級から第５級までに掲げる後遺障害が２種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の３級上位の等級

（2）（1）以外の場合で、別表Ⅰの２の第１級から第８級までに掲げる後遺障害が２種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の２級上位の等級

（3）（1）および（2）以外の場合で、別表Ⅰの２の第１級から第13級までに掲げる後遺障害が２種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の１級上位の等級

３．同一事故によって２種以上の後遺障害が生じたときの搭乗者傷害条項の保険金支払割合は、重い方の後遺障害の該当する等級に対する割合を適用します。ただし、下記に該当する場合（別表Ⅰの１に掲げる後遺障害を同時に被った場合を除きます。）においては、次の割合によるものとします。

（1）別表Ⅰの２の第１級から第５級までに掲げる後遺障害が２種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の３級上位の等級に対する保険金支払割合

（2）（1）以外の場合で、別表Ⅰの２の第１級から第８級までに掲げる後遺障害が２種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の２級上位の等級に対する保険金支払割合

（3）（1）および（2）以外の場合で、別表Ⅰの２の第１級から第13級までに掲げる後遺障害が２種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の１級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保

険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
4．既に後遺障害のある身体の同一部位に後遺障害が加重して生じたときの人身傷害条項の損害の額は、加重後の後遺障害に該当する等級に応じた損害の額から、既にあった後遺障害に該当する等級に応じた損害の額を差し引いて得た額とします。
5．既に後遺障害のある身体の同一部位に後遺障害が加重して生じたときの搭乗者傷害条項の保険金支払割合は、加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合から、既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合を差し引いて得た割合とします。
6．備考
（1）視力の判定は、万国式試視力表によります。屈折異状のあるものについては、矯正視力について測定します。
（2）手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
（3）手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。
（4）足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。
（5）足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。

関節などの説明図
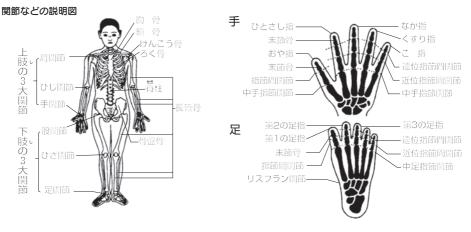
〈別表Ⅱ〉

医療保険金（一時金払）支払額表

	被保険者が被った傷害	保険金支払額
①	脳挫傷等の脳損傷、頭蓋内出血または頭蓋内血腫、 頸髄損傷、脊髄損傷、胸部・腹部の臓器損傷	100万円
②	上肢・下肢の切断、 眼球の内出血または血腫、眼の神経損傷、眼球の破裂	50万円
③	骨折または脱臼、 脳・眼・頸髄・脊髄を除く部位の神経損傷、 上肢・下肢の筋・腱または靭帯の断裂	30万円
④	打撲・挫傷・擦過傷・捻挫等、上記①から③以外のもの	10万円

適用上の注意事項
注1．「損傷」とは、臓器・組織そのものが、直接的外力または間接的外力によって障害を受けることをいい、臓器・組織内の内出血・血腫を含みます。
注2．ここでいう「内出血」とは、脳内・頭蓋内・眼内・内臓器官内で出血することをいい、皮下組織内のものは除きます。
注3．ここでいう「血腫」とは、出血により、血液が組織内に貯留した状態をいい、皮下組織内のものは除きます。
注4．同一事故により被保険者が被った傷害が、上表の複数の項目に該当する場合は、それぞれの項目により支払われるべき保険金支払額のうち、最も高い金額を支払います。

〈別表Ⅲ〉

車両入替可能用途・車種区分表
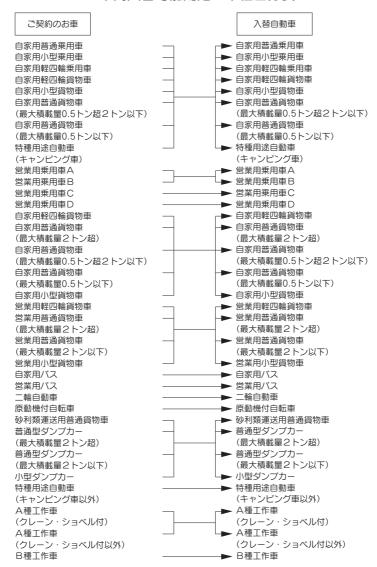
（注）１．ご契約のお車とは、保険証券に記載されている自動車であって、車両入替前の自動車をいいます。
２．入替自動車とは、車両入替後に、新たにご契約のお車とする自動車をいいます。
３．備考
（１）特種用途自動車（キャンピング車）とは、自動車検査証に記載の用途が特種用途であり、かつ、車体の形状がキャンピング車である特種用途自動車をいいます。
（２）営業用乗用車Ａとは、東京都の特別区、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市または神戸市に使用の本拠を有するハイヤーをいいます。
（３）営業用乗用車Ｂとは、営業用乗用車Ａと使用の本拠を同じくするタクシーをいいます。ただし、営業用乗用車Ｄを除きます。
（４）営業用乗用車Ｃとは、営業用乗用車Ａ、営業用乗用車Ｂおよび営業用乗用車Ｄ以外のハイヤー・タクシーをいいます。
（５）営業用乗用車Ｄとは、一人一車制の個人タクシー事業者の所有するタクシーをいいます。

〈別表Ⅳ〉

短期料率表

既経過期間	7日まで	15日まで	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	12か月まで
短期料率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%

ただし、保険期間が1年を超える場合、またはこの保険契約に適用される特約の規定により、ご契約者が保険料を分割して払い込む場合は、当会社の定めるところによります。

＜別紙＞人身傷害条項損害額基準

当会社は、下記に定める規定に従い算出された損害額を基準として保険金を支払います。

第1　傷害による損害

傷害による損害は、傷害が治癒もしくは症状固定（注ⅰ）するまでの間に被保険者が被った積極損害（救助捜索費、治療関係費、その他の費用）、休業損害および精神的損害とします。

なお、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注ⅱ）であるときには、その処置に伴い生じた損害を含みます。

（注ⅰ）治療による症状の改善がみられなくなった状態をいいます。

（注ⅱ）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

<table>
<tr><th>損害の種類</th><th colspan="4">お支払いする保険金の額等</th></tr>
<tr><td rowspan="10">1．積極損害</td><td>（1）救助捜索費</td><td colspan="3">必要かつ妥当な実費とします。</td></tr>
<tr><td rowspan="9">（2）治療関係費</td><td>① 応急手当費</td><td colspan="2">応急手当に直接かかる必要かつ妥当な実費とします。</td></tr>
<tr><td>② 診療費および施術料</td><td colspan="2">必要かつ妥当な実費とします。
なお、入院料は、原則としてその地域における普通病室への入院に必要かつ妥当な実費とします。ただし、被保険者の傷害の態様等から医師が必要と認めた場合は、普通病室以外の病室への入院に必要かつ妥当な実費とします。</td></tr>
<tr><td>③ 通院費、転院費、入・退院費</td><td colspan="2">通院、転院、入院または退院に要する交通費として必要かつ妥当な実費とします。
なお、通院費は、被保険者の傷害の態様等によりタクシー利用が相当とされる場合以外は、電車・バス等の公共交通機関の料金とし、自家用車を利用した場合は実費相当額とします。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">④ 看護料</td><td colspan="2">原則として、医師が治療上看護の必要性を認めた場合に限り、次のア．またはイ．に定めるとおりとします。</td></tr>
<tr><td>ア．厚生労働大臣の許可を受けた有料職業紹介所の紹介による者が看護した場合</td><td>厚生労働大臣の許可を受けた有料職業紹介所の家政婦等の料金とします。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">イ．近親者等が看護した場合</td><td>（ア）入院看護をした場合は、1日につき4,100円とします。</td></tr>
<tr><td>（イ）医師の指示により入院看護に代えて自宅看護をした場合は、1日につき2,050円とします。</td></tr>
<tr><td>（ウ）被保険者が幼児または歩行困難な者で、年齢、傷害の部位・程度等により通院に付添が必要と認められる場合は、1日につき2,050円とします。</td></tr>
<tr><td>⑤ 入院中の諸雑費</td><td colspan="2">療養に直接必要のある諸物品の購入費または使用料、医師の指示により摂取した栄養物の購入費、通信費等とし、入院1日につき1,100円とします。</td></tr>
</table>

		⑥ 義肢等の費用	傷害を被った結果、医師が義肢、義歯、義眼、眼鏡（コンタクトレンズを含みます。）、補聴器、松葉杖、その他身体の機能を補完するための用具を必要と認めた場合にかかる必要かつ妥当な実費とします。
		⑦ 診断書等の費用	必要かつ妥当な実費とします。
	（3）その他の費用	上記（1）および（2）以外の損害であって、事故発生場所から医療機関まで被保険者を搬送するための費用等については、必要かつ妥当な実費とします。	

2．休業損害

受傷により収入（事故前に専ら被保険者本人の労働の対価として現実に得ていたものをいいます。以下同様とします。）が減少した場合、減収額に応じて支払うものとし、下記の（1）から（4）の算定方法によります。

なお、被保険者が所属または勤務する企業等の損害は対象となりません。

（1）有職者の場合（パートタイマー・アルバイト・日雇労働者を除きます。）

下記の算定方法によります。

なお、対象休業日数は、実休業日数を基準とし、被保険者の傷害の態様、実治療日数等を勘案して治療期間の範囲内で認定します。

① 給与所得者

【算式】

$$\frac{\text{事故直前３か月間の月例給与等}}{\text{90日}} \times \text{対象休業日数}$$

（注）１日あたりの収入額が5,700円を下回る場合およびその額の立証が困難な場合は、１日につき5,700円とします。

ア．事故直前３か月間の月例給与等は雇用主が作成した休業損害証明書における３か月の月例給与の合計額（本給および付加給）とします。ただし、事故前年度の源泉徴収票に記載された年収額から確認される３か月相当分の額を限度とします。

イ．賞与等について、現実に生じた収入の減少があればその額を含めます。

ウ．本給の一部が支給されている場合については、上記で算出した金額から対象休業日数に対応する期間に対して現に支給された額を差し引きます。

エ．役員報酬は、原則として対象としません。ただし、専ら被保険者本人の労働の対価として得ている給与と同一視しうるものは給与に含めます。

② 事業所得者

【算式】

$$\frac{\text{事故前１年間の収入額［固定給を除きます。］} - \text{必要経費}}{\text{365日}} \times \text{寄与率} \times \text{対象休業日数}$$

（注）１日あたりの収入額が5,700円を下回る場合およびその額の立証が困難な場合は、１日につき5,700円とします。

ア．収入額および必要経費は、被保険者本人についての事故前年度1年間の収入額および必要経費とし、確定申告書または市区町村による課税証明等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、公的な税務資料による確認が困難である場合には、収入を証明するその他の資料に基づき、付表Ⅳに定める年齢別平均給与額を上限として認定します。

イ．寄与率は、被保険者の収入が事業収入、同一事業に従事する家族総収入等として計上されている場合には、総収入に対する本人の寄与している割合とします。

（2）パートタイマー・アルバイト・日雇労働者等

原則として、雇用期間を定めて雇用主に対して労務を提供し、その対価を得ている者であって、1週の労働時間が30時間未満の者に適用します。

【算式】

$$\frac{\text{事故直前３か月間の収入額}}{\text{90日}} \times \text{対象休業日数}$$
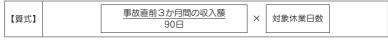
ア．就労日数が極めて少ない場合には、雇用契約書等の立証書類に基づき認定します。

イ．休業日数が特定できない場合には、次の方法で対象休業日数を算出します。

$$\frac{\text{事故直前３か月間の就労日数}}{\text{90日}} \times \text{休業した期間の延べ日数}$$

ウ．家業の手伝いを行っているが、確定申告書または市区町村による課税証明等の公的な税務資料上該当する収入がない場合には、支払対象となりません。

エ．次の（3）の家事従事者としても休業損害が発生する者については、（2）または（3）の算定方法のいずれか高い額を認定します。

（3）家事従事者の場合

性別・年齢を問わず、原則として家事を専業にする者に適用します。

なお、対象休業日数は、実休業日数を基準とし、被保険者の傷害の態様、実治療日数等を勘案して治療期間の範囲内で認定します。

【算式】	5,700円 × 現実に家事に従事できなかった日数

（4）無職者、金利生活者、地主、家主、恩給・年金生活者、幼児、児童、生徒、学生または生活保護を受けている者等、現実に労働の対価としての収入のない者の場合は支払対象となりません。

3．精神的損害

（1）付表Ⅰによります。
なお、被保険者の受傷の態様が重傷（脳挫傷・胸腹部臓器破裂・開放骨折等をいいます。）の場合は、具体的な傷害の部位・程度、治療の内容を勘案し、25%の範囲内で、割り増して認定します。

（2）妊婦が死産または流産した場合については、上記（1）により認定した金額のほかに、次の金額を加えます。

妊　娠　月　数	金　額
3か月（12週）以内	30万円
4か月（13週）から6か月（24週）以内	50万円
7か月（25週）以上	80万円

第2　後遺障害による損害

後遺障害による損害は、逸失利益、精神的損害、将来の介護料、家屋の改造費およびその他の損害とします。
なお、後遺障害の等級は別表Ⅰによります。

損害の種類	お支払いする保険金の額等
1．逸失利益	被保険者に後遺障害が残存したことによって、労働能力を喪失した結果生じた「得べかりし経済的利益の損失」とし、（1）および（2）に従い、被保険者の区分に応じた計算方法で計算します。

（1）用語のご説明－定義
逸失利益の計算において使用される用語は、次のとおりとします。

用語		定義
① 収入額	ア．現実収入額	事故前年度1年間または後遺障害確定前年度1年間に労働の対価として得た収入額のいずれか高い額とし、確定申告書または市区町村による課税証明等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、事故前年度の収入に極端な減収・増収があった場合は、実態を把握し認定します。
	イ．年齢別平均給与額	付表Ⅳによります。
	ウ．全年齢平均給与額	
	エ．18歳平均給与額	
② 労働能力喪失率		付表Ⅱに定める各等級に対応する労働能力喪失率を上限として、労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢、現実の減収額、将来の収入の蓋然性等を勘案して認定します。
③ 労働能力喪失期間		付表Ⅴに定める就労可能年数を上限として、労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢、現実の減収額、将来の収入の蓋然性等を勘案して認定します。
④ ライプニッツ係数		労働能力喪失期間（年数）に対応するライプニッツ係数は、付表Ⅲによります。

（2）被保険者区分別逸失利益計算方法

区　分	計算方法
① 家事従事者以外の有職者	次のア．またはイ．のいずれか高い額とします。 ア． 現実収入額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数 イ． 年齢別平均給与額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数 ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがあるときには、年齢別平均給与額の年相当額に替えて全年齢平均給与額の年相当額とします。

② 家事従事者

全年齢平均給与額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数

ただし、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額がいずれも全年齢平均給与額を下回る場合は、全年齢平均給与額の年相当額に替えて年齢別平均給与額の年相当額とします。

③ 幼児・児童・生徒・学生

全年齢平均給与額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数

ただし、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額がいずれも全年齢平均給与額を下回る場合は、全年齢平均給与額の年相当額に替えて年齢別平均給与額の年相当額とします。

④ 身体・精神に特別異常がなく、十分働く意思と能力を有している無職者

次のア．またはイ．のいずれか高い額とします。

ア．

18歳平均給与額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数

イ．

年齢別平均給与額の50% × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数

2．精神的損害

後遺障害等級別に、（1）および（2）に従い、下記の金額とします。

（1）後遺障害等級表 1．介護を要する後遺障害に該当する場合

障害等級	右記以外	父母、配偶者、子のいずれかがいる場合
第１級	2,100万円	2,300万円
第２級	1,500万円	1,700万円

（2）上記（1）以外の場合

障害等級	右記以外	父母、配偶者、子のいずれかがいる場合
第１級	1,600万円	2,100万円
第２級	1,300万円	1,600万円
第３級	1,100万円	1,250万円
第４級	900万円	
第５級	750万円	
第６級	600万円	
第７級	500万円	
第８級	400万円	
第９級	300万円	
第10級	200万円	
第11級	150万円	
第12級	100万円	
第13級	60万円	
第14級	40万円	

3．将来の介護料

将来の介護料は、後遺障害の症状固定後に生じる看護または監視にかかわる費用とし、（1）および（2）に従い、下記のとおり算定します。

（1）後遺障害等級表の1．の第1級に該当する後遺障害者で、かつ、終日寝たきり、四肢の麻痺または知的機能の低下により、常に介護を要すると認められる場合

① 介護料：1か月につき20万円とします。

② 支払方法：原則として下記ア．によりますが、障害の態様、医師の診断等に照らし、一時金による支払が適当でない場合には、イ．によります。

ア．一時金による支払	介護料に介護期間に対応するライプニッツ係数を乗じて算出した額を一時金として支払います。

	イ．定期金による支払	後遺障害の症状固定日から６か月毎に、常に介護を要する状態が継続する限り、介護料を定期金として支払います。
	③ 介護期間	障害の態様、医師の診断等を勘案し、付表Ⅵに定める平均余命の範囲内で認定します。
	④ ライプニッツ係数	介護期間（年数）に対応するライプニッツ係数は、付表Ⅲによります。
	（２）後遺障害等級表の１．もしくは同表の２．の第１級、第２級または同表の２．の第３級③もしくは④に該当する後遺障害者で、かつ、随時介護を要すると認められる場合	
	① 介護料	１か月につき、10万円とします。
	② 支払方法	介護料に介護期間に対応するライプニッツ係数を乗じて算出した額を一時金として支払います。
	③ 介護期間	障害の態様、医師の診断等を勘案し、付表Ⅵに定める平均余命の範囲内で認定します。
	④ ライプニッツ係数	介護期間（年数）に対応するライプニッツ係数は、付表Ⅲによります。
４．家屋の改造費	被保険者の受傷の内容、後遺障害の程度等によりバリアフリー等の対応に係る家屋の改造の必要性が認められた場合は、500万円を限度として認定します。	
５．その他の損害	上記１．から４．以外の後遺障害による損害については、将来支出される費用を含み（注）、事故との相当因果関係の範囲内で、500万円を限度に必要かつ妥当な実費とします。 （注）将来支出される費用の算出にあたり、中間利息をライプニッツ係数により控除して認定します（付表Ⅲ）。	

第３　死亡による損害

死亡による損害は、葬儀費、逸失利益、精神的損害およびその他の損害とします。

損害の種類	お支払いする保険金の額等
１．葬儀費	60万円とします。 ただし、立証資料等により60万円を超えることが明らかな場合は、120万円を限度に実費とします。
２．逸失利益	被保険者が死亡したことによって、労働能力を喪失した結果生じた「得べかりし経済的利益の損失（年金および恩給を除きます。）」とし、（１）および（２）に従い、被保険者の区分に応じた計算方法で計算します。
	（１）用語のご説明－定義 逸失利益の計算において使用される用語は、次のとおりとします。

① 収入額		
	ア．現実収入額	事故前年度１年間に労働の対価として得た収入額とし、確定申告書または市区町村による課税証明等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、事故前年度の収入に極端な減収・増収があった場合は、実態を把握し認定します。
	イ．年齢別平均給与額	付表Ⅳによります。
	ウ．全年齢平均給与額	
	エ．18歳平均給与額	
② 生活費		被扶養者の人数に応じ、収入額に対する下記の割合の額とします。なお、被扶養者とは、被保険者に現実に扶養されていた者をいいます。
③ 就労可能年数		付表Ⅴによります。
④ ライプニッツ係数		就労可能年数に対応するライプニッツ係数は、付表Ⅴによります。

被扶養者の人数	割　　合
なし	50%
１人	40%
２人	35%
３人以上	30%

（2）被保険者区分別逸失利益計算方法

区　　分	計算方法
① 家事従事者以外の有職者	次のア．またはイ．のいずれか高い額とします。 ア． （現実収入額 － 生活費）× 就労可能年数に対応するライプニッツ係数 イ． （年齢別平均給与額 － 生活費）× 就労可能年数に対応するライプニッツ係数 ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがあるときには、年齢別平均給与額の年相当額に替えて全年齢平均給与額の年相当額とします。
② 家事従事者	（全年齢平均給与額 － 生活費）× 就労可能年数に対応するライプニッツ係数 ただし、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額がいずれも全年齢平均給与額を下回る場合は、全年齢平均給与額の年相当額に替えて年齢別平均給与額の年相当額とします。
③ 幼児・児童・生徒・学生	（全年齢平均給与額 － 生活費）× 就労可能年数に対応するライプニッツ係数 ただし、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額がいずれも全年齢平均給与額を下回る場合は、全年齢平均給与額の年相当額に替えて年齢別平均給与額の年相当額とします。
④ 身体・精神に特別異常がなく、十分働く意思と能力を有している無職者	次のア．またはイ．のいずれか高い額とします。 ア． （18歳平均給与額 － 生活費）× 就労可能年数に対応するライプニッツ係数 イ． （年齢別平均給与額の50% － 生活費）× 就労可能年数に対応するライプニッツ係数

3．精神的損害

被保険者の属性別に下記の金額とします。

被保険者の属性	金額
①被保険者が一家の支柱である場合	2,000万円
②被保険者が65歳以上で、かつ、上記①以外である場合	1,500万円
③被保険者が上記①および②以外の場合	1,750万円

4．その他の損害

上記1．から3．以外の死亡による損害は、事故との相当因果関係の範囲内で必要かつ妥当な実費とします。

付表Ⅰ　傷害による慰謝料表

（単位：万円）

通院＼入院		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	13月	14月	15月	
		25.2	50.4	75.6	95.8	113.4	128.6	141.2	152.4	162.6	170.2	177.6	184.0	189.0	192.8	196.6	←①
1月	12.6	37.8	63.0	85.6	104.8	120.8	135.0	147.4	157.6	167.6	174.0	180.1	186.5	191.5	195.3	199.1	
2月	25.2	50.4	73.0	94.6	112.2	127.2	141.2	152.6	162.6	171.4	176.5	182.6	189.0	194.0	197.8	201.6	
3月	37.8	60.4	82.0	102.0	118.6	133.4	146.4	157.6	166.4	173.9	179.0	185.1	191.5	196.5	200.3	204.1	
4月	47.8	69.4	89.4	108.4	124.8	138.6	151.4	161.4	168.9	176.4	181.5	187.6	194.0	199.0	202.8	206.6	
5月	56.8	76.8	95.8	114.6	130.0	143.6	155.2	163.9	171.4	178.9	184.0	190.1	196.5	201.5	205.3	209.1	
6月	64.2	83.2	102.0	119.8	135.0	147.4	157.7	166.4	173.9	181.4	186.5	192.6	199.0	204.0	207.8		
7月	70.6	89.4	107.2	124.8	138.8	149.9	160.2	168.9	176.4	183.9	189.0	195.1	201.5	206.5			
8月	76.8	94.6	112.2	128.6	141.3	152.4	162.7	171.4	178.9	186.4	191.5	197.6	204.0				
9月	82.0	99.6	116.0	131.1	143.8	154.9	165.2	173.9	181.4	188.9	194.0	200.1					
10月	87.0	103.4	118.5	133.6	146.3	157.4	167.7	176.4	183.9	191.4	196.5						
11月	90.8	105.9	121.0	136.1	148.8	159.9	170.2	178.9	186.4	193.9							
12月	93.3	108.4	123.5	138.6	151.3	162.4	172.7	181.4	188.9								
13月	95.8	110.9	126.0	141.1	153.8	164.9	175.2	183.9									
14月	98.3	113.4	128.5	143.6	156.3	167.4	177.7										
15月	100.8	115.9	131.0	146.1	158.8	169.9											
	↑②																

【表の見方】
1．入院のみの場合・・・入院期間に該当する額（上表①）
2．通院のみの場合・・・通院期間に該当する額（上表②）
3．入院後に通院された場合・・・該当する「入院月数」および「通院月数」が交差するところの額

（注）通院月数については通院治療期間を限度に下記のとおり算出します。
認定通院月数＝［実通院日数対象日数］×３÷30
なお、被保険者が通院しない場合であっても、骨折の傷害を被った部位を固定するために医師の治療により次の①から③のいずれかに該当するギプスを常時装着した期間については、その日数は通院したものとみなします。
① 長管骨（上腕骨・橈骨・尺骨・大腿骨・脛骨および腓骨をいいます。）の骨折および脊柱の骨折によるギプス
② 長管骨に接続する三大関節（上肢の肩関節、肘関節および手関節並びに下肢の股関節、膝関節および足関節をいいます。）部分の骨折で長管骨部分を含めたギプス
③ 肋骨または胸骨の骨折による体幹部のギプス

付表Ⅱ　労働能力喪失率表

障害等級	労働能力喪失率
第１級	100/100
第２級	100/100
第３級	100/100
第４級	92/100
第５級	79/100
第６級	67/100
第７級	56/100
第８級	45/100
第９級	35/100
第10級	27/100
第11級	20/100
第12級	14/100
第13級	9/100
第14級	5/100

付表Ⅲ　ライプニッツ係数表

期間	ライプニッツ係数	期間	ライプニッツ係数	期間	ライプニッツ係数
年		年		年	
1	0.952	31	15.593	61	18.980
2	1.859	32	15.803	62	19.029
3	2.723	33	16.003	63	19.075
4	3.546	34	16.193	64	19.119
5	4.329	35	16.374	65	19.161
6	5.076	36	16.547	66	19.201
7	5.786	37	16.711	67	19.239
8	6.463	38	16.868	68	19.275
9	7.108	39	17.017	69	19.310
10	7.722	40	17.159	70	19.343
11	8.306	41	17.294	71	19.374
12	8.863	42	17.423	72	19.404
13	9.394	43	17.546	73	19.432
14	9.899	44	17.663	74	19.459
15	10.380	45	17.774	75	19.485
16	10.838	46	17.880	76	19.509
17	11.274	47	17.981	77	19.533
18	11.690	48	18.077	78	19.555
19	12.085	49	18.169	79	19.576
20	12.462	50	18.256	80	19.596
21	12.821	51	18.339	81	19.616
22	13.163	52	18.418	82	19.634
23	13.489	53	18.493	83	19.651
24	13.799	54	18.565	84	19.668
25	14.094	55	18.633	85	19.684
26	14.375	56	18.699	86	19.699
27	14.643	57	18.761	87	19.713
28	14.898	58	18.820	88	19.727
29	15.141	59	18.876	89	19.740
30	15.372	60	18.929	90	19.752

（注）幼児・児童・生徒および18歳未満の学生・無職者の後遺障害による逸失利益を算定するにあたり、労働能力喪失期間の終期が18歳を超える場合の係数は、終期までの年数に対応する係数から就労の始期（18歳）までの年数に対応する係数を差し引いて算出します。

（計算例）10歳、労働能力喪失期間20年（ライプニッツ係数）の場合
12.462（20年の係数）－6.463（８年の係数）＝5.999

付表Ⅳ　年齢別平均給与額・全年齢平均給与額表（平均月額）

年　齢	男　子	女　子	年　齢	男　子	女　子
歳	円	円	歳	円	円
全年齢	415,400	275,100	43	478,300	301,000
18	187,400	169,600	44	482,000	298,800
19	199,800	175,800	45	485,600	296,500
20	219,800	193,800	46	489,300	294,300
21	239,800	211,900	47	492,900	292,000
22	259,800	230,000	48	495,500	291,800
23	272,800	238,700	49	498,100	291,700
24	285,900	247,400	50	500,700	291,600
25	298,900	256,000	51	503,300	291,400
26	312,000	264,700	52	505,800	291,300
27	325,000	273,400	53	500,700	288,500
28	337,300	278,800	54	495,500	285,600
29	349,600	284,100	55	490,300	282,800
30	361,800	289,400	56	485,200	280,000
31	374,100	294,700	57	480,000	277,200
32	386,400	300,100	58	455,400	269,000
33	398,000	301,900	59	430,900	260,900
34	409,600	303,700	60	406,300	252,700
35	421,300	305,500	61	381,700	244,500
36	432,900	307,300	62	357,200	236,400
37	444,500	309,100	63	350,100	236,400
38	450,500	307,900	64	343,000	236,400
39	456,600	306,800	65	336,000	236,500
40	462,600	305,600	66	328,900	236,500
41	468,600	304,500	67	321,800	236,500
42	474,700	303,300	68～	314,800	236,600

付表Ⅴ　死亡時の年齢別就労可能年数とライプニッツ係数表

〔1〕18歳未満の者に適用する表

年齢	幼児・児童・生徒・学生・働く意思と能力を有する者		有職者	
	就労可能年数	ライプニッツ係数	就労可能年数	ライプニッツ係数
歳	年		年	
0	49	7.549	67	19.239
1	49	7.927	66	19.201
2	49	8.323	65	19.161
3	49	8.739	64	19.119
4	49	9.176	63	19.075
5	49	9.635	62	19.029
6	49	10.117	61	18.980
7	49	10.623	60	18.929
8	49	11.154	59	18.876
9	49	11.712	58	18.820
10	49	12.298	57	18.761
11	49	12.913	56	18.699
12	49	13.557	55	18.633
13	49	14.236	54	18.565
14	49	14.947	53	18.493
15	49	15.695	52	18.418
16	49	16.480	51	18.339
17	49	17.304	50	18.256

（注）幼児・児童・生徒・18歳未満の学生および働く意思と能力を有する者（有職者・家事従事者、18歳以上の学生以外）の場合の就労可能年数とライプニッツ係数は、下記（例）に準じて算出します。

（例）３歳の幼児
① 就労の終期（67歳）までの年数64年（67年－３年）に対応する係数 ⇒　19.119
② 就労の始期（18歳）までの年数15年（18年－３年）に対応する係数 ⇒　10.380
③ 就労可能年数 ⇒　49年（64年－15年）
④ 適用する係数 ⇒　8.739（19.119－10.380）

〔2〕18歳以上の者に適用する表

年　齢	就労可能年数	ライプニッツ係数	年　齢	就労可能年数	ライプニッツ係数
歳	年		歳	年	
18	49	18.169	58	12	8.863
19	48	18.077	59	12	8.863
20	47	17.981	60	12	8.863
21	46	17.880	61	11	8.306
22	45	17.774	62	11	8.306
23	44	17.663	63	10	7.722
24	43	17.546	64	10	7.722
25	42	17.423	65	10	7.722
26	41	17.294	66	9	7.108
27	40	17.159	67	9	7.108
28	39	17.017	68	8	6.463
29	38	16.868	69	8	6.463
30	37	16.711	70	8	6.463
31	36	16.547	71	7	5.786
32	35	16.374	72	7	5.786
33	34	16.193	73	7	5.786
34	33	16.003	74	6	5.076
35	32	15.803	75	6	5.076
36	31	15.593	76	6	5.076
37	30	15.372	77	5	4.329
38	29	15.141	78	5	4.329
39	28	14.898	79	5	4.329
40	27	14.643	80	5	4.329
41	26	14.375	81	4	3.546
42	25	14.094	82	4	3.546
43	24	13.799	83	4	3.546
44	23	13.489	84	4	3.546
45	22	13.163	85	3	2.723
46	21	12.821	86	3	2.723
47	20	12.462	87	3	2.723
48	19	12.085	88	3	2.723
49	18	11.690	89	3	2.723
50	17	11.274	90	3	2.723
51	16	10.838	91	2	1.859
52	15	10.380	92	2	1.859
53	14	9.899	93	2	1.859
54	14	9.899	94	2	1.859
55	14	9.899	95	2	1.859
56	13	9.394	96	2	1.859
57	13	9.394	97	2	1.859
			98	2	1.859
			99	2	1.859
			100	2	1.859
			101～	1	0.952

付表Ⅵ　第20回生命表による平均余命年数とライプニッツ係数表

（単位：年）

年齢（歳）	男		女		年齢（歳）	男		女	
	平均余命年数	係数	平均余命年数	係数		平均余命年数	係数	平均余命年数	係数
0	78	19.555	85	19.684	53	27	14.643	34	16.193
1	77	19.533	84	19.668	54	27	14.643	33	16.003
2	76	19.509	83	19.651	55	26	14.375	32	15.803
3	75	19.485	82	19.634	56	25	14.094	31	15.593
4	74	19.459	81	19.616	57	24	13.799	30	15.372
5	73	19.432	80	19.596	58	23	13.489	29	15.141
6	72	19.404	79	19.576	59	22	13.163	28	14.898
7	71	19.374	78	19.555	60	22	13.163	27	14.643
8	70	19.343	77	19.533	61	21	12.821	26	14.375
9	69	19.310	76	19.509	62	20	12.462	25	14.094
10	68	19.275	75	19.485	63	19	12.085	24	13.799
11	67	19.239	74	19.459	64	18	11.690	24	13.799
12	66	19.201	73	19.432	65	18	11.690	23	13.489
13	65	19.161	72	19.404	66	17	11.274	22	13.163
14	64	19.119	71	19.374	67	16	10.838	21	12.821
15	63	19.075	70	19.343	68	15	10.380	20	12.462
16	62	19.029	69	19.310	69	15	10.380	19	12.085
17	62	19.029	68	19.275	70	14	9.899	18	11.690
18	61	18.980	67	19.239	71	13	9.394	18	11.690
19	60	18.929	66	19.201	72	13	9.394	17	11.274
20	59	18.876	65	19.161	73	12	8.863	16	10.838
21	58	18.820	64	19.119	74	11	8.306	15	10.380
22	57	18.761	63	19.075	75	11	8.306	14	9.899
23	56	18.699	62	19.029	76	10	7.722	14	9.899
24	55	18.633	62	19.029	77	9	7.108	13	9.394
25	54	18.565	61	18.980	78	9	7.108	12	8.863
26	53	18.493	60	18.929	79	8	6.463	11	8.306
27	52	18.418	59	18.876	80	8	6.463	11	8.306
28	51	18.339	58	18.820	81	7	5.786	10	7.722
29	50	18.256	57	18.761	82	7	5.786	9	7.108
30	49	18.169	56	18.699	83	6	5.076	9	7.108
31	48	18.077	55	18.633	84	6	5.076	8	6.463
32	47	17.981	54	18.565	85	5	4.329	7	5.786
33	46	17.880	53	18.493	86	5	4.329	7	5.786
34	45	17.774	52	18.418	87	5	4.329	6	5.076
35	44	17.663	51	18.339	88	4	3.546	6	5.076
36	43	17.546	50	18.256	89	4	3.546	5	4.329
37	42	17.423	49	18.169	90	4	3.546	5	4.329
38	41	17.294	48	18.077	91	3	2.723	5	4.329
39	40	17.159	47	17.981	92	3	2.723	4	3.546
40	39	17.017	46	17.880	93	3	2.723	4	3.546
41	38	16.868	45	17.774	94	3	2.723	4	3.546
42	37	16.711	44	17.663	95	2	1.859	3	2.723
43	37	16.711	43	17.546	96	2	1.859	3	2.723
44	36	16.547	42	17.423	97	2	1.859	3	2.723
45	35	16.374	41	17.294	98	2	1.859	2	1.859
46	34	16.193	40	17.159	99	2	1.859	2	1.859
47	33	16.003	39	17.017	100	2	1.859	2	1.859
48	32	15.803	38	16.868	101	1	0.952	2	1.859
49	31	15.593	37	16.711	102	1	0.952	2	1.859
50	30	15.372	36	16.547	103	1	0.952	2	1.859
51	29	15.141	35	16.374	104	1	0.952	1	0.952
52	28	14.898	34	16.193	105	1	0.952	1	0.952

対物差額修理費用補償特約

＜用語のご説明－定義＞

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
（1）対物事故	普通保険約款対物賠償責任条項第１条［保険金をお支払いする場合］に規定する対物事故をいいます。
（2）相手自動車	対物事故により損壊した他人の自動車をいいます。
（3）相手自動車の修理費	損害が生じた時および場所において、相手自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費（注）をいいます。この場合において、相手自動車の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、補修による修理費とします。 （注）事故発生時点における一般的な修理技法により、外観上、機能上、社会通念に照らし原状回復したと認められる程度に復旧するために必要な修理費用とし、これ以外の格落ち等による損害は含みません。
（4）相手自動車の時価額	損害が生じた時および場所における、相手自動車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様・年式で同等の損耗度の自動車の市場販売価格に相当する額をいいます。
（5）対物差額修理費用	相手自動車の修理費が相手自動車の時価額を上回ると認められる場合における、相手自動車の修理費から相手自動車の時価額を差し引いた額をいいます。
（6）相手自動車の車両保険等	相手自動車について適用される保険契約または共済契約で、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって相手自動車に生じた損害および相手自動車の盗難によって生じた損害に対して保険金または共済金を支払うものをいいます。

第１条［この特約の適用条件］

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条［保険金をお支払いする場合－対物差額修理費用］

当会社は、被保険者が対物事故により法律上の損害賠償責任を負担する場合で、次の①から④の条件をいずれも満たすときには、その事故により、被保険者が負担する対物差額修理費用に対して、この特約に従い、対物差額修理費用保険金を支払います。

① 対物事故により損壊した他人の財物が自動車であること。
② 普通保険約款対物賠償責任条項による保険金が支払われること。
③ 当会社が相手自動車の損害の調査を行った結果、相手自動車の修理費が、相手自動車の時価額を上回ると認められること。
④ 相手自動車に損害が生じた日の翌日から起算して６か月以内に、相手自動車の損傷を実際に修理完了すること。なお、修理の完了に際してやむを得ない事情がある場合には、あらかじめ当会社の承認を得て、修理の期間につき、これを変更することができます。

第３条［補償の対象となる方－被保険者］

（1）この特約における被保険者は、普通保険約款対物賠償責任条項第２条［補償の対象となる方－被保険者］（1）に規定する被保険者とします。
（2）この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、第４条［お支払いする保険金の計算］に定める当会社の支払うべき対物差額修理費用保険金の限度額が増額されるものではありません。

第４条［お支払いする保険金の計算］

１回の対物事故につき当会社が支払う対物差額修理費用保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、相手自動車１台につき、50万円を限度とします。

$$\text{対物差額修理費用保険金の額} = \text{対物差額修理費用} \times \frac{\text{相手自動車の時価額について被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額}}{\text{相手自動車の時価額}}$$

第５条［相手自動車の車両保険等がある場合の取扱い］

当会社は、相手自動車に生じた損害に対して相手自動車の車両保険等によって保険金または共済金が支払われた場合で、次の①の額が②の額を超えるときは、対物差額修理費用からその超える額（以下この条において「超過額」といいます。）を差し引いた額を、対物差額修理費用とみなして第４条［お支払いする保険金の計算］の規定を適用します。この場合において、既に超過額の一部または全部に相当する対物差額修理費用保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

① 相手自動車の車両保険等によって支払われた保険金の額および共済金の額（相手自動車の修理費以外の諸費用等に対して支払われる額がある場合は、その額を除いた額とします。）。ただし、相手自動車の修理費のうち、相手自動車の所有者以外の者が負担すべき金額で相手自動車の所有者のために既に回収されたものがある場合において、それにより保険金の額および共済金の額が差し引かれるときは、その額を差し引かないものとして算出された保険金の額とします。

② 相手自動車の時価額

第６条［補償が重複する契約がある場合の取扱い］

（１）この特約に関しては、第２条［保険金をお支払いする場合―対物差額修理費用］と支払責任を同じくする他の保険契約または共済契約（以下この条において「他の保険契約等」といいます。）がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき対物差額修理費用保険金の額を支払います。

（２）本条（１）の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ対物差額修理費用保険金を支払います。

第７条［保険金のご請求］

（１）当会社に対する保険金請求権は、普通保険約款基本条項第24条［保険金のご請求］（１）の①に規定する判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。

（２）第２条［保険金をお支払いする場合－対物差額修理費用］の対物差額修理費用の請求は、記名被保険者を経由して行うものとします。

（３）普通保険約款対物賠償責任条項第８条［損害賠償請求権者の直接請求権］、第12条［先取特権］および第13条［損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整］の規定は、対物差額修理費用には適用しません。

第８条［準用規定］

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款対物賠償責任条項（同条項に適用される他の特約を含みます。）および基本条項の規定を準用します。

人身傷害「ご契約のお車搭乗中のみ」補償特約

第1条［この特約の適用条件］

この特約は、この保険契約に普通保険約款人身傷害条項が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条［補償の対象となる方－被保険者］

当会社は、この特約により、普通保険約款人身傷害条項第２条［補償の対象となる方－被保険者］（１）および（２）の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかに該当する者に限り、普通保険約款人身傷害条項（同条項に適用される他の特約を含みます。）の被保険者とします。

① ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（隔壁等により通行できないよう仕切られている場所を除きます。）に搭乗中の者

② 上記①以外の者で、次のア．またはイ．に該当する者。ただし、これらの者がご契約のお車の運行に起因する事故により身体に傷害を被り、かつ、それによってこれらの者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第３条（自動車損害賠償責任）に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に限ります。

　ア．ご契約のお車の保有者（自動車損害賠償保障法第２条（定義）第３項に定める保有者をいいます。）

　イ．ご契約のお車の運転者（自動車損害賠償保障法第２条第４項に定める運転者をいいます。）

バスの人身傷害保険金支払に関する特約

第１条［この特約の適用条件］

この特約は、この保険契約に普通保険約款人身傷害条項が適用されており、かつ、ご契約のお車の用途および車種が自家用バスまたは営業用バスである場合に適用されます。

第２条［当会社の責任限度額等］

（１）１回の事故につき、当会社の支払うべき普通保険約款人身傷害条項第１条［保険金をお支払いする場合］の保険金の総額は、この特約により、保険証券記載の１事故保険金額（以下この条において「１事故保険金額」といいます。）をもって限度とします。

（２）１回の事故で、普通保険約款人身傷害条項第４条［お支払いする保険金の計算］の規定による被保険者１名ごとの保険金の合計額が、１事故保険金額を超える場合は、この特約により、次の算式によって、被保険者１名ごとに支払う保険金の額を決定します。

$$\text{１事故保険金額} \times \frac{\text{被保険者１名ごとの保険金の額（この（２）を適用する前の額とします。）}}{\text{上記「被保険者１名ごとの保険金の額」の合計額}}$$

（注）被保険者１名ごとの保険金の額の合計額が、１事故保険金額を超えない場合は、普通保険約款人身傷害条項第４条の規定による額を、そのまま支払います。

第３条［保険金のご請求］

保険金の請求は、ご契約者を経由して行うものとします。

自損傷害特約

＜用語のご説明－定義＞
この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

（１）正規の乗車装置 乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく、安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定める乗車装置をいい、具体的には運転者席、助手席、後部座席および補助席等をいいます。
（２）ご契約のお車の保有者（注） ご契約のお車の所有者、その他ご契約のお車を使用する権利を有する者で、自己のためにご契約のお車を運行の用に供する者をいいます。 （注）ここでいう「保有者」とは自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第２条（定義）第３項に定められた保有者をいいます。
（３）ご契約のお車の運転者（注） 他人のためにご契約のお車の運転または運転の補助に従事する者をいい、具体的には、雇用運転者、車掌等がこれにあたります。 （注）ここでいう「運転者」とは自動車損害賠償保障法第２条第４項に定められた運転者をいいます。
（４）後遺障害 医師による治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。
（５）治療日数 医師の治療のために病院もしくは診療所に入院（注ⅰ）し、または通院（注ⅱ）した実治療日数をいいます。（注ⅲ） （注ⅰ）医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 （注ⅱ）医師による治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、医師の治療を受けることをいいます。 （注ⅲ）被保険者が通院しない場合であっても、骨折の傷害を被った部位を固定するために医師の治療により次に該当するギプスを常時装着したときは、その日数は通院した実治療日数とみなします。 ① 長管骨（上腕骨・橈骨・尺骨・大腿骨・脛骨および腓骨をいいます。）の骨折および脊柱の骨折によるギプス ② 長管骨に接続する三大関節（上肢の肩関節、肘関節および手関節並びに下肢の股関節、膝関節および足関節をいいます。）部分の骨折で長管骨部分を含めたギプス ③ 肋骨または胸骨の骨折による体幹部のギプス

第１条［この特約の適用条件］

この特約は、この保険契約に普通保険約款対人賠償責任条項が適用されており、かつ、普通保険約款人身傷害条項が適用されていない場合に適用されます。

第２条［保険金をお支払いする場合］

（１）当会社は、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被り、かつ、それによってその被保険者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法第３条（自動車損害賠償責任）に基づく損害賠償請求権が発生しない場合は、その傷害に対して、この特約に従い、保険金（死亡保険金、後遺障害保険金、介護費用保険金または医療保険金をいいます。以下この特約において同様とします。）を支払います。
　① ご契約のお車の運行に起因する事故
　② ご契約のお車の運行中の次の事故。ただし、被保険者がご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。以下この特約において同様とします。）に搭乗中である場合に限ります。
　　ア．飛来中または落下中の他物との衝突
　　イ．火災または爆発
　　ウ．ご契約のお車の落下
（２）本条（１）の「傷害」には、ガス中毒を含み、日射、熱射または精神的衝動による障害および被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。

第３条［補償の対象となる方―被保険者］

（１）この特約における被保険者は、次の①から③に掲げるいずれかの者とします。
　① ご契約のお車の保有者
　② ご契約のお車の運転者
　③ 上記①および②以外の者で、ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の者
（２）本条（１）の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。
　① 極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗中の者
　② 業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業者
（３）この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第４条［保険金をお支払いできない場合］

（１）当会社は、次の①から⑥のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この③において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
④ 上記③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
⑤ 上記①から④の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑥ ご契約のお車を競技もしくは曲技のために、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所で使用すること。ただし、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用する場合を除きます。

（2）当会社は、次の①から⑥のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。
① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害
② 被保険者が、法令により定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転している場合に生じた傷害
③ 被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合に生じた傷害
④ 被保険者が、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態でご契約のお車を運転している場合に生じた傷害
⑤ 被保険者が、ご契約のお車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗中に生じた傷害
⑥ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害

（3）当会社は、傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

（4）当会社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等）に対しては、保険金を支払いません。

第５条［お支払いする保険金の計算］

（1）当会社は、被保険者が第２条［保険金をお支払いする場合］の傷害を被り、その直接の結果として、次の表の支払事由に該当する場合に、同表のとおり保険金を支払います。

保険金の区分	支払事由	保険金の額	保険金請求権者
死亡保険金	死亡した場合	1,500万円。 ただし、１回の事故につき、被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金がある場合は、1,500万円から既に支払った後遺障害保険金の額を控除した残額とします。	被保険者の法定相続人
後遺障害保険金	普通保険約款別表Ⅰに掲げる後遺障害が生じた場合	該当する後遺障害の等級に対応する、この特約の別表に定める金額	被保険者
介護費用保険金	下記に掲げるいずれかの後遺障害が生じ、かつ、介護を必要とすると認められる場合。ただし、この特約の別表の１の第１級または第２級に掲げる金額の支払われるべき後遺障害を同時に被った場合を除きます。 ① この特約の別表の２の第１級または第２級に掲げる金額の支払われるべき後遺障害 ② 普通保険約款別表Ⅰの２の第３級③または④に掲げる後遺障害	200万円	被保険者
医療保険金	医師の治療を要した場合	医師の治療が必要と認められない程度になおった日までの治療日数に対し、次の①および②の額。ただし、１回の事故につき、100万円を限度とします。 ① 入院した治療日数に対しては、その入院日数１日につき6,000円 ② 通院した治療日数（上記①に該当する日数を除きます。）に対しては、その治療日数１日につき4,000円	被保険者

（2）当会社が死亡保険金を保険金請求権者に支払う場合であって、被保険者の法定相続人が２名以上いるときは、その受取割合は、法定相続分の割合によります。

（3）同一事故により、２種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、普通保険約款別表Ⅰ（以下この条において「別表Ⅰ」といいます。）において重い後遺障害の該当する等級に対応するこの特約の別表の金額を後遺障害保険金として支払います。
　ただし、次の①から③に該当する場合（別表Ⅰの１に掲げる後遺障害を同時に被った場合を除きます。）の支払額は、次のとおりとします。
① 別表Ⅰの２の第１級から第５級までに掲げる後遺障害が２種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の３級上位の等級に対応するこの特約の別表の金額

② 上記①以外の場合で、別表Ⅰの2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対応するこの特約の別表の金額

③ 上記①および②以外の場合で、別表Ⅰの2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対応するこの特約の別表の金額。ただし、それぞれの金額の合計額が上記の金額に達しない場合は、その合計額とします。

（4）既に後遺障害のある被保険者が第2条［保険金をお支払いする場合］の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、別表Ⅰに掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対応するこの特約の別表の金額から既にあった後遺障害に該当する等級に対応するこの特約の別表の金額を差し引いた金額を、後遺障害保険金として支払います。

（5）当会社は、本条（1）の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて30日以内に死亡した場合は、介護費用保険金を支払いません。

（6）同一事故により生じた後遺障害が本条（1）の表中の介護費用保険金の①および②のいずれにも該当する場合であっても、当会社は、重複しては介護費用保険金を支払いません。

（7）医療保険金における治療日数には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。

（注）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

（8）被保険者が医療保険金の支払を受けられる期間中にさらに医療保険金の支払を受けられる傷害を被った場合であっても、当会社は、重複しては医療保険金を支払いません。

第6条［既に存在していた身体の障害または疾病の影響等］

被保険者が被った第2条［保険金をお支払いする場合］の傷害が次の①から③のいずれかの影響により重大となった場合には、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

① 被保険者が傷害を被った時、既に存在していた身体の障害または疾病の影響

② 被保険者が傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響

③ 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったこと、またはご契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことによる影響

第7条［当会社の責任限度額等］

（1）1回の事故につき、当会社が支払うべき死亡保険金の額は、第5条［お支払いする保険金の計算］の規定による額とし、1,500万円を限度とします。

（2）1回の事故につき、当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、第5条［お支払いする保険金の計算］および第6条［既に存在していた身体の障害または疾病の影響等］の規定による額とし、2,000万円を限度とします。

（3）当会社は、本条（1）および（2）に定める保険金のほか、1回の事故につき、第5条［お支払いする保険金の計算］および第6条［既に存在していた身体の障害または疾病の影響等］の規定による介護費用保険金および医療保険金を支払います。

第8条［補償が重複する契約がある場合の取扱い］

（1）この特約に関しては、第2条［保険金をお支払いする場合］と支払責任を同じくする他の保険契約または共済契約（以下この条において「他の自損傷害保険等」といいます。）がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

（2）本条（1）の規定にかかわらず、他の自損傷害保険等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

（3）本条（2）の規定は、第2条（1）の介護費用保険金と医療保険金とこれら以外の保険金（死亡保険金および後遺障害保険金をいいます。）とに区分して適用します。

第9条［保険金のご請求］

当会社に対する保険金請求権は、次の①から④のいずれかに該当する時から、それぞれに発生し、これを行使することができるものとします。

① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時

② 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時

③ 介護費用保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時。ただし、事故の発生の日からその日を含めて30日を経過した時以降とします。

④ 医療保険金については、被保険者が医師の治療が必要と認められない程度になおった時または事故の発生の日からその日を含めて160日を経過した時のいずれか早い時

第10条［代位］

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第11条［当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求］

（1）当会社は、普通保険約款基本条項第22条［事故発生時の義務等］（1）の表中の②もしくは③の規定による通知または第9条［保険金のご請求］および同条項第24条［保険金のご請求］の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、ご契約者または保険金請求権者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

（2）本条（1）の規定による診断または死体の検案（注）のために要した費用は、当会社が負担します。ただし、診断または死体の検案を受けることによって得られなかった収入は対象となりません。

（注）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

第12条［準用規定］
この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款基本条項の規定を準用します。

<別表>後遺障害等級別保険金支払額表

1．介護を要する後遺障害

等級	保険金支払額
第１級	2,000万円
第２級	1,500万円

2．1．以外の後遺障害

等級	保険金支払額	等級	保険金支払額
第１級	1,500万円	第８級	470万円
第２級	1,295万円	第９級	365万円
第３級	1,110万円	第10級	280万円
第４級	960万円	第11級	210万円
第５級	825万円	第12級	145万円
第６級	700万円	第13級	95万円
第７級	585万円	第14級	50万円

無保険車傷害特約

<用語のご説明－定義>
この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

（1）相手自動車
ご契約のお車以外の自動車で、被保険者を死傷させた自動車をいいます。ただし、被保険者が所有する自動車（注）および日本国外にある自動車を除きます。
（注）所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および１年以上を期間とする貸借契約により借入れた自動車を含みます。

（2）無保険自動車
相手自動車のうち、次の①から⑤のいずれかの場合に該当すると認められる自動車をいいます。
① 相手自動車について適用される対人賠償保険等がない場合
② 相手自動車に適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について、賠償義務者が、損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を全く受けることができない場合
③ 相手自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額が、この特約の保険金額に達しない場合
④ 相手自動車が不明と認められる場合（あて逃げまたはひき逃げの場合を含みます。）
⑤ 相手自動車が２台以上あるときであって、それぞれの相手自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額の合計額（注）が、この特約の保険金額に達しないと認められる場合
（注）上記①および②ならびに④に該当する相手自動車については、保険金額または共済金額がないものとして計算します。

（3）後遺障害
医師による治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。

（4）賠償義務者
無保険自動車の所有、使用または管理に起因して被保険者を死傷させたことにより、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。

（5）自賠責保険等
自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。

（6）対人賠償保険等
自動車の所有、使用または管理に起因して他人を死傷させたことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。

（7）他の自動車の無保険車傷害保険等
被保険者が、ご契約のお車以外の自動車に搭乗している場合に、その自動車に適用される第２条［保険金をお支払いする場合］（１）と支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。

（8）保険金請求権者 無保険車事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 被保険者（被保険者が死亡した場合は、その法定相続人） ② 被保険者の父母、配偶者または子
（9）対人賠償保険等の保険金額または共済金額 対人賠償保険等に定められた責任限度額をいい、対人賠償保険等が２以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。ただし、対人賠償保険等に運転者の年齢を限定する条件が定められており、その条件に該当しない者が運転している間に生じた事故による損害に対して、対人賠償保険等の保険金または共済金が削減して支払われる場合は、保険金または共済金の額を保険金額または共済金額とみなします。

第１条［この特約の適用条件］

（1）この特約は、この保険契約に普通保険約款対人賠償責任条項が適用されており、かつ、次の①または②のいずれかに該当する場合に保険金請求権者の請求に基づいて適用されます。
① 普通保険約款人身傷害条項による保険金が支払われない場合
② 普通保険約款人身傷害条項による保険金が支払われる場合で、次のア．およびイ．の合計額が、ウ．の額を上回るとき。
ア．この特約により支払われるべき保険金の額
イ．自賠責保険等によって支払われる金額（注ⅰ）
ウ．普通保険約款人身傷害条項により支払われるべき保険金の額（注ⅱ）
（注ⅰ）自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、その金額をいいます。以下この特約において同様とします。
（注ⅱ）自賠責保険等によって支払われるべき金額を含みます。

（2）本条（1）の②に該当する場合には、当会社は、その被保険者については、普通保険約款人身傷害条項による保険金の額から自賠責保険等によって支払われる金額を差し引いた額について普通保険約款人身傷害条項による保険金は支払わず、既に支払っていたときはその額をこの特約により支払われる保険金から差し引きます。

第２条［保険金をお支払いする場合］

（1）当会社は、無保険自動車の所有、使用または管理に起因して、被保険者の生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として普通保険約款別表Ⅰに掲げる後遺障害が生じること（以下この特約において「無保険車事故」といいます。）によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害（この損害の額は第６条［損害の額の決定］に定める損害の額をいいます。以下この特約において同様とします。）に対して、賠償義務者がある場合に限り、この特約に従い、保険金を支払います。

（2）当会社は、１回の無保険車事故による本条（1）の損害の額が、次の①および②の合計額または次の①および③の合計額のうちいずれか高い額を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
① 自賠責保険等によって支払われる金額
② 対人賠償保険等によって、賠償義務者が本条（1）の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額
③ 他の自動車の無保険車傷害保険等によって、保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の自動車の無保険車傷害保険等の保険金額または共済金額（注）
（注）他の自動車の無保険車傷害保険等が２以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額のうち最も高い額とします。以下この特約において同様とします。

第３条［補償の対象となる方－被保険者］

（1）この特約における被保険者は、次の①から⑤に掲げる者とします。
① 記名被保険者
② 記名被保険者の配偶者
③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
⑤ 上記①から④以外の者で、ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。）に搭乗中の者

（2）本条（1）の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。
① 自動車に極めて異常かつ危険な方法で搭乗中の者
② 業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業者

（3）本条（1）に定める被保険者（注）の胎内にある胎児が、無保険自動車の所有、使用または管理に起因して、その出生後に、生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として普通保険約款別表Ⅰに掲げる後遺障害が生じることによって損害を被った場合は、本条（1）の規定の適用において、既に生まれていたものとみなします。
（注）本条（2）の規定により被保険者に含まない者は除きます。

（4）この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第４条［保険金をお支払いできない場合］

（1）当会社は、次の①から⑦のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③ 台風、洪水または高潮
④ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この④において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
⑤ 上記④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
⑥ 上記①から⑤の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑦ ご契約のお車を競技もしくは曲技のために、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所で使用すること。ただし、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用する場合を除きます。

（2）当会社は、次の①から⑥のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害
② 被保険者が、法令により定められた運転資格を持たないで自動車を運転している場合に生じた損害
③ 被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している場合に生じた損害
④ 被保険者が、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で自動車を運転している場合に生じた損害
⑤ 被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた損害
⑥ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害

（3）当会社は、損害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

（4）当会社は、次の①から③のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は保険金を支払いません。ただし、これらの者以外に賠償義務者がある場合を除きます。

① 被保険者の父母、配偶者または子
② 被保険者の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務（家事を除きます。以下この（4）において同様とします。）に従事している場合に限ります。
③ 被保険者の使用者の業務に無保険自動車を使用している他の使用人。ただし、被保険者がその使用者の業務に従事している場合に限ります。

（5）当会社は、被保険者の父母、配偶者または子の運転する無保険自動車によって被保険者が死傷した場合は保険金を支払いません。ただし、無保険自動車が２台以上ある場合で、本条（4）の①から③に定める者以外の者が運転する他の無保険自動車があるときを除きます。

（6）当会社は、ご契約のお車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合（注ⅰ）には、保険金を支払いません。

（注ⅰ）保険金請求権者が対人賠償保険等によって損害賠償額の支払を直接受けることができる場合を含みます。

（7）当会社は、競技もしくは曲技のために、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所で使用されているご契約のお車以外の自動車に被保険者が搭乗中（注ⅱ）に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

（注ⅱ）救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために搭乗している場合を除きます。

第５条［お支払いする保険金の計算］

１回の無保険車事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、次の③または④のうちいずれか高い額を、この特約の保険金額から差し引いた額を限度とします。
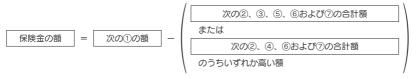
① 第６条［損害の額の決定］の規定により決定される損害の額および第７条［費用］の費用
② 自賠責保険等によって支払われる金額
③ 対人賠償保険等によって賠償義務者が第２条［保険金をお支払いする場合］（1）の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額
④ 他の自動車の無保険車傷害保険等によって保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の自動車の無保険車傷害保険等の保険金額または共済金額
⑤ 他の自動車の無保険車傷害保険等によって保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の自動車の無保険車傷害保険等によって支払われる保険金または共済金の額
⑥ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額。ただし、賠償義務者がその損害賠償金の全部または一部に対して、自賠責保険等または対人賠償保険等によって保険金または共済金の支払を受けている場合は、その支払を受けた額を差し引いた額とします。
⑦ 第６条の規定により決定される損害の額および第７条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額

第６条［損害の額の決定］

（1）当会社が保険金を支払うべき損害の額は、賠償義務者が被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被った損害に対して法律上負担すべきものと認められる損害賠償責任の額によって定めます。

（2）本条（1）の損害の額は、保険金請求権者と賠償義務者との間で損害賠償責任の額が定められているといないとにかかわらず、次の①または②の手続によって決定します。

① 当会社と保険金請求権者との間の協議
② 上記①の協議が成立しない場合は、当会社と保険金請求権者との間における訴訟、裁判上の和解または調停

第７条［費用］

ご契約者または被保険者が支出した次の①および②の費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、これらの費用を支出する際の措置・手続によって得られなかった収入は対象となりません。

費用の種類	お支払いする費用の内容
① 損害防止費用	基本条項第22条［事故発生時の義務等］（1）の①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 求償権保全行使費用	基本条項第22条（1）の⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

第８条［保険金請求権者の義務］

（1）被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第２条［保険金をお支払いする場合］（1）の損害を被った場合は、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく損害賠償請求の意思を表示し、かつ、次の①から④の事項を当会社に通知しなければなりません。
① 賠償義務者の氏名（名称）および住所
② 賠償義務者が被る損害に対して保険金または共済金を支払う対人賠償保険等の有無およびその内容
③ 賠償義務者に対して損害賠償請求を行った場合はその内容
④ 保険金請求権者が第２条（1）の損害に対して、賠償義務者、自賠責保険等もしくは対人賠償保険等の保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者から既に取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額

（2）当会社は、保険金請求権者が、正当な理由がなく本条（1）の規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第９条［補償が重複する契約がある場合の取扱い］

（1）この特約に関しては、第２条［保険金をお支払いする場合］と支払責任を同じくする他の保険契約または共済契約（自動車保険または自動車共済に限りません。以下この条において「他の保険契約等」といいます。）がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

（2）本条（1）の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

第10条［保険金のご請求］

（1）当会社に対する保険金請求権は、次の①または②の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
① 被保険者が死亡した場合には、その死亡した時
② 被保険者に後遺障害が生じた場合には、その後遺障害が生じた時

（2）この特約に係る保険金の請求は、保険金請求権者の代表者を経由して行うものとします。

第11条［当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求］

（1）当会社は、普通保険約款基本条項第22条［事故発生時の義務等］（1）の表中の②もしくは③に規定する通知または第10条［保険金のご請求］および同条項第24条［保険金のご請求］の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、ご契約者または保険金請求権者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

（2）本条（1）の規定による診断または死体の検案（注）のために要した費用は、当会社が負担します。ただし、診断または死体の検案を受けることによって得られなかった収入は対象となりません。
（注）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

第12条［準用規定］

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款基本条項の規定を準用します。この場合において、同条項第25条［保険金のお支払い］（1）の⑤ならびに第26条［代位］（1）および（2）の規定中「被保険者」とあるのは「保険金請求権者」と読み替えるものとします。

バスの搭乗者傷害保険金支払に関する特約

＜用語のご説明－定義＞

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

（1）**死亡保険金、後遺障害保険金、医療保険金**
普通保険約款搭乗者傷害条項第１条［保険金をお支払いする場合］（1）に規定する死亡保険金、後遺障害保険金または医療保険金をいいます。

（2）**医療保険金（日数払）**
普通保険約款搭乗者傷害条項第４条［お支払いする保険金の計算］（1）の①の規定による医療保険金をいい、以下の内訳により構成されます。
① 入院保険金
普通保険約款搭乗者傷害条項第４条（1）の表中、「日数払」の区分における①の規定に基づき、入院した治療日数に対して支払われる保険金をいいます。
② 通院保険金
普通保険約款搭乗者傷害条項第４条（1）の表中、「日数払」の区分における②の規定に基づき、通院した治療日数に対して支払われる保険金をいいます。

（3）**医療保険金（一時金払）**
普通保険約款搭乗者傷害条項第４条（1）の②の規定による医療保険金をいいます。

第１条［この特約の適用条件］

この特約は、この保険契約に普通保険約款搭乗者傷害条項が適用されており、かつ、ご契約のお車の用途および車種が自家用バスまたは営業用バスである場合に適用されます。

第２条［当会社の責任限度額等－死亡保険金および後遺障害保険金］

（１）１回の事故につき、当会社の支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の総額は、この特約により、保険証券記載の１事故保険金額（以下この特約において「１事故保険金額」といいます。）をもって限度とします。

（２）１回の事故で、普通保険約款搭乗者傷害条項第６条［当会社の責任限度額等］（１）の規定による被保険者１名ごとの死亡保険金および後遺障害保険金の合計額が、１事故保険金額を超える場合は、この特約により、次の算式によって、被保険者１名ごとに支払う死亡保険金および後遺障害保険金の額を決定します。

１事故保険金額 × 被保険者１名ごとの死亡保険金および後遺障害保険金の額（この（２）の規定を適用する前の額とします。） ／ 上記「被保険者１名ごとの死亡保険金および後遺障害保険金の額」の合計額

（注）被保険者１名ごとの死亡保険金および後遺障害保険金の額の合計額が、１事故保険金額を超えない場合は、普通保険約款搭乗者傷害条項第６条（１）の規定による額を、そのまま支払います。

第３条［当会社の責任限度額等－医療保険金］

（１）１回の事故につき、当会社の支払うべき医療保険金（日数払）の総額は、この特約により、入院保険金と通院保険金とに区分して、それぞれ各別に次の算式により算出される「入院保険金１事故限度額」「通院保険金１事故限度額」をもって限度とします。
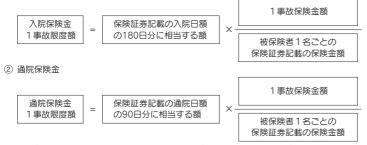
（２）１回の事故で、普通保険約款搭乗者傷害条項第６条［当会社の責任限度額等］（２）の規定による被保険者１名ごとの医療保険金のうちの入院保険金の合計額が、本条（１）の①に規定する「入院保険金１事故限度額」を超える場合は、この特約により、次の算式によって、被保険者１名ごとに支払う入院保険金の額を決定します。
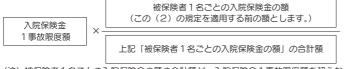
（注）被保険者１名ごとの入院保険金の額の合計額が、入院保険金１事故限度額を超えない場合は、普通保険約款搭乗者傷害条項第６条（２）の規定による額を、そのまま支払います。

（３）１回の事故で、普通保険約款搭乗者傷害条項第６条（２）の規定による被保険者１名ごとの医療保険金のうちの通院保険金の合計額が、通院保険金１事故限度額を超える場合は、この特約により、次の算式によって、被保険者1名ごとに支払う通院保険金の額を決定します。
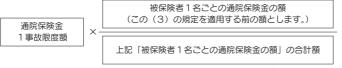
（注）被保険者１名ごとの通院保険金の額の合計額が、通院保険金１事故限度額を超えない場合は、普通保険約款搭乗者傷害条項第６条（２）の規定による額を、そのまま支払います。

（４）医療保険金（一時金払）に対しては、１事故保険金額の規定は適用せず、普通保険約款搭乗者傷害条項第６条（２）の規定による額を、そのまま支払います。

第４条［保険金のご請求］

保険金（死亡保険金、後遺障害保険金または医療保険金をいいます。）の請求は、ご契約者を経由して行うものとします。

車両損害の補償範囲限定特約

<用語のご説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

（１）**相手自動車**
所有者がご契約のお車の所有者と異なる自動車をいいます。

（２）**所有者**
次の①から③のいずれかに該当する者をいいます。

①	自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合	買主
②	自動車が１年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合	借主
③	上記①および②以外の場合	自動車を所有する者

第１条［この特約の適用条件］

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条［保険金をお支払いする場合］

当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第１条［保険金をお支払いする場合］（１）の規定にかかわらず、ご契約のお車に生じた次の①から⑨のいずれかに該当する損害に限り、普通保険約款車両条項（同条項に適用される他の特約を含みます。）を適用し、保険金を支払います。なお、①から⑨の規定は、それぞれの項目ごとに個別に適用します。

① ご契約のお車と相手自動車との衝突または接触によってご契約のお車に生じた損害。ただし、ご契約のお車と衝突または接触した相手自動車について、次の事項がすべて確認された場合に限ります。
　ア．登録番号等（登録番号、車両番号、標識番号または車台番号をいいます。）
　イ．事故発生時の運転者または所有者の氏名（名称）および住所
② ご契約のお車に火災もしくは爆発が生じた場合または他物の爆発によってご契約のお車が被爆した場合の損害
③ 盗難によって生じた損害。ただし、ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車である場合は、盗難後発見されるまでの間にご契約のお車に生じた損害を含めて、この③の規定は適用しません。
④ 騒擾（じょう）（注ⅰ）または労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害
　（注ⅰ）「騒擾（じょう）」とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、数街区以上またはこれに準ずる規模にわたって平穏が害されるか被害を生ずる状態をいい、けんか、小規模のテロ行為は含みません。
⑤ 台風、竜巻、洪水または高潮によって生じた損害
⑥ 落書または窓ガラス破損の損害。なお、窓ガラス破損の場合は、そのガラス代金（注ⅱ）とします。
　（注ⅱ）「ガラス代金」には、ガラスの取替に必要な取替費用を含みます。ただし、ピラー等の窓ガラス取付部分の修理費用は含みません。
⑦ いたずらの損害（注ⅲ）
　（注ⅲ）「いたずらの損害」には、ご契約のお車の運行によって生じた損害およびご契約のお車と他の自動車との衝突または接触によって生じた損害を含みません。
⑧ 飛来中または落下中の他物との衝突によって生じた損害。ただし、その衝突の結果生じた事故による損害を除きます。
⑨ 上記①から⑧のほか、偶然な事故によって生じた損害。ただし、ご契約のお車と他物との衝突もしくは接触によって生じた損害またはご契約のお車の転覆もしくは墜落によって生じた損害を除きます。

第３条［保険金のご請求－交通事故証明書を提出できない場合］

被保険者は、第２条［保険金をお支払いする場合］の①に基づき保険金の支払を請求する場合、普通保険約款基本条項第24条［保険金のご請求］（２）ただし書の交通事故証明書を提出できない相当の理由があるときは、交通事故証明書に代えて次の書類および写真を当会社に提出しなければなりません。

① ご契約のお車と相手自動車との衝突または接触の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所の記載および記名押印のあるもの
② ご契約のお車の損傷部位の写真
③ 相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真または資料

第４条［準用規定］

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通保険約款車両条項（同条項に適用される他の特約を含みます。）および基本条項の規定を準用します。

車両新価保険特約

<用語のご説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

（１）**全損**
ご契約のお車を修理することができない場合または修理費の額が協定保険価額（注）以上となるときをいいます。
（注）車両価額協定保険特約第７条［協定保険価額が保険価額を著しく超える場合］または第８条［価額の評価のための告知］（４）ただし書もしくは（６）の規定を適用する場合においては、保険価額とします。

（２）**修理費**
普通保険約款車両条項<用語のご説明－定義>（５）に定める修理費をいいます。

（3）協定保険価額 車両価額協定保険特約 <用語のご説明－定義>（3）に定める協定保険価額をいいます。
（4）代替自動車 次の①から④のいずれかに該当する者が、ご契約のお車の代替として新たに取得（所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。）する自動車をいいます。 ① 被保険者 ② 記名被保険者 ③ 記名被保険者の配偶者 ④ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
（5）購入価格 「車両本体価格＋付属品の価格＋それらにかかる消費税」をいい、ローン金利、登録関係の税･手数料等の諸費用を除きます。

第１条［この特約の適用条件］

この特約は、次の①から③の条件をいずれも満たす場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

① ご契約のお車の用途および車種が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超２トン以下）または特種用途自動車（キャンピング車）であること。
② この保険契約に普通保険約款車両条項、全損時諸費用条項および車両価額協定保険特約が適用されていること。
③ 保険期間の末日の属する月が､ご契約のお車の初度登録または初度検査年月の翌月から起算して37か月以内であること。

第２条［お支払いする保険金の計算］

（1）当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第６条［お支払いする保険金の計算］（1）および車両価額協定保険特約第６条［お支払いする保険金の計算］の規定にかかわらず、１回の事故につき次表に定める額を、損害保険金として支払います。

ご契約のお車の損害の状態	損害保険金の額
① 次のア．またはイ．のいずれかに該当する場合で、本条（2）の①に定める代替自動車の取得が行われたとき。 ア．全損の場合（注ｉ） イ．全損以外で、修理費の額が新価価額の50％以上となる場合（注ⅱ） （注ｉ）ご契約のお車が盗難され発見されなかったことにより全損となった場合は、この特約の対象となりません。 （注ⅱ）上記イ．においては、ご契約のお車の内外装・外板部品のみの損傷の場合を除きます。	代替自動車の購入価格と新価価額のうち、いずれか低い額。ただし、ご契約のお車に生じた損害が全損の場合には、当会社の支払う損害保険金の額は、協定保険価額を下回らないものとします。
② 全損の場合で、代替自動車を取得せず、協定保険価額を超えて本条（2）の②に定めるご契約のお車の損傷の修理が行われたとき。	車両価額協定保険特約第５条［損害の額の決定］の②に定める損害の額。 ただし、新価価額を限度とします。
③ 全損の場合で、上記①および②以外のとき。	協定保険価額
④ 上記①、②、③以外の場合	車両価額協定保険特約第５条の②に定める損害の額から自己負担額を差し引いた額。 ただし、協定保険価額を限度とします。

（2）被保険者が本条（1）の①または②により損害保険金の支払を受ける場合には、ご契約のお車に損害が生じた日の翌日から起算して90日以内または当会社があらかじめ承認した猶予期間内に、次表に掲げる①または②のいずれか（以下この特約においてこれらを総称して「復旧」といいます。）が履行されていなければなりません。

① 代替自動車を取得すること。
② ご契約のお車の損傷を実際に修理完了すること。

（3）ご契約者または被保険者は、本条（2）に定める復旧をした場合は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。

第３条［補償の対象となる方－被保険者］

この特約における被保険者は、普通保険約款車両条項の被保険者とします。

第４条［この特約を適用しない場合］

当会社は、次の①または②のいずれかに該当する損害に対しては、この特約を適用しません。

① ご契約のお車が盗難されたことによって生じた損害。ただし、盗難後ご契約のお車が発見された場合で、発見されるまでの間にご契約のお車に生じた損害を除きます。
② ご契約のお車の初度登録または初度検査年月の翌月から起算して37か月を経過した後にご契約のお車に生じた事故による損害

第５条［新価価額］

当会社とご契約者または被保険者は、保険契約締結の時において、ご契約のお車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様の新車の市場販売価格相当額を、新価価額として定めるものとします。

第６条［新価価額の変更］

（1）保険契約締結の後、ご契約のお車の改造または付属品の装着等によって新価価額が著しく増加した場合には、ご契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知し、承認を請求しなければなりません。

（2）保険契約締結の後、ご契約のお車の改造または付属品の取り外し等によって新価価額が著しく減少した場合には、ご契約者または被保険者は、当会社に対する通知をもって、新価価額について、減少後の価額に至るまでの減額を請求することができます。

（3）本条（1）および（2）の場合、当会社とご契約者または被保険者は、将来に向かって、保険証券記載の新価価額に本条（1）の事由によって増加した価額を加えた額または保険証券記載の新価価額から本条（2）の事由によって減少した価額を差し引いた額に、新価価額を変更するものとします。

（4）本条（3）の場合には、当会社は、変更前の新価価額に対応する保険料と変更後の新価価額に対応する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。

（5）当会社は、本条（4）の追加保険料を、普通保険約款基本条項第17条［保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の場合］（6）の追加保険料とみなします。この場合において、ご契約者が本条（4）の追加保険料を払い込まなかった場合の取扱いについては、当会社は、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を適用します。

（6）普通保険約款基本条項第８条［ご契約のお車の入替］（1）の場合において、ご契約者が書面により車両入替の承認の請求を行い、当会社がこれを承認するときは、同条（1）に定める入替自動車の新価価額を第５条［新価価額］の規定により定め、その価額に新価価額を変更するものとします。

（7）本条（6）の場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。

（8）当会社は、本条（7）の追加保険料を、普通保険約款基本条項第17条［保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の場合］（4）の追加保険料とみなします。この場合において、ご契約者が本条（7）の追加保険料を払い込まなかった場合の取扱いについては、当会社は、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を適用します。

第７条［保険金額の調整］

この特約が適用されている場合には、当会社は、普通保険約款基本条項第12条［保険金額の調整］の規定は適用しません。

第８条［新価価額が事故発生時点における新車の価額を著しく超える場合］

事故の発生に際して、当会社がご契約のお車の損害の調査を行った結果、新価価額が事故発生時点における新車の価額（注）を著しく超える場合には、当会社は、第２条［お支払いする保険金の計算］および第９条［登録諸費用保険金－代替自動車を取得する場合］の規定の適用においては、その事故発生時点における新車の価額を新価価額とします。

（注）ここでいう「事故発生時点における新車の価額」とは、損害が生じた時および場所における、ご契約のお車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様の新車の市場販売価格相当額をいいます。

第９条［登録諸費用保険金－代替自動車を取得する場合］

（1）被保険者が代替自動車を取得したことにより当会社が損害保険金を支払う場合は、次の算式によって算出される額を登録諸費用保険金として、被保険者に支払います。ただし、10万円を下回る場合は10万円を、30万円を上回る場合は30万円を支払うものとします。

登録諸費用保険金の額	＝	新価価額	× 10%

（2）当会社は、本条（1）の規定によって支払うべき登録諸費用保険金と第２条［お支払いする保険金の計算］（1）に規定する損害保険金の合計額が新価価額を超える場合であっても、登録諸費用保険金を支払います。

（3）この特約により登録諸費用保険金を支払う場合には、当会社は、普通保険約款全損時諸費用条項に定める全損時諸費用保険金を支払いません。既に全損時諸費用保険金を支払っていた場合は、当会社は、その金額を差し引いて登録諸費用保険金を支払います。

第10条［全損時諸費用保険金－代替自動車を取得しない場合］

ご契約のお車に生じた損害が全損の場合で、代替自動車を取得しなかったことにより当会社が損害保険金を支払うとき（注）は、普通保険約款全損時諸費用条項の規定により全損時諸費用保険金を支払います。

（注）協定保険価額を超えて、損傷の修理を行う場合を含みます。

第11条［価額の評価のための告知］

（1）ご契約者または被保険者は、ご契約のお車の新価価額を定めるに際し、当会社がご契約のお車の新価価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

（2）ご契約のお車の新価価額を定めるに際し、ご契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって当会社がご契約のお車の新価価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、事実を告げずまたは事実と異なることを告げ、その結果として第５条［新価価額］または第６条［新価価額の変更］の規定により定めるべき額と異なった新価価額が定められた場合には、当会社は、ご契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。（注ｉ）

（注ｉ）この特約を解除する場合は、この特約の適用を付帯条件としている他の特約についても、あわせて解除します。

（3）本条（2）の規定は、次の①から④のいずれかに該当する場合には適用しません。

① 本条（2）の事実がなくなった場合

② ご契約のお車の新価価額を定める際、当会社が本条（2）の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注ⅱ）

（注ⅱ）当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

③ ご契約者または被保険者が、ご契約のお車の新価価額を評価するために必要な事項について、書面をもって訂正を申し出て、当会社がこれを承認した場合。

なお、当会社は、訂正の申出を受けた場合には、その訂正を申し出た事実が、ご契約のお車の新価価額を定める際に当会社に告げられていたとしても、当会社が、この特約を締結していたと認めるときに限り、当会社は、これを承認するものとします。

④ 当会社が本条（２）の規定による解除の原因があることを知った時からその日を含めて30日を経過した場合

（４）本条（２）の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、その解除が損害の発生した後になされた場合であって、新価価額が事故発生時点における新車の価額（注ⅲ）を超える場合には、当会社は、第２条［お支払いする保険金の計算］および第９条［登録諸費用保険金－代替自動車を取得する場合］の規定の適用においては、その事故発生時点における新車の価額を新価価額とします。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、事故発生時点における新車の価額により算出した保険金との差額の返還を請求することができます。
（注ⅲ）第８条［新価価額が事故発生時点における新車の価額を著しく超える場合］に規定する事故発生時点における新車の価額をいいます。
（５）本条（１）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。
（６）本条（５）の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、ご契約者が追加保険料を払い込まなかったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、新価価額の変更がなかったものとして、普通保険約款およびこれに付帯された特約に従い、保険金を支払います。
（７）次の①または②のいずれかに該当する場合には、第２条および第10条［全損時諸費用保険金－代替自動車を取得しない場合］の規定中「協定保険価額」とあるのを「保険価額」と読み替えて、これらの規定を適用します。
① 車両価額協定保険特約第７条［協定保険価額が保険価額を著しく超える場合］の適用がある場合
② 車両価額協定保険特約第８条［価額の評価のための告知］（４）ただし書の規定の適用がある場合であって、かつ、協定保険価額が保険価額を超えるとき。
（注ⅳ）この（７）の規定を適用しないで既に保険金を支払っていた場合は、当会社は、この（７）の規定を適用して算出した保険金との差額の返還を請求することができます。

第12条［補償が重複する契約がある場合の取扱い］

（１）第２条［お支払いする保険金の計算］（１）に定める損害保険金または第９条［登録諸費用保険金－代替自動車を取得する場合］（１）に定める登録諸費用保険金に対して、支払責任を同じくする他の保険契約または共済契約（自動車保険または自動車共済に限りません。以下この条において「他の保険契約等」といいます。）がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき損害保険金または登録諸費用保険金の額を支払います。
（２）本条（１）の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、次の①または②に掲げる額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。
① 第２条（１）に定める損害保険金に関しては、新価損害額（注）
② 第９条（１）に定める登録諸費用保険金に関しては、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額
（注）「新価損害額」とは、他の保険契約等がないものとして、第２条、第８条［新価価額が事故発生時点における新車の価額を著しく超える場合］および第11条［価額の評価のための告知］の規定に従い算出した損害保険金の額をいいます。ただし、それぞれの保険契約または共済契約において、損害保険金の額が異なる場合はそのうち最も高い額をいいます。
（３）本条（２）の新価損害額は、それぞれの保険契約または共済契約に自己負担額の適用がある場合には、そのうち最も低い自己負担額を差し引いた額とします。
（４）本条（２）の規定は、損害保険金と登録諸費用保険金とに区分して適用します。

第13条［保険金のお支払い時期］

（１）当会社は、次の①または②の区分に従い、それぞれに定める日からその日を含めて30日以内に、普通保険約款基本条項第25条［保険金のお支払い］（１）に掲げる必要な事項の確認を終え、保険金を支払います。
① 被保険者が復旧する旨の意思表示を行った場合は、第２条［お支払いする保険金の計算］（３）の復旧の通知があった日または復旧の期間が満了した日のいずれか早い日
② 被保険者が復旧しない旨の意思表示を行った場合で、第２条（１）の表中の③または④の規定により当会社が保険金を支払うときは、その旨の申出のあった日

（２）普通保険約款基本条項第25条（２）に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条（１）の規定にかかわらず、当会社は、本条（１）の①または②に定める日からその日を含めて普通保険約款基本条項第25条（２）に定める日数（注）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
（注）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
（３）本条（１）および（２）以外の保険金のお支払い時期に関する事項は、普通保険約款基本条項第25条（３）の規定を準用します。

第14条［代替自動車の交付］

当会社は、被保険者が第２条［お支払いする保険金の計算］（１）の表中の①に定める損害保険金の支払を受けることができる場合で、被保険者からの請求により、当会社が承認するときは、ご契約のお車の損害の全部または一部に対して、代替自動車の交付をもって保険金（登録諸費用保険金を含みます。）の支払に代えることができます。

第15条［被害物についての当会社の権利］

（１）当会社は、普通保険約款車両条項第８条［被害物についての当会社の権利］（１）の規定にかかわらず、第２条［お支払いする保険金の計算］（２）の①に規定する代替自動車の取得を行ったことにより当会社が損害保険金を支払った場合は、ご契約のお車について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
（２）本条（１）の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意思を表示して損害保険金を支払ったときは、ご契約のお車について被保険者が有する所有権その他の物権は当会社に移転しません。
（３）被保険者は、本条（１）の規定により移転した権利を当会社が行使し、または変更登録等を行うにあたって当会社が必要とする書類等を求めた場合は、これに協力しなければなりません。

第16条［入替自動車に対する自動補償特則の不適用］

普通保険約款基本条項第９条［入替自動車に対する自動補償特則］の規定にかかわらず、入替自動車については、この特約は適用しません。

第17条［他車運転補償特約の不適用］

この保険契約に他車運転補償特約が適用されている場合、同特約によって保険金を支払うべき事故により生じた損害に対しては、当会社は、この特約を適用しません。

第18条［準用規定］

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通保険約款車両条項（同条項に適用される他の特約を含みます。）および基本条項の規定を準用します。

弁護士費用等補償特約

＜用語のご説明－定義＞

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

（１）**弁護士費用等**

損害賠償に関する争訟について、被保険者があらかじめ当会社の同意を得て支出した弁護士報酬、司法書士報酬もしくは行政書士報酬、訴訟費用、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用とし、法律相談費用を除きます。ただし、被保険者が、上記の費用を支出する際の手続等を行うことにより得られなかった収入は対象となりません。

（２）**法律相談**

損害賠償に関する争訟についての次の①から③のいずれかに該当する行為をいいます。
なお、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的にその資格者の行う相談の範囲内であると当会社が認めた行為を含みます。

① 弁護士が行う法律相談
② 司法書士が行う、司法書士法（昭和25年法律第197号）第３条（業務）第１項第５号および同項第７号に規定する相談
③ 行政書士が行う、行政書士法（昭和26年法律第４号）第１条の３（業務）第３号に規定する相談

（３）**法律相談費用**

法律相談の対価として弁護士、司法書士または行政書士に支払われるべき費用をいいます。
ただし、被保険者があらかじめ当会社の同意を得て支出した費用に限ります。

（４）**被害事故**

日本国内において発生した偶然な事故により、次の①または②のいずれかに該当することをいいます。
① 賠償義務者の自動車の所有、使用または管理に起因する事故により、被害が生じること。
② 上記①以外の場合で、次のア．またはイ．のいずれかに該当する自動車に、被害が生じること。
ア．ご契約のお車
イ．上記ア．以外の自動車で、第３条［補償の対象となる方－被保険者］（１）の①から④の被保険者が所有する自動車（所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。）

（５）**被害**

被保険者が被った次の①または②のいずれかに該当する損害であって、賠償義務者が特定できるものをいいます。
ただし、同一の原因から生じた一連の被害は、一つの被害とみなし、最初の被害が発生した時にすべての被害が発生したものとみなします。
① 被保険者が死傷したこと。
② 被保険者の所有、使用または管理する財物（注）が損壊したこと。
（注）財物とは、次のとおりとします。
ア．ご契約のお車およびご契約のお車に積載されている財物
イ．被保険者が所有、使用または管理する上記ア．以外の財物（ご契約のお車以外の自動車を含みます。）

（６）**賠償義務者**

被保険者に生じた被害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。

（７）**死傷**

人の生命または身体（注）を害することをいいます。なお、身体に対する侵害を伴わない単なる「驚愕」等の精神的侵害は含みません。
（注）身体と同時に被害を受けた場合の、義歯、義眼、近視矯正用眼鏡・コンタクトレンズ、補聴器、松葉杖その他身体に密着し、身体の機能を補完するための用具は、身体の一部とみなします。

（８）**損壊**

滅失、破損または汚損をいいます。滅失とは、財物がその物理的存在を失うことをいいます。破損とは、財物が壊れることをいいます。汚損とは、財物が汚れいたむことによりその客観的な経済的価値を減じられることをいいます。

（9）無責事故

日本国内において発生した次の①または②のいずれかに該当する自動車との衝突、接触またはこれらの自動車の落下、火災、爆発その他偶然な事故により、他人が死傷した場合またはその財物が損壊した場合であって、被保険者に法律上の損害賠償責任がない事故をいいます。

① ご契約のお車

② 上記①以外の自動車で、第３条［補償の対象となる方－被保険者］（１）の①から④の者が所有、使用または管理する自動車

（10）正規の乗車装置

乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく、安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定める乗車装置をいい、具体的には運転者席、助手席、後部座席および補助席等をいいます。

（11）所有者

次の①から③のいずれかに該当する者をいいます。

①	自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合	買主
②	自動車が１年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合	借主
③	上記①および②以外の場合	自動車を所有する者

第１条［この特約の適用条件］

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条［保険金をお支払いする場合］

（１）当会社は、次の①または②のいずれかに該当する場合に、被保険者が弁護士費用等を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、弁護士費用等保険金を支払います。

① 被害事故の場合において、被保険者が被害について賠償義務者に対し法律上の損害賠償請求を行うとき。

② 無責事故の場合において、被保険者がその損害について損害賠償請求をされ、損害賠償請求を行う者と争う必要があるとき。

（２）当会社は、被保険者が被害事故または無責事故にかかわる法律相談を行う場合に、それによって支出した法律相談費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、法律相談費用保険金を支払います。

（３）当会社は、被害事故または無責事故（以下この特約において「自動車事故」といいます。）が保険期間中に発生した場合に限り、保険金（弁護士費用等保険金または法律相談費用保険金をいいます。以下この特約において同様とします。）を支払います。

（４）当会社が保険金を支払うべき弁護士費用等および法律相談費用のうち、普通保険約款対人賠償責任条項または対物賠償責任条項の規定により支払われる費用がある場合には、その費用に対してはこの特約の保険金を支払いません。

第３条［補償の対象となる方－被保険者］

（１）この特約における被保険者は、次の①から⑦のいずれかに該当する者とします。

① 記名被保険者

② 記名被保険者の配偶者

③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

⑤ 上記①から④以外の者で、ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。以下この条において同様とします。）に搭乗中の者

⑥ 上記①から⑤以外の者で、①から④の者が自ら運転者として運転中（駐車または停車中を除きます。）のご契約のお車以外の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の者。

ただし、①から④の者の使用者の業務（家事を除きます。）のために運転中の、その使用者の所有する自動車（注）に搭乗中の者を除きます。

⑦ 上記①から⑥以外の者で、ご契約のお車の所有者

（注）所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借入れた自動車を含みます。

（２）本条（１）の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。

① 極めて異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の者

② 業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業者

（３）本条（１）の被保険者が死亡した場合には、死亡した被保険者の法定相続人で、弁護士費用等および法律相談費用を負担する者が被保険者の地位を継承することができます。

（４）この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第４条［保険金をお支払いできない場合］

（１）当会社は、次の①から⑦のいずれかに該当する事由によって生じた自動車事故により被保険者が弁護士費用等または法律相談費用を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③ 台風、洪水または高潮

④ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この④において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

⑤ 上記④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑥ 上記①から⑤の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑦ ご契約のお車を競技もしくは曲技のために、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所で使用すること。ただし、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用する場合を除きます。

（2）当会社は、次の①から⑧のいずれかに該当する自動車事故により被保険者が弁護士費用等または法律相談費用を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
① 被保険者もしくはその法定代理人（被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意または重大な過失によって生じた自動車事故
② 被保険者が、法令により定められた運転資格を持たないで自動車を運転している場合に発生した自動車事故
③ 被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している場合に発生した自動車事故
④ 被保険者が、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態で自動車を運転している場合に発生した自動車事故
⑤ 被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた自動車事故。ただし、第３条［補償の対象となる方－被保険者］（１）の①から④に規定する被保険者がご契約のお車に搭乗中に生じた自動車事故を除きます。
⑥ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた自動車事故
⑦ 被保険者がご契約のお車以外の自動車に競技もしくは曲技のために搭乗中、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所において搭乗中に発生した自動車事故。ただし、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために搭乗している場合に発生した自動車事故を除きます。
⑧ 第３条（１）の①から④に規定する被保険者が、その使用者の業務（家事を除きます。）のために、ご契約のお車以外のその使用者の所有する自動車（注）に搭乗している場合に生じた自動車事故
（注）所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および１年以上を期間とする貸借契約により借入れた自動車を含みます。

（3）当会社は、被害事故における賠償義務者または無責事故の場合において損害賠償請求を行う者が次の①または②のいずれかに該当する者であるときは、保険金を支払いません。
① 第３条（１）の①から④および同条（１）の⑦に規定する被保険者
② 被保険者の父母、配偶者または子

（4）当会社は、被害事故における賠償義務者および損害賠償請求権者がともに第３条（１）の⑤に規定する被保険者である場合は、保険金を支払いません。

（5）当会社は、被保険者が、過去の裁判所等の判断に照らして社会通念上不当な損害賠償請求またはこれにかかわる法律相談を行う場合に、それにより生じた弁護士費用等または法律相談費用に対しては、保険金を支払いません。

（6）当会社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特別の約定を締結している場合には、その約定によって加重された損害賠償責任に関する弁護士費用等または法律相談費用を被保険者が負担することによって被る損害については保険金を支払いません。

第５条［お支払いする保険金の計算］

（1）１回の自動車事故につき当会社の支払う弁護士費用等保険金の額は、被保険者１名あたり300万円を限度とします。
（2）１回の自動車事故につき当会社の支払う法律相談費用保険金の額は、被保険者１名あたり10万円を限度とします。
（3）当会社が保険金を支払うべき弁護士費用等および法律相談費用のうち、賠償義務者または賠償義務者以外の第三者から被保険者に既に支払われた金額がある場合には、被保険者が弁護士費用等および法律相談費用を負担することによって被る損害の額から差し引いて保険金を支払います。

第６条［弁護士費用等および法律相談費用の支出前の通知］

（1）ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第２条［保険金をお支払いする場合］（１）の①または②に該当する場合で、被保険者が弁護士費用等を支出しようとするとき、または同条（２）に該当する場合で、被保険者が法律相談費用を支出しようとするときは、次の①および②に定める事項を、自動車事故が発生した日の翌日から起算して180日以内に、当会社に通知しなければなりません。
① 自動車事故の発生日時、場所および自動車事故の状況
② 賠償義務者がいる場合はその氏名（名称）および住所

（2）ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、自動車事故が発生した日の翌日から起算して180日以内であるか否かを問わず、弁護士費用等または法律相談費用を支出する前に、支出しようとする弁護士費用等または法律相談費用の費目の明細を当会社に通知し、当会社の同意を得なければなりません。

（3）ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条（１）の規定に違反した場合、または当会社に事実を告げずもしくは事実と異なることを告げた場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第７条［補償が重複する契約がある場合の取扱い］

（1）この特約に関しては、第２条［保険金をお支払いする場合］と支払責任を同じくする他の保険契約または共済契約（自動車保険または自動車共済に限りません。以下この条において「他の保険契約等」といいます。）がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
（2）本条（１）の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、損害の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。
（3）本条（２）の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に自己負担額の適用がある場合には、そのうち最も低い自己負担額を差し引いた額とします。
（4）本条（２）の規定は、弁護士費用等と法律相談費用とに区分して適用します。

第８条［保険金のご請求］

（1）この特約による当会社に対する保険金請求権は、被保険者が弁護士費用等または法律相談費用を支出した時から発生し、これを行使することができるものとします。

（2）被保険者がこの特約に基づき保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第24条［保険金のご請求］（2）に定める書類または証拠のほか、弁護士費用等または法律相談費用の支出を証明する書類を当社に提出しなければなりません。

第９条［代位］

（1）弁護士費用等または法律相談費用について、損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

② 上記①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（2）本条（1）の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

第10条［支払保険金の返還］

（1）当会社は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、被保険者に支払った保険金の返還を求めることができます。

① 弁護士または司法書士への委任の取消等により被保険者が支払った着手金の返還を受けた場合

② 自動車事故に関して被保険者が提起した訴訟の判決に基づき、被保険者が賠償義務者からその訴訟に関する弁護士費用等の支払を受けた場合で、次のイ．の額がア．の額を超過する場合

ア．被保険者がその訴訟について弁護士または司法書士に支払った費用の全額

イ．判決で認定された弁護士費用等の額と当会社が第２条［保険金をお支払いする場合］（1）の規定により既に支払った保険金の合計額

（2）本条（1）の規定により当会社が返還を求める保険金の額は、次の①および②に定めるとおりとします。

① 本条（1）の①の場合は返還された着手金の金額に相当する金額。ただし、第２条の規定により支払われた保険金のうち、着手金に相当する金額を限度とします。

② 本条（1）の②の場合は超過額に相当する金額。ただし、第２条の規定により支払われた保険金の額を限度とします。

第11条［運転者限定に関する特約等の不適用］

この特約の適用においては、当会社は、運転者限定に関する特約および家族運転者等の年齢条件に関する特約の規定は適用しません。

第12条［準用規定］

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通保険約款基本条項およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

事故・故障損害付随費用補償特約

＜用語のご説明－定義＞

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

（1）車両事故
衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によってご契約のお車に生じた損害（以下この特約において「車両損害」といいます。）について、その車両損害の原因となった事故をいいます。

（2）故障
ご契約のお車に生じた偶然な外来の事由に直接起因しない損傷をいいます。

（3）ご契約のお車の搭乗者
第２条［保険金をお支払いする場合］に規定する保険金の支払事由が発生したときに、次の①または②のいずれかに該当する者をいいます。

① ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。）に搭乗中の者

② 一時的にご契約のお車から離れている者であって、車両事故または故障によりご契約のお車が走行不能となった前後の状況から判断して、ご契約のお車に搭乗していたとみなされる者

（4）ご契約のお車の所有者
次の①から③のいずれかに該当する者をいいます。

①	ご契約のお車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合	買　主
②	ご契約のお車が１年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合	借　主
③	上記①および②以外の場合	ご契約のお車を所有する者

（5）交通機関
鉄道（軌道を含みます。）、バス、タクシー、レンタカー、有償旅客運送を行う船舶または有償旅客運送を行う航空機等をいいます。

（6）合理的な経路・方法
ご契約のお車に生じた事故・故障の発生の日時、場所、被保険者の数およびご契約のお車の積載物等の状況により、原則として、最短で到達できる経路およびその経路において利用する方法（徒歩を含みます。）とします。

（7）記名被保険者の居住地 保険証券に記載された記名被保険者の住所をいいます。
（8）回収金 第三者が負担すべき金額で、被保険者のために既に回収されたものをいいます。

第1条［この特約の適用条件］

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条［保険金をお支払いする場合］

当会社は、この特約により、次の①または②のいずれかに該当する事由に伴い被保険者が付随費用（臨時宿泊費用、臨時帰宅・移動費用または修理完了後の搬送・引取費用をいいます。以下この特約において同様とします。）を負担することによって被る損害に対して、保険金（臨時宿泊費用保険金、臨時帰宅・移動費用保険金または搬送・引取費用保険金をいいます。以下この特約において同様とします。）を支払います。

① 車両事故によりご契約のお車が走行不能となること。（注ｉ） （注ｉ）ご契約のお車が自力で走行できない状態をいい、盗難により使用不能となった状態および法令により走行が禁じられている状態を含みます。
② 故障によりご契約のお車が走行不能となった場合（注ⅱ）であって、被保険者が、その発生の日時、場所およびその故障の概要を、当会社所定の連絡先に通知し、当会社の事前の確認を得ること。 （注ⅱ）ご契約のお車が自力で走行できない状態をいい、法令により走行が禁じられている状態を含みます。

第３条［補償の対象となる方－被保険者］

（1）この特約における被保険者は、保険金の区分ごとに次のとおりとします。

保険金の区分	被　保　険　者
臨時宿泊費用保険金	ご契約のお車の搭乗者
臨時帰宅･移動費用保険金	ご契約のお車の搭乗者
搬送・引取費用保険金	次の①から③のいずれかに該当する者 ① 記名被保険者 ② ご契約のお車の所有者 ③ ご契約のお車の搭乗者

（2）本条（1）の規定にかかわらず、次の①から③のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。
① 極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗中の者
② 正当な権利によりご契約のお車を使用または管理していた者の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗していた者
③ 業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業者

（3）この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これにより当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第４条［保険金をお支払いできない場合］

（1）当会社は、次の①から⑨のいずれかに該当する事由によって生じた車両事故または故障に伴い被保険者が付随費用を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
① 次のア．からオ．のいずれかに該当する者の故意または重大な過失
ア．ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）
イ．所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または１年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）
ウ．上記ア．およびイ．に定める者の法定代理人
エ．上記ア．およびイ．に定める者の業務に従事中の使用人
オ．上記ア．およびイ．に定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この④において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
⑤ 上記④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
⑥ 上記②から⑤の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
⑧ 詐欺または横領
⑨ ご契約のお車を競技もしくは曲技のために、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所で使用すること。ただし、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用する場合を除きます。

（2）当会社は、次表に掲げるア．からオ．のいずれかに該当する者が、次の①から③のいずれかに該当する場合に生じた車両事故または故障に伴い被保険者が付随費用を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
① 法令により定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転している場合
② 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合
③ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態でご契約のお車を運転している場合

ア．ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）
イ．所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または１年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）
ウ．上記ア．およびイ．に定める者の法定代理人
エ．上記ア．およびイ．に定める者の業務に従事中の使用人
オ．上記ア．およびイ．に定める者の父母、配偶者または子

（3）当会社は、次の①から④のいずれかに該当する車両損害または故障によってご契約のお車が走行不能となった場合において、被保険者が付随費用を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
① ご契約のお車から取り外されて車上にない自動車の部分品または付属品（注）に生じた車両損害または故障
② 付属品のうちご契約のお車に定着されていない物に生じた車両損害または故障。ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に車両損害を被った場合もしくは故障が生じた場合または火災によって車両損害を被った場合もしくは故障が生じた場合を除きます。
③ タイヤ（チューブを含みます。）に生じた車両損害または故障。ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に車両損害を被った場合もしくは故障が生じた場合または火災もしくは盗難によって車両損害もしくは故障が生じた場合を除きます。
④ 法令等により禁止されている改造を行った自動車の部分品および付属品に生じた車両損害または故障
（注）ここでいう「付属品」とは、普通保険約款車両条項<用語のご説明－定義>（１）に定める付属品をいいます。以下この（３）において同様とします。
（4）当会社は、ご契約のお車が日常保管されている車庫、駐車場その他これに準じる場所において発生した車両事故または故障に伴って被保険者が付随費用を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
（5）当会社は、ご契約のお車の走行不能の発生原因が次の①から⑤のいずれかに該当する場合については、保険金を支払いません。
① 燃料の不足または費消
② バッテリーの充電不足および放電
③ キーがご契約のお車の車室内にある状態での施錠
④ キーの紛失
⑤ 次のいずれかに起因する故障
ア．エンジンの改造、車高の変更等、法令により禁止されている改造または自動車製造業者が認めていない改造
イ．自動車製造業者の取扱説明書等に示されている取扱いと異なる使用または仕様の限度を超える酷使
（6）当会社は、故障が保険期間内に発生しても、その故障によるご契約のお車の走行不能が保険期間内に発生していない場合は、保険金を支払いません。

第５条［お支払いする保険金の計算］

（1）当会社は、第２条［保険金をお支払いする場合］に定める①または②の事由を直接の原因として、被保険者が負担した付随費用に対して、次表に定めるところに従い、同表の額を保険金として支払います。

保険金の区分	支払事由	保険金の額
臨時宿泊費用保険金	臨時に宿泊せざるを得なかったために、被保険者が、事故・故障現場最寄りのホテル等有償の宿泊施設（注ｉ）に宿泊した場合	被保険者が負担した１泊分の客室料（注ⅱ）の実費。ただし、１回の事故または故障につき、被保険者１名あたり１万５千円を限度とします。
	（注ｉ）居住施設は対象となりません。 （注ⅱ）飲食等に要した費用を含まず、客室料に対する税金・サービス料を含みます。	
臨時帰宅・移動費用保険金	被保険者が、事故・故障現場から居住地またはご契約のお車の出発地もしくは当面の目的地のいずれかへ移動するにあたって、合理的な経路・方法により、ご契約のお車の代替となる交通機関を臨時に利用した場合。 なお、交通機関の利用に際しては次の①から③の条件があり、これらの条件に該当しない費用に対しては、当会社は臨時帰宅・移動費用保険金を支払いません。 ① ご契約のお車の走行不能の発生時以後24時間以内に利用が開始されたものに限ります。 ② 鉄道・バス以外の交通機関による移動は、深夜・遠隔地等の理由により鉄道・バスの利用が困難な場合に限ります。この場合、被保険者は、当会社所定の連絡先に通知し、当会社の事前の確認を得なければなりません。 ③ タクシー・レンタカーによる移動は、被保険者の人数が乗車定員（注ⅲ）を超える等の理由により当会社の事前の承認がある場合を除き、１台分の利用とします。	被保険者が交通機関の利用により負担した交通費（注ⅳ）の実費から、被保険者の自己負担額として1,000円を控除した額。 ただし、１回の事故または故障につき、被保険者１名あたり２万円を限度とします。

	（注ⅲ）タクシーの場合は、タクシーの運転手を除いた人数を乗車定員とみなします。 （注ⅳ）ハイヤー、グリーン車、ビジネスクラスまたはファーストクラス等の利用により、通常の交通費を超過した金額は対象外となります。	
搬送･引取費用保険金	事故・故障現場から修理工場等までご契約のお車が運搬され修理を終えた後の、次の①または②のいずれかに該当する費用を被保険者が負担した場合 ① 走行不能となったご契約のお車を、合理的な経路・方法により、記名被保険者の居住地またはご契約のお車の所有者の居住地その他ご契約のお車の保管場所に最寄りの当会社の指定する場所まで陸送車等により運搬するために要した費用。なお、修理工場が修理の一環としてサービスで行っている納車（いわゆる「納車サービス」）は対象となりません。 ② ご契約のお車の損傷または故障の修理完了後、合理的な経路・方法により、ご契約のお車を引き取るために要した交通費	被保険者が負担した左記費用の実費。 ただし、１回の事故または故障につき、10万円を限度とします。

（2）付随費用のうち、回収金がある場合は、当会社は、本条（1）に定めるそれぞれの保険金の額から該当する回収金の額（臨時帰宅･移動費用については、自己負担額を超過する回収金の額）を差し引いて保険金を支払います。

第６条［補償が重複する契約がある場合の取扱い］

（1）この特約に関しては、第２条［保険金をお支払いする場合］と支払責任を同じくする他の保険契約または共済契約（自動車保険または自動車共済に限りません。以下この条において「他の保険契約等」といいます。）がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

（2）本条（1）の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、損害の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

（3）本条（2）の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に自己負担額の適用がある場合には、そのうち最も低い自己負担額を差し引いた額とします。

（4）本条（2）の規定は、臨時宿泊費用保険金と臨時帰宅・移動費用保険金と搬送・引取費用保険金とに区分して適用します。

第７条［保険金のご請求］

（1）当会社に対する保険金請求権は、支払いの対象となる付随費用が被保険者に生じた時から発生し、これを行使することができるものとします。

（2）被保険者がこの特約に基づき保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第24条［保険金のご請求］（2）に定める書類または証拠のほか、領収書等、被保険者が付随費用を負担した事実および付随費用の額を証明する客観的書類を当会社に提出しなければなりません。

第８条［現物によるお支払い］

当会社は、被保険者の損害の全部または一部に対して、宿泊施設の提供、修理完了後のご契約のお車の搬送等、保険金の支払と同等のサービスの提供をもって、保険金の支払に代えることができます。

第９条［運転者限定に関する特約等の不適用］

この特約の適用においては、当会社は、運転者限定に関する特約、家族運転者等の年齢条件に関する特約、他車運転補償特約、他車運転補償特約（二輪･原付）およびファミリーバイク特約の規定は適用しません。

第10条［準用規定］

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通保険約款基本条項およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

人身傷害の子ども育英費用補償特約

＜用語のご説明－定義＞

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

（1）扶養者 普通保険約款人身傷害条項第２条［補償の対象となる方－被保険者］に規定する者のうち、次の①および②のいずれの条件も満たす者をいいます。 ① 健康保険の被保険者証、源泉徴収票または確定申告書（写）等の公的資料により、被保険者を扶養している事実を証明できる者で、かつ、主として被保険者の生計を維持している者であること。 ② 被保険者の父母（養父母を含みます。以下この特約において同様とします。）であること。
（2）人身傷害事故 普通保険約款人身傷害条項および同条項に付帯される他の特約の規定を適用した場合に、人身傷害条項第１条［保険金をお支払いする場合］（1）の保険金が支払いの対象となる事故をいいます。
（3）後遺障害 医師による治療の効果が医学上期待できない状態であって、扶養者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、扶養者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。

第１条［この特約の適用条件］
この特約は、次の①から③に掲げる条件をいずれも満たす場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。
① ご契約のお車の用途および車種が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超２トン以下）または特種用途自動車（キャンピング車）であること。
② 記名被保険者が個人であること。
③ この保険契約に普通保険約款人身傷害条項が適用されていること。

第２条［保険金をお支払いする場合］
当会社は、扶養者が人身傷害事故によって、その身体に普通保険約款人身傷害条項第１条［保険金をお支払いする場合］の傷害を被り、その直接の結果として、次の①または②のいずれかに該当する状態になった場合には、この特約に従い、被保険者に子ども育英費用保険金を支払います。
① 死亡したとき。
② 普通保険約款別表Ⅰの１もしくは同表の２の第１級、第２級または同表の２の第３級の③もしくは④に該当する後遺障害が生じたとき。

第３条［補償の対象となる方－被保険者］
（１）この特約における被保険者は、人身傷害事故の発生時点で、扶養者に扶養されている満18歳未満の子とします。
（２）この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第４条［保険金をお支払いできない場合］
当会社は、人身傷害事故の発生時点で、次の①または②のいずれかに該当する場合には、子ども育英費用保険金を支払いません。
① 扶養者が被保険者を扶養していた事実について、健康保険の被保険者証、源泉徴収票または確定申告書（写）等の公的資料による確認ができない場合
② 扶養者が被保険者の父母のいずれにも該当しない場合

第５条［お支払いする保険金の額］
当会社は、１回の事故につき、被保険者１名ごとに500万円を子ども育英費用保険金として支払います。

第６条［保険金のご請求］
（１）当会社に対する子ども育英費用保険金の請求権は、扶養者が死亡した時、または扶養者に第２条［保険金をお支払いする場合］に定める後遺障害が生じた時から発生し、これを行使できるものとします。
（２）被保険者が子ども育英費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第24条［保険金のご請求］（２）の⑨に定める書類または証拠として、次表に掲げるものを当会社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 被保険者またはその法定代理人の印鑑証明書
② 被保険者の戸籍謄本
③ 健康保険の被保険者証、源泉徴収票または確定申告書（写）等、人身傷害事故の発生時点で扶養者が被保険者を扶養していたことを確認できる公的資料

第７条［代位］
当会社が子ども育英費用保険金を支払った場合であっても、扶養者の傷害について被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第８条［準用規定］
この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款人身傷害条項（同条項に適用される他の特約を含みます。）および基本条項の規定を準用します。

搭乗者傷害医療保険金（一時金払）の頸部捻挫等追加給付特約

＜用語のご説明－定義＞
この特約において使用される次の用語は、次の定義によります。

治療日数
普通保険約款搭乗者傷害条項＜用語のご説明－定義＞（４）に定める治療日数をいいます。

第１条［この特約の適用条件］
この特約は、この保険契約に普通保険約款搭乗者傷害条項の適用があり、同条項による医療保険金の支払方式が同条項第４条［お支払いする保険金の計算］（１）の②に定める「医療保険金（一時金払）」である場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第２条［保険金をお支払いする場合－頸部捻挫等追加給付］
（１）当会社は、被保険者が普通保険約款搭乗者傷害条項第１条［保険金をお支払いする場合］の傷害を被り、同条項による医療保険金（一時金払）（注）を支払う場合において、次の①から③の条件をいずれも満たすときは、同条項第４条［お支払いする保険金の計算］に定める保険金とは別に、その傷害に対して、この特約に従い、頸部捻挫等追加給付金を被保険者に支払います。
① 被保険者の被った傷害の部位が「頸部」であって、その部位についての症状が「打撲・捻挫・挫傷」に該当すること。
② 上記①の傷害に対する治療日数が５日以上となること。ただし、上記①の傷害に対する５日目の治療を受けた日が事故の発生の日からその日を含めて180日以内の場合に限ります。
③ 上記①および②の条件に該当する事実が、医師の診断書等の証明書類により確認できること。

（注）普通保険約款搭乗者傷害条項第４条［お支払いする保険金の計算］（１）の②の規定による医療保険金をいいます。以下この特約において、同様とします。

（２）本条（１）の①の症状に該当しない傷害であっても、当会社が身体の障害の程度に応じ、相当すると認められる症状については、本条（１）の①の症状に該当したものとみなします。

第３条［補償の対象となる方－被保険者］

（１）この特約における被保険者は、普通保険約款搭乗者傷害条項第２条［補償の対象となる方－被保険者］（１）および（２）に定める被保険者とします。

（２）この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第４条［お支払いする保険金の計算］

（１）１回の事故につき、被保険者１名に対して当会社が支払う頸部捻挫等追加給付金の額は、５万円とします。

（２）普通保険約款搭乗者傷害条項第４条［お支払いする保険金の計算］（１）の規定により医療保険金（一時金払）の額に倍数を乗じて支払う場合であっても、当会社は、本条（１）の規定による額を頸部捻挫等追加給付金として支払います。

第５条［保険金のご請求］

この特約による当会社に対する保険金請求権は、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の第２条［保険金をお支払いする場合－頸部捻挫等追加給付］（１）の②に規定する治療日数が５日となった時から発生し、これを行使することができるものとします。

第６条［地震・噴火・津波危険「搭乗者傷害」補償特約が適用されている場合の特則］

この保険契約に地震・噴火・津波危険「搭乗者傷害」補償特約が適用されている場合には、同特約によって保険金を支払うべき傷害に対しては、当会社は、この特約を適用しません。

第７条［準用規定］

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款搭乗者傷害条項（同条項に適用される他の特約を含みます。）および基本条項の規定を準用します。

車両価額協定保険特約

＜用語のご説明－定義＞

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

（１）**市場販売価格相当額**
ご契約のお車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様・年式で同等の損耗度の自動車を、自動車販売店等が顧客に販売する店頭渡現金販売価格相当額（注）のことで、当会社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」等に記載された価格または当会社が別に定める方法に従ってその他の客観的資料により算出された価格をいいます。
（注）税金、保険料、リサイクル料金、登録等に伴う費用は含みません。ただし、消費税は、市場販売価格相当額に含まれます。また、骨董価値や希少価値は含めることはできません。

（２）**付属品**
普通保険約款車両条項＜用語のご説明－定義＞（１）に定める付属品をいいます。

（３）**協定保険価額**
保険契約締結の時におけるご契約のお車の市場販売価格相当額をご契約のお車の価額として協定した価額（付属品の価額を含みます。）をいいます。

（４）**保険金額**
保険証券の「車両保険」欄に記載された保険金額で、当会社が支払う保険金の限度額をいいます。

（５）**自己負担額**
保険契約締結の時において、ご契約者または被保険者が自己負担するものとして設定した金額で、保険証券の「車両保険」欄に記載された自己負担額をいいます。

（６）**修理費**
普通保険約款車両条項＜用語のご説明－定義＞（５）に定める修理費をいいます。

（７）**全損**
ご契約のお車を修理することができない場合（ご契約のお車が盗難され発見されなかった場合を含みます。）、または修理費の額が協定保険価額（注）以上となるときをいいます。
（注）第７条［協定保険価額が保険価額を著しく超える場合］または第８条［価額の評価のための告知］（４）ただし書もしくは（６）の規定を適用する場合においては、保険価額とします。

（８）**分損**
修理費の額が協定保険価額（注）未満となるときをいいます。
（注）第７条［協定保険価額が保険価額を著しく超える場合］または第８条［価額の評価のための告知］（４）ただし書もしくは（６）の規定を適用する場合においては、保険価額とします。

（９）**保険価額**
普通保険約款車両条項＜用語のご説明－定義＞（２）に定める保険価額をいいます。

第１条［この特約の適用条件］

この特約は、次の①または②のいずれかに該当する場合に適用されます。

① ご契約のお車の用途および車種が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超２トン以下）または特種用途自動車（キャンピング車）である場合。
ただし、ご契約のお車が不特定の借主に有償で貸し渡すことを目的とするレンタカー等の自動車（１年以上を期間とする貸借契約により貸し渡す自動車を除きます。）である場合を除きます。

② 上記①に該当しない場合で、当会社とご契約者またはご契約のお車の所有者との間に、あらかじめ価額の協定についての合意があり、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているとき。

第２条［協定保険価額および保険金額］

当会社とご契約者または被保険者（普通保険約款車両条項の被保険者をいいます。以下この特約において同様とします。）は、この特約により、普通保険約款車両条項第３条［保険金額］の規定にかかわらず、協定保険価額を保険金額として定めるものとします。

第３条［協定保険価額の変更］

（１）保険契約締結の後、ご契約のお車の改造または付属品の装着等によってご契約のお車の価額が著しく増加した場合には、ご契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知し、承認を請求しなければなりません。
（２）保険契約締結の後、ご契約のお車の改造または付属品の取り外し等によってご契約のお車の価額が著しく減少した場合には、ご契約者または被保険者は、当会社に対する通知をもって、協定保険価額および保険金額について、減少後のご契約のお車の価額に至るまでの減額を請求することができます。
（３）本条（１）および（２）の場合、当会社とご契約者または被保険者は、将来に向かって、保険証券記載の協定保険価額に本条（１）の事由によって増加した価額を加えた額または保険証券記載の協定保険価額から本条（２）の事由によって減少した価額を差し引いた額に、協定保険価額および保険金額を変更するものとします。
（４）本条（３）の場合には、当会社は、変更前の保険金額に対応する保険料と変更後の保険金額に対応する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。
（５）当会社は、本条（４）の追加保険料を、普通保険約款基本条項第17条［保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の場合］（６）の追加保険料とみなします。この場合において、ご契約者が本条（４）の追加保険料を払い込まなかった場合の取扱いについては、当会社は、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を適用します。
（６）普通保険約款基本条項第８条［ご契約のお車の入替］（１）の場合において、ご契約者が書面により車両入替の承認の請求を行い、当会社がこれを承認するときは、同条（１）に定める入替自動車の価額を第２条［協定保険価額および保険金額］の規定により定め、その価額に協定保険価額および保険金額を変更するものとします。
（７）本条（６）の場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。
（８）当会社は、本条（７）の追加保険料を、普通保険約款基本条項第17条［保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の場合］（４）の追加保険料とみなします。この場合において、ご契約者が本条（７）の追加保険料を払い込まなかった場合の取扱いについては、当会社は、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を適用します。

第４条［保険金額の調整］

この特約が適用されている場合には、当会社は、普通保険約款基本条項第12条［保険金額の調整］の規定は適用しません。

第５条［損害の額の決定］

当会社が保険金を支払うべき損害の額は、普通保険約款車両条項第５条［損害の額の決定］の規定にかかわらず、次のとおりとします。

① 全損の場合は、協定保険価額
② 分損の場合は、次の算式によって算出される額

第６条［お支払いする保険金の計算］

１回の事故につき当会社の支払う損害保険金の額は、普通保険約款車両条項第６条［お支払いする保険金の計算］（１）の規定にかかわらず、次のとおりとします。

区　分	損害保険金の額
① 全損	協定保険価額
② 分損	第５条［損害の額の決定］②の損害の額　－　自己負担額（注） （保険金額を限度とします。）

（注）当会社が支払責任を負う事故が複数回発生している場合は、事故の発生の順番に従って適用します。

第７条［協定保険価額が保険価額を著しく超える場合］

事故の発生に際して、当会社がご契約のお車の損害の調査を行った結果、協定保険価額が保険価額を著しく超える場合には、当会社は、協定保険価額にかかわらず、その保険価額によって損害の額を算定します。

この場合、第５条［損害の額の決定］および第６条［お支払いする保険金の計算］の規定の適用においては、その保険価額を協定保険価額および保険金額とします。

第８条［価額の評価のための告知］

（１）ご契約者または被保険者は、ご契約のお車の協定保険価額を定めるに際し、当会社がご契約のお車の価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
（２）ご契約のお車の協定保険価額を定めるに際し、ご契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって当会社がご契約のお車の価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、事実を告げずまたは事実と異なることを告げ、

その結果として第２条［協定保険価額および保険金額］または第３条［協定保険価額の変更］の規定により定めるべき額と異なった協定保険価額が定められた場合には、当会社は、ご契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。（注）
（注）この特約を解除する場合は、この特約の適用を付帯条件としている他の特約についても、あわせて解除します。

（３）本条（２）の規定は、次の①から④のいずれかに該当する場合には適用しません。

① 本条（２）の事実がなくなった場合
② ご契約のお車の協定保険価額を定める際、当会社が本条（２）の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注） （注）当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないことしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
③ ご契約者または被保険者が、ご契約のお車の価額を評価するために必要な事項について、書面をもって訂正を申し出て、当会社がこれを承認した場合。 なお、当会社は、訂正の申出を受けた場合には、その訂正を申し出た事実が、ご契約のお車の協定保険価額を定める際に当会社に告げられていたとしても、当会社が、この特約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
④ 当会社が本条（２）の規定による解除の原因があることを知った時からその日を含めて30日を経過した場合

（４）本条（２）の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、その解除が損害の発生した後になされた場合であっても、当会社は、その損害については、第５条［損害の額の決定］および第６条［お支払いする保険金の計算］の規定に代えて、普通保険約款車両条項第５条［損害の額の決定］および第６条［お支払いする保険金の計算］（１）の規定を適用します。この場合において、既に第５条および第６条の規定を適用して保険金を支払っていたときは、当会社は、普通保険約款車両条項第５条および第６条（１）の規定を適用して算出した保険金との差額の返還を請求することができます。

（５）本条（１）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。

（６）本条（５）の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、ご契約者が追加保険料を払い込まなかったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、第５条および第６条の規定に代えて、普通保険約款車両条項第５条および第６条（１）の規定を適用します。

第９条［被害物についての当会社の権利］

この特約が適用される場合は、普通保険約款車両条項第８条［被害物についての当会社の権利］（１）中の「保険価額」を「協定保険価額」と読み替えるものとします。ただし、第７条［協定保険価額が保険価額を著しく超える場合］または第８条［価額の評価のための告知］（４）ただし書もしくは（６）の規定が適用される場合を除きます。

車両超過修理費用補償特約

<用語のご説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

（１）**協定保険価額** 車両価額協定保険特約<用語のご説明－定義>（３）に規定する協定保険価額をいいます。
（２）**修理費** 普通保険約款車両条項<用語のご説明－定義>（５）に定める修理費をいいます。
（３）**自己負担額** 保険契約締結の時において、ご契約者または被保険者が自己負担するものとして設定した金額で、保険証券に記載された自己負担額をいいます。
（４）**車両超過修理費限度額** 保険金額に３０万円を加えた額をいいます。

第１条［この特約の適用条件］

この特約は、次の①から③の条件をいずれも満たす場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

① ご契約のお車の用途および車種が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超２トン以下）または特種用途自動車（キャンピング車）であること。
② この保険契約に普通保険約款車両条項および車両価額協定保険特約が適用されていること。
③ 保険期間の初日の属する月が、ご契約のお車の初度登録または初度検査年月の翌月から起算して25か月を超えていること。

第２条［損害の額の決定］

当会社が保険金を支払うべき損害の額は、普通保険約款車両条項第５条［損害の額の決定］および車両価額協定保険特約第５条［損害の額の決定］の規定にかかわらず、次のとおりとします。

① 次のア．またはイ．のいずれかに該当する場合は、協定保険価額
ア．ご契約のお車の損傷を修理することができない場合（ご契約のお車が盗難され発見されなかった場合を含みます。）
イ．修理費の額が協定保険価額以上となる場合で、ご契約のお車の損傷の修理を行わないとき。

② 上記①以外の場合は、次の算式によって算出される額。ただし、車両超過修理費限度額を限度とします。

損害の額	＝	修理費の額	－	修理に伴って生じた残存物があるときは、その残存物の価額

第３条［お支払いする保険金の計算］

（１）１回の事故につき当会社の支払う損害保険金の額は、普通保険約款車両条項第６条［お支払いする保険金の計算］（１）および車両価額協定保険特約第６条［お支払いする保険金の計算］の規定にかかわらず、次のとおりとします。

区　分	損害保険金の額
① 第２条［損害の額の決定］①の場合	協定保険価額
② 第２条②の場合	第２条②の損害の額 － 自己負担額（注ｉ）

（注ｉ）当会社が支払責任を負う事故が複数回発生している場合は、事故の発生の順番に従って適用します。

（２）次の①または②のいずれかに該当する場合には、第２条および本条（１）の規定中「協定保険価額」とあるのを「保険価額」と読み替えて、これらの規定を適用します。

① 車両価額協定保険特約第７条［協定保険価額が保険価額を著しく超える場合］の適用がある場合

② 車両価額協定保険特約第８条［価額の評価のための告知］（４）ただし書の規定の適用がある場合であって、かつ、協定保険価額が保険価額を超えるとき。

（注ⅱ）この（２）の規定を適用しないで既に保険金を支払っていた場合は、当会社は、この（２）の規定を適用して算出した保険金との差額の返還を請求することができます。

第４条［この特約を適用しない場合］

第３条［お支払いする保険金の計算］（１）の②の場合において、被保険者が、ご契約のお車に損害が生じた日の翌日から起算して６か月以内にご契約のお車の損傷を修理しなかったときは、当会社は、この特約を適用しません。ただし、修理に際してやむを得ない事情がある場合には、あらかじめ当会社の承認を得て、修理の期間につき、これを変更することができます。

第５条［全損時諸費用保険金の支払に関する特則］

当会社は、この特約により、普通保険約款全損時諸費用条項第１条［保険金をお支払いする場合－全損時諸費用保険金］の規定にかかわらず、第３条［お支払いする保険金の計算］（１）の①および（２）の規定により、協定保険価額または保険価額を損害保険金として支払う場合に限り、全損時諸費用保険金を支払います。

第６条［被害物についての当会社の権利］

（１）当会社は、普通保険約款車両条項第８条［被害物についての当会社の権利］（１）の規定にかかわらず、第３条［お支払いする保険金の計算］（１）および（２）の規定により、協定保険価額または保険価額を損害保険金として支払った場合は、ご契約のお車について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。

（２）本条（１）の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払ったときは、ご契約のお車について被保険者が有する所有権その他の物権は当会社に移転しません。

第７条［保険金のご請求］

被保険者がこの特約の規定による保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第24条［保険金のご請求］（２）の⑨に定める書類または証拠として、次表に掲げるものを当会社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 第３条［お支払いする保険金の計算］（１）の②の規定に基づく損害保険金の請求に関しては、第４条［この特約を適用しない場合］に定める期日までにご契約のお車の損傷を修理した事実を確認できる書類または証拠
② 第４条の規定によりこの特約を適用しない場合における損害保険金の請求に関しては、同条の修理を行う意思がないことを確認できる書類または証拠

第８条［入替自動車に対する自動補償特則の不適用］

当会社は、普通保険約款基本条項第９条［入替自動車に対する自動補償特則］の規定にかかわらず、入替自動車については、この特約は適用しません。

第９条［他車運転補償特約の不適用］

この保険契約に他車運転補償特約が適用されている場合、同特約によって保険金を支払うべき事故により生じた損害に対しては、当会社は、この特約を適用しません。

第10条［準用規定］

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通保険約款車両条項（同条項に適用される他の特約を含みます。）および基本条項の規定を準用します。

買替時諸費用補償特約

＜用語のご説明－定義＞

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

（1）車両事故 普通保険約款車両条項および同条項に付帯される他の特約の規定を適用した場合に、車両条項第１条［保険金をお支払いする場合］（1）の保険金が支払い対象となる事故をいいます。
（2）全損 車両価額協定保険特約＜用語のご説明－定義＞（7）に定める全損をいいます。
（3）修理費 普通保険約款車両条項＜用語のご説明－定義＞（5）に定める修理費をいいます。
（4）代替自動車 次の①から④のいずれかに該当する者が、ご契約のお車の代替として新たに使用する自動車をいいます。 ① 被保険者 ② 記名被保険者 ③ 記名被保険者の配偶者 ④ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
（5）代替自動車の取得等 自動車販売業者等（注）から代替自動車を新たに取得（所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。）し、または１年以上を期間とする貸借契約により借り入れることをいいます。 （注）自動車販売業者およびリース業者をいいます。

第１条［この特約の適用条件］

この特約は、次の①および②の条件をいずれも満たす場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

① ご契約のお車の用途および車種が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）または特種用途自動車（キャンピング車）であること。

② この保険契約に普通保険約款車両条項、全損時諸費用条項および車両価額協定保険特約が適用されていること。

第２条［保険金をお支払いする場合］

（1）当会社は、車両事故によりご契約のお車に次の①から③のいずれかに該当する損害が生じた場合であって、かつ、代替自動車の取得等が行われたときは、この特約に従い、買替時諸費用保険金を被保険者に支払います。

ただし、車両事故発生の時の翌日から90日以内または当会社が承認した猶予期間内に代替自動車の取得等が行われた場合であって、被保険者からの書面による請求があり、当会社がこれを承認したときに限ります。

① 全損の場合

② 全損以外の場合であって、ご契約のお車の損害の額（車両価額協定保険特約第５条［損害の額の決定］の②に定める損害の額をいいます。）が50万円以上となるとき。

③ この保険契約に車両新価保険特約が付帯されている場合において、修理費の額が保険証券記載の新価価額の50％以上となるとき。ただし、ご契約のお車に生じた損害が、ご契約のお車の内外装・外板部品のみの損傷のときを除きます。

（2）ご契約者または被保険者は、代替自動車の取得等を行った場合は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。

第３条［補償の対象となる方－被保険者］

この特約における被保険者は、次の①から③のいずれかに該当する者とします。

①	ご契約のお車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合	買　主
②	ご契約のお車が１年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合	借　主
③	上記①および②以外の場合	ご契約のお車を所有する者

第４条［お支払いする保険金の計算］

（1）１回の事故につき、当会社が支払う買替時諸費用保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、算出された額が10万円を下回る場合は10万円を、40万円を上回る場合は40万円を支払うものとします。

① 下記②以外の場合

買替時諸費用保険金の額 ＝ 車両保険金額 × 15％

② この保険契約に車両新価保険特約が付帯されており、かつ、同特約第２条［お支払いする保険金の計算］（1）の表中①の規定により損害保険金が支払われる場合

買替時諸費用保険金の額 ＝ 新価価額 × 15％

（注ⅰ）「車両保険金額」とは車両価額協定保険特約＜用語のご説明-定義＞（4）に定める保険金額をいい、「新価価額」とは車両新価保険特約により定める保険証券記載の新価価額をいいます。以下この条において同様とします。

（2）次の①または②の場合には、それぞれ次のとおり読み替えて、本条（1）の規定を適用します。

① 次のア．またはイ．のいずれかに該当する場合には、本条（1）の①の規定中「車両保険金額」とあるのは「保険価額」

ア．車両価額協定保険特約第７条［協定保険価額が保険価額を著しく超える場合］の適用がある場合
イ．車両価額協定保険特約第８条［価額の評価のための告知］（４）ただし書の規定の適用がある場合であって、かつ、車両保険金額が保険価額を超えるとき。

② 次のア．またはイ．のいずれかに該当する場合には、本条（１）の②の規定中「新価価額」とあるのは「事故発生時点における新車の価額」

ア．車両新価保険特約第８条［新価価額が事故発生時点における新車の価額を著しく超える場合］の適用がある場合
イ．車両新価保険特約第11条［価額の評価のための告知］（４）ただし書の規定の適用がある場合であって、かつ、新価価額が事故発生時点における新車の価額を超えるとき。

（注ⅱ）「保険価額」とは普通保険約款車両条項<用語のご説明-定義>（２）に定める保険価額をいい、「事故発生時点における新車の価額」とは車両新価保険特約第８条に規定する事故発生時点における新車の価額をいいます。

（注ⅲ）この（２）の規定を適用しないで既に買替時諸費用保険金を支払っていたときは、当会社は、この（２）の規定を適用して算出した買替時諸費用保険金との差額の返還を請求することができます。

（３）当会社は、本条（１）および（２）の規定によって支払うべき買替時諸費用保険金と車両価額協定保険特約第６条［お支払いする保険金の計算］に定める損害保険金（本条（１）の規定中②が適用される場合には車両新価保険特約に定める損害保険金とします。）の合計額が車両保険金額（本条（１）の規定中②が適用される場合には新価価額とします。）を超える場合であっても、買替時諸費用保険金を支払います。

（４）この特約により買替時諸費用保険金を支払う場合には、当会社は、次の①および②の保険金（以下この条において「全損時諸費用保険金等」といいます。）を支払いません。既に全損時諸費用保険金等を支払っていたときは、当会社は、その金額を差し引いて買替時諸費用保険金を支払います。

① 普通保険約款全損時諸費用条項第１条［保険金をお支払いする場合－全損時諸費用保険金］に定める全損時諸費用保険金
② 車両新価保険特約第９条［登録諸費用保険金－代替自動車を取得する場合］に定める登録諸費用保険金

第５条［補償が重複する契約がある場合の取扱い］

（１）この特約に関しては、第２条［保険金をお支払いする場合］（１）と支払責任を同じくする他の保険契約または共済契約（自動車保険または自動車共済に限りません。以下この条において「他の保険契約等」といいます。）がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき買替時諸費用保険金の額を支払います。

（２）本条（１）の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ買替時諸費用保険金を支払います。

第６条［保険金のご請求］

（１）当会社に対する買替時諸費用保険金の請求権は、代替自動車の取得等を行った時から発生し、これを行使することができるものとします。

（２）被保険者がこの特約に基づき買替時諸費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第24条［保険金のご請求］（２）に定める書類または証拠の他に、代替自動車の取得等の時および事実を証明する客観的書類を当会社に提出しなければなりません。

第７条［盗難事故におけるご契約者または被保険者の義務］

ご契約者または被保険者は、ご契約のお車の損害が盗難事故による場合で、かつ、盗難事故発生の時の翌日から起算して60日以内に盗難にあったご契約のお車を発見した場合または発見されたことを知った場合は、直ちに当会社に通知しなければなりません。

第８条［準用規定］

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通保険約款車両条項（同条項に適用される他の特約を含みます。）および基本条項の規定を準用します。

地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約

<用語のご説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

（１）地震等
次の①または②のいずれかに該当する事由をいいます。
① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
② 上記①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（２）当会社が全損と判定する所定の基準に該当する場合
ご契約のお車の損害の状態が、次の①から⑧のいずれかに該当する場合をいいます。なお、ご契約のお車について①から④までに掲げる部品の名称が異なる場合は、その部品と同一箇所にある同等の機能を有する部品について判定します。
① 次に定める条件をすべて満たす場合
ア．ルーフの著しい損傷が生じたこと。
イ．３本以上のピラーの折損、断裂またはこれと同程度の損傷が生じたこと。
ウ．前面ガラス、後面ガラスおよび左右いずれかのドアガラスの損傷が生じたこと。

② 次に定める条件をすべて満たす場合
ア．２本以上のピラーの折損、断裂またはこれと同程度の損傷が生じたこと。
イ．サイドシルの折損、断裂またはこれと同程度の損傷が生じたこと。
ウ．座席の著しい損傷が生じたこと。
③ 次のいずれかの損傷が生じ、自力で走行できない状態となる場合
ア．前の左右双方のサスペンションおよびこれらと接続された部位のフレームの著しい損傷
イ．後の左右双方のサスペンションおよびこれらと接続された部位のフレームの著しい損傷
ウ．前の左右双方のサスペンションおよび車体底部の著しい損傷
エ．後の左右双方のサスペンションおよび車体底部の著しい損傷
④ 次のいずれかの場合
ア．原動機のシリンダーに著しい損傷が生じ、原動機の始動が著しく困難な場合
イ．電気自動車の駆動用電気装置の電池部分に著しい損傷が生じ、駆動用電気装置の始動が著しく困難な場合
⑤ 流失または埋没し発見されなかった場合
⑥ 運転者席の座面を超える浸水を被った場合
⑦ 全焼した場合
⑧ 上記①から⑦のほか、損傷を修理することができない場合で、廃車を行ったとき。

（3）ルーフ
自動車のボデーを構成する部品の一つであり、屋根部分をいいます。

（4）ピラー
自動車のボデーを構成する部品の一つであり、ルーフを支える窓柱部分をいいます。

（5）サイドシル
自動車のボデーを構成する部品の一つであり、ドア開口部の下端部を構成する部品をいいます。

（6）サスペンション
自動車が走行中に車輪を通じて路面から受ける衝撃や振動を緩和する緩衝機構と、車軸と車体を連結しているリンク機構を構成する部品の総称をいいます。

（7）フレーム
自動車を走行させるために必要な動力伝達装置、サスペンション、かじ取り装置および制動装置を取り付けるための車枠をいいます。

（8）車体底部
モノコックボデーの場合、自動車のボデーを構成する一部であり、フロア部分の総称をいいます。フレーム式ボデーの場合、骨組みであるフレーム自体の下面部分および、自動車のボデーのフロア部分の総称をいいます。

（9）原動機のシリンダー
エンジンの内部部品であり、燃焼室を構成する筒状の部品をいいます。

（10）モノコックボデー
フレームとボデーが一体構造となっているものをいいます。

（11）フレーム式ボデー
フレームとボデーが分離構造となっているものをいいます。

（12）ボデー
自動車の車体のことをいいます。

（13）フロア
自動車のボデーを構成する部品の一つであり、車体の床板部分をいいます。

（14）著しい損傷
それぞれの部品において、その一部の交換または補修では原状回復できず、部品全体の交換を必要とする損傷をいいます。なお、サスペンションについては、構成する部品の大部分に交換を必要とする程度の損傷をいいます。また、原動機のシリンダーについては、原動機外観の損傷状態により、原動機のシリンダーの損傷が推定できる場合を含みます。

（15）車両保険金額
車両保険契約における保険証券記載の保険金額をいいます。

第１条［この特約の適用条件］

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条［保険金をお支払いする場合］

（1）当会社は、地震等によってご契約のお車に損害が生じ、当会社が全損と判定する所定の基準に該当する場合は、被保険者が臨時に必要とする費用に対し、この特約に従い、被保険者に地震等保険金を支払います。
（2）当会社は、地震等によってご契約のお車に損害が生じ、当会社が全損と判定する所定の基準に該当する場合において、その損害を損害が生じる直前の状態（注）に復旧する前に、別の地震等によってご契約のお車に損害が生じたときは、別の地震等によってご契約のお車に生じた損害に対しては、本条（1）の規定を適用しません。
（注）構造、質、用途、規模、型、能力等において損害が生じる直前と同一の状態をいいます。
（3）普通保険約款基本条項のご契約のお車の入替に関する規定によりご契約のお車が入れ替えられた場合は、当会社は、ご契約のお車ごとに本条（2）の規定を適用します。

第３条［補償の対象となる方－被保険者］

この特約における被保険者は、記名被保険者とします。

第４条［保険金をお支払いできない場合］

当会社は、次の①から⑦のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、地震等保険金を支払いません。

① 次のア．からオ．のいずれかに該当する者の故意または重大な過失
  ア．ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）
  イ．ご契約のお車の所有者、所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または１年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）
  ウ．上記ア．およびイ．に定める者の法定代理人
  エ．上記ア．およびイ．に定める者の業務に従事中の使用人
  オ．上記ア．およびイ．に定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
③ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この③において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
④ 上記③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
⑤ 上記②から④の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑥ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
⑦ 詐欺または横領

第５条［お支払いする地震等保険金の額］

１回の事故につき当会社の支払う地震等保険金の額は、５０万円とします。ただし、車両保険金額がこれを下回る場合は、車両保険金額の全額とします。

第６条［補償が重複する契約がある場合の取扱い］

（１）この特約に関しては、第２条［保険金をお支払いする場合］（１）と支払責任を同じくする他の保険契約または共済契約（自動車保険または自動車共済に限りません。以下この条において「他の保険契約等」といいます。）がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき地震等保険金の額を支払います。

（２）本条（１）の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ地震等保険金を支払います。

第７条［保険金のご請求］

（１）当会社に対する地震等保険金の請求権は、ご契約のお車の損害発生の時から発生し、これを行使することができるものとします。

（２）被保険者が<用語のご説明－定義>（２）に定める当会社が全損と判定する所定の基準に該当する場合の⑧の規定に従い地震等保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第24条［保険金のご請求］（２）の⑨に定める書類または証拠として、次表に掲げるものを当会社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
廃車の事実を確認できる客観的書類

第８条［保険金のお支払いについての特則］

地震等保険金の請求に対し、普通保険約款基本条項第25条［保険金のお支払い］（１）に掲げる必要な事項の確認をするため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域において調査を行うときは、当会社は、請求完了日からその日を含めて365日（注）を経過する日までに、地震等保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に対して通知するものとします。

（注）普通保険約款基本条項第25条（２）の表中の①から⑤を含めて、複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

第９条［ご契約のお車が発見された場合の取扱い］

（１）被保険者が<用語のご説明－定義>（２）に定める当会社が全損と判定する所定の基準に該当する場合の⑤の規定に従い地震等保険金の支払を請求した場合で、それ以降にご契約のお車が発見されたときは、被保険者は、遅滞なく、そのことを当会社に通知しなければなりません。

（２）当会社は、本条（１）の通知を受けた場合には、被保険者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。

（３）当会社は、本条（１）の通知を受けた場合には、被保険者に対して、地震等保険金の返還を請求することができます。ただし、ご契約のお車の損害が<用語のご説明－定義>（２）に定める当会社が全損と判定する所定の基準に該当する場合の他の規定に該当する場合は、この規定は適用しません。

第10条［普通保険約款車両条項との関係］

この保険契約に適用される普通保険約款車両条項（同条項に適用される他の特約を含みます。）の規定により同条項の保険金の支払責任が発生する損害に対しては、当会社は、第２条［保険金をお支払いする場合］の規定を適用しません。

第11条［運転者限定に関する特約等の不適用］

この特約の適用においては、当会社は、運転者限定に関する特約および家族運転者等の年齢条件に関する特約の規定は適用しません。

第12条［準用規定］
この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通保険約款基本条項およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

車対車事故自己負担額ゼロ特約

<用語のご説明－定義>
この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

（1）相手自動車
所有者がご契約のお車の所有者と異なる自動車をいいます。

（2）所有者
次の①から③のいずれかに該当する者をいいます。

①	自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合	買　主
②	自動車が１年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合	借　主
③	上記①および②以外の場合	自動車を所有する者

第１条［この特約の適用条件］
この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条［車両保険の自己負担額の取扱い－自己負担額３万円または５万円の不適用］
相手自動車との衝突または接触によって、ご契約のお車に損害が生じた場合で、普通保険約款車両条項第６条［お支払いする保険金の計算］（１）の②または車両価額協定保険特約第６条［お支払いする保険金の計算］②の規定により差し引かれるべき自己負担額が３万円または５万円であるときは、当社は、この特約により、その自己負担額を差し引きません。ただし、ご契約のお車と衝突または接触した相手自動車について、次の事項がすべて確認された場合に限ります。
① 登録番号等（登録番号、車両番号、標識番号または車台番号をいいます。）
② 事故発生時の運転者または所有者の氏名（名称）および住所

第３条［保険金のご請求－交通事故証明書を提出できない場合］
被保険者は、この特約に基づき保険金の支払を請求する場合、普通保険約款基本条項第24条［保険金のご請求］（２）ただし書の交通事故証明書を提出できない相当の理由があるときは、交通事故証明書にかえて次の書類および写真を当社に提出しなければなりません。
① ご契約のお車と相手自動車との衝突または接触の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所の記載および記名押印のあるもの
② ご契約のお車の損傷部位の写真
③ 相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真または資料

第４条［準用規定］
この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通保険約款車両条項（同条項に適用される他の特約を含みます。）および基本条項の規定を準用します。

リサイクル部品使用特約

第１条［この特約の適用条件］
この特約は、次の①から③の条件をいずれも満たす場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。
① ご契約のお車の用途および車種が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車または自家用軽四輪貨物車であること。ただし、ご契約のお車が外国製自動車である場合およびご契約のお車の自動車検査証記載の用途が特種用途である場合を除きます。
② この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されていること。
③ 保険期間の初日の属する月が、ご契約のお車の初度登録または初度検査年月の翌月から起算して36か月目以降であること。

第２条［修理費－リサイクル部品の使用］
（1）当社は、この特約により、ご契約のお車に普通保険約款車両条項に定める損害が生じ、ご契約のお車の修理にあたって部分品の交換の必要が生じた場合には、同条項<用語のご説明－定義>（５）に定める「修理費」にいう「ご契約のお車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費」のうち、部分品の交換による修理費については、リサイクル部品（注）を使用した場合の価格によって定めるものとします。
（注）中古の部分品をいい、再生の部分品を含みます。本条（２）において同様とします。
（2）修理のために入庫している修理工場が必要とするリサイクル部品を入手できない場合で、当社によるあっせんによっても、ご契約のお車を修理工場に入庫した日の翌日から起算して７日以内（祝日·年末年始·お盆の期間を除きます。）に、その修理工場がリサイクル部品を調達できないときには、本条（１）の規定は適用しません。

第３条［準用規定］
この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通保険約款車両条項（同条項に適用される他の特約を含みます。）および基本条項の規定を準用します。

車両損害に関する代車提供特約

＜用語のご説明－定義＞
この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

（１）車両事故	普通保険約款車両条項および同条項に付帯される他の特約の規定を適用した場合に、車両条項第１条［保険金をお支払いする場合］（１）の保険金が支払いの対象となる事故をいいます。
（２）代車	ご契約のお車の代替として使用するレンタカーをいいます。
（３）盗難	ご契約のお車が盗難（付属品等ご契約のお車の一部分のみの盗難を除きます。）にあったことをいいます。
（４）代車承認日	当会社が事故の受付を行い、被保険者からの書面による請求に基づき、代車の使用について承認を行った日をいいます。
（５）修理完了後、手元に戻った日	修理完了後、ご契約者または被保険者の手元にご契約のお車が戻った日をいいます。ただし、これらの者の責めに帰すべき事由によりご契約のお車の戻る日が遅延した場合は、その遅延がなければ手元に戻ったであろう日とします。また、被保険者がご契約のお車の損傷の修理を行わないときは、被保険者が最初に代車の提供を受けた日にご契約のお車の損傷に対し修理に着工したとして、通常の修理を行った場合にご契約のお車がご契約者または被保険者の手元に戻ったであろう日とします。
（６）ご契約のお車が発見されて、手元に戻った日	ご契約のお車が盗難後に発見されて、ご契約者または被保険者の手元に戻った日（発見時における損傷の状態により修理が必要な場合は、修理完了後手元に戻った日）をいいます。ただし、これらの者の責めに帰すべき事由によりご契約のお車の戻る日が遅延した場合は、その遅延がなければ手元に戻ったであろう日とします。また、被保険者がご契約のお車の損傷の修理を行わないときは、ご契約のお車が発見された後、ご契約者または被保険者の手元に戻った日にご契約のお車の損傷に対し修理に着工したとして、通常の修理を行った場合にご契約のお車がご契約者または被保険者の手元に戻ったであろう日とします。

第１条［この特約の適用条件］

この特約は、次の①および②の条件をいずれも満たす場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

① ご契約のお車の用途および車種が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超２トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量２トン超）または特種用途自動車（キャンピング車）であること。
② この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されていること。

第２条［この特約の補償内容－代車の提供］

当会社は、車両事故によりご契約のお車の修理または買替えが必要となり、かつ、被保険者が代車を使用することが必要になった場合で、被保険者からの書面による請求があり、当会社が承認したときは、この特約に従い、代車を被保険者に提供します。

第３条［補償の対象となる方－被保険者］

この特約における被保険者は、次の①から③のいずれかに該当する者とします。

①	ご契約のお車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合	買　主
②	ご契約のお車が１年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合	借　主
③	上記①および②以外の場合	ご契約のお車を所有する者

第４条［代車の提供］

（１）当会社とご契約者または被保険者は、保険契約締結の時において、ご契約のお車と同等またはそれ以下のクラスの自動車で代車の範囲を協定するものとします。
（２）当会社は、当会社の指定するレンタカー業者（以下この特約において「指定レンタカー業者」といいます。）の営業所等において、保険証券記載の代車クラス（以下この条において「代車クラス」といいます。）に相当するレンタカーを代車として被保険者に提供します。ただし、代車の車種･色等については、当会社が決定するものとします。
（３）本条（２）の規定により貸出されたレンタカーの使用に必要な燃料については、被保険者の負担とします。
（４）本条（１）から（３）の規定にかかわらず、当会社が代車承認日の翌日までに相当な代車の提供を行うことができない場合は、被保険者は、当会社の承認を得て、代車クラスに相当するレンタカーを代車として選択することができます。

第５条［代車の提供期間］

（１）第４条［代車の提供］において、当会社が被保険者に対して代車を提供する期間は、次表に定める対象期間内に限り、かつ、30日を限度とします。

区分	代車提供の対象となる期間
① 盗難以外の場合	代車承認日の翌日から、次のいずれかの日までの期間。 ア．代替自動車を新たに取得（注）する場合は、取得した日 イ．上記ア．以外の場合は、修理完了後、手元に戻った日
② 盗難の場合	代車承認日の翌日から、次のいずれかの日までの期間。 ア．代替自動車を新たに取得する場合は、取得した日 イ．上記ア．以外の場合は、ご契約のお車が発見されて、手元に戻った日

（注）所有権留保条項付売買契約に基づく購入および１年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。以下本条において同様とします。

（2）代車承認日の当日に代車の提供を開始できる場合で、当会社がこれを承認したときは、本条（1）の表中「代車承認日の翌日」とあるのを「代車承認日」と読み替えて、本条（1）の規定を適用します。

第6条［ご契約者または被保険者の義務］

（1）ご契約のお車が盗難にあった後、発見された場合の義務

① ご契約者または被保険者は、盗難にあったご契約のお車を発見した場合または発見されたことを知った場合は、直ちに当会社に通知しなければなりません。

② ご契約者または被保険者が正当な理由がなく上記①の規定に違反した場合は、ご契約者または被保険者は、それによって当会社が被った損害の額を負担しなければなりません。既に当会社から代車の提供を受けている場合は、ご契約者または被保険者は、直ちに代車をその代車を貸出した指定レンタカー業者へ返還するとともに、当会社が請求する代車費用に相当する額を当会社に支払わなければなりません。

（2）代車の返還に関する義務

① ご契約者または被保険者は、第５条［代車の提供期間］（1）において規定する代車提供期間の最後の日の翌日までに、代車の提供を受けた指定レンタカー業者の営業所等において、代車を返還しなければなりません。

② ご契約者または被保険者が上記①の義務を履行しなかった場合、または代車を損壊させたことにより、代車を借りるために通常支払うべき費用を超えて指定レンタカー業者に対して負担すべき費用が発生した場合は、その費用はご契約者または被保険者が負担しなければなりません。

（3）代車の提供後、この特約による代車提供の条件を満たさないことが判明した場合の義務

当会社が被保険者に代車を提供した後、第２条［この特約の補償内容－代車の提供］に規定する代車提供の条件を満たさないことが明らかになった場合は、ご契約者または被保険者は当会社が請求する代車費用に相当する額を当会社に支払わなければなりません。また、代車を損壊させたことにより、代車を借りるために通常支払うべき費用を超えて指定レンタカー業者に対して負担すべき費用が発生した場合は、その費用はご契約者または被保険者が負担しなければなりません。

第７条［補償が重複する契約がある場合の取扱い］

（1）第２条［この特約の補償内容－代車の提供］と責任を同じくする他の保険契約または共済契約（自動車保険または自動車共済に限りません。以下この条において「他の保険契約等」といいます。）がある場合であっても、当会社は、この特約に従い代車の提供を行います。

（2）本条（1）の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して代車の提供等が行われる場合または既に代車の提供等が行われている場合には、当会社は、それらの保険契約等が負担すべき代車提供に関する費用の額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した負担すべき代車提供に関する費用のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ、代車提供に関する費用を負担します。

（3）本条（2）の場合において、代車の提供を行うことが困難と当会社が判断したときは、当会社は、当会社が負担すべき代車提供に関する費用の限度内において保険金を支払うことをもって、代車の提供に代えることができます。

第８条［代位］

（1）当会社が負担すべき代車提供に関する費用について、損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社が代車の提供を行ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額に対し代車の提供を行った場合
被保険者が取得した債権の全額

② 上記①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、代車の提供により弁済を受けていない損害の額を差し引いた額

（2）本条（1）の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（3）本条（1）および（2）以外の代位に関する事項については、普通保険約款基本条項第26条［代位］（3）の規定を準用します。

第９条［地震･噴火･津波危険「車両損害」補償特約が適用されている場合の特則］

この保険契約に地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約が適用されている場合には、同特約によって保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、この特約を適用しません。

第10条［準用規定］

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通保険約款車両条項（同条項に適用される他の特約を含みます。以下この条において「車両条項等」といいます。）および基本条項の規定を準用します。この場合において、車両条項等による保険金の支払は代車の提供と読み替えるものとし、普通保険約款車両条項第９条［盗難自動車の返還］の「既に受け取った保険金」には、この特約による代車の提供は含めないものとします。

車両損害に関するレンタカー費用補償特約

＜用語のご説明－定義＞
この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

（1）車両事故
普通保険約款車両条項および同条項に付帯される他の特約の規定を適用した場合に、車両条項第１条［保険金をお支払いする場合］（1）の保険金が支払いの対象となる事故をいいます。

（2）レンタカー費用
ご契約のお車が修理等により使用できなくなったために、被保険者がご契約のお車の代替としてレンタカー（当会社がその利用について承認したものに限ります。）を借り入れたことによって要した費用をいいます。

（3）盗難
ご契約のお車が盗難（付属品等ご契約のお車の一部分のみの盗難を除きます。）にあったことをいいます。

（4）修理完了後、手元に戻った日
修理完了後、ご契約者または被保険者の手元にご契約のお車が戻った日をいいます。ただし、これらの者の責めに帰すべき事由によりご契約のお車の戻る日が遅延した場合は、その遅延がなければ手元に戻ったであろう日とします。また、被保険者がご契約のお車の損傷の修理を行わないときは、被保険者がご契約のお車の代替としてレンタカーを最初に借り入れた日にご契約のお車の損傷に対し修理に着工したとして、通常の修理を行った場合にご契約のお車がご契約者または被保険者の手元に戻ったであろう日とします。

（5）ご契約のお車が発見されて、手元に戻った日
ご契約のお車が盗難後に発見されて、ご契約者または被保険者の手元に戻った日（発見時における損傷の状態により修理が必要な場合は、修理完了後手元に戻った日）をいいます。ただし、これらの者の責めに帰すべき事由によりご契約のお車の戻る日が遅延した場合は、その遅延がなければ手元に戻ったであろう日とします。また、被保険者がご契約のお車の損傷の修理を行わないときは、ご契約のお車が発見された後、ご契約者または被保険者の手元に戻った日にご契約のお車の損傷に対し修理に着工したとして、通常の修理を行った場合にご契約のお車がご契約者または被保険者の手元に戻ったであろう日とします。

第１条［この特約の適用条件］

この特約は、次の①および②の条件をいずれも満たす場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

① ご契約のお車の用途および車種が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）または特種用途自動車（キャンピング車）であること。
② この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されていること。

第２条［保険金をお支払いする場合－レンタカー費用保険金］

当会社は、車両事故によりご契約のお車に損害が生じた場合で、ご契約のお車が修理等により使用できなくなったときは、被保険者がレンタカー費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、被保険者にレンタカー費用保険金を支払います。

第３条［補償の対象となる方－被保険者］

この特約における被保険者は、次の①から③のいずれかに該当する者とします。

①	ご契約のお車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合	買　主
②	ご契約のお車が１年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合	借　主
③	上記①および②以外の場合	ご契約のお車を所有する者

第４条［レンタカー費用保険金の計算］

１回の事故につき、当会社が支払うレンタカー費用保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、1日あたりのレンタカー費用は保険証券記載の支払限度日額を限度とし、レンタカー使用日数は30日を限度とします。

レンタカー費用保険金の額	＝	被保険者が負担した１日あたりのレンタカー費用	×	レンタカー使用日数

第５条［レンタカー費用保険金の支払対象期間］

第４条［レンタカー費用保険金の計算］において、レンタカー費用保険金の対象となるレンタカー使用日数は、次表に定める支払対象期間において、被保険者が実際に使用した日数に限ります。

区分	支払対象期間
（1）盗難以外の場合	事故日から、次のいずれかの日まで。 ① 代替自動車を新たに取得（注）する場合は、取得した日 ② 上記①以外の場合は、修理完了後、手元に戻った日
（2）盗難の場合	事故日から、次のいずれかの日まで。 ① 代替自動車を新たに取得する場合は、取得した日 ② 上記①以外の場合は、ご契約のお車が発見されて、手元に戻った日

（注）所有権留保条項付売買契約に基づく購入および１年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。以下本条

において同様とします。

第６条［現物による支払］

当会社は、被保険者の損害の全部または一部に対して、レンタカーの貸与をもってレンタカー費用保険金の支払に代えることができます。

第７条［ご契約者または被保険者の義務］

（１）ご契約者または被保険者は、盗難にあったご契約のお車を発見した場合または発見されたことを知った場合は、直ちに当会社に通知しなければなりません。

（２）ご契約者または被保険者が正当な理由がなく本条（１）の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いてレンタカー費用保険金を支払います。

第８条［補償が重複する契約がある場合の取扱い］

（１）この特約に関しては、第２条［保険金をお支払いする場合－レンタカー費用保険金］と支払責任を同じくする他の保険契約または共済契約（自動車保険または自動車共済に限りません。以下この条において「他の保険契約等」といいます。）がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべきレンタカー費用保険金の額を支払います。

（２）本条（１）の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみレンタカー費用保険金を支払います。

第９条［レンタカー費用保険金のご請求］

（１）当会社に対するレンタカー費用保険金の請求権は、第４条［レンタカー費用保険金の計算］および第５条［レンタカー費用保険金の支払対象期間］の規定によってレンタカー費用保険金の対象となる費用が確定した時から発生し、これを行使することができるものとします。

（２）被保険者がレンタカー費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第24条［保険金のご請求］（２）に定める書類または証拠のほか、被保険者がレンタカーを借り入れた事実および日数ならびにレンタカー費用の額を証明する客観的書類を当会社に提出しなければなりません。

第10条［代位］

（１）レンタカー費用について、損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対してレンタカー費用保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額をレンタカー費用保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

② 上記①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、レンタカー費用保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（２）本条（１）の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（３）本条（１）および（２）以外の代位に関する事項については、普通保険約款基本条項第26条［代位］（３）の規定を準用します。

第11条［地震･噴火･津波危険「車両損害」補償特約が適用されている場合の特則］

この保険契約に地震･噴火･津波危険「車両損害」補償特約が適用されている場合には、同特約によって保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、この特約を適用しません。

第12条［準用規定］

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通保険約款車両条項（同条項に適用される他の特約を含みます。）および基本条項の規定を準用します。この場合において、普通保険約款車両条項第９条［盗難自動車の返還］の「既に受け取った保険金」には、レンタカー費用保険金を含めないものとします。

車内外身の回り品補償特約

＜用語のご説明－定義＞

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

（１）身の回り品 ご契約のお車の車室内、トランク内、または正規の荷台に積載（キャリア等に固定された状態を含みます。）（注ⅰ）（注ⅱ）された日常生活で使用する個人所有の動産をいいます。 ただし、これに該当する場合であっても、別表「身の回り品に含まれない物」に規定するものは、補償の対象となりません。 （注ⅰ）ご契約のお車で外出中に、その自動車の搭乗者によって車外で携行された場合またはご契約のお車から一時的に持ち出された場合を含みます。 （注ⅱ）ご契約のお車に搭乗中の者が携行している状態は、車室内に積載された状態とみなします。
（２）キャリア等 ご契約のお車の屋根、トランク等の車室外に設置された小型･少量の貨物を積載･運搬するための装置をいいます。 （注）二輪自動車または原動機付自転車のキャリア等に設置されたパニアケースは、トランクとして取扱います。

（3）ご契約のお車で外出中
ご契約のお車でその保管場所（注ⅰ）を移動の目的をもって出発してから保管場所に戻ってくるまでの間をいいます。ただし、その行程中に、ご契約のお車を駐車して他の交通機関（注ⅱ）に乗り換えた場合には、その時点からご契約のお車に再度戻るまでの間は補償の対象となりません。
（注ⅰ）自宅の自家用車庫やご契約のお車の通常の保管場所をいいます。
（注ⅱ）ご契約のお車以外の他の自動車、鉄道（軌道を含みます。）、バス、タクシー、レンタカー、有償旅客運送を行う船舶または有償旅客運送を行う航空機等をいいます。
なお、遊園地内の巡回バス等、移動の目的地に到着した後の、その敷地内の移動のための交通機関は、ここでいう「他の交通機関」に該当しないものとして取扱います。

（4）保険価額
損害が生じた時および場所における、損害を生じた身の回り品の価額をいいます。

（5）修理費
損害が生じた時および場所において、損害が生じた身の回り品を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費（注）をいいます。この場合において、身の回り品の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、補修による修理費とします。
（注）事故発生時点における一般的な修理技法により、外観上、機能上、社会通念に照らし原状回復したと認められる程度に復旧するために必要な修理費用とし、これ以外の格落ち等による損害は含みません。

（6）保険金額
保険証券に記載されたこの特約の保険金額で、当会社が支払う保険金の限度額をいいます。

（7）自己負担額
ご契約者または被保険者の自己負担となる金額で、保険証券に記載されたこの特約の自己負担額をいいます。

（8）回収金
第三者が負担すべき金額で被保険者が既に回収したものをいいます。

（9）全損
第５条［損害の額の決定］（１）による損害の額または修理費が、損害を生じた身の回り品の保険価額以上となる場合をいいます。

第１条［この特約の適用条件］
この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条［保険金をお支払いする場合］
（1）当会社は、日本国内において、次の①または②のいずれかに該当する事故によって身の回り品について生じた損害に対して、この特約に従い、被保険者に保険金を支払います。
① ご契約のお車で外出中に身の回り品について生じた偶然な事故
② 上記①以外であって、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって、ご契約のお車と同時に身の回り品に損害が生じた事故
（2）当会社は、この特約が被保険者の委任を受けないで付帯される場合があることをあらかじめ承認します。この場合、ご契約者はその旨を当会社に告げる必要はありません。

第３条［補償の対象となる方－被保険者］
この特約における被保険者は、身の回り品の所有者とします。ただし、以下の者は被保険者に含みません。
① ご契約のお車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで、ご契約のお車に搭乗している者
② 業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業者

第４条［保険金をお支払いできない場合］
（1）当会社は、次の①から⑫のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
① 次のア．からオ．のいずれかに該当する者の故意または重大な過失
ア．ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）
イ．所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主または１年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主（これらの者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）
ウ．上記ア．およびイ．に掲げる者の法定代理人
エ．上記ア．およびイ．に掲げる者の業務に従事中の使用人
オ．上記ア．およびイ．に掲げる者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
③ 地震、噴火またはこれらによる津波
④ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この④において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
⑤ 上記④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
⑥ 上記②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
⑧ 正規の荷台に積載またはキャリア等に固定されている身の回り品の盗難
⑨ 身の回り品の紛失
⑩ 身の回り品の置き忘れ

（注）ご契約のお車の車室内・トランク内にある身の回り品に対しては、この⑩の規定は適用しません。

⑪ 詐欺または横領

⑫ ご契約のお車を競技もしくは曲技のために、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所で使用すること。ただし、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用する場合を除きます。

（2）当会社は、次の①から④のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 身の回り品に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さびその他自然の消耗

② 身の回り品に発生したすり傷、かき傷、塗料のはがれその他の単なる外観上の損傷であって、身の回り品の機能に直接関係のない損害

③ 故障損害（偶然な外来の事故に直接起因しない電気的または機械的損害をいいます。）

④ 身の回り品のうち、楽器について生じた音色または音質の変化

（3）当会社は、次表に掲げるア．からオ．のいずれかに該当する者が、次の①から③のいずれかに該当する場合に、その本人の所有する身の回り品に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 法令により定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転している場合

② 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合

③ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態でご契約のお車を運転している場合

ア．ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）
イ．所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主または１年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主（これらの者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）
ウ．上記ア．およびイ．に掲げる者の法定代理人
エ．上記ア．およびイ．に掲げる者の業務に従事中の使用人
オ．上記ア．およびイ．に掲げる者の父母、配偶者または子

第５条［損害の額の決定］

（1）当会社が保険金を支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。

（2）身の回り品の損傷を修理することができる場合には、次の算式により算出される額を損害の額とします。

（3）ご契約者または被保険者が、第６条に定める費用のみを負担した場合は、その費用が損害の額となります。

（4）損害を生じた身の回り品が１組または１対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその身の回り品全体の価額に及ぼす影響を考慮して、損害の額を決定します。

第６条［費用］

第５条［損害の額の決定］にいう費用とは、ご契約者または被保険者が支出した次の①から④の費用をいいます。なお、これらの費用を支出する際の措置・手続によって得られなかった収入は対象となりません。

費用の種類	お支払いする費用の内容
① 損害防止費用	普通保険約款基本条項第22条［事故発生時の義務等］（1）の①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 求償権保全行使費用	普通保険約款基本条項第22条（1）の⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
③ 盗難身の回り品引取費用	盗難にあった身の回り品が発見されたときに、その身の回り品を引き取るために必要であった費用
④ 共同海損分担額	船舶によって輸送されている間に生じた共同海損に対する身の回り品の分担額

第７条［お支払いする保険金の計算］

（1）１回の事故につき、当会社が支払う保険金の額は、次の算式により算出される額とします。
ただし、保険金額を限度とし、保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額を限度とします。

（2）被保険者が２名以上いる場合は、次の算式によって、被保険者ごとの保険金の額を決定します。
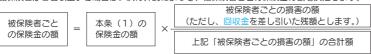
第８条［現物によるお支払い］

当会社は、身の回り品の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

第９条［被害物についての当会社の権利］

（１）当会社が損害を生じた身の回り品に対して全損として保険金を支払った場合は、損害を生じた身の回り品について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、支払った保険金の額が損害を生じた身の回り品の保険価額に達しない場合には、次の算式によって算出される割合によりその権利を取得します。

当会社が被害物の権利を取得する割合	＝	支払った保険金の額 / 保険価額

（２）身の回り品の部分品または付属品が盗難にあった場合に、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、当会社は、次の算式によって算出される割合により被保険者が盗難にあった物について有する所有権その他の物権を取得します。

当会社が盗難にあった物の権利を取得する割合	＝	支払った保険金の額 / 損害の額

（３）本条（１）または（２）の場合において、当会社がその権利を取得しない意思を表示して保険金を支払った場合は、損害を生じた身の回り品について被保険者が有する所有権その他の物権は当会社に移転しません。

第10条［盗難事故発生時の義務］

ご契約者または被保険者は、身の回り品の盗難事故が発生したことを知った場合には、普通保険約款基本条項第22条［事故発生時の義務等］（１）に定める義務を履行するほか、身の回り品の盗難について遅滞なく警察官に届け出なければなりません。

第11条［補償が重複する契約がある場合の取扱い］

（１）この特約に関しては、第２条［保険金をお支払いする場合］（１）と支払責任を同じくする他の保険契約または共済契約（自動車保険または自動車共済に限りません。以下この条において「他の保険契約等」といいます。）がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

（２）本条（１）の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、損害の額（注）から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

（注）それぞれの保険契約または共済契約において、損害の額が異なる場合はそのうち最も高い額をいいます。

（３）本条（２）の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に自己負担額の適用がある場合には、そのうち最も低い自己負担額を差し引いた額とします。

第12条［保険金のご請求］

（１）この特約による当会社に対する保険金請求権は、事故発生の時から発生し、これを行使することができるものとします。

（２）被保険者が身の回り品を盗難されたことにより保険金の支払を請求するときは、普通保険約款基本条項第24条［保険金のご請求］（２）に定める書類または証拠のほか、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類を当会社に提出しなければなりません。

（３）被保険者が、正当な理由がなく本条（２）の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第13条［盗難された身の回り品の返還］

当会社が身の回り品の盗難によって生じた損害に対して保険金を支払った日の翌日から起算して60日以内に身の回り品が発見された場合は、被保険者は、既に受け取った保険金を当会社に払い戻して、その返還を受けることができます。

この場合、被保険者は、盗難後発見されるまでの間に身の回り品に生じた損害に対して保険金を請求することができます。

第14条［盗難の際の調査］

（１）身の回り品について盗難が発生したときは、当会社は、盗難に関する事実および状況を調査し、かつ、ご契約者、被保険者、その家族、使用人または監守人に対して詳細な陳述を求めることができます。

（２）ご契約者または被保険者は、当会社が本条（１）の調査をし、もしくは陳述を求めたときはこれに協力しなければなりません。

（３）ご契約者または被保険者が本条（１）の陳述に不正の表示をした場合もしくは事実を告げなかった場合、または正当な理由がなく本条（２）の協力を拒んだ場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第15条［盗難された身の回り品発見後の通知義務］

ご契約者または被保険者は、盗難された身の回り品を発見したときまたは回収したときは、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第16条［保険金支払前に盗難された身の回り品が回収された場合の措置］

盗難された身の回り品について、当会社が保険金を支払う前にその身の回り品が回収されたときは、その回収物について盗難の損害はなかったものとみなします。ただし、身の回り品に破損または汚損があるときは、損害が生じたものとみなします。

第17条［代位］

（１）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

② 上記①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（2）本条（1）の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
（3）本条（1）の規定にかかわらず、当会社は、正当な権利によりご契約のお車を使用または管理していた者（以下この（3）において「正当な権利者」といいます。）に対しては、その権利を行使しません。ただし、次の①から⑤のいずれかに該当する場合に対しては、当会社はその権利を行使することができます。
① 正当な権利者の故意または重大な過失によって生じた事故により身の回り品に損害が生じた場合
② 正当な権利者が法令により定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転している間に身の回り品に損害が生じた場合
③ 正当な権利者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している間に身の回り品に損害が生じた場合
④ 正当な権利者が道路交通法第65条第１項に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態でご契約のお車を運転している間に身の回り品に損害が生じた場合
⑤ 自動車取扱業者が業務として受託したご契約のお車を使用または管理している間に身の回り品に損害が生じた場合

第18条［運転者限定に関する特約等の不適用］

この特約の適用においては、当会社は、運転者限定に関する特約、家族運転者等の年齢条件に関する特約、他車運転補償特約、他車運転補償特約（二輪･原付）およびファミリーバイク特約の規定は適用しません。

第19条［普通保険約款の準用］

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通保険約款基本条項の規定を準用します。

＜別表＞身の回り品に含まれない物

①	ご契約のお車に定着または装備されている物であって、通常、自動車の付属品とみなされる物、付属機械装置およびご契約のお車の原動機用燃料タンク内の燃料
②	商品、見本品、事業用什器・備品・機械装置・道具
③	事業を営む者がその事業に関連して預託を受けている物
④	通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物
⑤	預金証書または貯金証書（注ⅰ）、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 （注ⅰ）通帳および現金自動支払機用カードを含みます。
⑥	旅券、運転免許証その他これらに類する物
⑦	稿本、設計書、図案、ひな型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿、勲章、き章、免許状その他これらに準ずる物 ただし、印章については、身の回り品として取扱います。
⑧	貴金属、宝石、書画、骨董（とう）、彫刻、美術品その他これらに準ずる物
⑨	船舶（注ⅱ）、航空機、自動車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 （注ⅱ）「船舶」には、ヨット・モーターボートおよび水上オートバイ、ボートならびにカヌーを含みます。
⑩	自転車、サーフボード、ウィンドサーフィンのためのボードおよびセイル、ラジオコントロール模型およびこれらの付属品
⑪	被保険者が下記に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具 山岳登はん（注ⅲ）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機操縦（注ⅳ）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注ⅴ）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動（注ⅵ） （注ⅲ）「山岳登はん」とは、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいいます。 （注ⅳ）「航空機」には、グライダーおよび飛行船を含みません。また、職務として航空機を操縦する場合を除きます。 （注ⅴ）「超軽量動力機」とは、モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を含みません。 （注ⅵ）スキューバダイビングは、ここでいう危険な運動に含みません。
⑫	移動電話・携帯電話・ＰＨＳ等の移動体通信端末機器およびこれらの付属品。 ただし、携帯式電子事務機器（ラップトップまたはノート型のパソコン、ワープロ、電子手帳等をいいます。）、携帯式ゲーム機およびこれらの付属品については、身の回り品として取扱います。
⑬	テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピューター等の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準じるもの。 ただし、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピューター等の記録媒体自体については、身の回り品として取扱います。
⑭	義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの。 ただし、眼鏡および補聴器については、身の回り品として取扱います。
⑮	動物および植物等の生物
⑯	その他保険証券に記載された物

個人賠償責任保険特約

＜用語のご説明－定義＞
この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

（1）他人 被保険者以外の者をいいます。
（2）身体の障害 生命または身体を害することをいいます。
（3）損壊 滅失、破損または汚損をいいます。滅失とは、財物がその物理的存在を失うことをいいます。破損とは、財物が壊れることをいいます。汚損とは、財物が汚れいたむことによりその客観的な経済的価値を減じられることをいいます。
（4）住宅 記名被保険者の居住の用に供される住宅（注）をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。 （注）別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。
（5）法律上の損害賠償責任 民法（明治29年法律第89号）等法律に基づく損害賠償責任をいいます。
（6）被害者 事故により被害を受けた他人をいいます。
（7）損害賠償請求権者 第２条［保険金をお支払いする場合］に規定する事故により被保険者に対して損害賠償を請求できる者をいい、次の①または②のいずれかに該当する者をいいます。 ① 他人の身体の障害に対する第２条に規定する事故の場合は、その事故の直接の被害者をいい、被害者が死亡したときは被害者の法定相続人等をいいます。 ② 他人の財物の損壊に対する第２条に規定する事故の場合は、被害を受けた財物の所有者等をいいます。

第１条［この特約の適用条件］

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条［保険金をお支払いする場合］

当会社は、被保険者が、日本国内または国外において発生した次の①または②のいずれかに該当する偶然な事故（以下この特約において「事故」といいます。）により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
② 被保険者の日常生活（注）に起因する偶然な事故
（注）住宅以外の不動産および自動車（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを含みません。）の所有、使用または管理を除きます。

第３条［補償の対象となる方－被保険者］

（1）この特約における被保険者は、次の①から④のいずれかに該当する者とします。ただし、責任無能力者は含まないものとします。
① 記名被保険者
② 記名被保険者の配偶者
③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

（2）この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって第５条［お支払いする保険金の計算］（1）および第19条［日本国外で生じた事故に関する特則］（2）に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第４条［保険金をお支払いできない場合］

（1）当会社は、次の①から④のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
① ご契約者（ご契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）または被保険者の故意
② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この④において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

（2）当会社は、被保険者が次の①から⑨のいずれかの損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
② 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産（住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
④ 被保険者の使用人（被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。）が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任

⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
⑧ 被保険者のまたは被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
⑨ 航空機、船舶・車両（原動力が専ら人力であるものおよびゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

第５条［お支払いする保険金の計算］

（1）１回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、１回の事故につき、保険証券に記載されたこの特約の保険金額（以下この特約において「保険金額」といいます。）を限度とします。

保険金の額	＝	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	＋	第６条［費用］に定める ① 損害防止費用 ② 求償権保全行使費用 ③ 緊急措置費用	－	被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額

（2）当会社は、本条（1）に定める保険金の額のほかに、保険金額を超過しても、次の①および②の額の合計額を支払います。
① 第６条［費用］に定める④示談交渉費用、⑤示談協力費用および⑥争訟費用
② 第８条［当会社による解決］（1）の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第６条［費用］

ご契約者または被保険者が支出した次の①から⑥の費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、これらの費用を支出する際の措置・手続によって得られなかった収入は対象となりません。

費用の種類	お支払いする費用の内容
① 損害防止費用	普通保険約款基本条項第22条［事故発生時の義務等］（1）の①に規定する損害の発生または拡大の防止のために要した必要または有益な費用
② 求償権保全行使費用	普通保険約款基本条項第22条（1）の⑥に規定する第三者に対する求償権の保全または行使に要した必要または有益な費用
③ 緊急措置費用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に、法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用、およびあらかじめ当会社の同意を得て支出した費用
④ 示談交渉費用	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当会社の同意を得て支出した費用
⑤ 示談協力費用	第８条［当会社による解決］（2）の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用
⑥ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

第７条［当会社による協力または援助］

被保険者が事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

第８条［当会社による解決］

（1）次の①または②のいずれかに該当する場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（弁護士の選任を含みます。）を行います。
① 被保険者が事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合
② 当会社が損害賠償請求権者から第12条［損害賠償請求権者の直接請求権］の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合
（2）本条（1）の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
（3）当会社は、次の①から③のいずれかに該当する場合は、本条（1）の規定は適用しません。
① １回の事故につき、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の総額が、保険金額を明らかに超える場合
② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
③ 正当な理由がなく被保険者が本条（2）に規定する協力を拒んだ場合

第９条［補償が重複する契約がある場合の取扱い］

（1）この特約に関しては、第２条［保険金をお支払いする場合］と支払責任を同じくする他の保険契約または共済契約（以下この条において「他の保険契約等」といいます。）がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
（2）本条（1）の規定にかかわらず、他の保険契約等により、優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われた場合には、当会社は、それらの額の合計額を、損害の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

第10条［保険金のご請求］

（1）当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。

（2）被保険者または保険金を受け取るべき者がこの特約に基づき保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第24条［保険金のご請求］（2）のほか、次の①および②に掲げる書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類

② 財物の損壊に対し法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合は、被害が発生した物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注ｉ）および被害が発生した物の写真（注ⅱ）

（注ｉ）既に支払がなされた場合はその領収書とします。

（注ⅱ）画像データを含みます。

第11条［保険金のお支払い］

当会社は、普通保険約款基本条項第25条［保険金のお支払い］の規定を準用し、保険金を支払います。なお、この特約の規定による保険金は、当会社があらかじめ承認した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって支払うものとします。

第12条［損害賠償請求権者の直接請求権］

（1）事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して本条（3）に定める損害賠償請求額の支払を請求することができます。

（2）当会社は、次の①から④のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して本条（3）に定める損害賠償額を支払います。ただし、１回の事故につき当会社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額）を限度とします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合

② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合

③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合

④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合

ア．被保険者（被保険者が死亡した場合は、その法定相続人）の破産または生死不明

イ．被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと

（3）第８条［当会社による解決］および本条の損害賠償額とは、次の算式により算出される額をいいます。

損害賠償額	＝	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	－	被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額

（4）損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

（5）本条（2）または（8）の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

（6）１回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。）が保険金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は本条（1）の規定による請求権を行使することはできず、また当会社は本条（2）の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。

（7）次の①から③のいずれかに該当する場合には、本条（6）の規定は適用しません。

① 本条（2）の④に規定する事実があった場合

② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められる場合

③ 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合

（8）本条（7）の②または③に該当する場合は、本条（2）の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、１回の事故につき当会社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額）を限度とします。

第13条［損害賠償額の請求および支払］

（1）損害賠償請求権者が第12条［損害賠償請求権者の直接請求権］の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

① 損害賠償額の請求書

② 死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本

③ 後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類

④ 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類

⑤ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書

⑥ 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注ｉ）および被害が生じた物の写真（注ⅱ）

⑦ その他当会社が本条（6）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険

契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
（注ⅰ）既に支払がなされた場合はその領収書とします。
（注ⅱ）画像データを含みます。

（2）損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。
① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする戸籍上の配偶者（注ⅲ）
② 上記①に規定する者がいない場合または上記①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする３親等内の親族
③ 上記①および②に規定する者がいない場合または上記①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、上記①以外の戸籍上の配偶者（注ⅲ）または上記②以外の３親等内の親族
（注ⅲ）この（2）の規定の適用においては、内縁は対象となりません。

（3）本条（2）の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当会社が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

（4）当会社は、事故の内容または損害の程度等に応じ、損害賠償請求権者に対して、本条（1）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（5）損害賠償請求権者が、正当な理由がなく本条（4）の規定に違反した場合または本条（1）、（2）もしくは（4）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

（6）当会社は、第12条（2）の①から④または同条（7）の①から③のいずれかに該当する場合には、損害賠償請求権者が本条（1）および（2）の規定による手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）から起算して30日以内に、当会社が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認（以下この条において「必要な確認」といいます。）を終え、損害賠償額を支払います。
① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤ 上記①から④のほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項

（7）本条（6）の確認をするため、次表の①から⑤に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条（6）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて同表に定める日数（注ⅳ）を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	日数
① 本条（6）の①から④の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査の結果の照会（注ⅴ）	180日
② 本条（6）の①から④の事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ 本条（6）の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における本条（6）の①から⑤の事項の確認のための調査	60日
⑤ 本条（6）の①から⑤の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

（注ⅳ）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
（注ⅴ）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（8）本条（6）および（7）に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注ⅵ）には、これにより調査が遅延した期間については、本条（6）または（7）に規定する期間に算入しないものとします。
（注ⅵ）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第14条［損害賠償額請求権の行使期限］

第12条［損害賠償請求権者の直接請求権］の規定による請求権は、次の①または②のいずれかに該当する場合には、これを行使することはできません。
① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して３年を経過した場合
② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第15条［仮払金および供託金の貸付け等］

（1）第７条［当会社による協力または援助］、第８条［当会社による解決］（1）の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、１回の事故につき、保険金額（同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第12条［損害賠償請求権者の直接請求権］の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額）の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。

（2）本条（1）により当会社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当会社のために供託金（利息を含みます。以下この条において同様とします。）の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

（3）本条（1）の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、第５条［お支払いする保険金の計算］（1）ただし書および第12条（2）ただし書、同条（8）ただし書の規定は、その貸付金または供託金を既に支払った保険金とみなして適用します。

（4）本条（1）の供託金が第三者に還付された場合には、その還付された供託金の限度で、本条（1）の当会社の名による供託金または貸付金（利息を含みます。）が保険金として支払われたものとみなします。

（5）第10条［保険金のご請求］の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、本条（1）の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

第16条［先取特権］

（1）損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（第６条［費用］の費用に対する保険金の請求を除きます。以下この条において同様とします。）について先取特権を有します。

（2）当会社は、次の①から④のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が本条（1）の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

（3）保険金請求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲り渡し、質権の目的とし、または本条（2）の③の場合を除いて差し押さえることができません。ただし、本条（2）の①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

第17条［損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整］

保険金額が、第16条［先取特権］（2）の②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第６条［費用］の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第18条［代位］

（1）損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

② 上記①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

（2）本条（1）の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

第19条［日本国外で生じた事故に関する特則］

（1）当会社が日本国外で生じた事故により保険金を支払う場合は、第７条［当会社による協力または援助］、第８条［当会社による解決］および第12条［損害賠償請求権者の直接請求権］の規定は適用せず、かつ、これらの規定にかかる費用に対しては、保険金を支払いません。

（2）保険金額が１億円を超えている場合であっても、当会社が日本国外で生じた事故により保険金を支払うときは、第５条［お支払いする保険金の計算］（1）ただし書の規定にかかわらず、１億円を限度に保険金を支払います。

第20条［準用規定］

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款基本条項の規定を準用します。なお、同条項第２条［保険責任のおよぶ地域］の規定は適用しません。

ファミリーバイク特約

＜用語のご説明－定義＞

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

（1）家族 次の①から③のいずれかに該当する者をいいます。 ① 記名被保険者の配偶者 ② 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ③ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
（2）原動機付自転車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第２条（定義）第３項に定める原動機付自転車をいいます。
（3）借用原動機付自転車 第２条［補償の対象となる方－被保険者］の被保険者のいずれかに該当する者が所有（注）または常時使用する原動機付自転車以外のものをいいます。 （注）所有権留保条項付売買契約による購入および１年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。
（4）自賠責保険等 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。

第１条［この特約の適用条件］

（1）この特約は、次の①および②の条件をいずれも満たす場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

① ご契約のお車の用途および車種が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超２トン以下）、特種用途自動車（キャンピング車）または二輪自動車であること。

② 記名被保険者が個人であること。

（2）この特約には「人身傷害タイプ」と「自損傷害タイプ」の２種類の契約区分があり、ご契約者は、保険契約締結の時において、いずれかを選択するものとします。なお、選択した契約区分は、保険証券にその旨記載されます。

（注）「人身傷害タイプ」は、ご契約のお車に普通保険約款人身傷害条項の適用がある場合にのみ、選択可能となります。

第２条［補償の対象となる方－被保険者］

この特約における被保険者は、記名被保険者およびその家族とします。

第３条［この特約の補償内容－対人賠償］

（1）当会社は、この特約により、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件に従い、普通保険約款対人賠償責任条項および対人臨時費用条項（これらの条項に適用される他の特約を含みます。）を適用して、保険金を支払います。

（2）本条（1）の場合において、原動機付自転車が借用原動機付自転車であり、その借用原動機付自転車に自賠責保険等の契約が締結されていないときは、普通保険約款対人賠償責任条項第１条［保険金をお支払いする場合］（2）の規定にかかわらず、当会社は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額を含めて、保険金を支払います。

（3）本条（2）の適用においては、当会社は、普通保険約款対人賠償責任条項第８条［当会社による解決］（3）の表中③の規定にかかわらず、同条（1）の規定を適用します。

第４条［この特約の補償内容－対物賠償］

（1）当会社は、この特約により、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件に従い、普通保険約款対物賠償責任条項（同条項に適用される他の特約を含みます。）を適用して、保険金を支払います。

（2）本条（1）の適用において、対物賠償保険契約における自己負担額が５万円を超えるときは、その自己負担額は５万円とみなします。

第５条［この特約の補償内容－人身傷害］

（1）契約区分が「人身傷害タイプ」である場合には、当会社は、この特約により、被保険者が正規の乗車装置に搭乗中（極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。）の原動機付自転車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件に従い、普通保険約款人身傷害条項（同条項に適用される他の特約を含みます。）を適用して、保険金を支払います。

（2）本条（1）の規定により保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、この特約の規定による保険金を優先して支払い、この保険契約に適用されている普通保険約款人身傷害条項および他の特約の規定による保険金を支払いません。

第６条［この特約の補償内容－自損傷害］

（1）契約区分が「自損傷害タイプ」である場合には、当会社は、この特約により、被保険者が正規の乗車装置に搭乗中（極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。）の原動機付自転車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件に従い、自損傷害特約（同特約に適用される他の特約を含みます。）を適用して、保険金を支払います。

（2）本条（1）の規定による保険金の支払は、それぞれの被保険者について、この保険契約に適用されている普通保険約款人身傷害条項および他の特約の規定により同条項の保険金が支払われない場合に限ります。

（3）本条（1）の場合において、自損傷害特約第１条［この特約の適用条件］の規定は適用しません。

第７条［保険金をお支払いできない場合－対人・対物賠償］

当会社は、第３条［この特約の補償内容－対人賠償］および第４条［この特約の補償内容－対物賠償］の適用においては、普通保険約款対人賠償責任条項、対人臨時費用条項、対物賠償責任条項および基本条項の規定による場合のほか、次の①から④のいずれかに該当する事故により生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を、被保険者の業務（家事を除きます。以下この条において同様とします。）のために、被保険者の使用人が運転している間に生じた事故。ただし、その使用人が第２条［補償の対象となる方－被保険者］に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。

② 被保険者の使用者（注ｉ）の所有する原動機付自転車（注ii）を、その使用者の業務のために、被保険者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が第２条に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。

③ 第２条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が、原動機付自転車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等原動機付自転車を取扱う業務のために、所有、使用または管理する原動機付自転車について生じた事故
④ 被保険者が原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで、その原動機付自転車を運転している間に生じた事故
（注ⅰ）「使用者」とは、雇用契約上の使用者をいいます。
（注ⅱ）所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車および１年以上を期間とする貸借契約により借入れた原動機付自転車を含みます。

第８条［ご契約のお車の譲渡の場合］

この特約の適用においては、当会社は、普通保険約款基本条項第７条［ご契約のお車の譲渡］（３）の規定は適用しません。

第９条［運転者限定に関する特約等の不適用］

この特約の適用においては、当会社は、運転者限定に関する特約、家族運転者等の年齢条件に関する特約、他車運転補償特約および他車運転補償特約（二輪・原付）の規定は適用しません。

日常生活弁護士費用等補償特約

＜用語のご説明－定義＞

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

（１）法律相談 弁護士法（昭和24年法律第205号）第３条（弁護士の職務）に規定する「その他一般の法律事務」で、かつ依頼者に対して行う法律相談をいい、口頭による鑑定、電話による相談を含みます。なお、訴訟事件、非訟事件および審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為、書面による鑑定、法律関係の調査、書類作成、法律事務の執行等を除きます。
（２）弁護士 弁護士法の規定により日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録された弁護士をいいます。
（３）法律相談費用 法律相談の対価として弁護士に支払われるべき費用をいいます。なお、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料および日当を除きます。
（４）住宅 記名被保険者の居住に供される住宅をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。
（５）賠償義務者 第２条［保険金をお支払いする場合］（１）の①または②のいずれかに該当する被害に対して損害賠償責任を負担する者をいいます。
（６）弁護士費用等 弁護士法第３条に規定する業務のうち「法律相談」を除く業務の対価として弁護士に支払われるべき費用、訴訟費用、仲裁、和解もしくは調停に要した費用をいいます。

第１条［この特約の適用条件］

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条［保険金をお支払いする場合］

（１）当会社は、日本国内で発生した偶然な事故（注）によって次の①または②のいずれかに該当する被害（以下この特約において「被害」といいます。）が生じた場合において、被保険者がこれらの被害について法律相談を行い、法律相談費用を負担することによって被る損害（以下この特約において「相談損害」といいます。）に対して、この特約により、法律相談費用保険金を支払います。
① 被保険者が被った身体の傷害（傷害に起因する死亡を含みます。）
② 住宅または被保険者の日常生活用動産の滅失、損傷もしくは汚損
（注）自動車の所有、使用または管理に起因する事故を除きます。以下この条において「偶然な事故」といいます。
（２）当会社は、偶然な事故によって本条（１）の①または②のいずれかに該当する被害が生じた場合において、被保険者が法律上の損害賠償請求権を有し、被保険者が賠償義務者に対するこれらの被害に関しての法律上の損害賠償請求を弁護士に委任したことにより生じた弁護士費用等を負担することによって被る損害（以下この特約において「弁護士損害」といいます。）に対して、この特約により、弁護士費用等保険金を支払います。
（３）当会社は、被害が保険期間中に生じた場合にのみ、保険金（法律相談費用保険金または弁護士費用等保険金をいいます。以下この特約において同様とします。）を支払います。ただし、本条（１）の①の被害の場合には、その被害に対する法律相談が被害発生日から1年以内に開始された場合に限ります。

第３条［補償の対象となる方－被保険者］

（１）この特約における被保険者は、次の①から④のいずれかに該当する者とします。
① 記名被保険者
② 記名被保険者の配偶者
③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
（２）この特約における記名被保険者とそれ以外の被保険者との続柄は、被害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
（３）本条（１）の被保険者が死亡した場合には、死亡した被保険者の法定相続人で、法律相談費用および弁護士費用等を負担する者が被保険者の地位を継承することができます。

第４条［個別適用］

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第５条［保険金をお支払いできない場合］

（１）当会社は次の①から⑱のいずれかに該当する事由によって被害が生じた場合には、法律相談費用保険金および弁護士費用等保険金を支払いません。

① ご契約者（ご契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）、被保険者もしくは保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）の故意または重大な過失

② 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

③ 被保険者相互間の事故

④ 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の影響を受けているおそれがある状態での事故

⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

⑦ 核燃料物質（使用済核燃料を含みます。以下この⑦において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

⑧ 上記⑤から⑦の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑨ 上記⑦以外の放射線照射または放射能汚染

⑩ 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的な事故による場合を除きます。

⑪ 被保険者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療措置

⑫ 被保険者に対する刑の執行

⑬ 住宅または日常生活用動産の差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。

⑭ 住宅または日常生活用動産自体の欠陥。ただし、これにより傷害（傷害に起因する死亡を含みます。）が発生した場合を除きます。

⑮ 住宅または日常生活用動産自体の自然の消滅または性質によるさび、かび、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等

⑯ 住宅または日常生活用動産の詐取または紛失

⑰ 被保険者の職務遂行に直接起因する事故

⑱ 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産（住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。）の滅失、損傷もしくは汚損

（２）当会社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特別の約定を締結している場合には、その約定によって加重された損害賠償責任に関する弁護士費用等を被保険者が負担することによって被る損害に対しては、弁護士費用等保険金を支払いません。

（３）当会社は、被保険者が次の①から⑤のいずれかに該当する事由にかかわる法律相談を行うことによる損害に対しては、法律相談費用保険金を支払いません。

① 婚姻、離婚、親子関係、養子、親権、後見、扶養または相続

② 売買、金銭消費貸借契約、賃借権、雇用、請負、委任、寄託、斡旋、仲介、サービス・役務の提供またはその他の契約

③ 名誉毀損（きそん）、肖像権またはプライバシーの侵害等の身体障害を伴わない人格権侵害

④ 日照権、騒音、悪臭等、住宅または生活用動産の滅失、損傷もしくは汚損を伴わない事由

⑤ 損害保険契約または生命保険契約（これらに類似の共済契約を含みます。）

第６条［お支払いする保険金の計算］

（１）当会社は、被保険者が相談損害を被った場合に支払うべき法律相談費用保険金の額は、当会社の同意を得て支出した法律相談費用とします。ただし、１回の事故につき10万円を限度とします。

（２）当会社は、被保険者が弁護士損害を被った場合に支払うべき弁護士費用等保険金の額は、被保険者が賠償義務者に対する損害賠償請求にあたり、当会社の同意を得て支出した弁護士費用等とします。ただし、１回の事故につき、被保険者１名あたり300万円を限度とします。

（３）当会社は、相談損害のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税額に相当する金額については、本条（１）の規定とは別に保険金を支払います。

（４）本条（１）および（２）における1回の事故とは、発生時期または発生場所のいかんにかかわらず、同一の原因から生じた一連の事故をいいます。

（５）本条（４）の規定により１回の事故となるすべての事故は、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。

第７条［保険金の削減］

（１）被保険者が法律相談費用保険金の支払を受けようとする場合において、この特約により請求の原因となる1回の法律相談中に当会社が支払責任を負担しない法律相談が含まれるときには、当会社は、第６条［お支払いする保険金の計算］（１）の額に次の割合を乗じて得た額を支払います。

$$\frac{\text{この特約により支払の対象となる法律相談に要した時間}}{\text{支払の対象となる法律相談と支払の対象とならない法律相談に要した時間の合計}}$$

（２）被保険者が弁護士費用等保険金の支払を受けようとする場合において、この特約により支払の対象となる損害賠償請求と支払の対象とはならない損害賠償請求を同時に行う場合には、当会社は、第６条（２）の額に次の割合を乗じた額を支払います。

$$\frac{\text{この特約により支払の対象となる損害賠償請求額}}{\text{支払の対象となる損害賠償請求と支払の対象とならない損害賠償請求の合計額}}$$

（3）本条（1）の規定は、被保険者が1回の事故に起因する法律相談を１回しか行わなかった場合には適用しません。

第８条［事故発生の場合の義務］

（1）ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、遅滞なく、事故発生の状況を書面をもって当会社に通知しなければなりません。

（2）ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく本条（1）の義務に違反した場合または本条（1）の書類に事実と異なる記載をした場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第９条［補償が重複する契約がある場合の取扱い］

（1）この特約に関しては、第２条［保険金をお支払いする場合］と支払責任を同じくする他の保険契約または共済契約（以下この条において「他の保険契約等」といいます。）がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

（2）本条（1）の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金または共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、損害の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

（3）本条（2）の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に自己負担額の適用がある場合には、そのうち最も低い自己負担額を差し引いた額とします。

（4）本条（2）の規定は、法律相談費用と弁護士費用等に区分して適用します。

第10条［保険金のご請求］

（1）当会社に対する保険金請求権は、次の①または②のいずれかに該当する時から、それぞれに発生し、これを行使することができるものとします。
- ① 法律相談費用保険金の請求に関しては、被保険者が法律相談費用を支出した時
- ② 弁護士費用等保険金の請求に関しては、賠償義務者が負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と賠償義務者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時

（2）被保険者または保険金を受け取るべき者がこの特約に基づき保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第24条［保険金のご請求］（2）のほか、次の①および②に掲げる書類または証拠のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 法律相談費用保険金の請求に関しては、法律相談を行った弁護士による法律相談日時および法律相談内容についての証明書ならびに法律相談費用の領収書
- ② 弁護士費用等保険金の請求に関しては、弁護士に委任したことを証明する書類、示談書その他これに代わる書類および弁護士費用等の領収書

第11条［代位］

（1）法律相談費用または弁護士費用等について、損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
  被保険者が取得した債権の全額
- ② 上記①以外の場合
  被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（2）本条（1）の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（3）ご契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する本条（1）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第12条［準用規定］

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、この特約が付帯された普通保険約款基本条項の規定を準用します。

事業用積載動産補償特約

＜用語のご説明－定義＞

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

（1）事業用積載動産
ご契約のお車の車室内、トランク内または正規の荷台に積載（キャリア等に固定された状態を含み、荷積み・荷下ろし中は除きます。以下この特約において同様とします。）された、次の①または②のいずれかに該当する動産をいいます。
- ① 商品、見本品、事業用什器・備品・機械
- ② 事業を営む者がその事業に関連して受託または借用している物

ただし、上記①または②に該当する場合であっても、別表「事業用積載動産に含まれない物」に規定する物は、補償の対象となりません。

（2）保険価額
損害が生じた時および場所における、損害を生じた事業用積載動産の価額をいいます。

（3）修理費 損害が生じた時および場所において、損害が生じた事業用積載動産を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費（注）をいいます。この場合において、事業用積載動産の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、補修による修理費とします。 （注）事故発生時点における一般的な修理技法により、外観上、機能上、社会通念に照らし原状回復したと認められる程度に復旧するために必要な修理費用とし、これ以外の格落ち等による損害は含みません。
（4）保険金額 保険証券に記載されたこの特約の保険金額で、当会社が支払う保険金の限度額をいいます。
（5）回収金 第三者が負担すべき金額で被保険者が既に回収したものをいいます。
（6）全損 第６条［損害の額の決定］による損害の額または修理費が、損害を生じた事業用積載動産の保険価額以上となる場合をいいます。

第１条［この特約の適用条件］

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条［保険金をお支払いする場合］

（1）当会社は、次の①から③のいずれかに該当する事故によって事業用積載動産について生じた損害に対して、この特約に従い、被保険者に損害保険金を支払います。
　① 衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、風雹（ひょう）雪災その他の偶然な事故によって、ご契約のお車と同時に事業用積載動産に損害が生じた事故
　② 窃盗または強盗
　③ 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災

（2）当会社は、本条（1）の損害保険金が支払われる場合において、次表に定めるところに従い、臨時費用保険金および残存物取り片づけ費用保険金を支払います。

費用保険金の種類	保険金をお支払いする場合
① 臨時費用保険金	当会社は、本条（1）の損害保険金が支払われる事故の際に、その事故によって事業用積載動産が損害を受けたため臨時に発生する費用（以下この特約において「臨時費用」といいます。）に対して、保険金を支払います。
② 残存物取り片づけ費用保険金	当会社は、本条（1）の損害保険金が支払われる事故の際に、その事故によって損害を受けた事業用積載動産の残存物の取り片づけに必要な費用（取り壊し費用、取り片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。以下この特約において「残存物取り片づけ費用」といいます。）に対して、保険金を支払います。

第３条［補償の対象となる方－被保険者］

この特約における被保険者は、事業用積載動産の所有者とします。

第４条［補償の対象となる自動車の範囲］

この特約において、補償の対象となる自動車の範囲は、次の①から⑦に掲げる自動車とします。
ただし、冷凍・保冷・保温設備を有する自動車を除きます。
① 自家用普通乗用車
② 自家用小型乗用車
③ 自家用軽四輪乗用車
④ 自家用小型貨物車
⑤ 自家用軽四輪貨物車
⑥ 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）
⑦ 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超２トン以下）

第５条［保険金をお支払いできない場合］

（1）当会社は、次の①から⑫のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金（損害保険金、臨時費用保険金または残存物取り片づけ費用保険金をいいます。以下この特約において同様とします。）を支払いません。
　① ご契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。）の故意または重大な過失
　② 保険金を受け取るべき者またはその法定代理人（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。）の故意または重大な過失。ただし、保険金を受け取るべき者が保険金の一部を受け取る場合に、損害が保険金を受け取るべき者またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失によって生じたときは、当会社は保険金を受け取るべき者の受け取る金額についてのみ保険金を支払いません。
　③ 事業用積載動産の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と世帯を同じくする親族の故意または重大な過失。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
　④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
　⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
　⑥ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この⑥において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
　⑦ 上記⑥に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
　⑧ 上記③から⑦の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑨ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合は、保険金を支払います。
⑩ 事業用積載動産の紛失
⑪ 詐欺または横領
⑫ ご契約のお車を競技もしくは曲技のために、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所で使用すること。ただし、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用する場合を除きます。

（2）当会社は、次の①から⑩のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
① 事業用積載動産の自然の消耗または性質によるさび、かび、変質、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損害
② 事業用積載動産の欠陥によって生じた損害。ただし、ご契約者、被保険者またはこれらの者に代わって事業用積載動産を管理する者が相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって生じた損害を除きます。
③ 事業用積載動産に加工（修理を除きます。以下この③において同様とします。）をほどこした場合、加工着手後に生じた損害
④ 事業用積載動産に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害。ただし、これらの事由によって火災または破裂・爆発が生じた場合を除きます。
⑤ 偶然な外来の事故に直接起因しない事業用積載動産の電気的事故または機械的事故によって生じた損害。ただし、これらの事故によって火災または破裂・爆発が生じた場合を除きます。
⑥ 事業用積載動産である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の事業用積載動産に生じた損害を除きます。
⑦ 次のア．からウ．のいずれかに該当する者が単独に、または第三者と共謀して行った窃盗、強盗その他の不正行為によって事業用積載動産に生じた損害
ア．被保険者または保険金を受け取るべき者の法定代理人
イ．被保険者または保険金を受け取るべき者の同居の親族
ウ．被保険者または保険金を受け取るべき者の使用人
⑧ 窃盗または強盗発生後60日以内に覚知することができなかった窃盗または強盗による損害
⑨ 事業用積載動産に発生したすり傷、かき傷または塗料のはがれその他の単なる外観上の損傷であって事業用積載動産の機能に直接関係のない損害
⑩ 事業用積載動産のうち、楽器について生じた次のア．またはイ．の損害
ア．楽器の弦（ピアノ線を含みます。）の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。
イ．楽器の音色または音質の変化

（3）当会社は、被保険者の役員または使用人が次の①から④のいずれかに該当する場合に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
① 闘争行為、自殺行為または犯罪行為を行った場合
② 法令により定められた運転資格を持たないで自動車を運転している場合
③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している場合
④ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態で自動車を運転している場合

第６条［損害の額の決定］

（1）当会社が損害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。
（2）事業用積載動産の損傷を修理することができる場合には、その事業用積載動産を損害発生直前の状態に復するために必要な修理費をもって損害の額とします。
（3）損害を生じた事業用積載動産が一組または一対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、当会社は、その損害がその事業用積載動産全体の価額に及ぼす影響を考慮して、損害の額を決定します。この場合において、その部分の修理費が保険価額を超過するときを除いては、いかなるときでも全損とはみなしません。

第７条［費用］

ご契約者または被保険者が支出した次表の①または②の費用は、第６条［損害の額の決定］に規定する損害の額に含めます。なお、同表の費用を支出する際の措置・手続によって得られなかった収入は対象となりません。

費用の種類	お支払いする費用の内容
① 損害防止費用	普通保険約款基本条項第22条［事故発生時の義務等］（1）の①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 求償権保全行使費用	普通保険約款基本条項第22条（1）の⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

第８条［お支払いする保険金の計算］

（1）１回の事故につき、当会社が支払う損害保険金の額は、次の算式により算出される額とします。
ただし、保険金額を限度とし、保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額を限度とします。

損害保険金の額	=	第６条［損害の額の決定］の規定により決定される、すべての事業用積載動産の損害の額の合計額	−	回収金がある場合は、その回収金の額

（2）当会社は、本条（1）に規定する損害保険金のほか、次表の①および②に掲げる額を費用保険金として支払います。

費用保険金の種類	お支払いする保険金の額
① 臨時費用保険金	損害保険金の10％に相当する額。 ただし、１回の事故につき、ご契約のお車１台ごとに100万円を限度とします。
② 残存物取り片づけ費用保険金	被保険者が負担した残存物取り片づけ費用の額。ただし、損害保険金の10％に相当する額を限度とし、１回の事故につき、ご契約のお車１台ごとに100万円を限度とします。

（3）当会社は、本条（2）の規定によってそれぞれ支払うべき臨時費用保険金または残存物取り片づけ費用保険金と、本条（1）に規定する損害保険金の合計額が保険金額を超える場合であっても、臨時費用保険金または残存物取り片づけ費用保険金を支払います。

第９条［現物によるお支払い］

当会社は、事業用積載動産の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

第10条［被害物についての当会社の権利］

（1）当会社が損害を生じた事業用積載動産に対して全損として保険金を支払った場合は、損害を生じた事業用積載動産について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、支払った保険金の額が損害を生じた事業用積載動産の保険価額に達しない場合には、次の算式によって算出される割合によりその権利を取得します。

$$\text{当会社が被害物の権利を取得する割合} = \frac{\text{支払った保険金の額}}{\text{保険価額}}$$

（2）事業用積載動産の部分品または付属品が盗難にあった場合に、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、当会社は、次の算式によって算出される割合により被保険者が盗難にあった物について有する所有権その他の物権を取得します。

$$\text{当会社が盗難にあった物の権利を取得する割合} = \frac{\text{支払った保険金の額}}{\text{損害の額}}$$

（3）本条（1）または（2）の場合において、当会社がその権利を取得しない意思を表示して保険金を支払った場合は、損害を生じた事業用積載動産について被保険者が有する所有権その他の物権は当会社に移転しません。

第11条［補償が重複する契約がある場合の取扱い］

（1）この特約に関しては、第２条［保険金をお支払いする場合］と支払責任を同じくする他の保険契約または共済契約（自動車保険または自動車共済に限りません。以下この条において「他の保険契約等」といいます。）がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

（2）本条（1）の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われた場合には、当会社は、それらの額の合計額を、次の①または②に掲げる額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

① 第２条（1）に定める損害保険金に関しては、損害の額（注）

② 第２条（2）に定める臨時費用保険金および残存物取り片づけ費用保険金に関しては、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額

（注）それぞれの保険契約または共済契約において、損害の額が異なる場合はそのうち最も高い額をいいます。

（3）本条（2）の①の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に自己負担額の適用がある場合には、そのうち最も低い自己負担額を差し引いた額とします。

（4）本条（2）の規定は、損害保険金、臨時費用保険金と残存物取り片づけ費用保険金とに区分して適用します。

第12条［保険金のご請求］

（1）当会社に対する保険金請求権は、事故発生の時から発生し、これを行使することができるものとします。

（2）被保険者が事業用積載動産を盗難されたことにより保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第24条［保険金のご請求］（2）に定める書類または証拠のほか、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類を当会社に提出しなければなりません。

（3）被保険者が、正当な理由がなく本条（2）の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第13条［事業用積載動産の回収］

第２条［保険金をお支払いする場合］（1）の損害に対して、当会社が損害保険金を支払った後、１年以内に事業用積載動産の全部または一部が回収された場合は、被保険者は、既に受け取った損害保険金を当会社に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合、被保険者は、返還されるまでの間に生じた事業用積載動産の損傷または汚損の損害に対して、損害保険金を請求することができます。

第14条［運転者限定に関する特約等の不適用］

この特約の適用においては、当会社は、運転者限定に関する特約、家族運転者等の年齢条件に関する特約、他車運転補償特約、他車運転補償特約（二輪・原付）およびファミリーバイク特約の規定は適用しません。

第15条［普通保険約款の準用］

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款基本条項の規定を準用します。この場合において、同条項第22条［事故発生時の義務等］（1）の④および⑤の規定中「ご契約のお車」とあるのは「事業用積載動産」と読み替えて適用します。

＜別表＞事業用積載動産に含まれない物

①	船舶（注ⅰ）、航空機、自動車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 （注ⅰ）「船舶」には、ヨット・モーターボートおよび水上オートバイ、ボートならびにカヌーを含みます。
②	自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィンのためのボードおよびセイル、ラジオコントロール模型およびこれらの付属品
③	移動電話・携帯電話・PHS等の移動体通信端末機器およびこれらの付属品。 ただし、携帯式電子事務機器（ラップトップまたはノート型のパソコン、ワープロ、電子手帳等をいいます。）およびこれらの付属品については、事業用積載動産として取扱います。
④	義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物
⑤	動物および植物等の生物
⑥	通貨、小切手、株券、手形、その他の有価証券、印紙、切手、乗車券等（注ⅱ）その他これらに準ずる物 （注ⅱ）鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券（定期券は除きます。）、宿泊券、観光券（被保険者が購入した事実が確認できない入場券・鑑賞券は除きます。）および旅行券をいいます。
⑦	預金証書または貯金証書（注ⅲ）、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 （注ⅲ）通帳および現金自動支払機用カードを含みます。
⑧	稿本、設計書、図案、ひな型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿、勲章、き章、免許状その他これらに準ずる物 ただし、印章については、事業用積載動産として取扱います。
⑨	貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻、美術品その他これらに準ずる物
⑩	冷凍・冷蔵・保冷・保温貨物
⑪	社会通念上、一般的な交換価値の認められない情報、資料、文書、フィルム・テープ・ディスク・カード・ドラム等のコンピューター等の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準じるもの
⑫	ガラス等の易損品（注ⅳ） （注ⅳ）「易損品」とは、ガラス、陶磁器、ガラス製品、鏡、石製品、石こう製品、かわら、スレート、土管、セメント・コンクリート製品、れんがをいいます。
⑬	被保険者の役員または使用人の所有物
⑭	自動車に定着（注ⅴ）または装備（注ⅵ）されている物 （注ⅴ）「定着」とは、ボルト、ナット、ねじ等で自動車本体に固定されており、工具等を使用しなければ容易に取り外せない状態をいいます。 なお、車室内でのみ使用することを目的として、ご契約のお車に固定されているカーナビゲーションシステム等は、そのメーカー所定の取付方法により固定されている場合に限り、固定の方法がボルト等以外であっても付属品として取扱います。 （注ⅵ）「装備」とは、自動車の機能を十分に発揮させるために、その自動車に備品として備え付けられている状態をいいます。
⑮	その他保険証券に記載された物

地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約

第１条［この特約の適用条件］

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条［保険金をお支払いする場合－地震・噴火・津波損害］

当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第４条［保険金をお支払いできない場合］（１）の③および⑥の規定にかかわらず、ご契約のお車について次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しても、保険金を支払います。

① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

② 上記①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第３条［保険金のお支払いについての特則］

この特約を適用して当会社が保険金を支払う場合において、普通保険約款基本条項第25条［保険金のお支払い］（１）に掲げる必要な事項の確認をするため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域において調査を行うときは、当会社は、請求完了日からその日を含めて365日（注）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に対して通知するものとします。

（注）普通保険約款基本条項第25条（２）の表中の①から⑤を含めて、複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

第４条［準用規定］

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通保険約款車両条項（同条項に適用される他の特約を含みます。）および基本条項の規定を準用します。

リースカー車両費用補償特約

<用語のご説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

（1）付属品

ご契約のお車に定着（注ⅰ）または装備（注ⅱ）されている物、および法令等（注ⅲ）に従いご契約のお車に備え付けられている物をいいます。（注ⅳ）

◦付属品として取扱う物の例示

・定着されているカーステレオ、カーエアコン、カーナビゲーションシステム 等
・装備されているスペアタイヤ１本（正規の格納装置に格納されている場合は、その本数）、標準工具 等
・法令等により備え付けられている消火器、座席ベルト 等
・オイル類のうち、潤滑油、バッテリーの電解液 等

（注ⅰ）「定着」とは、ボルト、ナット、ねじ等で自動車本体に固定されており、工具等を使用しなければ容易に取り外せない状態をいいます。
なお、車室内でのみ使用することを目的として、ご契約のお車に固定されているカーナビゲーションシステム等は、メーカー所定の取付方法により固定されている場合に限り、固定の方法がボルト等以外であっても付属品として取扱います。

（注ⅱ）「装備」とは、自動車の機能を十分に発揮させるために、その自動車に備品として備え付けられている状態をいいます。

（注ⅲ）「法令等」とは、法律、命令、規則、条例等をいいます。

（注ⅳ）ご契約のお車に定着または装備されている物であっても、以下に規定する物は付属品とはなりません。

① ガソリン、軽油、LPG等の燃料
② ボディーカバー、洗車用品、レーダー探知器
③ 法令等により、自動車に定着または装備することを禁止されている物
エアースポイラー（法令に違反するもの）、オーバーフェンダー（標準装備の物および運輸支局の許可を得た物を除きます。）等
④ 通常装飾品とみなされる物
マスコット類、クッション、花ビン、膝掛 等
⑤ 付属機械装置（医療防疫車、検査測定車、電源車、放送中継車等自動車検査証記載の用途が特種用途である自動車に定着または装備されている精密機械装置をいいます。）

（2）リース契約

あらかじめ借受人を定めて自動車を有償で貸渡しすることを業としている者との貸借契約をいいます。

（3）リース契約中途解約費用

ご契約のお車に損害が生じたことを原因としてリース契約を中途で解約する場合に、被保険者がリース契約に基づきリース契約上の貸主に対して負担する費用をいいます。
ただし、被保険者が事故発生の時までに、リース契約に基づき支払うべき費用は除きます。

（4）保険金額

保険証券の「車両保険」欄に記載された保険金額をいいます。

（5）自己負担額

保険契約締結の時において、ご契約者または被保険者が自己負担するものとして設定した金額で、保険証券の「車両保険」欄に記載された自己負担額をいいます。

（6）修理費

損害が生じた時および場所において、ご契約のお車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費（注）をいいます。この場合において、ご契約のお車の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、補修による修理費とします。

（注）事故発生時点における一般的な修理技法により、外観上、機能上、社会通念に照らし原状回復したと認められる程度に復旧するために必要な修理費用とし、これ以外の格落ち等による損害は含みません。

（7）全損

ご契約のお車を修理することができない場合（ご契約のお車が盗難され発見されなかった場合を含みます。）、または修理費がリース契約中途解約費用の額以上となるときをいいます。

（8）分損

修理費の額がリース契約中途解約費用の額未満となるときをいいます。

（9）回収金

第三者が負担すべき金額で、被保険者またはご契約のお車の所有者のために既に回収されたものをいいます。ただし、リース契約中途解約費用の算出にあたり、充当されたものは除きます。

１．保険金をお支払いする場合

第１条［保険金をお支払いする場合］

（1）当会社は、ご契約のお車に生じた衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その

他の偶然な事故によって被保険者が被る車両費用損害（第５条［損害の額の決定］に規定する損害をいいます。以下この特約において「車両費用損害」といいます。）およびご契約のお車の盗難によって被保険者が被る車両費用損害に対して、この特約に従い、保険金（損害保険金または費用をいいます。以下この特約において同様とします。）を支払います。ただし、ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車の場合は、ご契約のお車の盗難（発見されるまでの間に生じた損害を含みます。）によって被保険者が被る車両費用損害を除きます。

（2）本条（1）の「ご契約のお車」には、付属品を含みます。

第２条［補償の対象となる方－被保険者］

この特約における被保険者は、ご契約のお車の借主（リース契約上の借主をいいます。）とします。

第３条［保険金額］

当会社とご契約者または被保険者は、保険契約締結の時において、ご契約のお車の市場販売価格相当額（注）とリース契約上の中途解約費用の規定とに基づき、保険金額を定めるものとします。

（注）ご契約のお車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様・年式で同等の損耗度の自動車の市場販売価格相当額（付属品の価額を含みます。）をいいます。

2．保険金をお支払いできない場合

第４条［保険金をお支払いできない場合］

（1）当会社は、次の①から⑨のいずれかに該当する事由によって生じた車両費用損害に対しては、保険金を支払いません。

① 次のア．からオ．のいずれかに該当する者の故意または重大な過失

ア．ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）

イ．ご契約のお車のリース契約上の貸主（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）

ウ．上記ア．およびイ．に定める者の法定代理人

エ．上記ア．およびイ．に定める者の業務に従事中の使用人

オ．上記ア．およびイ．に定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

④ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この④において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

⑤ 上記④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑥ 上記②から⑤の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。

⑧ 詐欺または横領

⑨ ご契約のお車を競技もしくは曲技のために、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所で使用すること。ただし、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用する場合を除きます。

（2）当会社は、次の①から⑥のいずれかに該当するご契約のお車の損害によって被保険者が被る車両費用損害に対しては、保険金を支払いません。

① ご契約のお車に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さびその他自然の消耗

② 故障損害（偶然な外来の事故に直接起因しないご契約のお車の電気的または機械的損害をいいます。）

③ ご契約のお車から取り外されて車上にない自動車の部分品または付属品に生じた損害

④ 付属品のうちご契約のお車に定着されていない物に生じた損害。ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。

⑤ タイヤ（チューブを含みます。）に生じた損害。ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。

⑥ 法令等により禁止されている改造を行った自動車の部分品および付属品に生じた損害

（3）当会社は、次表に掲げるア．からオ．のいずれかに該当する者が、次の①から③のいずれかに該当する場合に生じた損害により被保険者が被る車両費用損害に対しては、保険金を支払いません。

① 法令により定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転している場合

② 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合

③ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態でご契約のお車を運転している場合

ア．ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）
イ．ご契約のお車のリース契約上の貸主（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）
ウ．上記ア．およびイ．に定める者の法定代理人
エ．上記ア．およびイ．に定める者の業務に従事中の使用人
オ．上記ア．およびイ．に定める者の父母、配偶者または子

3．お支払いする保険金の計算

第５条［損害の額の決定］

当会社が保険金を支払うべき損害の額は、次のとおりとします。

① 全損の場合は、リース契約中途解約費用の額

② 分損の場合は、次の算式によって算出される額

損害の額	＝	修理費の額	－	修理に伴って生じた残存物があるときは、その残存物の価額

第６条［お支払いする保険金の計算］

（１）１回の事故につき当会社の支払う損害保険金の額は、次のとおりとします。

区　分	損害保険金の額
① 全損	第５条［損害の額の決定］①の損害の額
② 分損	第５条②の損害の額　－　自己負担額（注） （保険金額を限度とします。ただし、保険金額を超過する場合であっても、被保険者がご契約のお車の損傷を実際に修理したときには、リース契約中途解約費用の額を限度とします。）

（注）当会社が支払責任を負う事故が複数回発生している場合は、事故の発生の順番に従って適用します。

（２）本条（１）の損害保険金のほか、ご契約者または被保険者が次の費用を支出した場合は、当会社は、次の①から⑤に掲げる費用の合計額を被保険者に支払います。ただし、これらの費用を支出する際の措置・手続によって得られなかった収入は対象となりません。

費用の種類	お支払いする費用の内容
① 損害防止費用	普通保険約款基本条項第22条［事故発生時の義務等］（１）の①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 求償権保全行使費用	普通保険約款基本条項第22条（１）の⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
③ 車両運搬費用	当会社が保険金を支払うべき損害によりご契約のお車が自力走行できない場合に、ご契約のお車を事故現場から最寄りの修理工場もしくは当会社の指定する場所まで運搬する費用、および、これらの場所まで運転するために必要な仮修理の費用の合計額。ただし、１回の事故につき、10万円または保険金額の10％のいずれか高い方を限度とします。
④ 盗難車引取費用	盗難にあったご契約のお車を引き取るための費用のうち、上記③以外の費用。ただし、１回の事故につき、10万円または保険金額の10％のいずれか高い方を限度とします。
⑤ 共同海損分担額	船舶によって輸送されている間に生じた共同海損に対するご契約のお車の分担額

（３）当会社は、次の①または②のいずれかに該当する場合であっても、本条（２）の費用を支払います。

① 本条（２）の規定によって支払うべき費用のみを負担した場合

② 本条（２）の規定によって支払うべき費用と本条（１）の損害保険金の合計額が保険金額を超える場合

（４）第５条［損害の額の決定］に定める損害の額および本条（２）の費用のうち回収金がある場合において、回収金の額が被保険者の負担額（注）を超過するときは、当会社は、本条（１）の損害保険金と本条（２）の費用の合計額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。

（注）ここでいう「被保険者の負担額」とは、損害の額および本条（２）に掲げる費用のうち実際に発生した額の合計額から、本条（１）に定める損害保険金の額および本条（２）に定める費用の額の合計額を差し引いた額をいいます。

第７条［現物によるお支払い］

当会社は、ご契約のお車の全部または一部の損害によって被保険者が被る車両費用損害に対して、修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

4．その他

第８条［被害物についての当会社の権利］

（１）当会社が全損として損害保険金を支払った場合は、ご契約のお車について被保険者またはご契約のお車の所有者が有する所有権その他の物権を取得します。

（２）ご契約のお車の部分品または付属品が盗難にあった場合に、当会社が保険金を支払ったときは、当会社は、被保険者またはご契約のお車の所有者が盗難にあった物について有する所有権その他の物権を取得します。

（３）本条（１）および（２）の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払ったときは、ご契約のお車またはその部分品もしくは付属品について被保険者またはご契約のお車の所有者が有する所有権その他の物権は当会社に移転しません。

第９条［盗難自動車の返還］

当会社がご契約のお車の盗難によって被保険者が被った車両費用損害に対して保険金を支払った日の翌日から起算して60日以内にご契約のお車が発見された場合は、被保険者は、リース契約上の貸主が既に受け取ったリース契約中途解約費

用を被保険者に返還し、かつ、被保険者が既に受け取った保険金を当会社に払い戻したときに限り、被保険者はその返還を受けることができます。

この場合、被保険者は盗難後発見されるまでの間にご契約のお車に生じた損害により被った車両費用損害に対して保険金を請求することができます。

第10条［補償が重複する契約がある場合の取扱い］

（1）この特約に関しては、第1条［保険金をお支払いする場合］（1）と支払責任を同じくする他の保険契約または共済契約（自動車保険または自動車共済に限りません。以下この条において「他のリースカー車両費用保険契約等」といいます。）がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

（2）本条（1）の規定にかかわらず、他のリースカー車両費用保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、損害の額（注）から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

（注）それぞれの保険契約または共済契約における損害の額が異なる場合は、そのうち最も高い額をいいます。

（3）本条（2）の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に自己負担額の適用がある場合には、そのうち最も低い自己負担額を差し引いた額とします。

（4）他の車両保険契約等（ご契約のお車に生じた損害に対して、ご契約のお車の所有者に保険金を支払う保険契約または共済契約をいいます。以下この条において同様とします。）がある場合は、当会社は、次の算式により算出した額を当会社が支払う保険金の額とします。

保険金の額	＝	第６条［お支払いする保険金の計算］に定める保険金の額	－	他の車両保険契約等によりご契約のお車の所有者に支払われる額

第11条［普通保険約款との関係］

（1）当会社は、この特約を付帯した保険契約については、普通保険約款車両条項および全損時諸費用条項を適用しません。

（2）当会社は、この特約を付帯した保険契約については、普通保険約款基本条項の「被保険者」にはご契約のお車の貸主を含むものとし、また、次の①から③のとおり読み替えて普通保険約款基本条項の規定を適用します。

①「１年以上を期間とする貸借契約」とあるのは「リース契約」

②「車両条項」とあるのは「リースカー車両費用補償特約」

③「車両損害」とあるのは「リースカー車両費用補償特約第１条［保険金をお支払いする場合］（１）に定める車両費用損害」

（3）本条（2）によるほか、普通保険約款基本条項第７条［ご契約のお車の譲渡］の適用においては、「ご契約のお車の譲渡」には、リース契約上の貸主または借主が変更された場合を含み、「譲受人」には、変更後の貸主または借主を含むものとします。

（4）当会社は、普通保険約款基本条項第９条［入替自動車に対する自動補償特則］の規定にかかわらず、入替自動車については、この特約を適用しません。

（5）当会社は、この特約の適用においては、普通保険約款基本条項第12条［保険金額の調整］の規定を適用しません。

第12条［他の特約との関係］

（1）当会社は、この特約を付帯した保険契約については、車両価額協定保険特約は適用しません。

（2）この特約を付した保険契約に付帯された他の特約の規定については、次のとおり読み替えて適用します。

①「普通保険約款車両条項」、「車両条項」または「車両保険」とあるのは「リースカー車両費用補償特約」

②「１年以上を期間とする貸借契約」とあるのは「リース契約」

（3）本条（2）による読み替えのほか、この特約を付した保険契約に付帯された次の①から⑤の特約の規定については、それぞれの特約の規定中「損害」とあるのは「損害により被保険者が被る車両費用損害」と読み替えて適用するものとします。

① 車両損害の補償範囲限定特約

② 地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約

③ 詐欺·横領危険「車両損害」補償特約

④ 特殊車両の車両保険の適用範囲に関する特約

⑤ 機械装着車に関する「車両損害」特約

（4）この保険契約に他車運転補償特約が適用される場合、当会社は、同特約の適用においては、普通保険約款基本条項第７条［ご契約のお車の譲渡］（3）の規定は適用しません。

（5）この保険契約に機械装着車に関する「車両損害」特約が適用される場合には、当会社は、同特約第３条［付属機械装置に生じた単独損害の不担保］（2）および（3）の規定は適用しません。

第13条［準用規定］

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通保険約款基本条項およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

リースカー車両費用保険の修理費優先支払特約

<用語のご説明－定義>
この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

（1）リース契約中途解約費用 ご契約のお車に損害が生じたことを原因としてリース契約を中途で解約する場合に、被保険者がリース契約に基づきリース契約上の貸主に対して負担する費用をいいます。 ただし、被保険者が事故発生の時までに、リース契約に基づき支払うべき費用は除きます。
（2）自己負担額 保険契約締結の時において、ご契約者または被保険者が自己負担するものとして設定した金額で、保険証券の「車両保険」欄に記載された自己負担額をいいます。
（3）修理費 リースカー車両費用補償特約 <用語のご説明－定義>（6）に定める修理費をいいます。
（4）回収金 第三者が負担すべき金額で、被保険者またはご契約のお車の所有者のために既に回収されたものをいいます。 ただし、リース契約中途解約費用の算出にあたり、充当されたものは除きます。

第１条［この特約の適用条件］
この特約は、この保険契約にリースカー車両費用補償特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第２条［お支払いする保険金の計算］
（1）当会社は、この特約により、次の①から③に掲げる条件をいずれも満たしている場合には、リースカー車両費用補償特約第６条［お支払いする保険金の計算］（1）の①の規定にかかわらず、１回の事故につき当会社の支払う損害保険金の額は、同特約第５条［損害の額の決定］の②の損害の額（以下この条において「損害の額」といいます。）から自己負担額（注）を差し引いた額とします。ただし、20万円を限度とします。
① ご契約のお車の修理費がリース契約中途解約費用の額以上となること。
② ご契約のお車が実際に修理されること。
③ リース契約中途解約費用の額が20万円以下であること。
（注）当会社が支払責任を負う事故が複数回発生している場合は、事故の発生の順番に従って適用します。
（2）損害の額およびリースカー車両費用補償特約第６条（2）に定める費用（以下この（2）において「費用」といいます。）のうち回収金がある場合において、回収金の額が被保険者の負担額（注）を超過するときは、当会社は、本条（1）の損害保険金と費用の合計額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。
（注）ここでいう「被保険者の負担額」とは、損害の額および費用のうち実際に発生した額の合計額から、本条（1）に定める損害保険金の額および費用の額の合計額を差し引いた額をいいます。
（3）本条（1）および（2）の規定にかかわらず、被保険者の請求があった場合は、リースカー車両費用補償特約第６条の規定に従い保険金を支払います。

第３条［準用規定］
この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通保険約款基本条項およびリースカー車両費用補償特約（同特約に適用される他の特約を含みます。）の規定を準用します。

保険契約の自動継続に関する特約

<用語のご説明－定義>
この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

（1）自動継続契約 この特約の適用により、この保険契約の保険期間の末日を保険期間の初日として自動的に継続される保険契約をいいます。
（2）市場販売価格相当額 車両価額協定保険特約<用語のご説明－定義>（1）に定める市場販売価格相当額をいいます。
（3）団体扱特約 次の①から⑥のいずれかの特約をいいます。 ① 団体扱保険料分割払特約（一般A） ② 団体扱保険料分割払特約（一般B） ③ 団体扱保険料分割払特約（一般C） ④ 団体扱保険料分割払特約 ⑤ 団体扱保険料分割払特約（口座振替方式） ⑥ 団体扱保険料分割払特約（退職者）
（4）継続証等 保険証券または保険契約継続証もしくはこれに代わる書面をいいます。

第１条［この特約の適用条件］

この特約は、当会社とご契約者との間に、あらかじめ保険契約の自動継続についての合意がある場合に適用します。

第２条［保険契約の自動継続］

（１）この保険契約の保険期間の末日が属する月の前月10日までに、当会社またはご契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は、保険期間の満了する時と同一の内容で継続されるものとします。以降保険期間が満了する毎に同様とします。

（２）本条（１）の規定にかかわらず、自動継続契約に適用される次の①から③の内容については、この保険契約の保険期間の満了する時の内容と同一の内容とみなします。

① 自動継続契約の保険期間は、この保険契約の保険期間の末日を保険期間の初日として１年間となること。
② 自動継続契約に、この保険契約に適用されている団体扱特約と異なる団体扱特約が適用されること。
③ 特約の適用条件により自動的に適用されることとなる特約の自動継続契約への適用または特約の適用条件により自動的に適用されないこととなる特約を自動継続契約へ適用しないこと。

（３）本条（１）および（２）の規定によりこの保険契約が継続された場合には、当会社は、継続証等をご契約者に交付します。ただし、この保険契約に保険証券の発行に関する特約が付帯されている場合を除きます。

第３条［自動継続契約の車両保険金額等］

この保険契約に普通保険約款車両条項および車両価額協定保険特約が適用されている場合には、自動継続契約の車両価額協定保険特約第２条［協定保険価額および保険金額］の協定保険価額は、第２条［保険契約の自動継続］（１）の規定にかかわらず、自動継続契約の保険期間の初日におけるご契約のお車の市場販売価格相当額に基づき算出した額をもって、当会社とご契約者または被保険者との間で協定します。

第４条［自動継続契約の保険料および払込方法］

（１）自動継続契約の保険料は、保険価額の変動、無事故実績等を勘案して定めるものとします。

（２）当会社が、普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等（以下この条において「制度または料率等」といいます。）を改定した場合には、自動継続契約に対しては、自動継続契約の保険期間の初日における制度または料率等が適用されるものとします。

（３）ご契約者は自動継続契約の保険料をこの保険契約の保険期間の末日までに払い込むものとします。

（４）本条（３）の規定にかかわらず、自動継続契約に次の①から③に該当する特約が適用される場合には、ご契約者は、自動継続契約の保険料を次のとおり払い込むものとします。

適用される特約	保険料の払込方法
① 契約時払込保険料の口座振替特約が適用される場合	契約時払込保険料の口座振替特約の定めるところにより払い込むものとします。 この場合、第５条［保険料の払込みがない場合の取扱い］および第６条［自動継続契約の解除－保険料の払込みがない場合］の規定は適用しません。
② 保険料分割払特約が適用される場合	下表に定める払込期日までに分割保険料を払い込むものとします。 〔分割保険料／払込期日〕 第１回分割保険料：自動継続契約の保険期間の初日の属する月の保険証券記載の払込期日 第２回以降の分割保険料：自動継続契約の保険期間の初日の属する月の翌月以後、毎月の保険証券記載の払込期日
③ 団体扱特約または集団扱保険料分割払特約が適用される場合	団体扱特約または集団扱保険料分割払特約に定める集金契約に定めるところにより、集金者または集団を経て払い込むものとします。

第５条［保険料の払込みがない場合の取扱い］

ご契約者が、第４条［自動継続契約の保険料および払込方法］（３）または（４）の①もしくは②に規定する自動継続契約の保険料または分割保険料を、その保険料または分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末までに払い込まなかった場合には、当会社は、払込期日後に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第６条［自動継続契約の解除－保険料の払込みがない場合］

（１）ご契約者が、第５条［保険料の払込みがない場合の取扱い］に定める期間内に自動継続契約の保険料または分割保険料を払い込まなかった場合には、当会社は、ご契約者に対する書面による通知をもって、自動継続契約を解除することができます。

（２）本条（１）に規定する解除は、自動継続契約の保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第７条［自動継続契約の告知義務］

この保険契約が第２条［保険契約の自動継続］（１）の規定により継続される場合において、次の①または②のいずれかに該当するときは、ご契約者または被保険者は、書面をもってその旨を当会社に告げなければなりません。この場合の告知については、普通保険約款基本条項第３条［ご契約時に告知いただく事項－告知義務］および第４条［当会社に正しく告知いただけなかった場合］の規定を適用します。

① 保険契約申込書に記載した事項および継続証等に記載された事項に変更があったとき。
② この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定により当会社に通知すべき事項が生じたとき。

第８条［入替自動車に対する自動補償特則の適用］

この保険契約に普通保険約款基本条項第９条［入替自動車に対する自動補償特則］が適用される場合で、この保険契約の保険期間が満了する時までに同条（２）にいう取得日があり、同条（２）の承認の請求があったときは、取得日の翌日から起算して30日以内の、自動継続契約の保険期間が始まった時以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、ご契約

のお車の相違についての第７条［自動継続契約の告知義務］の規定にかかわらず、自動継続契約の契約内容をもって普通保険約款基本条項第９条の規定を適用します。

第９条［家族内新規運転者に対する自動補償特約の適用］

この保険契約に家族内新規運転者に対する自動補償特約が適用される場合で、この保険契約の保険期間が満了する時までに同特約第２条［家族内新規運転者に対する自動補償］（１）に定める事実の発生日（以下この条において「事実の発生日」といいます。）があり、同条（１）の承認の請求があったときは、事実の発生日の翌日から起算して30日以内の、自動継続契約の保険期間が始まった時以後に発生した事故による損害に対しては、自動継続契約の契約内容をもって同特約の規定を適用します。

通信販売に関する特約

＜用語のご説明－定義＞

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
（１）通販申込書	この特約を付帯する場合に使用する当会社所定の保険契約申込書をいいます。
（２）契約内容変更	保険証券または保険契約申込書の記載事項の変更をいい、ご契約者による保険契約条件の変更を含みます。
（３）追加保険料	普通保険約款基本条項第17条［保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の場合］（１）、（２）、（４）または（６）に定める追加保険料をいいます。
（４）変更日	ご契約者からの契約内容変更の通知等によって、契約内容を変更すべき期間の初日をいいます。

第１条［保険契約の申込み］

（１）当会社に対して、保険契約の申込みをしようとする者は、この特約により、通信により保険契約の申込みをすることができるものとします。

（２）本条（１）に規定する通信とは、次に定める①から③のいずれかの方法をいい、当会社は、通信により保険契約の申込みまたは保険契約申込みの意思の表示を受けた場合には、各通信の方法ごとに同表に定める規定に従い、保険契約引受の可否をご契約者に通知します。

通信の方法	保険契約引受可否の通知方法
① 通販申込書に所要の事項を記載し、当会社に送付すること。	当会社は、保険契約引受の可否を審査し、引受を行うものについては、保険料払込等通知書をご契約者に送付します。
② 電話、ファクシミリ等の情報処理機器等の通信手段を媒介とし、当会社に対し保険契約申込みの意思を表示すること。	当会社は、保険契約引受の可否を審査し、引受を行うものについては、保険料払込等通知書と通販申込書の双方または保険料払込等通知書をご契約者に送付します。
③ インターネット通信を媒体として、当会社所定の保険契約申込画面に所要の事項を入力し、当会社に送信すること。	当会社は、保険契約引受の可否を審査し、引受を行うものについては、保険料払込等通知書をご契約者に送付し、またはインターネット上の保険契約申込画面と一連の画面によりご契約者に対して保険契約成立の表示および保険契約引受内容の表示をします。

（３）本条（２）の②により、当会社に対し保険契約申込みの意思を表示し、通販申込書の送付を受けたご契約者は、所要の事項を記載し、保険料払込等通知書に定められた通販申込書返送期間内に当会社へ返送しなければなりません。
この場合、ご契約者はあらかじめ通販申込書に記載された契約条件の変更を行うことはできません。ご契約者が通販申込書により契約条件の変更を行ったときは、当会社は、本条（２）の①によりその通販申込書にて保険契約の申込みを受けたものとみなして取扱います。

（４）当会社は、本条（３）の通販申込書返送期間内に、ご契約者から所要の事項が記載された通販申込書が返送されなかった場合には、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（５）本条（４）に規定する解除は、当会社が保険契約の引受を行った時から将来に向かってのみその効力を生じます。

第２条［記載事項］

（１）当会社は、保険料払込等通知書には、次の①から④に定める事項を記載します。

① 契約時払込保険料および保険料総額
② 保険料払込期限、保険料払込方法および保険料払込みに必要な事項
③ 保険契約の引受内容等
④ 第１条［保険契約の申込み］（２）の②の通販申込書返送期間

（２）当会社は、第１条［保険契約の申込み］（２）の③の保険契約引受内容の表示においては、次の①から③に定める事項を掲載します。

① 保険料（契約時払込保険料を含みます。）
② 保険料払込期限（口座振替の場合には、振替予定日）および保険料払込方法
③ 保険契約の引受内容等

第３条［保険料の払込期限］

（１）申込人は、保険料払込等通知書に記載された契約時払込保険料または第１条［保険契約の申込み］（２）の③の保険契約

引受内容の表示（以下この特約において「引受内容表示」といいます。）に掲載された契約時払込保険料を、保険期間の初日の前日までに保険料払込等通知書に記載または引受内容表示に掲載された方法により当会社に払い込まなければなりません。
ただし、この保険契約に適用される他の特約により保険料の払込期限等が定められている場合を除きます。

（2）本条（1）の規定により契約時払込保険料が払い込まれなかった場合には、保険料払込等通知書に記載または引受内容表示に表示された保険期間が始まった後であっても、当会社は、契約時払込保険料領収前に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

（3）本条（1）に規定する払込期限を経過した後も、相当の期間内にご契約者が契約時払込保険料を払い込まなかった場合には、当会社は、ご契約者に対する書面による通知をもって、保険期間の初日から将来に向かって、この保険契約を解除することができます。

第４条［この特約における契約内容変更の通知の方法］

（1）ご契約者または被保険者は、契約内容変更の通知を、書面またはファクシミリ等の通信により、当会社の所定の連絡先に対して直接行わなければなりません。

（2）本条（1）に規定する通信のうち、当会社のホームページへのインターネットを経由した通信により契約内容変更の通知を当会社が受領した場合は、当会社は、ご契約者に保険料払込等通知書を送付し、またはインターネット上の通知画面と一連の画面により引受内容表示を掲載します。

（3）ご契約者または被保険者が、普通保険約款基本条項第17条［保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の場合］（6）の通知を行った場合には、ご契約者または被保険者に正当な理由があり、かつ、当会社が認める場合を除いて、ご契約者は、これを撤回することはできません。

第５条［追加保険料の払込期限］

（1）ご契約者は、当会社が第４条［この特約における契約内容変更の通知の方法］（1）に規定する通知に基づき請求する追加保険料の全額を、変更日（注）からその日を含めて30日（以下この条において「追加保険料の払込期限」といいます。）以内に、当会社に払い込まなければなりません。
（注）普通保険約款基本条項第17条［保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の場合］（1）または（2）に定めるところに従い当会社が請求した追加保険料である場合には、「変更日」とあるのを「当会社が追加保険料を請求した日」と読み替えて適用します。

（2）本条（1）の規定により追加保険料の全額が当会社に払い込まれた場合は、当会社は、契約内容変更の効力発生時に追加保険料の全額を領収したものとみなします。

第６条［追加保険料の払込みがない場合の事故の取扱い］

（1）ご契約者が、第５条［追加保険料の払込期限］（1）の規定により当会社が請求した追加保険料を追加保険料の払込期限までに払い込まなかった場合には、当会社は、変更日から追加保険料の全額を領収するまでの間に発生した事故による損害または傷害に対しては、次表に定める追加保険料の区分に従って、同表のとおり取扱います。

追加保険料の区分	事故の取扱い
① 普通保険約款基本条項第17条［保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の場合］（1）または（2）に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません（注）。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。 ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。 （注）当会社が追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがないことにより、この保険契約を解除できる場合に限ります。
② 普通保険約款基本条項第17条（4）に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません。
③ 普通保険約款基本条項第17条（6）に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

（2）変更日以後、追加保険料の払込期限までに発生した事故による損害または傷害に対して、被保険者、保険金請求権者または損害賠償請求権者が、保険金または損害賠償額の支払を受けるときには、その支払を受ける前に、ご契約者は、追加保険料の全額を当会社に払い込まなければなりません。

第７条［この保険契約の解除－追加保険料の払込みがない場合］

（1）当会社は、第５条［追加保険料の払込期限］（1）の規定により追加保険料の全額が払い込まれなかった場合には、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（2）本条（1）に規定する解除は、その変更日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第８条［準用規定］

（1）この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

（2）この保険契約の締結に際して通販申込書を使用しなかった場合で、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用するときは、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定中「保険契約申込書の記載事項」を「保険料払込等通知書記載事項またはインターネット上の保険契約申込画面と一連の画面による保険契約引受内容表示の事項」に読み替えるものとします。

工作用自動車のブーム不担保特約

第１条［この特約の適用条件］

この特約は、次の①および②の条件をいずれも満たす場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

① ご契約のお車が工作用自動車であること。
② この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されていること。

第２条［ブーム部分の不担保］

（1）当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第１条［保険金をお支払いする場合］の規定にかかわらず、ご契約のお車のブーム部分については、同条（1）の「ご契約のお車」に含めません。
（2）本条（1）の「ブーム部分」とは、次の物をいいます。
① ブーム（ジブを含みます。以下この①において同様とします。）ならびに伸縮シリンダ、俯仰（ふぎょう）シリンダ、ワイヤロープ、フック等ブームと機能上一体をなしている部分品およびブームの機能上必要である部分品
② 上記①に定めるものに定着または装備されている次の物
ア．使用の目的により交換装着する部分品および機械装置
イ．安全装置および警報装置
ウ．作動油および油脂類
エ．配線、配管およびホース類
オ．その他定着または装備されている物

危険物積載自動車に対する対物支払限度額不適用特約

第１条［この特約の適用条件］

この特約は、次の①から③の条件をいずれも満たす場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

① ご契約のお車の用途および車種が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超２トン以下）、特種用途自動車（キャンピング車）、二輪自動車または原動機付自転車以外であること。
② この保険契約に普通保険約款対物賠償責任条項が適用されていること。
③ この保険契約に対物賠償損害に関する火災・爆発・漏えい危険のみ補償特約または対物賠償損害に関する火災・爆発・漏えい危険のみ高額補償特約が付帯されていないこと。

第２条［危険物積載自動車に対する対物支払限度額の不適用］

当会社は、この特約により、普通保険約款対物賠償責任条項第４条［お支払いする保険金の計算］（3）および（4）の規定は適用しません。

レース･ラリー出場車等補償特約

第１条［この特約の適用条件］

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条［保険金をお支払いする場合］

（1）当会社は、この特約により、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に定める、競技または曲技に係る「保険金をお支払いできない場合」の規定にかかわらず、ご契約のお車を競技もしくは曲技のために、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所で使用することによって生じた損害もしくは傷害に対しても、保険金を支払います。
（2）ご契約のお車の使用により生じた損害または傷害のほか、競技または曲技に係る「保険金をお支払いできない場合」の規定が、ご契約のお車以外の自動車において適用される場合には、当会社は、この特約により、その規定を適用しません。
（3）本条（1）および（2）の場合において、ご契約者があらかじめこれらの行為に対応する当会社所定の保険料を払い込んでいないときは、当会社は、この特約を適用しません。

共同保険に関する特約

第１条［この特約の適用条件］

この特約は、この保険契約が保険証券記載の保険会社（以下「引受保険会社」といいます。）による共同保険契約である場合に適用されます。

第２条［引受保険会社の独立責任］

この保険契約の引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第３条［幹事保険会社の行う事項］

ご契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次の①から⑩に掲げる事項を行います。

① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
② 保険料の収納および受領または返戻
③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除

④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領
⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
⑥ 保険契約に係る契約内容変更の手続きの完了に係る書類の発行および交付または保険証券に対する裏書等
⑦ 保険の目的その他の保険契約に係る事項の調査
⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
⑩ その他上記①から⑨の事務または業務に付随する事項

第４条［幹事保険会社の行為の効果］

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第３条［幹事保険会社の行う事項］に掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第５条［ご契約者等の行為の効果］

この保険契約に関しご契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

全車両一括付保特約

＜用語のご説明－定義＞

この特約で使用される次の用語は、次の定義によります。

中途取得自動車
保険期間の中途で記名被保険者が自ら使用するために取得した自動車で、保険証券記載の条件に該当するものをいいます。

第１条［この特約の適用条件］

（１）この特約は、次の①および②の条件をいずれも満たす場合であって、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

① この保険契約締結の時において、記名被保険者が自ら使用するために既に取得（注）していた自動車で保険証券記載の条件に該当するもののすべてを、この保険契約によって一括して保険に付すこと。
② 中途取得自動車で、保険証券記載の条件に該当するもののすべてを、この保険契約によって漏れなく保険に付すこと。

（注）所有権留保条項付売買契約による購入または１年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。以下この特約において同様とします。

（２）本条（１）にいう所有者とは、次の①から③のいずれかに該当する者をいいます。

① ご契約のお車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合	買主
② ご契約のお車が１年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合	借主
③ 上記①および②以外の場合	ご契約のお車を所有する者

第２条［中途取得自動車に対する自動補償］

（１）当会社は、この特約により、中途取得自動車に対して、自動的にこの保険契約を適用します。
（２）中途取得自動車にかかわる当会社の保険責任は、中途取得自動車が記名被保険者の直接の管理下に入った時（以下この特約において「取得時」といいます。）に始まり、保険期間の末日の午後４時に終わります。
（３）記名被保険者は、自ら使用するために、第１回目の保険証券記載の通知締切日の２か月前の応当日の翌日から保険期間の始期までに取得した自動車で、保険証券記載の条件に該当するものを、保険期間の始期における中途取得自動車に含めることができます。
（４）本条（３）に定める自動車にかかわる当会社の保険責任は、本条（２）の規定にかかわらず、保険期間の始期に始まり、保険期間の末日の午後４時に終わります。
（５）本条（３）に定める自動車は、第４条［付保漏れがあった場合］に定める付保漏れ自動車には含みません。この場合、第８条［特約の解除または解約］（１）の①の規定は適用しません。

第３条［通知］

（１）ご契約者または記名被保険者は、毎月、保険証券記載の通知締切日以前１か月分の中途取得自動車を、保険証券記載の通知日（以下この特約において「通知日」といいます。）までに、当会社所定の書面により当会社に通知しなければなりません。
（２）この保険契約締結の時に保険に付された自動車または中途取得自動車を、記名被保険者が廃車、譲渡または返還した場合も、本条（１）と同様とします。

第４条［付保漏れがあった場合］

（１）この保険契約締結の時に、記名被保険者が自ら使用するために既に取得していた自動車で保険証券記載の条件に該当するものを、この保険契約によって保険に付していなかったこと（以下この条において「付保漏れ」といいます。）が判明した場合には、当会社は、第２条［中途取得自動車に対する自動補償］の規定を適用しません。ただし、その付保漏れの事実を当会社が知った時までに第３条［通知］（１）の通知を受領している中途取得自動車を除きます。
（２）付保漏れがご契約者または記名被保険者の故意および重大な過失によらなかったことをご契約者または記名被保険者が証明した場合で、当会社が付保漏れの事実を知った時以後の最も早い通知日までにご契約者または記名被保険者がその付保漏れ自動車について書面によって訂正を申し出て、当会社がこれを承認したときは、本条（１）の規定を適用しません。

第５条［通知に遅滞または脱漏があった場合］

第３条［通知］（１）の通知に遅滞または脱漏があった場合は、遅滞または脱漏のあった中途取得自動車（以下この特約において「通知漏れの中途取得自動車」といいます。）および当会社がその遅滞または脱漏の事実を知った時以後、第３条（１）の規定により通知されるすべての中途取得自動車に対して、当会社は第２条［中途取得自動車に対する自動補償］の規定を適用しません。

ただし、その遅滞または脱漏が、ご契約者または記名被保険者の故意および重大な過失によらなかったことをご契約者または記名被保険者が証明した場合で、当会社がその遅滞または脱漏の事実を知った時以後の最も早い通知日までにご契約者または記名被保険者がその通知漏れの中途取得自動車について書面によって訂正を申し出て、当会社がこれを承認したときを除きます。

第６条［契約条件等の変更］

（１）この保険契約締結の時に保険に付された自動車または第３条［通知］（１）の通知を当会社が既に受領している中途取得自動車について、保険期間の中途で保険契約の条件を変更する場合には、ご契約者は、自動車１台ごとに、その都度書面または当会社の定める通信方法により当会社所定の連絡先にその旨を通知し、承認を請求しなければなりません。

（２）第３条（１）の通知を当会社が受領していない中途取得自動車（通知漏れの中途取得自動車を除きます。）について、その取得時から保険証券記載の条件と異なる条件で保険に付す場合または保険期間の中途で保険契約の条件を変更する場合には、ご契約者は、自動車１台ごとに、その都度書面または当会社の定める通信方法により当会社所定の連絡先にその旨を通知し、承認を請求しなければなりません。

（３）ご契約者は、本条（１）および（２）の通知（以下この特約において「契約条件の変更通知」といいます。）を行った場合には、ご契約者または記名被保険者に正当な理由があり、かつ、当会社が認める場合を除いて、ご契約者は、これを撤回することはできません。

（４）ご契約者または記名被保険者は、事故が発生した場合で、契約条件の変更通知の日時および事故発生の日時の確認に関して、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なくこれを提出し、また当会社が行う調査に協力しなければなりません。

（５）ご契約者または記名被保険者が、正当な理由がなく本条（４）の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第７条［保険料の精算］

（１）当会社は、第３条［通知］（１）の通知を受領した場合は、未経過期間に対し当会社の定めるところにより計算した保険料を請求します。

（２）当会社は、第３条（２）の通知を受領した場合は、未経過期間に対し当会社の定めるところにより計算した保険料を返還します。

（３）当会社は、契約条件の変更通知を受領した場合は、保険証券記載の通知締切日以前１か月の間に契約条件の変更日（注）のあるものについて、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。

（注）契約条件の変更通知を行った日以後のご契約者が指定する日で、保険契約の条件を変更すべき期間の初日をいいます。以下この特約において同様とします。

（４）本条（１）から（３）の保険料は、毎月、保険証券記載の精算日（以下この特約において「精算日」といいます。）までに精算するものとします。

（５）本条（１）および（３）の追加保険料（本条（２）または（３）の規定により返還すべき保険料がある場合は、相殺した後の保険料とします。以下この条において同様とします。）を請求する場合において、その全額が精算日までに払い込まれなかった場合は、当会社は、次の①または②のとおりとします。

①	本条（１）の追加保険料がある場合は、その追加保険料が払い込まれるべき精算日に対応する保険証券記載の通知締切日の１か月前の応当日の翌日以後に取得した中途取得自動車（以下この条において「未精算等の中途取得自動車」といいます。）について発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。 この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。
②	本条（３）の追加保険料または返還すべき保険料がある場合は、その追加保険料領収前に発生した事故による損害または傷害に対しては、第６条［契約条件等の変更］（１）および（２）に定める承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

（６）未精算等の中途取得自動車のうち既に精算日の到来しているものにつき、本条（１）の追加保険料の全額が払い込まれた場合は、その払込みの時以後に発生した事故による損害または傷害に対しては、本条（５）の①の規定を適用しません。

第８条［特約の解除または解約］

（１）当会社は、次の①から③のいずれかに該当する場合には、ご契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

① 第４条［付保漏れがあった場合］（１）に該当する場合。ただし、第４条（２）の規定により訂正がなされた場合を除きます。

② 第５条［通知に遅滞または脱漏があった場合］に該当する場合。ただし、第５条ただし書の規定により訂正がなされた場合を除きます。

③ 当会社が第７条［保険料の精算］（１）および（３）の追加保険料（第７条（２）または（３）の規定により返還すべき保険料がある場合は、相殺した後の保険料とします。）を請求した場合において、その全額が精算日までに払い込まれなかった場合。ただし、第７条（６）に該当する場合を除きます。

（２）ご契約者は、この保険契約を普通保険約款基本条項第15条［ご契約者からの保険契約の解約］の規定により解約する場合を除き、この特約を解約することができません。

家族運転者等の年齢条件に関する特約

第１条［この特約の適用条件］

この特約は、次の①および②の条件をいずれも満たす場合に適用されます。

① ご契約のお車の用途および車種が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、二輪自動車または原動機付自転車であること。

② ご契約のお車を運転する者の年齢条件が保険証券に記載されていること。

第２条［家族運転者等の年齢条件に関する補償範囲］

（１）当会社は、次の①から④の者に対してのみ、保険証券記載の年齢条件を適用します。

① 記名被保険者
② 記名被保険者の配偶者
③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
④ 上記①から③のいずれかに該当する者の業務（家事を除きます。）に従事中の使用人

（２）当会社は、この特約が付された保険契約の場合には、保険証券記載の年齢条件に基づき、本条（１）の①から④に掲げる者がご契約のお車を運転している間に生じた事故による損害または傷害について、次表中、「○」のある区分においては保険金を支払い、「×」のある区分においては保険金を支払いません。

事故を起こした運転者の年齢／年齢条件の区分	20歳以下	21歳～25歳	26歳以上
① 21歳以上補償	×	○	○
② 26歳以上補償	×	×	○

家族内新規運転者に対する自動補償特約

<用語のご説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

（１）家族

次の①から③のいずれかに該当する者をいいます。

① 記名被保険者の配偶者（注）

② 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

③ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

（注）第２条［家族内新規運転者に対する自動補償］（１）の②に規定する事由を適用する場合は、内縁は対象となりません。

（２）運転免許

道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条（運転免許）第１項に定める運転免許であって、かつ、ご契約のお車を運転することができるものをいいます。ただし、仮運転免許を除きます。

（３）免許取得日

交付された運転免許証に記載されている、運転免許の取得年月日をいいます。

（４）運転者条件

第１条［この特約の適用条件］に定める①または②のいずれかに該当する条件をいいます。

（５）運転者条件変更

次の①または②のいずれかによる保険契約の変更をいいます。

① 運転者条件の削除

② 運転者条件の変更（注）

（注）事故を起こした運転者がご契約のお車を運転している間に生じた損害または傷害に対して、当会社が保険金を支払うことができる条件への変更をいいます。

第１条［この特約の適用条件］

この特約は、この保険契約に次の①または②のいずれかの条件が適用されている場合で、かつ、ご契約者が書面をもってこの特約の適用の承認の請求を行い、当会社がこれを承認したときに適用されます。

① 家族運転者等の年齢条件に関する特約に規定する年齢条件

② 運転者限定に関する特約に規定する「本人･配偶者限定」

第２条［家族内新規運転者に対する自動補償］

（１）当会社は、この特約により、事故発生の時にご契約のお車を運転していた者が次表の①または②の事由のいずれかに該当する場合で、同表に定める事実の発生日の翌日から起算して30日以内に、ご契約者が書面により運転者条件変更の承認の請求を行い、当会社がこれを受領したときは、その事実の発生日以後、当会社が運転者条件変更の承認をするまでの期間は、この保険契約に適用されている運転者条件の規定は適用せず、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に従い保険金を支払います。

事由	事実の発生日
① 保険期間の初日以降に、運転者条件に合致しない記名被保険者およびその家族が新たに運転免許を取得（失効および取消し後における再取得の場合を除きます。）した場合で、かつその事実を確認できる運転免許証の写しの提出があったとき。	免許取得日
② 保険期間の初日以降に、新たに家族（注）に該当するようになった場合で、かつその事実を確認できる戸籍謄本、住民票等の公的書類の写しの提出があり、当会社がこれを妥当と判断したとき。ただし、公的書類上に記載されたその事実の届出日が事故日の前日以前の場合に限ります。 （注）この事由の適用にあたっては、内縁は対象となりません。	公的書類上で家族に該当することとなった事実の発生日

（2）当会社は、この特約により、事故発生の時にご契約のお車を運転していた者が本条（1）の表中①または②の事由のいずれかに該当する場合で、その事実の発生日の翌日から起算して31日目の日以後、保険期間の末日の翌日から起算して30日目の日までの間に、ご契約者が書面により運転者条件変更の承認の請求を行い、当会社がこれを受領したときは、その事実の発生日以後、当会社が運転者条件変更の承認をするまでの期間は、この保険契約に適用されている運転者条件の規定は適用せず、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に従い保険金を支払います。ただし、この保険契約に適用されている普通保険約款対人賠償責任条項、対人臨時費用条項および対物賠償責任条項の保険金に限ります。

第３条［追加保険料の請求］

（1）当会社は、第２条［家族内新規運転者に対する自動補償］に定める運転者条件変更の承認請求を受け、これを承認するときは、その事実の発生日以後の期間に対し、変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づき計算した額を追加保険料としてご契約者に請求します。

（2）本条（1）の規定により追加保険料を請求する場合において、ご契約者が追加保険料を払い込まない間は、当会社は、第２条の規定は適用しません。

第４条［準用規定］

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

運転者限定に関する特約

第1条［この特約の適用条件］

この特約は、次の①および②の条件をいずれも満たす場合に適用されます。

① ご契約のお車の用途および車種が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車または自家用軽四輪乗用車であること。

② ご契約のお車を運転する者の範囲を限定する旨保険証券に記載されていること。

第２条［運転者限定に関する補償範囲］

（1）当会社は、この特約が付された保険契約の場合には、保険証券記載の運転者限定の区分に基づき、次表に定めるところに従い、表中の①から⑤に掲げる者がご契約のお車を運転している間に生じた事故による損害または傷害について、「○」のある区分においては保険金を支払い、「×」のある区分においては保険金を支払いません。

運転者限定の区分 事故を起こした運転者	家族限定	本人・配偶者限定
① 記名被保険者	○	○
② 記名被保険者の配偶者	○	○
③ ①または②の同居の親族	○	×
④ ①または②の別居の未婚の子	○	×
⑤ 上記①から④以外の者	×	×

（2）当会社は、次の①または②のいずれかに該当する事故による損害または傷害に対しては、本条（1）の規定にかかわらず、この特約は適用しません。

① ご契約のお車が盗難にあった時から発見されるまでの間にそのご契約のお車について生じた事故

② 自動車取扱業者が業務として受託したご契約のお車を使用または管理している間に、そのご契約のお車について生じた普通保険約款対人賠償責任条項第１条［保険金をお支払いする場合］（1）に定める対人事故および普通保険約款対物賠償責任条項第１条［保険金をお支払いする場合］に定める対物事故

第３条［保険期間の初日以降に補償対象外の運転者となった場合の特則］

（1）本条に定める規定は、ご契約者が書面をもって本特則の適用について承認の請求を行い、当会社がこれを承認した場合に適用されます。

（2）運転者限定の区分により補償の対象とならない場合であっても、次の①および②の条件をいずれも満たすときには、当会社は、第２条［運転者限定に関する補償範囲］の規定にかかわらず、保険金を支払います。

① ご契約者または記名被保険者から、事故発生の時にご契約のお車を運転していた者が、保険期間の初日において運転者限定の区分に該当していた事実を確認できる公的資料等の提出があり、当会社がこれを妥当と判断すること。
② ご契約者が書面により、運転者限定の削除の承認の請求を当会社に対して行い、当会社がこれを承認すること。

（3）本条（2）の表中の②に規定する承認の請求があったときは、当会社は、次の①または②のいずれかの期間に対し、変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づき計算した額を追加保険料としてご契約者に請求します。

① ご契約者または記名被保険者から、事故発生の時にご契約のお車を運転していた者が、運転者限定の区分に該当しなくなった事実の発生日を特定できる資料の提出があり、当会社がこれを確認できる場合は、その事実の発生日から保険期間の末日までの期間
② 上記①以外の場合は、保険期間の初日から保険期間の末日までの期間

（4）本条（3）の規定により追加保険料を請求する場合において、ご契約者が追加保険料を払い込まない間は、当会社は、本条（2）の規定は適用しません。

家族限定の「別居の既婚の子」補償特約

第１条［この特約の適用条件］

この特約は、この保険契約に適用される運転者限定に関する特約における運転者限定の区分が「家族限定」である場合で、かつ、保険証券にこの特約を併せて適用する旨記載されているときに適用されます。

第２条［運転者限定に関する補償範囲の読み替え］

当会社は、この特約により、運転者限定に関する特約第２条［運転者限定に関する補償範囲］（１）の規定中、「①または②の別居の未婚の子」とあるのを「①または②の別居の子およびその配偶者」と読み替えて同特約を適用します。

保険料分割払特約

<用語のご説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

（1）払込期日 次の①または②の期日をいいます。 ① 口座振替の方法による場合 指定口座から当会社の口座への保険料の振替日をいい、提携金融機関ごとに当会社の定める期日をいいます。 ② 口座振替以外の方法による場合 ご契約者が当会社に保険料を払い込む期日であって、保険証券記載の払込期日をいいます。
（2）指定口座 ご契約者が保険料を口座振替の方法により払い込むために指定する口座をいいます。
（3）提携金融機関 当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
（4）契約内容変更 保険証券または保険契約申込書の記載事項の変更をいい、ご契約者による保険契約条件の変更を含みます。
（5）追加保険料 普通保険約款基本条項第17条［保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の場合］（1）、（2）、（4）または（6）に定める追加保険料をいいます。
（6）変更日 ご契約者からの契約内容変更の通知等によって、契約内容を変更すべき期間の初日をいいます。

Ⅰ．共通条項

第1条［この特約の適用条件］

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条［準用規定］

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

Ⅱ．契約保険料払込条項

第１条［保険料の分割払］

当会社は、この条項の規定により、ご契約者が年額保険料（この保険契約に定められた保険料の総額をいいます。）を、保険証券に記載された回数および金額（以下この特約において「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

第２条［分割保険料の払込み］

ご契約者は、次表に定める期日までに、分割保険料を払い込まなければなりません。

区　分	期　日
① 第１回分割保険料	この保険契約の締結時
② 第２回以降の分割保険料	保険期間の初日の属する月の翌月以降に到来する毎月の払込期日

第３条［第２回以降の分割保険料の口座振替］

（1）ご契約者は、この保険契約の締結の際に、次の①および②に定める手続を行い、第２回以降の分割保険料を、口座振替

の方法により払い込むこととします。
① 指定口座を提携金融機関に設定すること。
② 当会社へ損害保険料口座振替依頼書を提出すること。

（2）払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替の方法による分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、その払込期日に分割保険料が払い込まれたものとみなします。

（3）第２回分割保険料がその払込期日までに払い込まれなかった場合であっても、その理由が、ご契約者の責めに帰さない事由により提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときには、当会社は、第２回分割保険料の払込期日の属する月の翌月の払込期日を第２回分割保険料の払込期日とみなしてこの条項の規定を適用します。

（4）ご契約者は、払込期日の前日までに、分割保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

（5）本条（1）から（4）の規定にかかわらず、ご契約者は、当会社の定めるところにより、第２回以降の分割保険料を口座振替以外の方法により払い込むことができます。

第４条［分割保険料の払込みがない場合の事故の取扱い］

（1）ご契約者が第２条［分割保険料の払込み］に定める期日までに分割保険料を払い込まなかった場合には、当会社は、次表に定める事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

区　　分	保険金を支払わない事故
① 第１回分割保険料の払込みがなかった場合	保険期間の初日以後、第１回分割保険料を領収するまでの間に発生した事故
② 第２回以降の分割保険料の払込みがなかった場合	その分割保険料を払い込むべき払込期日の翌日以後に発生した事故。 ただし、ご契約者がその払込期日の属する月の翌月末までにその分割保険料を払い込んだ場合を除きます。

（2）本条（1）の②に該当する場合であっても、第２回以降の口座振替の方法による分割保険料を払い込まなかったことについてご契約者に故意および重大な過失がなかったと当会社が認めたときは、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの条項の規定を適用します。この場合において、当会社は、ご契約者に対して、その払込期日以後、既に到来した払込期日に払い込むべき分割保険料をあわせて請求できるものとします。

第５条［この保険契約の解除－分割保険料の払込みがない場合］

次表の①または②のいずれかの解除事由に該当する場合には、当会社は、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除の効力は、同表に定める時からそれぞれ将来に向かってのみ生じます。

解除事由	解除の効力が発生する時
① 払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合	その分割保険料を払い込むべき払込期日
② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（以下この②において「次回払込期日」といいます。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合	次回払込期日

Ⅲ．追加保険料払込条項

第１条［追加保険料の分割払］

（1）保険契約の内容に変更が発生し、当会社が追加保険料を請求した場合には、ご契約者は、この条項の規定により、追加保険料を、未経過期間等によって当会社が定める回数および金額（以下この特約において「分割追加保険料」といいます。）に分割して払い込むこととします。

（2）本条（1）の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかに該当する場合には、ご契約者は、追加保険料の全額を口座振替以外の方法により一時に当会社に払い込まなければなりません。
① ご契約者が追加保険料を一時に払い込む旨の申出を行った場合
② ご契約者が第２回以降の分割保険料を口座振替以外の方法により払い込んでいる場合

第２条［分割追加保険料の払込み］

（1）ご契約者は、次表に定める期日までに、第１回分割追加保険料を払い込まなければなりません。

区　　分	期　　日
① 第１回分割追加保険料を口座振替の方法により払い込む場合	変更日（注）の属する月の翌月の払込期日
② 第１回分割追加保険料を口座振替以外の方法により払い込む場合	変更日（注）

（注）普通保険約款基本条項第17条［保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の場合］（1）または（2）に定めるところに従い当会社が請求した追加保険料である場合には、「変更日」とあるのを「当会社が追加保険料を請求した日」と読み替えて適用します。

（2）ご契約者は、第２回以降の分割追加保険料については、第１回分割追加保険料を払い込むべき期日の属する月の翌月以降、分割保険料の額に分割追加保険料の額を加算して払い込むものとします。この場合、当会社は、変更後の分割保険料を「第２回以降の分割保険料」とみなして、契約保険料払込条項の規定を適用します。

第３条［第１回分割追加保険料の口座振替］

（1）第１回分割追加保険料を口座振替により払い込む場合は、ご契約者または被保険者は、契約内容変更の通知を、書面ま

たはファクシミリ等の通信により、当会社の所定の連絡先に対して直接行わなければなりません。

（2）本条（1）に規定する通信のうち、当会社のホームページへのインターネット（注）を経由した通信により通知を当会社が受領した場合は、当会社は、ご契約者にインターネット上の通知画面と一連の画面により保険契約引受内容の表示をします。
（注）企業または企業グループ等における閉鎖されたネットワークを含みます。

（3）ご契約者または被保険者が普通保険約款基本条項第17条［保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の場合］（6）に規定する通知を行った場合には、ご契約者または被保険者に正当な理由があり、かつ、当会社が認める場合を除いて、ご契約者は、これを撤回することはできません。

（4）払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による第1回分割追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、その払込期日に第1回分割追加保険料が払い込まれたものとみなします。

（5）第１回分割追加保険料がその払込期日までに払い込まれなかった場合であっても、その理由が、ご契約者の責めに帰さない事由により提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときには、当会社は、第１回分割追加保険料の払込期日の属する月の翌月の払込期日を第１回分割追加保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。

（6）ご契約者は、払込期日の前日までに、その払込期日に払い込むべき分割保険料と第１回分割追加保険料の合計額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

第４条［第1回分割追加保険料の払込みがない場合の事故の取扱い］

（1）ご契約者が第２条［分割追加保険料の払込み］（1）に定める期日までに第１回分割追加保険料を払い込まなかった場合には、当会社は、変更日から第１回分割追加保険料を領収するまでの間に発生した事故による損害または傷害に対しては、次表に定める追加保険料の区分に従って、同表のとおり取扱います。
ただし、ご契約者が第１回分割追加保険料を口座振替により払い込む場合で、ご契約者が第１回分割追加保険料の払込期日の属する月の翌月末までにその分割追加保険料を払い込んだときを除きます。

追加保険料の区分	事故の取扱い
① 普通保険約款基本条項第17条［保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の場合］（1）または（2）に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません（注）。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。 ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。 （注）当会社が追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがないことにより、この保険契約を解除できる場合に限ります。
② 普通保険約款基本条項第17条（4）に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません。
③ 普通保険約款基本条項第17条（6）に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

（2）本条（1）に該当する場合であっても、ご契約者が第１回分割追加保険料を口座振替により払い込む場合で、第１回分割追加保険料を払い込まなかったことについてご契約者に故意および重大な過失がなかったと当会社が認めたときは、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの条項の規定を適用します。この場合において、当会社はご契約者に対して、その払込期日以後、既に到来した払込期日に払い込むべき分割保険料および分割追加保険料をあわせて請求できるものとします。

（3）ご契約者が第１回分割追加保険料を口座振替により払い込む場合で、変更日以後第１回分割追加保険料の払込期日の属する月の翌月末までの間に発生した事故による損害または傷害に対して、被保険者、保険金請求権者または損害賠償請求権者が、保険金または損害賠償額の支払を受けるときには、その支払を受ける前に、ご契約者は、第１回分割追加保険料を当会社に払い込まなければなりません。

（4）本条（3）の規定にかかわらず、事故の発生の日が、第１回分割追加保険料の払込期日以前であり、ご契約者が、第１回分割追加保険料をその払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、第１回分割追加保険料が払い込まれたものとして、その事故による損害または傷害に対して保険金を支払います。

（5）本条（4）の確約に反してご契約者が払込期日までに第１回分割追加保険料を払い込まず、かつ、払込期日の属する月の翌月末までに払い込まなかった場合は、当会社は、既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。

第５条［この保険契約の解除－第１回分割追加保険料の払込みがない場合］

当会社は、次表の解除事由に該当する場合には、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除の効力は、同表に定める時から将来に向かってのみ生じます。

解除事由	解除の効力が発生する時
第１回分割追加保険料の払込期日の属する月の翌月末までに、その払込みがない場合	その変更日

保険料分割払特約(大口)

＜用語のご説明－定義＞

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

（１）**払込期日**
次の①または②の期日をいいます。
① 口座振替の方法による場合
指定口座から当会社の口座への保険料の振替日をいい、提携金融機関ごとに当会社の定める期日をいいます。
② 口座振替以外の方法による場合
ご契約者が当会社に保険料を払い込む期日であって、保険証券記載の払込期日をいいます。

（２）**指定口座**
ご契約者が保険料を口座振替の方法により払い込むために指定する口座をいいます。

（３）**提携金融機関**
当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

（４）**契約内容変更**
保険証券または保険契約申込書の記載事項の変更をいい、次の①または②のいずれかに該当する場合を含みます。
① ご契約者による保険契約条件の変更
② この保険契約において複数の自動車を一括して保険に付している場合に、新たな自動車を追加するとき。

（５）**追加保険料**
次の①または②のいずれかの追加保険料をいいます。
① 普通保険約款基本条項第17条［保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の場合］（１）、（２）、（４）または（６）に定める追加保険料
② この保険契約に新たに自動車を追加する場合にその自動車に対して当会社が請求する追加保険料

（６）**変更日**
ご契約者からの契約内容変更の通知等によって、契約内容を変更すべき期間の初日をいいます。

Ⅰ．共通条項

第1条［この特約の適用条件］

この特約は、この保険契約に全車両一括付保特約（注）が付帯されていない場合であって、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。
（注）全車両一括付保特約（中途取得自動車等の保険料一括精算方式）である場合を含みます。

第２条［準用規定］

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

Ⅱ．契約保険料払込条項

第１条［保険料の分割払］

当会社は、この条項の規定により、ご契約者が年額保険料（この保険契約に定められた保険料の総額をいいます。）を、保険証券に記載された回数および金額（以下この特約において「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

第２条［分割保険料の払込み］

ご契約者は、次表に定める期日までに、分割保険料を払い込まなければなりません。

区　分	期　日
① 第１回分割保険料	この保険契約の締結時
② 第２回以降の分割保険料	保険期間の初日の属する月の翌月以降に到来する毎月の払込期日

第３条［第２回以降の分割保険料の口座振替］

（１）ご契約者は、この保険契約の締結の際に、次の①および②に定める手続を行い、第２回以降の分割保険料を、口座振替の方法により払い込むこととします。
① 指定口座を提携金融機関に設定すること。
② 当会社へ損害保険料口座振替依頼書を提出すること。

（２）払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、その払込期日に分割保険料が払い込まれたものとみなします。

（３）第２回分割保険料がその払込期日までに払い込まれなかった場合であっても、その理由が、ご契約者の責めに帰さない事由により提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときには、当会社は、第２回分割保険料の払込期日の属する月の翌月の払込期日を第２回分割保険料の払込期日とみなしてこの条項の規定を適用します。

（４）ご契約者は、払込期日の前日までに、分割保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

（５）本条（１）から（４）の規定にかかわらず、ご契約者は、当会社の定めるところにより、第２回以降の分割保険料を口座振替以外の方法により払い込むことができます。

第４条［分割保険料の払込みがない場合の事故の取扱い］

（１）ご契約者が第２条［分割保険料の払込み］に定める期日までに分割保険料を払い込まなかった場合には、当会社は、次

表に定める事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

区　分	保険金を支払わない事故
① 第１回分割保険料の払込みがなかった場合	保険期間の初日以後、第１回分割保険料を領収するまでの間に発生した事故
② 第２回以降の分割保険料の払込みがなかった場合	その分割保険料を払い込むべき払込期日の翌日以後に発生した事故。 ただし、ご契約者がその払込期日の属する月の翌月末までにその分割保険料を払い込んだ場合を除きます。

（2）本条（1）の②に該当する場合であっても、第２回以降の口座振替の方法による分割保険料を払い込まなかったことについてご契約者に故意および重大な過失がなかったと当会社が認めたときは、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの条項の規定を適用します。この場合において、当会社はご契約者に対して、その払込期日以後、既に到来した払込期日に払い込むべき分割保険料をあわせて請求できるものとします。

第５条［この保険契約の解除－分割保険料の払込みがない場合］

次表の①または②のいずれかの解除事由に該当する場合には、当会社は、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除の効力は、同表に定める時からそれぞれ将来に向かってのみ生じます。

解除事由	解除の効力が発生する時
① 払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合	その分割保険料を払い込むべき払込期日
② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（以下この②において「次回払込期日」といいます。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合	次回払込期日

Ⅲ．追加保険料払込条項

第１条［追加保険料の分割払］

（1）保険契約の内容に変更が発生し、当会社が追加保険料を請求した場合には、ご契約者は、この条項の規定により、追加保険料を、未経過期間等によって当会社が定める回数および金額（以下この特約において「分割追加保険料」といいます。）に分割して払い込むこととします。

（2）本条（1）の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかに該当する場合には、ご契約者は、追加保険料の全額を口座振替以外の方法により一時に当会社に払い込まなければなりません。

① ご契約者が追加保険料を一時に払い込む旨の申出を行った場合

② ご契約者が第２回以降の分割保険料を口座振替以外の方法により払い込んでいる場合

第２条［分割追加保険料の払込み］

（1）ご契約者は、次表に定める期日までに、第１回分割追加保険料を払い込まなければなりません。

区　分	期　日
① 第１回分割追加保険料を口座振替の方法により払い込む場合	変更日（注）の属する月の翌月の払込期日
② 第１回分割追加保険料を口座振替以外の方法により払い込む場合	変更日（注）

（注）普通保険約款基本条項第17条［保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の場合］（1）または（2）に定めるところに従い当会社が請求した追加保険料である場合には、「変更日」とあるのを「当会社が追加保険料を請求した日」と読み替えて適用します。

（2）ご契約者は、第２回以降の分割追加保険料については、第１回分割追加保険料を払い込むべき期日の属する月の翌月以降、分割保険料の額に分割追加保険料の額を加算して払い込むものとします。この場合、当会社は、変更後の分割保険料を「第２回以降の分割保険料」とみなして、契約保険料払込条項の規定を適用します。

第３条［第１回分割追加保険料の口座振替］

（1）第１回分割追加保険料を口座振替の方法により払い込む場合は、ご契約者または被保険者は、契約内容変更の通知を、書面またはファクシミリ等の通信により、当会社の所定の連絡先に対して直接行わなければなりません。

（2）本条（1）に規定する通信のうち、当会社のホームページへのインターネット（注）を経由した通信により通知を当会社が受領した場合は、当会社は、ご契約者にインターネット上の通知画面と一連の画面により保険契約引受内容の表示をします。

（注）企業または企業グループ等における閉鎖されたネットワークを含みます。

（3）ご契約者または被保険者が普通保険約款基本条項第17条［保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の場合］（6）に規定する通知を行った場合には、ご契約者または被保険者に正当な理由があり、かつ、当会社が認める場合を除いて、ご契約者は、これを撤回することはできません。

（4）払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による第１回分割追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、その払込期日に第１回分割追加保険料が払い込まれたものとみなします。

（5）第１回分割追加保険料がその払込期日までに払い込まれなかった場合であっても、その理由が、ご契約者の責めに帰さない事由により提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときには、当会社は、第１回分割追加保険料の払込期日の属する月の翌月の払込期日を第１回分割追加保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。

（6）ご契約者は、払込期日の前日までに、その払込期日に払い込むべき分割保険料と第１回分割追加保険料の合計額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

第４条［第１回分割追加保険料の払込みがない場合の事故の取扱い］

（１）ご契約者が第２条［分割追加保険料の払込み］（１）に定める期日までに第１回分割追加保険料を払い込まなかった場合には、当会社は、変更日から第１回分割追加保険料を領収するまでの間に発生した事故による損害または傷害に対しては、次表に定める追加保険料の区分に従って、同表のとおり取扱います。
ただし、ご契約者が第１回分割追加保険料を口座振替により払い込む場合で、ご契約者が第１回分割追加保険料の払込期日の属する月の翌月末までにその分割追加保険料を払い込んだときを除きます。

追加保険料の区分	事故の取扱い
① 普通保険約款基本条項第17条［保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の場合］（１）または（２）に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません（注）。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。 ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。 （注）当会社が追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがないことにより、この保険契約を解除できる場合に限ります。
② 普通保険約款基本条項第17条（４）に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません。
③ この保険契約に新たに自動車を追加する場合において、その自動車に対して当会社が請求した追加保険料の場合	
④ 普通保険約款基本条項第17条（６）に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

（２）本条（１）に該当する場合であっても、ご契約者が第１回分割追加保険料を口座振替により払い込む場合で、第１回分割追加保険料を払い込まなかったことについてご契約者に故意および重大な過失がなかったと当会社が認めたときは、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの条項の規定を適用します。この場合において、当会社はご契約者に対して、その払込期日以後、既に到来した払込期日に払い込むべき分割保険料および分割追加保険料をあわせて請求できるものとします。
（３）ご契約者が第１回分割追加保険料を口座振替により払い込む場合で、変更日以後第１回分割追加保険料の払込期日の属する月の翌月末までの間に発生した事故による損害または傷害に対して、被保険者、保険金請求権者または損害賠償請求権者が、保険金または損害賠償額の支払を受けるときには、その支払を受ける前に、ご契約者は、第１回分割追加保険料を当会社に払い込まなければなりません。
（４）本条（３）の規定にかかわらず、事故の発生の日が、第１回分割追加保険料の払込期日以前であり、ご契約者が、第１回分割追加保険料をその払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、第１回分割追加保険料が払い込まれたものとして、その事故による損害または傷害に対して保険金を支払います。
（５）本条（４）の確約に反してご契約者が払込期日までに第１回分割追加保険料を払い込まず、かつ、払込期日の属する月の翌月末までに払い込まなかった場合は、当会社は、既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。

第５条［この保険契約の解除－第１回分割追加保険料の払込みがない場合］

当会社は、次表の解除事由に該当する場合には、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除の効力は、同表に定める時から将来に向かってのみ生じます。

解除事由	解除の効力が発生する時
第１回分割追加保険料の払込期日の属する月の翌月末までに、その払込みがない場合	その変更日

保険料分割払特約(大口・全車両一括付保特約用)

＜用語のご説明－定義＞

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

（１）**払込期日**
次の①または②の期日をいいます。
① 口座振替の方法による場合
指定口座から当会社の口座への保険料の振替日をいい、提携金融機関ごとに当会社の定める期日をいいます。
② 口座振替以外の方法による場合
ご契約者が当会社に保険料を払い込む期日であって、保険証券記載の払込期日をいいます。

（２）**指定口座**
ご契約者が保険料を口座振替の方法により払い込むために指定する口座をいいます。

（３）提携金融機関 当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
（４）追加保険料 次の①から③のいずれかに該当する追加保険料をいいます。 ① 全車両一括付保特約第７条［保険料の精算］（１）に定める追加保険料（同条（２）の保険料がある場合は、その額を差し引いた後の保険料とします。） ② 全車両一括付保特約第７条（３）に定める追加保険料 ③ 普通保険約款基本条項第17条［保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の場合］（１）、（２）、（４）または（６）に定める追加保険料であって、上記①および②のいずれにも該当しないもの

Ⅰ．共通条項

第1条［この特約の適用条件］

この特約は、この保険契約に全車両一括付保特約（注）が付帯されており、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

（注）全車両一括付保特約（中途取得自動車等の保険料一括精算方式）である場合を含みます。

第２条［準用規定］

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

Ⅱ．契約保険料払込条項

第１条［保険料の分割払］

当会社は、この条項の規定により、ご契約者が年額保険料（この保険契約に定められた保険料の総額をいいます。）を、保険証券に記載された回数および金額（以下この特約において「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

第２条［分割保険料の払込み］

ご契約者は、次表に定める期日までに、分割保険料を払い込まなければなりません。

区　分	期　日
① 第１回分割保険料	この保険契約の締結時
② 第２回以降の分割保険料	保険期間の初日の属する月の翌月以降に到来する毎月の払込期日

第３条［第２回以降の分割保険料の口座振替］

（１）ご契約者は、この保険契約の締結の際に、次の①および②に定める手続を行い、第２回以降の分割保険料を、口座振替の方法により払い込むこととします。
　① 指定口座を提携金融機関に設定すること。
　② 当会社へ損害保険料口座振替依頼書を提出すること。

（２）払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、その払込期日に分割保険料が払い込まれたものとみなします。

（３）第２回分割保険料がその払込期日までに払い込まれなかった場合であっても、その理由が、ご契約者の責めに帰さない事由により提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときには、当会社は、第２回分割保険料の払込期日の属する月の翌月の払込期日を第２回分割保険料の払込期日とみなしてこの条項の規定を適用します。

（４）ご契約者は、払込期日の前日までに、分割保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

（５）本条（１）から（４）の規定にかかわらず、ご契約者は、当会社の定めるところにより、第２回以降の分割保険料を口座振替以外の方法により払い込むことができます。

第４条［分割保険料の払込みがない場合の事故の取扱い］

（１）ご契約者が第２条［分割保険料の払込み］に定める期日までに分割保険料を払い込まなかった場合には、当会社は、次表に定める事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

区　分	保険金を支払わない事故
① 第１回分割保険料の払込みがなかった場合	保険期間の初日以後、第１回分割保険料を領収するまでの間に発生した事故
② 第２回以降の分割保険料の払込みがなかった場合	その分割保険料を払い込むべき払込期日の翌日以後に発生した事故。 ただし、ご契約者がその払込期日の属する月の翌月末までにその分割保険料を払い込んだ場合を除きます。

（２）本条（１）の②に該当する場合であっても、第２回以降の口座振替の方法による分割保険料を払い込まなかったことについてご契約者に故意および重大な過失がなかったと当会社が認めたときは、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの条項の規定を適用します。この場合において、当会社はご契約者に対して、その払込期日以後、既に到来した払込期日に払い込むべき分割保険料をあわせて請求できるものとします。

第５条［この保険契約の解除－分割保険料の払込みがない場合］

次表の①または②のいずれかの解除事由に該当する場合には、当会社は、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除の効力は、同表に定める時からそれぞれ将来に向かってのみ生じます。

解除事由	解除の効力が発生する時
① 払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合	その分割保険料を払い込むべき払込期日
② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（以下この②において「次回払込期日」といいます。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合	次回払込期日

Ⅲ．追加保険料払込条項

第１条［追加保険料の分割払］

（１）当会社が追加保険料を請求した場合には、ご契約者は、この条項の規定により、追加保険料を、未経過期間等によって当会社が定める回数および金額（以下この特約において「分割追加保険料」といいます。）に分割して払い込むこととします。

（２）本条（１）の規定にかかわらず、ご契約者が追加保険料を一時に払い込む旨の申出を行った場合には、ご契約者は、追加保険料の全額を口座振替以外の方法により一時に当会社に払い込まなければなりません。

第２条［分割追加保険料の払込み］

（１）ご契約者は、次表に定める期日までに、第１回分割追加保険料を払い込まなければなりません。

追加保険料の区分	期日
① 全車両一括付保特約第７条［保険料の精算］（１）または（３）に定める追加保険料	全車両一括付保特約第７条（４）に定める精算日
② 上記①以外の追加保険料	当会社が追加保険料を請求した日

（２）ご契約者は、第２回以降の分割追加保険料については、第１回分割追加保険料を払い込むべき期日の属する月の翌月以降、分割保険料の額に分割追加保険料の額を加算して払い込むものとします。この場合、当会社は、変更後の分割保険料を「第２回以降の分割保険料」とみなして、契約保険料払込条項の規定を適用します。

（３）ご契約者が第２回以降の分割保険料を口座振替の方法により払い込んでいる場合においては、第２回分割追加保険料がその払込期日までに払い込まれなかったときであっても、その理由が、ご契約者の責めに帰さない事由により提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときには、本条（１）の規定にかかわらず、当会社は、第２回分割追加保険料の払込期日の属する月の翌月の払込期日を第２回分割追加保険料の払込期日とみなしてこの条項の規定を適用します。

第３条［第１回分割追加保険料の払込みがない場合の取扱い］

（１）ご契約者が、第２条［分割追加保険料の払込み］（１）に定める期日までに第１回分割追加保険料を払い込まなかった場合には、この条項は適用されません。この場合、ご契約者は、追加保険料の全額を口座振替以外の方法により一時に当会社に払い込まなければなりません。

（２）本条（１）の場合には、当会社は、第１回分割追加保険料を領収するまでの間に発生した事故による損害または傷害に対しては、次表に定める追加保険料の区分に従って、同表のとおり取扱います。

追加保険料の区分	事故の取扱い
① 全車両一括付保特約第７条［保険料の精算］（１）に定める追加保険料の場合	全車両一括付保特約第７条（５）の①に定めるとおりとします。
② 全車両一括付保特約第７条（３）に定める追加保険料の場合	全車両一括付保特約第７条（５）の②に定めるとおりとします。
③ 普通保険約款基本条項第17条［保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の場合］（１）または（２）に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません（注）。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。 ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。 （注）当会社が追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがないことにより、この保険契約を解除できる場合に限ります。
④ 普通保険約款基本条項第17条（４）に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません。
⑤ 普通保険約款基本条項第17条（６）に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

長期契約保険料分割払特約

＜用語のご説明－定義＞
この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

（1）払込期日
指定口座から当会社の口座への保険料の振替日をいい、提携金融機関ごとに当会社の定める期日をいいます。

（2）指定口座
ご契約者が保険料を口座振替の方法により払い込むために指定する口座をいいます。

（3）提携金融機関
当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

（4）契約内容変更
保険証券または保険契約申込書の記載事項の変更をいい、ご契約者による保険契約条件の変更を含みます。

（5）追加保険料
普通保険約款基本条項第17条［保険料の返還または追加保険料の請求－告知･通知事項等の場合］（1）、（2）、（4）または（6）に定める追加保険料をいいます。

（6）変更日
ご契約者からの契約内容変更の通知等によって、契約内容を変更すべき期間の初日をいいます。

Ⅰ．共通条項

第１条［この特約の適用条件］
この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条［準用規定］
この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

Ⅱ．契約保険料払込条項

第１条［保険料の分割払］
当会社は、この条項の規定により、ご契約者がこの保険契約の保険料を、保険証券に記載された回数および金額（以下この特約において「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

第２条［分割保険料の払込み］
ご契約者は、次表に定める期日までに、分割保険料を払い込まなければなりません。

区　分	期　日
① 第１回分割保険料	この保険契約の締結時
② 第２回以降の分割保険料	保険期間の初日の属する月の翌月以降に到来する毎月の払込期日

第３条［第２回以降の分割保険料の口座振替］
（1）ご契約者は、この保険契約の締結の際に、次の①および②に定める手続を行い、第２回以降の分割保険料を、口座振替の方法により払い込むこととします。
① 指定口座を提携金融機関に設定すること。
② 当会社へ損害保険料口座振替依頼書を提出すること。
（2）払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替の方法による分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、その払込期日に分割保険料が払い込まれたものとみなします。
（3）保険料の払込方法が月払方式である場合で、第２回分割保険料がその払込期日までに払い込まれなかったときであっても、その理由が、ご契約者の責めに帰さない事由により提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときには、当会社は、第２回分割保険料の払込期日の属する月の翌月の払込期日を第２回分割保険料の払込期日とみなしてこの条項の規定を適用します。
（4）ご契約者は、払込期日の前日までに、分割保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
（5）ご契約者は、当会社の承認を得て、分割保険料の払込方法を変更することができます。

第４条［分割保険料の払込みがない場合の事故の取扱い］
（1）ご契約者が第２条［分割保険料の払込み］に定める期日までに分割保険料を払い込まなかった場合には、当会社は、次表に定める事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

区　分	保険金を支払わない事故
① 第１回分割保険料の払込みがなかった場合	保険期間の初日以後、第１回分割保険料を領収するまでの間に発生した事故
② 第２回以降の分割保険料の払込みがなかった場合	その分割保険料を払い込むべき払込期日の翌日以後に発生した事故。 ただし、ご契約者がその払込期日の属する月の翌月末までにその分割保険料を払い込んだ場合を除きます。

（2）本条（1）の②に該当する場合であっても、第２回以降の分割保険料を払い込まなかったことについてご契約者に故意および重大な過失がなかったと当会社が認めたときは、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属す

る月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当会社はご契約者に対して、その払込期日以後、既に到来した払込期日に払い込むべき分割保険料をあわせて請求できるものとします。

第５条［この保険契約の解除－分割保険料の払込みがない場合］

次表の①または②のいずれかの解除事由に該当する場合には、当会社は、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除の効力は、同表に定める時からそれぞれ将来に向かってのみ生じます。

解除事由	解除の効力が発生する時
① 払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合	その分割保険料を払い込むべき払込期日
② 保険料の払込方法が月払方式である場合で、払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（以下この条において「次回払込期日」といいます。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合	次回払込期日

第６条［追加保険料の払込み］

（1）保険契約の内容に変更が発生し、当会社が追加保険料を請求した場合には、ご契約者は、変更日の属する保険年度（注）に対する追加保険料（以下この特約において「変更年度追加保険料」といいます。）の全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

（注）保険期間の初日またはその応当日から１年間をいいます。以下この条において同様とします。

（2）ご契約者が変更年度追加保険料の全額を払い込まなかった場合には、当会社は、変更日から変更年度追加保険料を領収するまでの間に発生した事故による損害または傷害に対しては、次表に定める追加保険料の区分に従って、同表のとおり取扱います。

追加保険料の区分	事故の取扱い
① 普通保険約款基本条項第17条［保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の場合］（1）または（2）に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません（注）。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。 ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。 （注）当会社が追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがないことにより、この保険契約を解除できる場合に限ります。
② 普通保険約款基本条項第17条（4）に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません。
③ 普通保険約款基本条項第17条（6）に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	契約内容変更の通知がなかったものとみなして、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

（3）当会社は、本条（1）の規定による追加保険料を請求した場合は、翌保険年度以降、分割保険料を変更します。

この場合において、変更後の分割保険料を第２条［分割保険料の払込み］②に定める第２回以降の分割保険料とみなして、この特約の規定を適用します。

Ⅲ．追加保険料払込条項

第１条［追加保険料の分割払］

契約保険料払込条項第６条［追加保険料の払込み］の規定にかかわらず、ご契約者は、この条項の規定により、変更年度追加保険料を、未経過期間等によって当会社が定める回数および金額（以下この特約において「分割追加保険料」といいます。）に分割して払い込むことができます。

第２条［分割追加保険料の払込み］

（1）ご契約者は、次表に定める期日までに、第１回分割追加保険料を払い込まなければなりません。

区　分	期　日
① 第1回分割追加保険料を口座振替の方法により払い込む場合	変更日（注）の属する月の翌月の払込期日
② 第1回分割追加保険料を口座振替以外の方法により払い込む場合	変更日（注）

（注）普通保険約款基本条項第17条［保険料の返還または追加保険料の請求－告知･通知事項等の場合］（1）または（2）に定めるところに従い当会社が請求した追加保険料である場合には、「変更日」とあるのを「当会社が追加保険料を請求した日」と読み替えて適用します。

（2）ご契約者は、第２回以降の分割追加保険料については、第１回分割追加保険料を払い込むべき期日の属する月の翌月以降、分割保険料の額に分割追加保険料の額を加算して払い込むものとします。この場合、当会社は、変更後の分割保険料を「第２回以降の分割保険料」とみなして、契約保険料払込条項の規定を適用します。

第３条［第１回分割追加保険料の口座振替］

（1）第１回分割追加保険料を口座振替の方法により払い込む場合は、ご契約者または被保険者は、契約内容変更の通知を、書面またはファクシミリ等の通信により、当会社の所定の連絡先に対して直接行わなければなりません。

（2）本条（1）に規定する通信のうち、当会社のホームページへのインターネット（注）を経由した通信により通知を当会

社が受領した場合は、当会社は、ご契約者にインターネット上の通知画面と一連の画面により保険契約引受内容の表示をします。

（注）企業または企業グループ等における閉鎖されたネットワークを含みます。

（3）ご契約者または被保険者が普通保険約款基本条項第17条［保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の場合］（6）に規定する通知を行った場合には、ご契約者または被保険者に正当な理由があり、かつ、当会社が認める場合を除いて、ご契約者は、これを撤回することはできません。

（4）払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による第１回分割追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、その払込期日に第１回分割追加保険料が払い込まれたものとみなします。

（5）第１回分割追加保険料がその払込期日までに払い込まれなかった場合であっても、その理由が、ご契約者の責めに帰さない事由により提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときには、当会社は、第１回分割追加保険料の払込期日の属する月の翌月の払込期日を第１回分割追加保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。

（6）ご契約者は、払込期日の前日までに、その払込期日に払い込むべき分割保険料と第１回分割追加保険料の合計額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

第４条［第１回分割追加保険料の払込みがない場合の事故の取扱い］

（1）ご契約者が第２条［分割追加保険料の払込み］（1）に定める期日までに第１回分割追加保険料を払い込まなかった場合には、当会社は、変更日から第１回分割追加保険料を領収するまでの間に発生した事故による損害または傷害に対しては、次表に定める追加保険料の区分に従って、同表のとおり取扱います。

　ただし、ご契約者が第１回分割追加保険料を口座振替の方法により払い込む場合で、ご契約者が第１回分割追加保険料の払込期日の属する月の翌月末までにその分割追加保険料を払い込んだときを除きます。

追加保険料の区分	事故の取扱い
① 普通保険約款基本条項第17条［保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の場合］（1）または（2）に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません（注）。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。 （注）当会社が追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがないことにより、この保険契約を解除できる場合に限ります。
② 普通保険約款基本条項第17条（4）に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません。
③ 普通保険約款基本条項第17条（6）に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	契約内容変更の通知がなかったものとして、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

（2）本条（1）に該当する場合であっても、ご契約者が第１回分割追加保険料を口座振替の方法により払い込む場合で、第１回分割追加保険料を払い込まなかったことについてご契約者に故意および重大な過失がなかったと当会社が認めたときは、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの条項の規定を適用します。この場合において、当会社はご契約者に対してその払込期日以後既に到来した払込期日に払い込むべき分割保険料および分割追加保険料をあわせて請求できるものとします。

（3）ご契約者が第１回分割追加保険料を口座振替の方法により払い込む場合で、変更日以後第１回分割追加保険料の払込期日の属する月の翌月末までの間に発生した事故による損害または傷害に対して、被保険者、保険金請求権者または損害賠償請求権者が、保険金または損害賠償額の支払を受けるときには、その支払を受ける前に、ご契約者は、第１回分割追加保険料を当会社に払い込まなければなりません。

（4）本条（3）の規定にかかわらず、事故の発生の日が、第１回分割追加保険料の払込期日以前であり、ご契約者が、第１回分割追加保険料をその払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、第１回分割追加保険料が払い込まれたものとして、その事故による損害または傷害に対して保険金を支払います。

（5）本条（4）の確約に反してご契約者が払込期日までに第１回分割追加保険料を払い込まず、かつ、払込期日の属する月の翌月末までに払い込まなかった場合は、当会社は、既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。

第５条［この保険契約の解除－第１回分割追加保険料の払込みがない場合］

　当会社は、次表の解除事由に該当する場合には、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除の効力は、同表に定める時から将来に向かってのみ生じます。

解除事由	解除の効力が発生する時
第１回分割追加保険料の払込期日の属する月の翌月末までに、その払込みがない場合	その変更日

立替払保証付クレジットカードによる保険料払込に関する特約

<用語のご説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

（1）オーソリゼーション
クレジットカードの使用に際して、当会社が、クレジットカード発行会社に対し、次の①および②について確認を行うことをいいます。
① そのクレジットカードが利用可能な状態であること。
② クレジットカードを使用して払い込む保険料の額がそのクレジットカードの利用限度額内であること。

（2）解除・解約時追加保険料
無事故返戻金付長期契約保険料平準分割払特約第14条［保険契約の解除または解約による追加保険料の払込み］に定める額をいいます。

（3）有効性確認
当会社が、クレジットカード発行会社へ、そのクレジットカードが利用可能な状態であることを確認し、使用の適否の判定を受領することをいいます。

第１条［この特約の適用条件］

この特約は、この保険契約に無事故返戻金付長期契約保険料平準分割払特約が適用されており、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されているときに適用されます。

第２条［クレジットカードによる保険料の払込み］

当会社は、この特約により、当会社の指定するクレジットカード（以下この特約において「クレジットカード」といいます。）を使用して、ご契約者が、この保険契約の保険料（注）を払い込むことを承認します。
（注）分割保険料、追加保険料、解除・解約時追加保険料等当会社に払い込まれる保険料を含みます。以下この特約において同様とします。

第３条［クレジットカードによる保険料の領収］

（1）ご契約者からクレジットカードを使用してこの保険契約の保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、使用するクレジットカードについて、クレジットカード発行会社との間で締結された会員規約等（以下この特約において「会員規約等」といいます。）に従いクレジットカードが使用された場合には、当会社は、オーソリゼーションおよびオーソリゼーションの番号の取得を行ったうえで、当会社がクレジットカードによる保険料の払込みを承認した時（保険期間の開始前に承認した場合は、保険期間の開始した時）に、第１回保険料を領収したものとみなします。
（2）第２回以降の保険料について、当会社がそのクレジットカードの有効性確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の払込みを承認した場合には、当会社は、その保険料を払い込むべき期日に、その保険料を領収したものとみなします。
（3）次の①または②のいずれかに該当する場合には、当会社は、本条（1）および（2）の規定を適用しません。
① 当会社がクレジットカード発行会社からこの保険契約の保険料相当額を領収できない場合。ただし、ご契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に保険料相当額を既に支払っている場合を除きます。
② 会員規約等に定める手続が行われない場合
（4）当会社は、この特約により払い込まれた第２回以降の保険料については、保険料領収証を発行しません。

第４条［立替払保証］

（1）当会社は、この特約により、次の①から③のいずれかに該当する保険料については、第３条［クレジットカードによる保険料の領収］（2）に規定する有効性確認において有効性を否認された場合であっても、クレジットカード発行会社との約定に基づいて立替払保証（以下この特約において「立替払」といいます。）を受けることができます。
① クレジットカードの有効性が否認された場合において当会社が請求する次の保険料
ア．保険料の払込方法が月払方式の場合は、クレジットカードの有効性が否認されたとき以降の連続２回分の分割保険料
イ．保険料の払込方法が年払方式の場合は、クレジットカードの有効性が否認されたときの１回分の分割保険料
② 使用するクレジットカードが会員規約等に定める退会または会員資格喪失（以下この特約において「退会」といいます。）となった場合において当会社が請求する１回分の分割保険料。ただし、上記①の規定による分割保険料の全額の立替払を受けている場合を除きます。
③ クレジットカードの有効性が連続して３回否認された場合または使用するクレジットカードが退会となった場合で、当会社がこの保険契約を解除する場合において当会社が請求する解除・解約時追加保険料
（2）当会社は、クレジットカード発行会社から立替払を受けた場合は、ご契約者に対する書面による通知をもって、その旨を通知します。
（3）クレジットカード発行会社が立替払を行った時以降において、その保険料相当額についての請求権はクレジットカード発行会社に移転します。
（4）当会社は、ご契約者について、保険契約の内容、申込書記載事項その他の知り得た情報を、業務上必要な範囲でクレジットカード発行会社に提供し利用させることがあります。

第５条［保険料の直接請求および保険料請求後の取扱い］

（1）第３条［クレジットカードによる保険料の領収］（3）の①に規定する保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、ご契約者に保険料を直接請求できるものとします。
ただし、ご契約者がクレジットカード発行会社に対して保険料相当額を既に支払っている場合には、当会社は、その支払った保険料相当額については、ご契約者に請求できないものとします。
（2）ご契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用した場合において、当会社が本条（1）の規定により保険料を請求し、ご契約者が遅滞なくその保険料を払い込んだときは、第３条（1）または（2）に定める時にさかのぼって、当会社は、その保険料を領収したものとみなします。
（3）ご契約者が本条（2）に規定する保険料を払い込まなかった場合には、当会社は、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
（4）本条(3)に規定する解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第６条［クレジットカードの変更］

ご契約者は、クレジットカードを同一のクレジットカード発行会社が発行する他のクレジットカードに変更することができます。ただし、ご契約者がクレジットカードを変更する旨をあらかじめ当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合に限ります。

第７条［ご契約後のお手続－クレジットカード退会についての通知義務］

ご契約者は、使用するクレジットカードが退会となった場合には、ただちにその旨を当会社に通知しなければなりません。

第８条［この特約の失効］

（１）この特約は、次の①から③のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時から将来に向かってのみその効力を失います。
　① 当会社がクレジットカード発行会社から保険料相当額を領収できない場合
　② クレジットカード発行会社がクレジットカードによる保険料払込みの取扱いまたは立替払を停止した場合
　③ この保険契約の保険料の払込みに使用するクレジットカードについて退会となった場合

（２）クレジットカードの有効性が連続して２回否認された後、翌月末日までの間にクレジットカードについて退会となった場合は、本条（１）の規定を適用しません。

（３）本条(1)の場合、当会社は、ご契約者に対する書面による通知をもって、この特約が失効した旨を通知します。

第９条［この保険契約の解除－クレジットカードによる保険料の払込みを拒んだ場合］

（１）当会社は、ご契約者がクレジットカードによる保険料の払込みを拒んだ場合、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（２）本条（１）に規定する解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第10条［準用規定］

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

無事故返戻金付長期契約保険料平準分割払特約

＜用語のご説明－定義＞

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

（１）**追加保険料**
普通保険約款基本条項第17条［保険料の返還または追加保険料の請求－告知･通知事項等の場合］（１）、（２）、（４）または（６）に定める追加保険料をいいます。

（２）**払込期日**
保険証券記載の払込期日をいいます。

（３）**契約内容変更**
保険証券または保険契約申込書の記載事項の変更をいい、ご契約者による保険契約の条件の変更を含みます。

（４）**変更日**
ご契約者からの契約内容変更の通知等によって、契約内容を変更すべき期間の初日をいいます。

（５）**有効性確認**
当会社が、クレジットカード発行会社へ、そのクレジットカードが利用可能な状態であることを確認し、使用の適否の判定を受領することをいいます。

（６）**未払込分割保険料**
この保険契約の保険料総額から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第1条［この特約の適用条件］

この特約は、この保険契約に立替払保証付クレジットカードによる保険料払込に関する特約が適用されている場合に適用されます。

第２条［保険料の分割払］

当会社は、この特約により、ご契約者がこの保険契約の保険料を、保険証券記載の回数および金額（以下この特約において「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

第３条［保険料の払込方法］

（１）当会社は、この特約の適用により、ご契約者から、当会社の指定するクレジットカード（以下この特約において、「クレジットカード」といいます。）を使用してこの保険契約にかかわる保険料（注）を払い込む旨の申出があったものとみなします。

（２）本条（１）の規定により、ご契約者は、特段の事由がある場合を除き、使用するクレジットカードについて、クレジットカード発行会社との間で締結された会員規約等（以下この特約において、「会員規約等」といいます。）に従って、この保険契約にかかわる保険料（注）をクレジットカードにより払い込むものとします。
（注）分割保険料、追加保険料、解除・解約時追加保険料等当会社に払い込まれる保険料を含みます。

第４条［分割保険料の払込み］

ご契約者は、第３条［保険料の払込方法］（２）に定める方法により、次表に定める期日までに、分割保険料を払い込まなければなりません。

区　分	期　日
① 第１回分割保険料	この保険契約の締結時
② 第２回以降の分割保険料	次のいずれかの払込期日 ア．保険料の払込方法が月払方式の場合は、保険期間の初日の属する月の翌月以降に到来する毎月の払込期日 イ．保険料の払込方法が年払方式の場合は、保険期間の初日の属する月の翌月以降に到来する毎年の払込期日

（注）上表の期日までに払い込むべき分割保険料に関し、クレジットカードの有効性が確認されることをもって、その分割保険料が払い込まれたものとします。

第５条［分割保険料の払込みがない場合の事故の取扱い］

ご契約者が第４条［分割保険料の払込み］に定める期日までに分割保険料を払い込まなかった場合には、当会社は、次表に定める事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

区　分	保険金を支払わない事故
① 第１回分割保険料の払込みがなかった場合	保険期間の初日以後、第１回分割保険料を領収するまでの間に発生した事故
② 保険料の払込方法が月払方式の場合において、第２回以降の分割保険料のクレジットカードの有効性確認が連続して３回否認されたとき。	２回目の有効性確認に該当する分割保険料を払い込むべき払込期日の翌日以後に発生した事故
③ 保険料の払込方法が年払方式の場合において、第２回以降の分割保険料の有効性確認が否認されて以降、それを含めて毎月のクレジットカードの有効性確認が連続して３回否認されたとき。	その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月の応当日の翌日以後に発生した事故

第６条［追加保険料の分割払］

（1）当会社が追加保険料を請求した場合は、ご契約者は、追加保険料を、未経過期間等によって当会社が定める回数および金額（以下この特約において「分割追加保険料」といいます。）に分割して払い込むこととします。

（2）ご契約者は、第１回分割追加保険料については、変更日（注）までに払い込まなければなりません。

（注）普通保険約款基本条項第17条［保険料の返還または追加保険料の請求－告知·通知事項等の場合］（1）または（2）に定めるところに従い当会社が請求した追加保険料である場合には、「変更日」とあるのを「当会社が追加保険料を請求した日」と読み替えて適用します。

（3）ご契約者は、第２回以降の分割追加保険料については、第１回分割追加保険料を払い込むべき期日の属する月の翌月以降に到来する分割保険料の払込期日までに、分割保険料の額に分割追加保険料の額を加算して払い込むものとします。この場合、当会社は、変更後の分割保険料を「第２回以降の分割保険料」とみなして、この特約の規定を適用します。

第７条［第１回分割追加保険料の払込みがない場合の事故の取扱い］

ご契約者が第６条［追加保険料の分割払］（2）に定める日までに第１回分割追加保険料を払い込まなかった場合には、当会社は、変更日から第１回分割追加保険料を領収するまでの間に発生した事故による損害または傷害に対しては、次表に定める追加保険料の区分に従って、同表のとおり取扱います。

追加保険料の区分	事故の取扱い
① 普通保険約款基本条項第17条［保険料の返還または追加保険料の請求－告知·通知事項等の場合］（1）または（2）に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません（注）。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。 ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。 （注）当会社が追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがないことにより、この保険契約を解除できる場合に限ります。
② 普通保険約款基本条項第17条（4）に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません。
③ 普通保険約款基本条項第17条（6）に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

第８条［返還保険料の支払］

（1）当会社は、特段の事由がある場合を除き、この保険契約に関して当会社から返還する保険料については、クレジットカード発行会社（注）を経由して支払うものとします。この場合、当会社は、クレジットカード発行会社に支払った時をもって、ご契約者に対して保険料を返還したものとみなします。

（注）第３条［保険料の払込方法］の規定により保険料払込みに利用するクレジットカードの発行会社をいいます。以下、本条および第９条［無事故返戻金］において同様とします。

（2）本条（1）の規定において、クレジットカード発行会社が、立替払保証付クレジットカードによる保険料払込に関する特約第４条［立替払保証］の立替払を行っている場合においては、当会社から返還する保険料は、クレジットカード発行会社が有する保険料相当額の債権に優先的に充当されるものとします。

第９条［無事故返戻金］

（1）当会社は、次の①および②の条件をいずれも満たす場合、無事故返戻金をご契約者に支払います。

① 保険期間が満了しており、かつ、当会社が保険料の全額を領収していること。
② 保険期間中に、この保険契約における被保険者に対して、当会社が保険金を支払うべき事故が発生していないこと。（注）
（注）事故が発生した場合であっても、発生した事故が、弁護士費用等補償特約、事故・故障損害付随費用補償特約、ファミリーバイク特約その他ノンフリート等級が適用されない特約の事故のみであったときは、無事故返戻金を支払います。

（２）本条（１）の無事故返戻金の額は、次の算式によって算出した額（算出結果に10円未満の端数が生じた場合は、１円位を四捨五入して10円単位とします。）とします。
① 保険料の払込方法が月払方式である場合

無事故返戻金の額	＝	保険契約締結時の分割保険料の１回分

② 保険料の払込方法が年払方式である場合

無事故返戻金の額	＝	保険契約締結時の分割保険料の１回分	× $\frac{1}{12}$

（３）本条（１）に規定する無事故返戻金の支払は、特段の事由がある場合を除き、クレジットカード発行会社を経由して支払うものとします。この場合、当会社は、クレジットカード発行会社に支払った時をもって、ご契約者に対して無事故返戻金を支払ったものとみなします。

（４）当会社は、無事故返戻金について、本条（３）に定める方法により支払うことができない場合は、当会社からご契約者に直接支払います。この場合、ご契約者は、保険証券に添えて次の書類のうち当会社の求めるものを当会社に提出しなければなりません。
① 当会社の定める請求書
② その他当会社が特に必要と認める書類

（５）無事故返戻金の請求権は、保険期間の満了する日の翌日から起算して３年を経過した時に消滅します。

（６）ご契約者が正当な理由がなく本条（４）の提出書類に事実と異なる記載をし、またはその書類を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて無事故返戻金を支払います。

（７）当会社が無事故返戻金を支払った後に、当会社が保険金を支払うべき事故が発生していたことが判明した場合は、ご契約者は、既に支払いを受けた無事故返戻金を当会社に返還しなければなりません。

第10条［この保険契約の解除－有効性否認による場合］

（１）当会社は、第２回以降の分割保険料の払込みについて、次のいずれかに該当する場合には、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
① 保険料の払込方法が月払方式の場合は、クレジットカードの有効性が連続して３回否認された場合（注）
② 保険料の払込方法が年払方式の場合は、第２回以降の分割保険料の有効性が否認されて以降、それを含めて毎月のクレジットカードの有効性が連続して３回否認された場合（注）
（注）クレジットカードの有効性が連続して２回否認された後、翌月末日までの間にクレジットカードについて会員規約等に定める退会または会員資格喪失となった場合を含みます。

（２）本条（１）の②の規定の適用において、当会社は、第２回以降の分割保険料の有効性が否認された場合には、それ以降クレジットカードの有効性が確認されるまでの間、払込期日の属する月か否かを問わず、毎月、クレジットカード発行会社にクレジットカードの有効性確認を行うものとします。

（３）本条（１）に規定する解除は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。
① 本条（１）の①による解除の場合は、クレジットカードの有効性否認が連続２回となったその２回目に該当する分割保険料を払い込むべき払込期日
② 本条（１）の②による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月の応当日

第11条［立替払保証付クレジットカードによる保険料払込に関する特約失効後の未払込分割保険料の払込み］

（１）立替払保証付クレジットカードによる保険料払込に関する特約が同特約第８条［この特約の失効］の規定により失効した場合で、未払込分割保険料があるときは、ご契約者は、同特約の失効日（注）の属する月の翌月末日までに、その未払込分割保険料の全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
（注）立替払保証付クレジットカードによる保険料払込に関する特約第８条（１）の①から③に定める事由が発生した日をいいます。以下この特約において「失効日」といいます。

（２）本条（１）の規定によりご契約者が未払込分割保険料の全額を当会社に払い込んだ場合は、当会社は、ご契約者が未払込分割保険料の全額を払い込んだ時以後、第１条［この特約の適用条件］、第３条［保険料の払込方法］、第４条［分割保険料の払込み］、第６条［追加保険料の分割払］および第８条［返還保険料の支払］の規定は適用しません。

第12条［未払込分割保険料の払込みがない場合の取扱い］

当会社は、第11条［立替払保証付クレジットカードによる保険料払込に関する特約失効後の未払込分割保険料の払込み］（１）に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれなかった場合には、失効日の属する月の翌月末日の翌日以後に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第13条［この保険契約の解除－未払込分割保険料の払込みがない場合］

（１）当会社は、第11条［立替払保証付クレジットカードによる保険料払込に関する特約失効後の未払込分割保険料の払込み］（１）に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合には、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（２）本条（１）に規定する解除は、失効日の属する月の翌月末日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第14条［保険契約の解除または解約による追加保険料の払込み］

当会社は、この特約が付帯された普通保険約款および特約の規定により、この保険契約が解除または解約された場合には、次の算式によって算出される額を解除・解約時追加保険料として、ご契約者に請求します。

ただし、算式によって算出された額がマイナスの場合は、その額をご契約者に返還します。

解除・解約時 追加保険料	＝	ご契約者が、解除日または解約日（注ⅰ）に未払込分割保険料を一括して当会社に払い込むとした場合に、払い込むべき額（注ⅱ）	−	当会社の定めるところに従い算出した解除日または解約日から保険期間の満了する日までの期間に相当する保険料の額

（注ⅰ）「解除日または解約日」とは、この保険契約の解除または解約の効力が発生する日をいいます。
（注ⅱ）普通保険約款基本条項第17条［保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の場合］（1）、（2）、（4）または（6）に定める保険契約条件の変更を行い、それに伴い分割保険料の変更を行った場合は、変更後の分割保険料により算出します。

長期契約保険料分割払の無事故返戻金特約

＜用語のご説明－定義＞
この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

（1）**初年度の年額保険料** 保険契約締結時においてこの保険契約に定められた第１保険年度に対する保険料の総額とし、次の保険料をいいます。 ① 保険料の払込方法が年払方式である場合は第１回分割保険料の１回分 ② 保険料の払込方法が月払方式である場合は第１回分割保険料の12回分 （注）「第１回分割保険料」とは、長期契約保険料分割払特約Ⅱ．契約保険料払込条項第２条［分割保険料の払込み］の表中①に規定する第１回分割保険料をいいます。
（2）**保険事故** この保険契約により、当会社が保険責任を負担するすべての事故をいいます。ただし、弁護士費用等補償特約、事故・故障損害付随費用補償特約、ファミリーバイク特約その他ノンフリート等級が適用されない特約のみを適用する事故を除きます。
（3）**指定口座** 長期契約保険料分割払特約の適用において、ご契約者が保険料を口座振替の方法により払い込むために指定する口座をいいます。

第１条［この特約の適用条件］

この特約は、この保険契約に長期契約保険料分割払特約が適用されている場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第２条［無事故返戻金］

（1）当会社は、この特約により、ご契約者がこの保険契約にかかるすべての保険料の払込みを完了しており、かつ、保険期間中に保険事故がない場合に、保険期間の満了に際して、次の算式によって算出した額（算出結果に10円未満の端数が生じた場合は、１円位を四捨五入して10円単位とします。）を無事故返戻金としてご契約者に支払います。

無事故返戻金の額	＝	初年度の年額保険料	×	10％

（2）本条（1）に規定する無事故返戻金の支払は、特段の事由がある場合を除き、指定口座への振込みによって行うものとします。
（3）当会社は、無事故返戻金について、本条（2）に定める方法により支払うことができない場合は、当会社の定めるところにより、無事故返戻金をご契約者に支払います。この場合、ご契約者は、保険証券に添えて次の書類のうち当会社の求めるものを当会社に提出しなければなりません。
① 当会社の定める請求書
② その他当会社が特に必要と認める書類
（4）無事故返戻金の請求権は、保険期間の満了する日の翌日から起算して３年を経過した時に消滅します。
（5）ご契約者が正当な理由がなく本条（3）の提出書類に事実と異なる記載をし、またはその書類を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて無事故返戻金を支払います。
（6）当会社が無事故返戻金を支払った後に、当会社が保険事故の通知を受けた場合は、ご契約者は、既に支払いを受けた無事故返戻金を当会社に返還しなければなりません。

クレジットカードによる保険料払込に関する特約

＜用語のご説明－定義＞
この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

（1）**クレジットカードの名義人** クレジットカード発行会社との間で締結された会員規約等（以下この特約において「会員規約等」といいます。）により会員として認められた者またはクレジットカードの使用を認められた者をいいます。

（2）オーソリゼーション
クレジットカードの使用に際して、当会社が、クレジットカード発行会社に対し、次の①および②について確認を行うことをいいます。
① そのクレジットカードが利用可能な状態であること。
② クレジットカードを使用して払い込む保険料の額がそのクレジットカードの利用限度額内であること。

第１条［クレジットカードによる保険料の払込み］

当会社は、この特約により、当会社の指定するクレジットカード（以下この特約において「クレジットカード」といいます。）を使用して、ご契約者が、この保険契約の保険料（注）を払い込むことを承認します。ただし、クレジットカードの名義人とご契約者が同一である場合に限ります。

（注）普通保険約款基本条項第17条［保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の場合］（１）、（２）、（４）または（６）に定める追加保険料を含みます。以下この特約において同様とします。

第２条［クレジットカードによる保険料の領収］

（１）ご契約者から、クレジットカードを使用してこの保険契約の保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、会員規約等に従いクレジットカードが使用された場合には、当会社は、オーソリゼーションおよびオーソリゼーションの番号の取得を行ったうえで、当会社がクレジットカードによる保険料の払込みを承認した時（保険期間の開始前に承認した場合は、保険期間の開始した時）に、その保険料を領収したものとみなします。
（２）次の①または②のいずれかに該当する場合には、当会社は、本条（１）の規定を適用しません。
① 当会社がクレジットカード発行会社からこの保険契約の保険料相当額を領収できない場合。ただし、ご契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対して保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。
② 会員規約等に定める手続が行われない場合

第３条［保険料の直接請求および保険料請求後の取扱い］

（１）第２条［クレジットカードによる保険料の領収］（２）の①に規定する保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、ご契約者に保険料を直接請求できるものとします。
ただし、ご契約者がクレジットカード発行会社に対して保険料相当額の全額または一部を既に支払っている場合には、当会社は、その支払った保険料相当額についてご契約者に請求できないものとします。
（２）ご契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用した場合において、本条（１）の規定により当会社が保険料を請求し、ご契約者が遅滞なくその保険料を払い込んだときは、第２条（１）に定める時にさかのぼって、当会社は、その保険料を領収したものとみなします。
（３）ご契約者が本条（２）に規定する保険料を払い込まなかった場合には、当会社は、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
（４）本条（３）に規定する解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第４条［保険料の返還の特則］

普通保険約款基本条項およびこれに付帯されている他の特約の規定により、当会社が保険料を返還する場合には、当会社は、クレジットカード発行会社からの保険料相当額の全額の領収を確認した後に、ご契約者に対し保険料を返還します。ただし、次の①または②に該当する場合を除きます。
① 第３条［保険料の直接請求および保険料請求後の取扱い］（２）の規定により、ご契約者が当会社に保険料を直接払い込んだ場合
② ご契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対して保険料相当額の全額を既に支払っている場合

第５条［準用規定］

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

契約時払込保険料の口座振替特約

＜用語のご説明－定義＞
この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

（１）契約時払込保険料
① 保険料を一時に払い込む場合
この保険契約に定められた保険料の総額をいいます。
② 保険料を分割して払い込む場合（注）
「第１回分割保険料」をいいます。
（注）この保険契約に保険料分割払特約、保険料分割払特約（大口）、保険料分割払特約（大口・全車両一括付保特約用）または長期契約保険料分割払特約が適用されており、契約保険料を分割して払い込む場合をいいます。以下この特約において「分割払」といいます。

（２）指定口座
ご契約者が保険料を口座振替の方法により払い込むために指定する口座をいいます。

（３）提携金融機関
当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

（4）払込期日
指定口座から当会社の口座への契約時払込保険料の振替日をいい、提携金融機関ごとに当会社の定める期日をいいます。

第1条［この特約の適用条件］

（1）この特約は、保険契約締結の際に、ご契約者が契約時払込保険料を口座振替の方法により払い込むことについて当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合であって、次の①および②に定める条件をいずれも満たしているときに適用されます。
① 保険契約締結の時に、指定口座が提携金融機関に設定されていること。
② この保険契約の締結およびご契約者から当会社への損害保険料口座振替依頼書の提出が、保険期間の初日の属する月の前月末日までになされていること。
ただし、ご契約者が、この特約を付帯して保険契約を締結した旨を書面またはファクシミリ等の通信により、当会社の所定の連絡先に対して直接通知を行う場合は、この保険契約の締結およびご契約者から当会社への損害保険料口座振替依頼書の提出の期限は、保険期間の初日（注）までとします。
（注）この特約を付帯して保険契約を締結した旨の通知を当会社が受領した日と保険期間の初日が同じ日である場合は、保険期間の初日の保険責任開始時とします。
（2）本条（1）の②に規定する通信のうち、当会社のホームページへのインターネット（注）を経由した通信により通知等を当会社が受領した場合は、当会社は、ご契約者にインターネット上の通知画面と一連の画面により通知等を受領した旨の表示をします。
（注）企業または企業グループ等における閉鎖されたネットワークを含みます。

第2条［契約時払込保険料の払込み］

（1）この特約により、契約時払込保険料は、払込期日に、指定口座から当会社の口座に振り替えられることによって払い込まれるものとします。
（2）払込期日までに、契約時払込保険料が当会社に払い込まれた場合は、当会社は、保険期間の始まった時に契約時払込保険料が払い込まれたものとみなします。
（3）払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替の方法による契約時払込保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、払込期日に契約時払込保険料が払い込まれたものとみなします。
（4）ご契約者は、払込期日の前日までに契約時払込保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
（5）次の①または②のいずれかに該当する場合で、払込期日が保険期間の初日の属する月の翌月となるときは、当会社は、第２回分割保険料と契約時払込保険料を同時に指定口座から当会社の口座に振り替えます。
① この保険契約に保険料分割払特約または保険料分割払特約（大口）または保険料分割払特約（大口・全車両一括付保特約用）が付帯されている場合
② この保険契約に長期契約保険料分割払特約が付帯されており、払込方法が月払の場合

第３条［払込期日までに契約時払込保険料が払い込まれなかった場合等の取扱い］

（1）払込期日までに契約時払込保険料が払い込まれなかった場合には、ご契約者は、払込期日の属する月の翌月末までに、契約時払込保険料の全額を一時に、当会社の指定する方法により、当会社に払い込まなければなりません。
（2）本条（1）の規定により契約時払込保険料が当会社に払い込まれた場合は、当会社は、保険期間の始まった時に契約時払込保険料が払い込まれたものとみなします。
（3）ご契約者が本条（1）に規定する契約時払込保険料を払い込まなかったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、保険料の払込方法が分割払であるときは、当会社はご契約者に対して第２回以降の分割保険料とあわせて請求できるものとします。
（4）契約時払込保険料が払い込まれる前に発生した事故による損害または傷害に対して、被保険者、保険金請求権者または損害賠償請求権者が保険金または損害賠償額の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、ご契約者は、契約時払込保険料を当会社に払い込まなければなりません。
（5）本条（4）の規定にかかわらず、事故の発生の日が、契約時払込保険料の払込期日以前であり、ご契約者が、契約時払込保険料をその払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、契約時払込保険料が払い込まれたものとして、その事故による損害または傷害に対して保険金を支払います。
（6）本条（5）の確約に反してご契約者が払込期日までに契約時払込保険料を払い込まず、かつ、払込期日の属する月の翌月末までに払い込まなかった場合は、当会社は、既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。

第４条［この保険契約の解除－契約時払込保険料の払込みがない場合］

（1）払込期日の属する月の翌月末までに、契約時払込保険料が払い込まれなかった場合には、当会社は、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
（2）本条（1）に規定する解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

契約時保険料の払込取扱票・請求書払特約

＜用語のご説明－定義＞

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

（1）契約時保険料
この保険契約に定められた保険料の総額をいいます。

（2）契約時保険料払込期日
保険期間の初日の属する月の翌月末をいいます。

（３）払込取扱票 当会社の所定の書面による払込取扱票をいいます。

第１条［この特約の適用条件］

（１）この特約は、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合で、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されているときに適用されます。

① ご契約者が契約時保険料を一時に払い込む場合であること。

② この保険契約の締結が、保険期間の初日の属する月の前月末日までになされていること。

ただし、ご契約者が、この特約を付して保険契約を締結した旨を書面またはファクシミリ等の通信により、当会社の所定の連絡先に対して直接通知を行う場合は、この保険契約の締結が、保険期間の初日（注ｉ）までになされていることとします。

（注ｉ）この特約を付して保険契約を締結した旨の通知を当会社が受領した日と保険期間の初日が同じ日である場合は、保険期間の初日の保険責任開始時とします。

（２）本条（１）の②の通信のうち、当会社のホームページへのインターネット（注ⅱ）を経由した通信により通知等を当会社が受領した場合は、当会社は、ご契約者にインターネット上の通知画面と一連の画面により通知等を受領した旨の表示をします。

（注ⅱ）企業または企業グループ等における閉鎖されたネットワークを含みます。

第２条［契約時保険料の払込み］

（１）ご契約者は、次のいずれかの方法により、契約時保険料を払い込むことができます。

① 契約時保険料払込期日までに、保険契約締結後に当会社より送付する払込取扱票を使用して払い込むものとします。

② 契約時保険料払込期日までに、上記①以外の当会社が指定する方法により払い込むものとします。

（２）契約時保険料払込期日までに、契約時保険料が当会社に払い込まれた場合は、当会社は、保険期間の始まった時に契約時保険料が払い込まれたものとみなします。

第３条［契約時保険料払込期日までに契約時保険料が払い込まれなかった場合等の取扱い］

（１）契約時保険料払込期日までに契約時保険料が払い込まれなかった場合には、ご契約者は、契約時保険料払込期日の属する月の翌月末までに、契約時保険料の全額を一時に、当会社の指定する方法により、当会社に払い込まなければなりません。

（２）本条（１）の規定により契約時保険料が当会社に払い込まれた場合は、当会社は、保険期間の始まった時に契約時保険料が払い込まれたものとみなします。

（３）契約時保険料が払い込まれる前に生じたこの保険契約で定める保険金支払事由（その原因を含みます。）に対して、被保険者、保険金請求権者または損害賠償請求権者が保険金または損害賠償額の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、ご契約者は、契約時保険料を当会社に払い込まなければなりません。

第４条［この保険契約の解除－契約時保険料の払込みがない場合］

（１）契約時保険料払込期日の属する月の翌月末までに、契約時保険料が払い込まれなかった場合には、当会社は、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（２）本条（１）に規定する解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第５条［保険料返還の特則］

普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に定める保険料の返還については、当会社が契約時保険料相当額の領収を確認した後に行います。

他車運転補償特約

<用語のご説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

（１）他の自動車 ご契約のお車以外の自動車であって、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている自動車をいいます。 ① 用途および車種が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超２トン以下）または特種用途自動車（キャンピング車）であること。 ② 記名被保険者、その配偶者または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が、所有（注）または常時使用する自動車でないこと。 （注）所有権留保条項付売買契約による購入および１年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。
（２）家族 次の①から③のいずれかに該当する者をいいます。 ① 記名被保険者の配偶者 ② 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ③ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
（３）自賠責保険等 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
（４）他の運転自動車の車両保険契約等 第３条［この特約の補償内容－対物賠償］（２）に規定する他の運転自動車において、普通保険約款車両条項第１条［保険金をお支払いする場合］（１）と全部または一部について支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。

第１条［この特約の適用条件］

この特約は、次の①および②の条件をいずれも満たす場合に適用されます。

① ご契約のお車の用途および車種が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超２トン以下）または特種用途自動車（キャンピング車）であること。

② 記名被保険者が個人であること。

第２条［この特約の補償内容－対人賠償］

（１）当会社は、記名被保険者またはその家族が、自ら運転者として運転中（駐車または停車中を除きます。以下この特約において同様とします。）の他の自動車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件に従い、普通保険約款対人賠償責任条項および対人臨時費用条項（これらの条項に適用される他の特約を含みます。）を適用して、保険金を支払います。

　ただし、この場合における被保険者は、記名被保険者およびその家族に限ります。

（２）本条（１）の場合において、他の自動車に自賠責保険等の契約が締結されていないときは、普通保険約款対人賠償責任条項第１条［保険金をお支払いする場合］（２）の規定にかかわらず、当会社は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額を含めて、保険金を支払います。

（３）本条（２）の適用においては、当会社は、普通保険約款対人賠償責任条項第８条［当会社による解決］（３）の表中③の規定にかかわらず、同条（１）の規定を適用します。

第３条［この特約の補償内容－対物賠償］

（１）当会社は、記名被保険者またはその家族が、自ら運転者として運転中の他の自動車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件に従い、普通保険約款対物賠償責任条項（同条項に適用される他の特約を含みます。）を適用して、保険金を支払います。

　ただし、この場合の被保険者は、記名被保険者およびその家族に限ります。

（２）当会社は、普通保険約款対物賠償責任条項第３条［保険金をお支払いできない場合］（３）の規定にかかわらず、被保険者が運転中の他の自動車（以下この条において「他の運転自動車」といいます。）に生じた車両損害（他の運転自動車自体に直接生じた損害に限ります。）（注ｉ）について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、次表の①または②の区分に従い、本条（１）の規定を適用し、保険金を支払います。

　ただし、同表に規定するいずれか一方の支払責任を適用したときに、当会社が保険金を支払うべき場合に限ります。

区　　分	支払責任
① ご契約のお車に締結されている車両保険契約を適用する場合	他の運転自動車をご契約のお車とみなして普通保険約款車両条項（同条項に適用される他の特約を含みます。）および基本条項を適用した場合に、当会社が負担する支払責任。 ただし、保険金額および自己負担額の条件は適用しません。
② 他の運転自動車に締結されている車両保険契約等を適用する場合	他の運転自動車の車両保険契約等から保険金を支払うことができる場合の、その車両保険契約等の支払責任（注ⅱ）。 ただし、保険金額（共済金額）および自己負担額の条件は適用しません。

（注ｉ）普通保険約款車両条項により保険金支払の対象となる車両損害（同条項第６条［お支払いする保険金の計算］（２）に定める費用を含みます。）に限るものとし、その車両損害に付随して支払われる費用保険金等は対象となりません。

（注ⅱ）付帯される他の特約（運転者の年齢条件や範囲に関する特約等）を適用したときに、車両保険金が支払われる場合に限ります。

（３）本条（２）の規定により支払う保険金に対しては、本条（１）の保険金に含めて、ご契約のお車に締結されている対物賠償保険契約の保険金額および自己負担額を適用します。

（４）被保険者が本条（２）の②の規定に基づき保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第24条［保険金のご請求］（２）に定める書類または証拠のほか、他の運転自動車の車両保険契約等の内容を把握するための書類または証拠を当会社に提出しなければなりません。

第４条［この特約の補償内容－自損傷害］

　当会社は、この保険契約に自損傷害特約が適用されている場合には、記名被保険者またはその家族が、自ら運転者として運転中の他の自動車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件に従い、自損傷害特約（同特約に適用される他の特約を含みます。）を適用して、保険金を支払います。

　ただし、この場合における被保険者は、他の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。）に搭乗中（極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。）の記名被保険者およびその家族に限ります。

第５条［保険金をお支払いできない場合］

　当会社は、普通保険約款対人賠償責任条項、対人臨時費用条項、対物賠償責任条項、基本条項および自損傷害特約の規定による場合のほか、次の①から⑤のいずれかに該当するときに生じた事故により、被保険者が被った損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者の使用者の業務（家事を除きます。）のために、その使用者の所有（注）する自動車を運転しているとき。

② 被保険者が役員（理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）となっている法人の所有（注）する自動車を運転しているとき。

③ 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した他の自動車を運転しているとき。

④ 被保険者が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで、他の自動車を運転しているとき。

⑤ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子（以下この⑤において「その未婚の子」といいます。）が所有（注）または常時使用する自動車をその未婚の子が自ら運転者として運転中のとき。

（注）所有権留保条項付売買契約による購入および１年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。

第６条［ご契約のお車の譲渡の場合］

この特約の適用においては、当会社は、普通保険約款基本条項第７条［ご契約のお車の譲渡］（３）の規定は適用しません。

他車運転補償特約（二輪・原付）

<用語のご説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

（１）他の自動車
ご契約のお車以外の自動車であって、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている自動車をいいます。
① 用途および車種が、自家用二輪自動車または原動機付自転車であること。
② 記名被保険者、その配偶者または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が、所有（注）または常時使用する自動車でないこと。
（注）所有権留保条項付売買契約による購入および１年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。

（２）家族
次の①から③のいずれかに該当する者をいいます。
① 記名被保険者の配偶者
② 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
③ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

（３）自賠責保険等
自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。

第１条［この特約の適用条件］

この特約は、次の①および②の条件をいずれも満たす場合に適用されます。
① ご契約のお車の用途および車種が、自家用二輪自動車または原動機付自転車であること。
② 記名被保険者が個人であること。

第２条［この特約の補償内容－対人賠償］

（１）当会社は、記名被保険者またはその家族が、自ら運転者として運転中（駐車または停車中を除きます。以下この特約において同様とします。）の他の自動車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件に従い、普通保険約款対人賠償責任条項および対人臨時費用条項（これらの条項に適用される他の特約を含みます。）を適用して、保険金を支払います。
ただし、この場合における被保険者は、記名被保険者およびその家族に限ります。

（２）本条（１）の場合において、他の自動車に自賠責保険等の契約が締結されていないときは、普通保険約款対人賠償責任条項第１条［保険金をお支払いする場合］（２）の規定にかかわらず、当会社は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額を含めて、保険金を支払います。

（３）本条（２）の適用においては、当会社は、普通保険約款対人賠償責任条項第８条［当会社による解決］（３）の表中③の規定にかかわらず、同条（１）の規定を適用します。

第３条［この特約の補償内容－対物賠償］

当会社は、記名被保険者またはその家族が、自ら運転者として運転中の他の自動車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件に従い、普通保険約款対物賠償責任条項（同条項に適用される他の特約を含みます。）を適用して、保険金を支払います。

ただし、この場合の被保険者は、記名被保険者およびその家族に限ります。

第４条［この特約の補償内容－自損傷害］

当会社は、この保険契約に自損傷害特約が適用されている場合には、記名被保険者またはその家族が、自ら運転者として運転中の他の自動車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件に従い、自損傷害特約（同特約に適用される他の特約を含みます。）を適用して、保険金を支払います。

ただし、この場合における被保険者は、他の自動車の正規の乗車装置に搭乗中（極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。）の記名被保険者およびその家族に限ります。

第５条［保険金をお支払いできない場合］

当会社は、普通保険約款対人賠償責任条項、対人臨時費用条項、対物賠償責任条項、基本条項および自損傷害特約の規定による場合のほか、次の①から⑤のいずれかに該当するときに生じた事故により、被保険者が被った損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者の使用者の業務（家事を除きます。）のために、その使用者の所有（注）する自動車を運転しているとき。
② 被保険者が役員（理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）となっている法人の所有（注）する自動車を運転しているとき。
③ 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した他の自動車を運転しているとき。
④ 被保険者が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで、他の自動車を運転しているとき。
⑤ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子（以下この⑤において「その未婚の子」といいます。）が所有（注）または常時使用する自動車をその未婚の子が自ら運転者として運転中のとき。
（注）所有権留保条項付売買契約による購入および１年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。

第６条［ご契約のお車の譲渡の場合］

この特約の適用においては、当会社は、普通保険約款基本条項第７条［ご契約のお車の譲渡］（３）の規定は適用しません。

機械装着車に関する「車両損害」特約

＜用語のご説明－定義＞
この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

（１）**付属機械装置**
普通保険約款車両条項＜用語のご説明－定義＞（１）付属品の（注ⅳ）の⑤に規定する付属機械装置をいいます。

（２）**車両保険金額**
普通保険約款車両条項＜用語のご説明－定義＞（３）に定める保険金額をいいます。

第１条［この特約の適用条件］
この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されており、かつ、ご契約のお車が付属機械装置を装着した特種用途自動車である場合に適用されます。

第２条［付属機械装置の取扱い］
当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項＜用語のご説明－定義＞（１）付属品 の規定にかかわらず、付属機械装置の価額が車両保険金額に含まれている場合に限り、その付属機械装置を付属品として取扱い、「ご契約のお車」の一部に含めることとします。

第３条［付属機械装置に生じた単独損害の不担保］
（１）当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第１条［保険金をお支払いする場合］の規定にかかわらず、付属機械装置については、次の①または②のいずれかに該当する場合に限り、その付属機械装置に生じた損害に対して保険金を支払います。
　① ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合
　② 火災または盗難によって損害が生じた場合
（２）当会社は、付属機械装置に生じた損害とご契約のお車の他の部分に生じた損害に対しては、それぞれ各別に普通保険約款車両条項第５条［損害の額の決定］および第６条［お支払いする保険金の計算］の規定を適用し、それぞれの損害に対して保険金を支払います。ただし、付属機械装置の損害に対しては、自己負担額を差し引きません。
（３）本条（２）の規定によって、普通保険約款車両条項第６条に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第４条［準用規定］
この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通保険約款車両条項（同条項に適用される他の特約を含みます。）および基本条項の規定を準用します。

継続契約の取扱いに関する特約

＜用語のご説明－定義＞
この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

（１）**継続契約**
この保険契約とご契約者、記名被保険者およびご契約のお車を同一として当会社と締結する保険契約で、この保険契約の保険期間の末日を保険期間の初日とする保険契約をいいます。

（２）**市場販売価格相当額**
車両価額協定保険特約＜用語のご説明－定義＞（１）に定める市場販売価格相当額をいいます。

第１条［この特約の適用条件］
この特約は、保険証券にノンフリート契約である旨記載されており、かつ、この保険契約に保険契約の自動継続に関する特約が付帯されていない場合に適用されます。

第２条［継続契約の取扱い］
当会社は、この保険契約の継続契約に契約締結手続漏れ（以下この条において「継続漏れ」といいます。）があった場合であっても、次の①から⑧に定める条件をいずれも満たしているときに限り、この保険契約が満了する時と同一の内容で継続契約が締結されたものとして取扱います。

① この保険契約の保険期間が１年以上（注ⅰ）であること。
（注ⅰ）この保険契約の保険期間が１年未満であっても、当会社が定めるノンフリート保険期間通算特則を適用し、この保険契約および前契約を１保険契約とみなした場合の通算保険期間が１年以上となる場合を含みます。
② この保険契約の保険期間（注ⅱ）中に当会社が保険金を支払う事故が発生していないこと。
（注ⅱ）この保険契約の保険期間が１年を超える場合は、この保険契約の保険期間の末日以前１年間とします。
③ この保険契約が、この特約により当会社との間で締結された保険契約でないこと。
④ ご契約のお車を同一とする他の保険契約等がないこと。
⑤ 当会社がご契約者に対して、電話・面談等により、直接、継続の意思表示を行ったにもかかわらず、ご契約者側の事情により継続漏れとなったものでないこと。
⑥ この保険契約の保険期間内に、ご契約者または当会社から継続契約を締結しない旨の意思表示がなかったこと。
⑦ ご契約者が、この保険契約の保険期間の末日の翌日から起算して30日以内に書面により継続契約の申込みを行うこと。
⑧ 特約に別に定める場合を除いて、ご契約者が上記⑦の申込みと同時に継続契約の保険料を当会社に払い込むこと。

第３条［継続契約に適用される契約内容の特則］

（１）第２条［継続契約の取扱い］の規定により締結された継続契約に適用される次の①から⑤に該当する契約内容については、この保険契約の保険期間の満了する時の内容と同一の契約内容とみなします。

① この保険契約に普通保険約款車両条項および車両価額協定保険特約の適用がある場合には、ご契約のお車の市場販売価格相当額を基準として算定したご契約のお車の価額見積額をもって協定保険価額とみなし、これを基に保険金額を決定します。 なお、特約の規定によってこれと異なる基準によって協定保険価額を算定することとしている場合はその異なる基準によって算定します。
② この保険契約に普通保険約款車両条項の適用がある場合に、保険証券の「車両保険」欄に記載された自己負担額と同一の自己負担額が継続契約に適用できない場合は、適用が可能な最も低い自己負担額（注ⅰ）を継続契約の車両条項に適用するものとします。 （注ⅰ）車対車事故自己負担額ゼロ特約の適用が可能な場合は同特約を適用します。
③ この保険契約に団体扱特約（注ⅱ）が適用されている場合には、それと異なる団体扱特約を適用することがあります。 （注ⅱ）団体扱保険料分割払特約（一般A）、団体扱保険料分割払特約（一般B）、団体扱保険料分割払特約（一般C）、団体扱保険料分割払特約、団体扱保険料分割払特約（口座振替方式）または団体扱保険料分割払特約（退職者）のいずれかをいいます。
④ この保険契約に適用されている特約のうち、特約の適用条件または当会社の規定により特約を付帯できる条件が決定されている特約については、当会社は、当会社の定めるところによりその特約の適用の可否を決定します。
⑤ 継続契約の保険料は、この保険契約の保険事故の有無等および継続契約の内容等により当会社が決定します。

（２）当会社が普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等（以下この（２）において「制度・料率等」といいます。）を改定した場合には、継続契約に適用される制度・料率等は、継続契約の保険期間の初日における制度・料率等とします。

第４条［保険責任に関する特則］

第２条［継続契約の取扱い］によって締結された継続契約については、当会社は、保険期間の始まった時にその継続契約の保険料を領収したものとみなします。

第５条［準用規定］

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

特殊車両の車両保険の適用範囲に関する特約

（１）ご契約のお車が工作用自動車の場合には、当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第１条［保険金をお支払いする場合］の規定にかかわらず、下表に定めるご契約のお車の部分品等については、ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合に限り、その部分品等の損害に対して保険金を支払います。

① キャタピラ、排土板（カッティングエッジおよびエンドビットを含みます。）、バケット（つめ、ツース、ポイントおよびサイドカッタを含みます。）、フォーク、ローラ等作業において常時接地する部分品 ② リーダ（ステーおよびフロントブラケットを含みます。）、ドロップハンマ、ディーゼルハンマ、アースオーガ（モータを含みます。）、バイブロハンマ（チャックを含みます。）その他これらに類似の機能を有する物であって、ご契約のお車に装着されている部分品および機械装置または使用の目的により交換装着する部分品および機械装置

（２）ご契約のお車が農耕作業用自動車の場合には、当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第１条の規定にかかわらず、下表に定めるご契約のお車の部分品（部分品の付帯部品を含みます。以下この（２）において同様とします。）については、車体（原動機定着部分をいいます。）と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合に限り、その部分品の損害に対して保険金を支払います。

ご契約のお車の鋤、ロータリー、サイドロータリー、タイヤ、リヤカー、トレーラー等使用の目的により交換装着する部分品

（３）当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第１条（２）の規定にかかわらず、下表に定める物は、同条（１）の「ご契約のお車」に含めません。

① ご契約のお車が工作用自動車の場合	ご契約のお車から取り外して用いるコード、ワイヤ、ホース、チェイン、ドリル等の積載付属品
② ご契約のお車が消防自動車の場合	ご契約のお車から取り外して用いる吸水管、ホース、梯子、斧、トビ、管槍、塵除、塵除用籠、分解手入用道具等の積載付属品
③ ご契約のお車がタンク車、ふん尿車等の場合	ご契約のお車に付属するホース

リースカーに関する特約

第１条［この特約の適用条件］

この特約は、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

① ご契約者と当会社との間に、リースカーの自動車保険に関する特約が締結されていること。

② ご契約のお車がリースカーの自動車保険に関する特約第１条［対象とする自動車の範囲］に定める自動車に該当すること。

第２条［補償される期間－保険期間］

当会社は、この特約により、普通保険約款基本条項第１条［補償される期間－保険期間］（３）の規定は適用しません。ただし、次の①または②のいずれかに該当する事故による損害または傷害に対しては、当会社は保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

① ご契約者がリースカーの自動車保険に関する特約第３条［保険料の払込み］または第６条［申込みの漏れまたは誤りの取扱い］（２）に定める払込期日までに保険料の払込みを行わなかった場合は、保険料領収前に発生した事故
② ご契約者がリースカーの自動車保険に関する特約第２条［保険契約の申込み］に定める申込期日までに申込みを行わなかった場合で、その事実についてご契約者が自己の故意および重大な過失によらなかったことを立証できなかったときは、リースカーの自動車保険に関する特約第６条（１）に規定する訂正の手続を行うまでの間に発生した事故

第３条［リース契約の終了または解除の場合の取扱い］

当会社は、この特約により、ご契約のお車についてのリース契約の終了または解除によりご契約者が賃借人からご契約のお車の返還を受けた場合は、その事実発生の時以後に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第４条［ご契約者からの保険契約の解約］

リースカーの自動車保険に関する特約第８条［リース契約の終了または解除の場合の取扱い］（２）の規定に基づくこの保険契約の解約は、普通保険約款基本条項第16条［保険契約の解除または解約の効力］の規定にかかわらず、リースカーの自動車保険に関する特約第８条（１）の事実発生の時から将来に向かってのみその効力を生ずるものとします。

訂正時追加保険料の口座振替特約

＜用語のご説明－定義＞

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

（１）**訂正の申出等** ご契約者または被保険者が、次の①から⑤のいずれかを当会社に対して行うことをいいます。 ① 普通保険約款基本条項第４条［当会社に正しく告知いただけなかった場合］（２）の③または普通保険約款に付帯される他の特約に規定する訂正の申出 ② 普通保険約款基本条項第５条［ご契約後に通知いただく事項－通知義務その１］（１）または普通保険約款に付帯される他の特約に規定する通知 ③ 普通保険約款基本条項第８条［ご契約のお車の入替］（１）の通知または第９条［入替自動車に対する自動補償特則］（２）に規定する承認の請求 ④ 普通保険約款基本条項第12条［保険金額の調整］または普通保険約款に付帯される他の特約に規定する保険金額の調整の申出 ⑤ 上記①から④のいずれかに伴う保険契約条件の変更の通知
（２）**追加保険料** 普通保険約款基本条項第17条［保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の場合］（１）、（２）、（４）または（６）に定める追加保険料をいいます。
（３）**提携金融機関** 当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
（４）**払込期日** 保険料の振替日をいい、提携金融機関ごとに当会社の定める期日をいいます。
（５）**指定口座** ご契約者が保険料を口座振替の方法により払い込むために指定する口座をいいます。
（６）**訂正時追加保険料** 第２条［追加保険料の払込方法］に定める追加保険料の払込方法に従い、次のとおりとします。 ① 一時払の場合 追加保険料の全額をいいます。 ② 分割払の場合 「第１回分割追加保険料」をいいます。

第１条［この特約の適用条件］

この特約は、この保険契約に契約時払込保険料の口座振替特約が適用されており、かつ、ご契約者がこの特約の適用を申し出て、当会社がこれを承認した場合に適用されます。

第２条［追加保険料の払込方法］

ご契約者は、この特約により、訂正の申出等に基づく追加保険料を次の①または②のいずれかの方法により払い込むものとします。

① 一時払
払込期日に、追加保険料の全額を一時に指定口座から当会社の口座に振り替える方法

② 分割払
追加保険料を、この保険契約に付帯されている保険料分割払特約、保険料分割払特約（大口）、保険料分割払特約（大口・全車両一括付保特約用）または長期契約保険料分割払特約（以下この特約において「分割払特約」といいます。）において適用される分割回数に分割し、毎月の払込期日に指定口座から当会社の口座に振り替える方法

第３条［訂正時追加保険料の払込み］

（１）ご契約者または被保険者が、この保険契約締結の後、保険期間の始まる時までに、訂正の申出等を書面またはファクシミリ等の通信により行った場合で、当会社が追加保険料を請求したときは、訂正時追加保険料は、保険期間の初日の属する月の翌月の払込期日（以下この特約において「訂正時追加保険料払込期日」といいます。）に、指定口座から当会社の口座に振り替えられることによって払い込まれるものとします。

（２）本条（１）に規定する通信のうち、当会社のホームページへのインターネット（注）を経由した通信により訂正の申出等を当会社が受領した場合は、当会社は、ご契約者にインターネット上の訂正の申出等の画面と一連の画面により訂正の申出等を当会社が承認した旨を表示します。

（注）企業または企業グループ等における閉鎖されたネットワークを含みます。

（３）訂正時追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による訂正時追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、訂正時追加保険料払込期日に訂正時追加保険料が払い込まれたものとみなします。

（４）訂正時追加保険料が訂正時追加保険料払込期日までに払い込まれなかった場合であっても、その理由が、ご契約者の責めに帰さない事由により提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときには、当会社は、訂正時追加保険料払込期日の属する月の翌月の払込期日をその訂正時追加保険料の払込期日とみなしてこの特約を適用します。

（５）ご契約者は、訂正時追加保険料払込期日の前日までに、訂正時追加保険料相当額を指定口座に預けておかなければなりません。

第４条［第２回以降の分割追加保険料の払込み－分割払の場合］

第２条［追加保険料の払込方法］②の規定により、ご契約者が追加保険料を分割して払い込む場合は、ご契約者は、第２回以降の分割追加保険料については、訂正時追加保険料払込期日の属する月の翌月以降、この保険契約に付帯されている分割払特約の分割保険料の額に分割追加保険料の額を加算して払い込むものとします。この場合、当会社は、変更後の分割保険料を「第２回以降の分割保険料」とみなして、分割払特約の契約保険料払込条項の規定を適用します。

第５条［訂正時追加保険料の払込みがない場合の取扱い］

（１）第３条［訂正時追加保険料の払込み］（１）に定めるところに従い、当会社が請求した訂正時追加保険料について、ご契約者が訂正時追加保険料払込期日に払い込まなかった場合は、訂正時追加保険料払込期日の属する月の翌月末までに、訂正時追加保険料の全額を一時に、当会社の指定する方法により、当会社に払い込まなければなりません。

（２）当会社は、ご契約者が訂正時追加保険料払込期日の属する月の翌月末までに払い込まなかった場合は、訂正時追加保険料領収前に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

（３）ご契約者が本条（１）に規定する訂正時追加保険料を払い込まなかったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めたときは、当会社は、「訂正時追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「訂正時追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、追加保険料の払込方法が分割払であるときは、当会社はご契約者に対して訂正時追加保険料払込期日以後に到来した払込期日に払い込むべき分割保険料および分割追加保険料をあわせて請求できるものとします。

（４）訂正時追加保険料が払い込まれる前に発生した事故による損害または傷害に対して、被保険者、保険金請求権者または損害賠償請求権者が、保険金または損害賠償額の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、ご契約者は訂正時追加保険料を当会社に払い込まなければなりません。

（５）本条（４）の規定にかかわらず、事故の発生の日が、訂正時追加保険料払込期日以前であり、ご契約者が、訂正時追加保険料をその払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、訂正時追加保険料が払い込まれたものとして、その事故による損害または傷害に対して保険金を支払います。

（６）本条（５）の確約に反してご契約者が訂正時追加保険料払込期日までに訂正時追加保険料を払い込まず、かつ、訂正時追加保険料払込期日の属する月の翌月末までに払い込まなかった場合は、当会社は、既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。

第６条［この保険契約の解除－訂正時追加保険料の払込みがない場合］

（１）当会社は、訂正時追加保険料払込期日の属する月の翌月末までに、その払込みがない場合には、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（２）本条（１）に規定する解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

（３）本条（１）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料の全額を返還します。

第７条［準用規定］

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

追加保険料の口座振替に関する特約（一時払用）

<用語のご説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

（１）契約内容変更 保険証券または保険契約申込書の記載事項の変更をいい、次の①または②のいずれかに該当する場合を含みます。 ① ご契約者による保険契約の条件の変更 ② この保険契約において複数の自動車を一括して保険に付している場合に、新たな自動車を追加するとき。
（２）変更日 ご契約者からの契約内容変更の通知等によって、契約内容を変更すべき期間の初日をいいます。

（3）**追加保険料**
次の①または②のいずれかに該当する追加保険料をいいます。
① 普通保険約款基本条項第17条［保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の場合］（1）、（2）、（4）または（6）に定める追加保険料
② この保険契約に新たに自動車を追加する場合にその自動車に対して当会社が請求する追加保険料

（4）**払込期日**
指定口座から当会社の口座への追加保険料の振替日をいい、提携金融機関ごとに当会社の定める期日をいいます。

（5）**指定口座**
ご契約者が保険料を口座振替の方法により払い込むために指定する口座をいいます。

（6）**提携金融機関**
当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

第１条［この特約の適用条件］

この特約は、この保険契約に契約時払込保険料の口座振替特約が適用されており、かつ、ご契約者がこの特約の適用を申し出て、当会社がこれを承認した場合に適用されます。

第２条［追加保険料の口座振替］

（1）ご契約者または被保険者が、契約内容変更の通知を、書面またはファクシミリ等の通信により、当会社の所定の連絡先に対して直接行った場合は、この特約により、変更日（注）の属する月の翌月の払込期日に、追加保険料の全額を一時に指定口座から当会社の口座に振り替える方法により払い込まれるものとします。
（注）普通保険約款基本条項第17条［保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の場合］（1）または（2）に定めるところに従い当会社が請求した追加保険料である場合には、「変更日」とあるのを「当会社が追加保険料を請求した日」と読み替えて適用します。
（2）本条（1）に規定する通信のうち、当会社のホームページへのインターネット（注）を経由した通信により通知等を当会社が受領した場合は、当会社は、ご契約者にインターネット上の通知画面と一連の画面により保険契約引受内容の表示をします。
（注）企業または企業グループ等における閉鎖されたネットワークを含みます。
（3）ご契約者または被保険者が普通保険約款基本条項第17条［保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の場合］（6）の通知を行った場合には、ご契約者または被保険者に正当な理由があり、かつ、当会社が認める場合を除いて、ご契約者は、これを撤回することはできません。
（4）払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、その払込期日に追加保険料が払い込まれたものとみなします。
（5）追加保険料が払込期日までに払い込まれなかった場合であっても、その理由が、ご契約者の責めに帰さない事由により提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときには、当会社は、払込期日の属する月の翌月の払込期日を追加保険料の払込期日とみなしてこの特約を適用します。
（6）ご契約者は、払込期日の前日までに、追加保険料相当額を指定口座に預けておかなければなりません。

第３条［追加保険料の払込みがない場合の取扱い］

（1）第２条［追加保険料の口座振替］（1）に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料について、ご契約者が払込期日に払い込まなかった場合には、払込期日の属する月の翌月末までに、追加保険料の全額を一時に、当会社の指定する方法により、当会社に払い込まなければなりません。
（2）ご契約者が払込期日の属する月の翌月末までに、追加保険料を払い込まなかった場合には、当会社は、変更日から追加保険料を領収するまでの間に発生した事故による損害または傷害に対しては、次表に定める追加保険料の区分に従って、同表のとおり取扱います。

<table>
<tr><th>追加保険料の区分</th><th>事故の取扱い</th></tr>
<tr><td>① 普通保険約款基本条項第17条［保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の場合］（1）または（2）に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合</td><td>保険金を支払いません（注）。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。
ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。
（注）当会社が追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがないことにより、この保険契約を解除できる場合に限ります。</td></tr>
<tr><td>② 普通保険約款基本条項第17条（4）に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合</td><td rowspan="2">保険金を支払いません。</td></tr>
<tr><td>③ この保険契約に新たに自動車を追加する場合において、その自動車に対して当会社が請求した追加保険料の場合</td></tr>
<tr><td>④ 普通保険約款基本条項第17条（6）に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合</td><td>保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。</td></tr>
</table>

（3）本条（2）に該当する場合であっても、追加保険料を払い込まなかったことについてご契約者に故意および重大な過失がなかったと当会社が認めたときは、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。
（4）変更日以後、払込期日の属する月の翌月末までの間に発生した事故による損害または傷害に対して、被保険者、保険金

請求権者または損害賠償請求権者が、保険金または損害賠償額の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、ご契約者は追加保険料を当会社に払い込まなければなりません。

（5）本条（4）の規定にかかわらず、事故の発生の日が、追加保険料の払込期日以前であり、ご契約者が、追加保険料をその払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、追加保険料が払い込まれたものとして、その事故による損害または傷害に対して保険金を支払います。

（6）本条（5）の確約に反してご契約者が払込期日までに追加保険料を払い込まず、かつ、払込期日の属する月の翌月末までに払い込まなかった場合は、当会社は、既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。

第４条［この保険契約の解除－追加保険料の払込みがない場合］

（1）当会社は、追加保険料の払込期日の属する月の翌月末までに、その払込みがない場合には、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（2）本条（1）に規定する解除は、その変更日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第５条［準用規定］

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

保険料の払込み猶予に関する特約(保険会社直接通知条件付)

＜用語のご説明－定義＞

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
（1）契約内容変更	保険証券または保険契約申込書の記載事項の変更をいい、ご契約者による保険契約条件の変更を含みます。
（2）追加保険料	普通保険約款基本条項第17条［保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の場合］（1）、（2）、（4）または（6）に定める追加保険料をいいます。
（3）変更日	ご契約者からの契約内容変更の通知等によって、契約内容を変更すべき期間の初日をいいます。

第１条［この特約の適用条件］

この特約は、当会社とご契約者との間にこの保険契約について当会社が請求した追加保険料を、この特約に定める方法により払い込むことについて合意がある場合に適用されます。

ただし、この保険契約に通信販売に関する特約が適用されている場合を除きます。

第２条［この特約における契約内容変更の通知の方法］

（1）ご契約者または被保険者は、この特約により、契約内容変更の通知を、書面またはファクシミリ等の通信により、当会社の所定の連絡先に対して直接行うことができます。

（2）本条（1）に規定する通信のうち、当会社のホームページへのインターネット（注）を経由した通信により契約内容変更の通知を当会社が受領した場合は、当会社は、ご契約者にインターネット上の通知画面と一連の画面により保険契約引受内容の表示をします。

（注）企業または企業グループ等における閉鎖されたネットワークを含みます。

（3）ご契約者または被保険者が、普通保険約款基本条項第17条［保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の場合］（6）の通知を行った場合には、ご契約者または被保険者に正当な理由があり、かつ、当会社が認める場合を除いて、ご契約者は、これを撤回することはできません。

第３条［追加保険料の払込期限］

（1）ご契約者は、当会社が第２条［この特約における契約内容変更の通知の方法］（1）に規定する通知に基づき請求する追加保険料の全額を、変更日（注）からその日を含めて30日（以下この特約において「追加保険料の払込期限」といいます。）以内に、当会社に払い込まなければなりません。

（注）普通保険約款基本条項第17条［保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の場合］（1）または（2）に定めるところに従い当会社が請求した追加保険料である場合には、「変更日」とあるのを「当会社が追加保険料を請求した日」と読み替えて適用します。

（2）本条（1）の規定により追加保険料の全額が当会社に払い込まれた場合は、当会社は、契約内容変更の効力発生時に追加保険料の全額を領収したものとみなします。

第４条［追加保険料の払込みがない場合の事故の取扱い］

（1）ご契約者が、第３条［追加保険料の払込期限］（1）の規定により当会社が請求した追加保険料を追加保険料の払込期限までに払い込まなかった場合には、当会社は、変更日から追加保険料の全額を領収するまでの間に発生した事故による損害または傷害に対しては、次表に定める追加保険料の区分に従って、同表のとおり取扱います。

追加保険料の区分	事故の取扱い
① 普通保険約款基本条項第17条［保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の場合］（1）または（2）に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません（注）。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。 ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。 （注）当会社が追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがないことにより、この保険契約を解除できる場合に限ります。

② 普通保険約款基本条項第17条（4）に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません。
③ 普通保険約款基本条項第17条（6）に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

（2）変更日以後、追加保険料の払込期限までに発生した事故による損害または傷害に対して、被保険者、保険金請求権者または損害賠償請求権者が、保険金または損害賠償額の支払を受けるときには、その支払を受ける前に、ご契約者は、追加保険料の全額を当会社に払い込まなければなりません。

第５条［この保険契約の解除－追加保険料等の払込みがない場合］

（1）当会社は、第３条［追加保険料の払込期限］（1）の規定により追加保険料の全額が払い込まれなかった場合には、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
（2）本条（1）に規定する解除は、その変更日から将来に向かってのみその効力を生じます。

契約内容変更の書面省略に関する特約

＜用語のご説明－定義＞

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

（1）契約内容変更 保険証券または保険契約申込書の記載事項の変更をいい、ご契約者による保険契約条件の変更を含みます。
（2）承認請求等 ご契約者または被保険者が当会社に対して行う、次のいずれかの規定による申出、通知または承認の請求をいいます。 ① 普通保険約款基本条項第４条［当会社に正しく告知いただけなかった場合］（2）の③ ② 普通保険約款基本条項第５条［ご契約後に通知いただく事項－通知義務その１］（1） ③ 普通保険約款基本条項第６条［ご契約後にご契約者が住所を変更した場合－通知義務その２］ ④ 普通保険約款基本条項第７条［ご契約のお車の譲渡］（1） ⑤ 普通保険約款基本条項第８条［ご契約のお車の入替］（1） ⑥ 普通保険約款基本条項第９条［入替自動車に対する自動補償特則］（2） ⑦ 普通保険約款基本条項第12条［保険金額の調整］ ⑧ 普通保険約款基本条項第15条［ご契約者からの保険契約の解約］ ⑨ 普通保険約款基本条項第17条［保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の場合］（6） ⑩ 上記①から⑨までのほか、この保険契約に付帯される他の特約

第１条［この特約の適用条件］

この特約は、保険契約締結の後、ご契約者または被保険者が、契約内容変更の通知を、電話等の通信により当会社の所定の連絡先に対して直接行う場合で、当会社とご契約者または被保険者との間に、この特約に定める方法により承認請求等を行うことについての合意があるときに適用されます。

第２条［この特約による承認請求等］

（1）ご契約者または被保険者が第１条［この特約の適用条件］の規定による通知を行い、当会社がその通知の受付と同時にそれを承認した場合は、当会社は、その通知をもって書面による承認請求等がなされたものとみなします。ただし、当会社が別に定める場合を除きます。
（2）第１条に規定する通信のうち、当会社のホームページへのインターネット（注）を経由した通信により契約内容変更の通知を当会社が受領した場合は、当会社は、ご契約者にインターネット上の通知画面と一連の画面により保険契約引受内容の表示をします。
（注）企業または企業グループ等における閉鎖されたネットワークを含みます。
（3）本条（1）の場合において、ご契約者または被保険者は、普通保険約款基本条項第17条［保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の場合］（6）の通知については、ご契約者または被保険者に正当な理由があり、かつ、当会社が認める場合を除いて、これを撤回することはできません。

第３条［準用規定］

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

事故・故障が発生した場合は

あんしん24受付センター

0120-024024（24時間 24時間）　365日・24時間受付

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
※おかけ間違いにご注意ください。

万一事故の際は、上記までただちにご連絡ください。
専門の係員が事故受付をさせていただきます。

アクセスは こちらから

●レッカー現場急行サービス　●クイック修理サービス
※ご契約内容等によっては有料となる場合がございます。

自動車保険ご契約内容変更のご連絡／商品・ご契約内容のお問合わせ

あいおいニッセイ同和損保カスタマーセンター

0120-101101

- 携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
- おかけ間違いにご注意ください。
- 音声案内に従ってご用件の番号をプッシュしてください。

※プライバシー保護のため、ご契約内容に関するお問合わせは契約者ご本人さまからお願いします。
※お見積り等一部のご用件は営業店等からのご対応となります。（下記のご注意いただきたい事項をご覧ください。）
※カスタマーセンターでは聞き間違い等によりお客さまにご迷惑をおかけしないよう内容確認のため、通話録音させていただきます。あらかじめご了承ください。

ご契約に関するご連絡・お問合わせ窓口

ご用件	受付時間	ご注意いただきたい事項
自動車保険ご契約内容変更のご連絡（365日・24時間受付）	［平　日］AM9:00～PM7:00 ［土・日・祝日］AM9:00～PM5:00 （年末年始を除きます） ※ご契約内容変更のご連絡は、上記以外の時間帯および年末年始はコンピューターによるご案内となります。	●ご契約内容変更のご連絡の際は、保険証券、新しいお車の自動車検査証等（お車の入替の場合）をご用意願います。 ●以下のご用件につきましては、ご契約の代理店・扱者または弊社営業店・サービスセンター等でのお手続き・ご対応となります。 ・お見積り（新規・継続）、ご契約、ご解約 ・フリート契約および一部の長期契約のご変更 ・法人・団体を対象としたご契約に関するお問合わせ ・実際の事故の保険金お支払可否に関するお問合わせ　等
商品・ご契約内容のお問合わせ		

（120701）（2012年5月作成）GN12A010401（14-802）